

## 令和7年 北秋田市議会12月定例会提出事件

番号		事件名
1	議案第80号	北秋田市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
2	議案第81号	北秋田市職員等の旅費に関する条例及び北秋田市長、副市長及び教育長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
3	議案第82号	北秋田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定について
4	議案第83号	北秋田市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
5	議案第84号	北秋田市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
6	議案第85号	北秋田市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について
7	議案第86号	北秋田市上杉あいターミナル条例の一部を改正する条例の制定について
8	議案第87号	令和7年度北秋田市一般会計補正予算（第11号）
9	議案第88号	令和7年度北秋田市一般会計補正予算（第12号）
10	議案第89号	令和7年度北秋田市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
11	議案第90号	令和7年度北秋田市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
12	議案第91号	令和7年度北秋田市国民健康保険合川診療所特別会計補正予算（第2号）
13	議案第92号	令和7年度北秋田市国民健康保険合川診療所特別会計補正予算（第3号）
14	議案第93号	令和7年度北秋田市介護保険特別会計補正予算（第3号）
15	議案第94号	令和7年度北秋田市介護保険特別会計補正予算（第4号）
16	議案第95号	令和7年度北秋田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
17	議案第96号	令和7年度北秋田市立阿仁診療所特別会計補正予算（第3号）
18	議案第97号	令和7年度北秋田市立阿仁診療所特別会計補正予算（第4号）
19	議案第98号	令和7年度北秋田市立米内沢診療所特別会計補正予算（第2号）
20	議案第99号	令和7年度北秋田市立米内沢診療所特別会計補正予算（第3号）
21	議案第100号	令和7年度北秋田市病院事業会計補正予算（第2号）

22	議案第 101 号	令和 7 年度北秋田市水道事業会計補正予算（第 3 号）
23	議案第 102 号	令和 7 年度北秋田市水道事業会計補正予算（第 4 号）
24	議案第 103 号	令和 7 年度北秋田市下水道事業会計補正予算（第 3 号）
25	議案第 104 号	令和 7 年度北秋田市下水道事業会計補正予算（第 4 号）
26	議案第 105 号	工事請負契約の変更について（旧阿仁中校舎解体工事）
27	議案第 106 号	市道路線の廃止について（掛泥新墓地線）
28	議案第 107 号	市道路線の認定について（高村岱 6 号線ほか 5 路線）
29	議案第 108 号	第 3 次北秋田市総合計画基本構想の策定について
30	議案第 109 号	北秋田市打当温泉マタギの湯の指定管理者の指定について
31	議案第 110 号	北秋田市ふるさとセンター（マタギ資料館）の指定管理者の指定について
32	議案第 111 号	北秋田市農業者健康管理施設の指定管理者の指定について
33	議案第 112 号	北秋田市農林水産物直売・食材供給施設の指定管理者の指定について
34	議案第 113 号	北秋田市営森吉山阿仁スキー場の指定管理者の指定について

## 令和7年北秋田市議会12月定例会 行政報告

北秋田市議会12月定例会が開催されるにあたり、8月21日以降の主な事項及び今後予定している事項について報告いたします。

### 市長部局

### 総務部

#### <総務課関係>

9月21日、高校卒程度一般行政及び消防吏員の採用第1次試験を行い、高校卒程度一般行政8人、消防吏員7人の合格者を10月2日付けで告示しました。また、第2次試験を10月25日に行い、11月10日付けで高校卒程度一般行政4人、消防吏員4人の合格者を告示しました。

10月20日、滞納者の心理を理解した「意欲」を引き出す交渉の基本を身に付けることを目的に、講師を招いて徴収職員スキル向上研修を開催し、18人の職員が受講しました。

10月31日、職員採用試験（後期）の実施について告示しました。大学卒程度一般行政、高校卒程度一般行政、建築、土木、看護師、社会人経験者一般行政、障がい者採用（一般行政又は技能労務職）の職種について、11月28日までを募集期間とし、12月13日に採用試験を行います。

10月31日、義務教育学校阿仁学園において、「令和7年度こども人権デーの集い in 阿仁学園」を開催し、児童・生徒や人権擁護委員等約150人が参加しました。人権作品の表彰、受賞作品の発表、感想交流を行い、次代を担う子ども達が人権を尊重し、守ることの必要性や重要性への理解を深め合いました。

#### <総合政策課関係>

9月23日、ふるさと大使 高橋克典さんの母校である青山学院大学の青山キャンパスにおいて開催された「第32回青山学院大学同窓祭(AOYAMA GREEN FESTIVAL 2025)」に出展し、多くの来場者に本市のPRを行いました。

10月1日、明治安田生命保険相互会社との包括連携協定締結式及び寄附金贈呈式が、市役所本庁舎で行われ、健康増進事業の推進や地域経済の活性化支援等を目的とした連携協定を締結するとともに、御寄附いただいた寄附金について、地域住民の健康増進や介護・認知症対策、子育て支援等に活用させていただくことといたしました。

10月9日から10日まで、ふるさと大使 押尾川親方の「押尾川部屋応援ツアー」を実施し、市民、友好交流都市である国立市民の参加により、親方との交流や部屋の朝稽古などを見学し、所属力士や親方の激励を行いました。

10月21日、令和7年2月17日に市長から諮問のあった「第3次北秋田市総合計画」について、第3次北秋田市総合計画等策定審議会の三浦栄一委員長より、これまでの審議会での審議を踏まえた答申が行われました。今後は、答申の内容に配慮しながら計画づくりを進めることとしています。

11月2日及び11月9日、東京都内において、首都圏ふるさと会の「第38回東京鷹巣会及び第39回森吉会の総会及び懇親会」が開催され、本市からの出席者と会員との交流や、特産品のPR等を行いました。

#### ＜内陸線再生支援室関係＞

8月20日から21日まで、豪雨による運行規制により阿仁合駅～角館駅間が運休となりました。その後、荒瀬駅～松葉駅間で11か所の被災が確認されました。

8月22日、荒瀬駅～萱草駅間の復旧が完了し、阿仁合駅～比立内駅については運転を再開しました。

9月1日、比立内駅～上桧木内駅間の復旧が完了し、同区間の運転を再開しました。また、上桧木内駅～角館駅間については、代行バスによる輸送を開始しました。

9月2日、豪雨による運行規制により、全線で一時運休しました。米内沢駅～阿仁前田温泉駅間の6か所では路盤の崩壊、線路への土砂流入等が確認されました。

9月3日、上桧木内駅～角館駅間の代行バスによる輸送を再開しました。同日、区間の安全が確認された阿仁合駅～上桧木内駅間について運転を再開しました。

9月8日、鷹巣駅～合川駅間の運転を再開しました。また、合川駅～阿仁合駅間については、代行バスによる輸送を開始しました。

9月13日、阿仁合駅において、「秋田内陸線駅マルシェ」を開催しました。ハンドメイド雑貨やアクセサリーなどの販売や親子でのクラフト体験が行われました。

9月14日、「車両基地特別撮影会」を開催しました。災害による一部区間代行バス輸送中にもかかわらず17人が参加し、普段公開されていない旧もりよし号などの撮影を楽しみました。

9月18日、義務教育学校阿仁学園のふるさとPRイベントの一環で、生徒らにより岩野目駅駅舎にカラフルなイラストが描かれ、新デザインお披露目会とPR動画撮影が行われました。

9月21日、代行バス輸送となっていた合川駅～阿仁合駅間で通常運転を再開しました。

10月2日、縄文小ヶ田駅前において、田んぼアートの稻刈りが行われました。地元の清鷹小学校5年生、比内支援学校たかのす校中学部1年生、さらにANA秋田支店、東北電力秋田支店、NTT東日本秋田支店、住友生命保険秋田支社等の社員が参加し、共同で稻刈り作業に取り組

み、交流を深めました。また、沿線のほか4か所においても、9月下旬から10月上旬まで田んぼアートの稻刈りが地域住民の協力により実施されました。

「鷹巣駅駅舎オーナー」については、10月4日、鷹巣駅待合室に地域に愛される駅舎の新たな象徴として、585人のオーナー名を記載したメモリアルボードが設置されました。

10月18日、8月及び9月に発生した豪雨災害の全ての被災箇所で復旧工事が完了したことから、始発より全線での運転を再開しました。

10月25日、阿仁合駅及び角館駅において、「クレヨンしんちゃん家族都市ラッピング列車運行記念撮影会」を実施しました。秋田内陸線縦貫鉄道と秋田県等が連携し、約3か月間にわたり運行したラッピング列車を記念し、人気漫画「クレヨンしんちゃん」のキャラクターであるしんちゃんとひろし（父）を招き、記念撮影会等を行いました。

11月2日、秋田の特別な地酒を楽しむ観光列車「秋田の酒蔵列車」の運行を開始しました。この観光列車は2月21日まで全11回の運行を予定しています。

11月28日、地域の特別な食を楽しむ観光列車「ごつお玉手箱列車」の運行を開始しました。この観光列車は3月8日まで全9回の運行を予定しています。

## 財務部

### <財政課関係>

令和7年8月1日から令和7年10月31日までの工事等発注状況（500万円以上）は、下記のとおりとなっております。

工事等発注一覧表			
※500万円以上（消費税含む）		令和7年8月1日～令和7年10月31日	
工事名又は業務名等	契約年月日	契約額 (千円)	請負業者名
キッチンシステム	R 7. 8. 21	15,400	猿田興業(株)防災事業部
標準準拠システム移行業務委託（生活保護）	R 7. 9. 4	6,384	北日本コンピューターサービス(株)
総務部 2件		21,784	
第二庁舎玄関ポーチ床補修工事	R 7. 8. 1	16,200	(有)アート住備
本庁舎車庫屋根改修工事	R 7. 8. 1	11,176	(有)相馬板金工業所

工事等発注一覧表			
※500万円以上（消費税含む）		令和7年8月1日～令和7年10月31日	
工事名又は業務名等	契約年月日	契約額 (千円)	請負業者名
河川浚渫工事(普通河川 今泉川)	R 7. 8. 1	6,886	(有)千葉建設
公用車（軽EV貨物自動車）	R 7. 8. 21	6,445	(資)平塚自動車商会
法定外水路災害復旧工事（綴子字作坂 地内）	R 7. 9. 12	5,511	(有)千葉建設
根森田地域コミュニティセンター等解体工事	R 7. 10. 6	18,370	秋田土建(株)
法定外道路応急仮復旧工事（七日市字岩脇囲ノ内 地内）	R 7. 10. 8	5,445	(有)千葉建設
河川災害復旧工事（普通河川 荒瀬川）	R 7. 10. 8	5,258	(有)阿仁土建
法定外道路災害復旧工事（坊沢字炭焼沢口 地内）	R 7. 10. 10	9,372	(有)千葉建設
法定外道路災害復旧測量設計業務委託（七日市字岩脇囲ノ内 地内）	R 7. 10. 31	9,549	(株)長大 秋田営業所
財務部 10件		94,212	
鷹巣埋立地最終処分場道路復旧工事	R 7. 9. 12	6,061	(有)千葉建設
し尿処理施設井戸ポンプ等設置工事	R 7. 9. 19	22,000	(株)西原環境 東北営業所
一般廃棄物最終処分場復旧工事	R 7. 10. 17	7,073	(有)千葉建設
市民生活部 3件		35,134	
照明器具LED改修工事（北秋田市保健センター）	R 7. 10. 6	7,700	岩川電気(株)
健康福祉部 1件		7,700	
林道橋梁補修設計業務委託（二の又線 二の又橋）	R 7. 8. 1	7,074	富士技研センター(株)秋田支店
林道施設災害復旧工事（中佐山線）	R 7. 8. 1	16,885	(株)上杉組
林道施設災害復旧工事（阿仁線4号箇所）	R 7. 8. 21	19,415	(株)上杉組

工事等発注一覧表			
※500万円以上（消費税含む）		令和7年8月1日～令和7年10月31日	
工事名又は業務名等	契約年月日	契約額 (千円)	請負業者名
8月19日以降発生豪雨 農地・農業用施設災害査定設計書類作成業務委託（その1）	R 7. 9. 11	14,520	(有)ダイワ技術
8月19日以降発生豪雨 農地・農業用施設災害査定設計書類作成業務委託（その3）	R 7. 9. 11	13,915	(株)北部測量設計
8月19日以降発生豪雨 農地・農業用施設災害査定設計書類作成業務委託（その6）	R 7. 9. 11	20,680	創和技術(株)北秋田事務所
8月19日以降発生豪雨 農地・農業用施設災害査定設計書類作成業務委託（その7）	R 7. 9. 11	11,440	(株)矢留測量設計 鷹巣営業所
査定設計書作成業務委託（大摩当線1号箇所）	R 7. 9. 16	5,500	奥羽測量設計(株)北秋田営業所
査定設計書作成業務委託（元屋布線）	R 7. 9. 16	5,115	奥羽測量設計(株)北秋田営業所
農業用施設災害復旧工事（小様上ミニ川向地区）	R 7. 9. 16	9,746	(有)阿仁土建
市有林等造林事業（中小又沢）	R 7. 9. 19	8,580	大館北秋田森林組合
農業用施設災害復旧工事（湯口内（2）地区）	R 7. 10. 3	5,115	(株)上杉組
査定設計書作成業務委託（9月災大摩当線1号箇所）	R 7. 10. 3	5,830	奥羽測量設計(株)北秋田営業所
査定設計書作成業務委託（9月災大摩当線2号箇所）	R 7. 10. 3	6,710	奥羽測量設計(株)北秋田営業所
査定設計書作成業務委託（9月災大摩当線3号箇所）	R 7. 10. 3	5,820	奥羽測量設計(株)北秋田営業所
査定設計書作成業務委託（9月災根小屋沢線2号箇所）	R 7. 10. 3	5,390	奥羽測量設計(株)北秋田営業所
査定設計書作成業務委託（9月災阿仁線1号箇所）	R 7. 10. 3	8,250	奥羽測量設計(株)北秋田営業所
9月1日以降発生豪雨 農地・農業用施設災害査定設計書類作成業務委託（その2）	R 7. 10. 3	18,425	(有)ダイワ技術

工事等発注一覧表			
※500万円以上（消費税含む）		令和7年8月1日～令和7年10月31日	
工事名又は業務名等	契約年月日	契約額 (千円)	請負業者名
9月1日以降発生豪雨 農地・農業用施設災害査定設計書類作成業務委託（その3）	R 7.10.3	22,484	(株)北部測量設計
9月1日以降発生豪雨 農地・農業用施設災害査定設計書類作成業務委託（その5）	R 7.10.3	9,881	(株)中村設計
9月1日以降発生豪雨 農地・農業用施設災害査定設計書類作成業務委託（その10）	R 7.10.3	10,417	(有)ダイワ技術
9月1日以降発生豪雨 農地・農業用施設災害査定設計書類作成業務委託（その11）	R 7.10.3	20,350	創和技術(株)北秋田事務所
9月1日以降発生豪雨 農地・農業用施設災害査定設計書類作成業務委託（その12）	R 7.10.3	8,932	(株)北部測量設計
9月1日以降発生豪雨 農地・農業用施設災害査定設計書類作成業務委託（その13）	R 7.10.3	32,120	(株)測建技巧
9月1日以降発生豪雨 農地・農業用施設災害査定設計書類作成業務委託（その14）	R 7.10.3	10,230	(株)ウスマ地域総研
9月1日以降発生豪雨 農地・農業用施設災害査定設計書類作成業務委託（その15）	R 7.10.3	8,866	小川測量設計(株)
9月1日以降発生豪雨 農地・農業用施設災害査定設計書類作成業務委託（その17）	R 7.10.3	6,282	(株)興和技術コンサルタント
農業用施設災害復旧工事（柏木岱家ノ上地区）	R 7.10.6	14,960	(株)藤島組
林道橋梁補修設計業務委託（小様線屏風岩橋）	R 7.10.6	7,067	富士技研センター(株)秋田支店
林道橋梁補修工事（小摩当線 4号橋）	R 7.10.7	9,350	かつら造園建設(株)
林道橋梁補修設計業務委託（二の又橋 ゴヂボ橋）	R 7.10.31	5,839	(株)ニュージェック 秋田事務所
産業部 31件		355,188	
鷹巣陸上競技場公認更新改修工事	R 7.8.1	28,380	長谷川体育施設(株)秋田営業所

工事等発注一覧表			
※500万円以上（消費税含む）		令和7年8月1日～令和7年10月31日	
工事名又は業務名等	契約年月日	契約額 (千円)	請負業者名
森吉山荘 改修工事耐震診断業務委託	R 7. 8. 1	5,071	(有)奈良田建築設計事務所
妖精の森 ロッジ森吉・コテージ等修繕	R 7. 8. 1	8,250	(株)高田工務店
森吉山荘 民間事業者参入意向調査委託	R 7. 8. 1	6,930	ランドブレイン(株)秋田事務所
北秋田市文化会館 LED 照明取替工事	R 7. 8. 21	9,955	(株)小畠電気商会
道の駅たかのす地質調査委託	R 7. 10. 6	8,030	奥山ボーリング(株)北秋田営業所
阿仁スキー場 圧雪車1号車修繕	R 7. 10. 7	6,732	戸田重機鉄工(株)
阿仁スキー場 災害復旧工事	R 7. 10. 10	12,650	(株)上杉組
高津森ペンション団地法面復旧工事	R 7. 10. 10	11,110	(株)上杉組
道の駅たかのす基本設計業務委託	R 7. 10. 15	39,094	ランドブレイン(株)秋田事務所
松森スキー場施設解体工事	R 7. 10. 31	10,395	(株)佐藤庫組
観光文化スポーツ部 11件		146,597	
道路災害復旧工事（1級市道 荒瀬川線）【余裕】	R 7. 8. 1	33,000	古河林業緑化(株)
河川災害復旧工事（普通河川 荒瀬川 右岸）【余裕】	R 7. 8. 1	35,970	(株)上杉組
局所がけ崩れ対策工事（阿仁水無地区）	R 7. 8. 1	81,950	秋田土建(株)
不明水対策工事（羽根山地区その1）	R 7. 8. 1	11,803	(有)宗和
除雪車両整備（その1）	R 7. 8. 1	8,230	コマツ秋田(株)大館支店

工事等発注一覧表			
※500万円以上（消費税含む）	令和7年8月1日～令和7年10月31日		
工事名又は業務名等	契約年月日	契約額 (千円)	請負業者名
除雪車両整備（その2）	R 7. 8. 1	7,957	コマツ秋田(株)大館支店
除雪車両整備（その3）	R 7. 8. 1	7,953	(資)平塚自動車商会
除雪車両整備（その4）	R 7. 8. 1	5,302	(有)丸栄建設
除雪車両整備（その5）	R 7. 8. 1	11,300	暁商工(株)
除雪車両整備（その6）	R 7. 8. 1	10,537	暁商工(株)
除雪車両整備（その7）	R 7. 8. 1	11,062	暁商工(株)
除雪車両整備（その8）	R 7. 8. 1	10,781	暁商工(株)
除雪車両整備（その9）	R 7. 8. 1	10,989	暁商工(株)
除雪車両整備（その10）	R 7. 8. 1	9,210	暁商工(株)
除雪車両整備（その11）	R 7. 8. 1	11,902	暁商工(株)
除雪車両整備（その12）	R 7. 8. 1	11,033	暁商工(株)
橋梁補修工事（岩谷2号橋）	R 7. 8. 21	26,565	長岐建設(株)
橋梁補修工事（岩谷3号橋）	R 7. 8. 21	21,340	(株)芳賀工務店
舗装復旧工事（鷹巣処理区その1）	R 7. 8. 21	48,620	朝日建設(株)
舗装復旧工事（鷹巣処理区その2）	R 7. 8. 21	18,370	ほくよう建設(株)
道路台帳補正業務委託	R 7. 8. 21	6,050	(株)パスク 秋田支店
トンネル補修工事（小様トンネル）	R 7. 8. 22	6,127	(有)宗和
橋梁補修工事（下岱橋）	R 7. 9. 4	37,290	(有)丸栄建設

工事等発注一覧表			
※500万円以上（消費税含む）		令和7年8月1日～令和7年10月31日	
工事名又は業務名等	契約年月日	契約額 (千円)	請負業者名
災害復旧事業測量設計業務委託（その1）	R 7. 9. 16	10,780	技苑コンサル(株)
災害復旧事業測量設計業務委託（その2）	R 7. 9. 16	9,075	(有)ダイワ技術
災害復旧事業測量設計業務委託（その3）	R 7. 9. 16	7,810	技苑コンサル(株)
2t トラック（アーム式パワーゲート付）	R 7. 9. 19	6,380	太平興業(株)大館支店
道路維持工事（その他市道 宮本2号線）	R 7. 9. 19	19,030	(有)松尾土木
河川維持工事（準用河川 大堤川）	R 7. 9. 19	5,577	(有)千葉建設
除雪車両整備（その13）	R 7. 10. 17	6,839	暁商工(株)
除雪車両整備（その14）	R 7. 10. 17	6,970	暁商工(株)
道路台帳システム移行業務委託	R 7. 10. 31	11,770	(株)パスコ秋田支店
ポンプ更新工事（米内沢処理区その1）	R 7. 10. 31	7,073	三光テクノ(株)大館営業所
河川浚渫工事（準用河川 田ノ沢川）【余裕】	R 7. 10. 31	5,577	(有)中嶋施設工業
小型バックホウ 0.1 m <sup>3</sup> 級	R 7. 10. 31	6,996	幸和機械(株)鷹巣営業所
建設部 35件		547,218	
電子黒板	R 7. 9. 26	36,520	東光コンピュータ・サービス(株)北秋田営業所
空調設備工事（清鷹小学校）	R 7. 10. 17	28,710	日通プロパン鷹巣販売(有)
森吉コミュニティセンター改築基本設計業務委託	R 7. 10. 17	13,750	村岡建築事務所

工事等発注一覧表			
※500万円以上（消費税含む）		令和7年8月1日～令和7年10月31日	
工事名又は業務名等	契約年月日	契約額 (千円)	請負業者名
空調設備工事（米内沢小学校）	R 7.10.20	15,400	安藤電機
地質調査業務委託（鷹巣中学校）	R 7.10.31	8,690	秋田ボーリング(株)北秋田 営業所
教育委員会 5件		103,070	
合計 98件		1,310,903	

## 市民生活部

### <生活環境課関係>

9月21日から30日まで、秋の全国交通安全運動が実施されました。22日には北秋田地区集会を市民ふれあいプラザにおいて開催し、交通安全功労者に対し表彰状が伝達されたほか、運動期間中には交通指導隊による巡回広報や、関係機関による街頭キャンペーンが行われました。

10月1日、「北秋田市男女共同参画推進会議」を開催し、委員12人に対し委嘱状を交付しました。令和8年度からの第4次北秋田市男女共同参画計画の策定に向け、今後も協議、検討を実施してまいります。

10月11日から20日まで、全国地域安全運動が実施されました。実施に先立つ10日には、北秋田警察署において安全を祈願した出動式が行われ、運動期間中は防犯指導隊や関係団体による巡回広報などが行われました。

10月26日、本庁舎と各総合窓口センターにおいて、家庭で使い終わった古着・古布・水銀製品と小型家電の秋季無料回収を実施しました。218人にご協力いただき、それぞれリユースとリサイクルを行いました。

11月8日、交流センターにおいて、秋田県及び関係機関等による「空き家相談会」を開催し、売却や解体等の相談9物件について助言等が行われました。

### <市民課関係>

令和7年10月末現在の住民登録者数は2万7,258人（うち外国人223人）で、その内訳は、男1万2,895人（同43人）、女1万4,363人（同180人）、世帯数は1万3,257世帯（うち外国人を

含む世帯 208 世帯)となっておりました。前年同期に比べ、住民登録者数は 671 人、世帯数は 137 世帯の減少となっていました。

マイナンバーカードについては、10 月末現在の市民の保有枚数が 2 万 3,576 枚で、保有枚数の人口に占める割合は 84.7%となっていました。

また、利用促進を図るため、10 月 18 日から 19 日まで、産業祭会場において、マイナンバーカードの申請受付や保険証へのひも付け及び P R 活動を行いました。

国民健康保険については、10 月末現在の被保険者数は 5,216 人、加入世帯数は 3,844 世帯で、前年同期に比べ被保険者数は 233 人、加入世帯数は 149 世帯の減少となっていました。

後期高齢者医療については、10 月末現在の被保険者数は 7,732 人で、前年同期に比べ、35 人の増加となっていました。

## 健康福祉部

### <福祉課関係>

8 月 22 日、文化会館において「北秋田市戦没者追悼式」を開催し、関係者及び遺族代表等の参列の下、戦後 80 年の節目に改めて恒久平和を誓うとともに、本市関係戦没者 1,700 人余りの英靈の遺徳をしのび、黙とうと献花を捧げました。

9 月 2 日に発生した豪雨災害による避難指示区域にお住まいの要支援者の避難のため、同日、福祉避難所を開設し、9 月 4 日まで要支援者の方に安全に避難していただくことができました。

給付金事業については、令和 6 年度定額減税調整給付の不足額給付に係る申請を 10 月末日をもって締め切っております。10 月末日時点の支給状況は 2,939 人、9,408 万円を給付しております。

### <こども課関係>

8 月 24 日、市民ふれあいプラザにおいて「北秋田市子育て応援講演会」を開催しました。子どもの発達支援や保護者支援のエキスパートである常磐大学心理学科教授の秋山邦久先生をお招きし、「親も子も楽になる！心をつなぐコミュニケーション～発達の特性に応じたヒント～」と題し、ご講演をいただきました。

9 月 30 日、「北秋田市児童福祉施設等整備構想策定部会」を開催しました。組織会員である教育・保育関係者や保護者と少子化の現状を共有し、それぞれの立場からの意見を踏まえ、市内保育所等施設の在り方について今後も継続して検討していくこととなりました。

10 月 8 日、食育推進事業として、未入園の子どもと保護者 3 組 6 人を対象として地元生産者の協力の下、さつま芋堀り体験やさつま芋を使った簡単クッキングを行い、農業体験を通して食に感謝する気持ちを育みました。

10月18日、産業祭会場において、幼児期からの歯の健康啓発活動として、むし歯のない年長児67人のうち27人を表彰しました。

11月の児童虐待防止・DV防止推進月間に先駆け、10月18日及び19日、産業祭会場において、相談窓口と児童虐待防止のPR活動を行いました。また、推進月間中に児童・生徒等にリーフレットを配布したほか、鷹巣図書館、森吉図書館、合川公民館において、児童虐待・子どもの権利擁護を啓発する書籍の展示を11月末まで実施しております。

綴子小児童クラブ施設周辺での相次ぐクマの出没を受け、10月20日から児童クラブ機能を綴子公民館へ移転しました。併せて、綴子児童館への児童の自由来館は、10月27日から中止しております。

#### <高齢福祉課関係>

88歳の米寿を迎えた方に市からお祝い品等を贈呈する「えらべる敬老お祝い事業」については、贈呈対象者355人全員から申込みがあり、市内特産の工芸品などのお祝い品やお祝い金をお贈りし、長寿を祝いました。

福祉の雪事業については、10月から利用申請及び事業者の登録受付を開始し、降雪期に向けて準備を進めております。

介護保険については、10月末現在の要支援・要介護認定者数が2,668人（前年同月比34人減）で、このうちサービス受給者は2,179人（同76人減）、認定者数に対する受給率は81.7%（同1.8%減）となっております。

#### <医療健康課関係>

健康増進事業については、9月25日に「阿仁合ウォーク」を実施し、50の方に参加いただきました。

成人検診事業については、「秋の追加検診」として10月19日から21日及び25日に特定健診及びがん検診を実施しました。受診率向上を目的として、特定健診・後期高齢者健診の未受診者に対しては、はがきによる受診勧奨、がん検診の未受診者に対しては、個別通知と電話による受診勧奨を実施したほか、公式LINEを活用し広く呼びかけを行いました。

心の健康づくり事業については、9月5日から11月10日まで、市内3中学校及び義務教育学校阿仁学園後期課程において困難やストレスへの対処方法を身に付けるため、「児童・生徒のSOSの出し方に関する教育」を実施しました。

介護予防事業については、「フレイル予防サポーター養成講座・フォローアップ講座」を新規参加者5人、フォローアップ15人の参加の下開催し、全4回のうち2回を終了しました。フレイル予防に大事な運動機能・栄養状態・口腔機能をチェックする「フレイル健診」は75歳以上を対象に実施しており、全10回のうち7回を終了し、137人が受診しました。

10月から始まった新型コロナワクチン接種については、今年から各診療所において北秋田市プレミアム付き応援チケットを利用可能としたところ5人の利用がありました。

在宅医療・介護連携推進事業については、10月12日、市民ふれあいプラザにおいて、市、地域医療連携センター運営協議会、市民病院、秋田大学地域共創機構、秋田大学北秋田分校及び秋田県がん診療連携協議会放射線療法部会との共催による「医療フェスタ」を開催しました。健康づくりブースや緊急車両展示、グルメエリアを設けるなどイベント性を高めたことで多世代の集客につながり、講演は、市民病院の佐々木智彦先生による「がんの手術について」、秋田大学の高木倫子先生による「放射線治療という選択肢」、市民病院副院长の佐藤誠先生を座長に両先生とのパネルディスカッションという3部構成で行い、市民等300人が来場しました。

## 産業部

### <農林課関係>

今年の水稻については、東北農政局によると、9月25日時点における県北の10アール当たりの予想収穫量が、1.90ミリメートルふるい目幅ベースでは前年比較で同量の543キログラムで、新たな指標である「作況単収指数」で102となりました。

今年度の経営所得安定対策については、213件の加入・交付申請があり、「水田活用の直接支払交付金」が戦略作物助成、産地交付金及び畠地化促進事業と合わせて3億5,000万円、「畠作物の直接支払交付金」が1億2,000万円、「コメ新市場開拓等促進事業」等が2,000万円で、総額が約5億円規模の交付となる見込みです。

鳥獣被害対策のうちツキノワグマの状況について、11月4日現在で、目撃情報は昨年同期比が604件多い705件、捕獲申請件数が86件多い120件、捕獲頭数は241頭多い258頭となっており、うちクマ特別対策での捕獲頭数は64頭となっております。また、果樹木伐採につきましては、年同期比で17本多い352本となっております。

今後も引き続き、人身被害の防止に向けて関係機関と連携し、捕獲や市街地出没対策、注意喚起等に努めてまいります。

造林事業につきましては、市有林の植栽業務1件、下刈り業務2件を委託し、来年度以降の市有林の調査測量委託業務3件が完成しております。

8月19日から21日、9月2日及び3日に発生した農地・農業用施設災害については、153か所を国の補助事業の対象として10月27日から国の災害査定が始まっており、来年の作付に影響が出ないよう復旧工事を進めてまいります。また、8月5日から9月21日までの豪雨が激甚災害指定を受けたことから、生産者が営農意欲の減退を招かないよう災害復旧事業の受益者分担金の率を半分に引き下げ、農家支援を行うとともに、国の補助事業の対象とならない農地の復旧や被災さ

れた農家の皆さんの再生産へ向けた取組に助成し、農業経営の再建に向けて支援を行ってまいります。

林道施設災害については、4路線10か所を補助事業の対象として11月13日までに国の災害査定を終了し、早期の復旧に向け取組を進めてまいります。

#### <産業政策課関係>

8月9日から10日まで、JR鷹ノ巣駅前で開催した国立市との交流イベント「北×国プロジェクトサマーフェスタ 2025in 鷹巣」において、ハローワーク鷹巣との共催で「就職・移住相談会」を開催しました。帰省や求職中の市民等2組3人が相談に訪れ、移住支援制度やAターン制度などを紹介しました。

9月1日、秋田キャッスルホテルにおいて、秋田県・県内市町村と誘致企業との懇談会が行われ、立地から50年を経過したリケン工業株式会社が永年立地表彰を受賞されました。

9月25日、「市と市商工会の意見交換会」を開催し、地域経済発展のための要望書を基に意見交換を行いました。

9月26日、「事業承継関係機関連絡会議」を開催し、事業者アンケートの結果共有、継業バンクの進捗など意見交換を行いました。

10月1日、エネルギー価格及び食料品等の価格高騰対策、市民生活の負担軽減を目的に、プレミアム付き応援チケット（第2弾）を発行しました。チケットの使用期間は来年2月28日までとなっております。

10月3日及び4日、移住・交流情報ガーデン（東京都）において「あきた県北合同移住交流フェア」を開催し、8人の来場者に移住支援制度などの相談・説明を行いました。

10月5日、国立市において「北×国プロジェクトオータムフェスタ」を開催し、きりたんぽ鍋やバター餅作り体験を行い、北秋田市出身者を含めた約22人が交流しました。

10月18日及び19日、鷹巣体育館において、「第18回北秋田市産業祭」を開催しました。「つなげよう、地域の魅力と輝く産業」をテーマとし、屋内外の77ブースでは、木材を使用した物作りコーナーや農産品の展示のほか、事業所の商品紹介や物品販売、キッチンカーなどが出店し、2日間で延べ1万2,750人が来場しました。

#### 観光文化スポーツ部

#### <観光課関係>

紅葉時期の森吉山阿仁ゴンドラの利用者数は6,104人（昨年7,449人）となっております。また、今年度から開始された太平湖小又峡シャトルタクシー船の利用者は299人となっており、10

月末をもって今年度の営業を終了しました。

9月14日、大太鼓の館前野外ステージにおいて、「第21回北秋田市たかのす太鼓まつり」が開催され、市内団体による太鼓演奏のほか、市外からのゲストとして「なまはげ太鼓音打屋」と「長信田太鼓」が出演し、それぞれ勇壮な演目を披露しました。最後には綴子上町・下町の両太鼓保存会による合同演奏が行われ、市内外から多くの来場者が訪れました。

10月10日及び11日、環境省東北環境事務所と本市の共催により「国立・国定公園の新規指定・大規模拡張候補地調査結果報告会」を開催しました。調査結果では、森吉山地域が国定公園への新規指定に十分な資質を有しているとの報告がありました。

10月13日から15日まで、北秋田市単独の台湾トップセールスを実施しました。14日には現地の主要旅行会社及びランドオペレーターを訪問し意見交換を行ったほか、台湾旅行エージェント向けの「北秋田市観光セミナー」では、商品造成担当者20人の参加者に対し、台湾観光客から人気の高い森吉山の樹氷や冬の内陸線をはじめ、グリーンシーズンや紅葉シーズンの素晴らしいしさについて動画を活用しながら紹介しました。

10月18日から11月3日まで、「くまくま園ハロウィンイベント」を開催し、ヒグマのもぐもぐタイムとフォトコンテストを行いました。このイベントにおける入園者数は、1,008人（昨年1,488人）となりました。なお、くまくま園の今年度の一般営業は、11月3日をもって終了しました。

#### <文化スポーツ課関係>

文化振興事業については、8月31日、文化会館において、「第14回ファルコン民謡祭」を開催し、22人の出演者とゲストの千葉勝弘社中が手踊りを披露しました。

9月13日、文化会館において、「海上自衛隊大湊音楽隊演奏会」を開催し、クラシックやポップス演奏のほか、海を題材にした楽曲が披露されました。今年は昼と夜の2回公演でしたが、どちらの公演もほぼ満席で好評を博しました。

9月21日、浜辺の歌音楽館において、「みんなのフリーコンサート」を開催し、市内外11団体が出演し、ピアノやギター、ウクレレ演奏などが披露されました。

10月13日、阿仁合駅舎と比立内駅舎において、「ちいさな秋の駅コンサート」を開催し、浜辺の歌音楽館少年少女合唱団が、成田為三作品や秋の歌などを披露し、地域の皆さんや秋田内陸線利用者に秋のメロディーをお届けしました。

10月25日、文化会館において、成田為三の顕彰事業である「第18回浜辺の歌音楽祭」を開催し、市内9団体が出演し、全員合唱で「浜辺の歌」を歌いました。また、それぞれの発表では日頃の練習の成果を披露しました。

10月25日から27日まで、文化会館と市民ふれあいプラザにおいて「令和7年度北秋田市文化祭」を開催し、展示部門では39団体の演示が行われました。特別公演として北秋田市出身の工藤康大さんのピアノコンサートが行われ、リストとショパンの曲を披露し、美しく繊細な旋律で来場

者を魅了しました。文化会館には大型のバルーンアートによるフォトスポットの開設や運営には市内の中学生、高校生がボランティアとして参加し、運営を盛り上げてくれました。展示部門では約 1,030 点の芸術作品が展示されたほか、軽食の他に雑貨の販売や、一般団体や高校生による体験コーナーもあり、多くの来場者に芸術の秋を楽しんでいただきました。

10月29日、龍淵寺において、「成田為三墓前演奏会」を開催し、浜辺の歌音楽館少年少女合唱団とコールもりよしが参加しました。今年はクマ出没による対策としてお寺の本堂にて演奏会を行い、成田為三の命日に歌声を披露しました。

世界遺産事業については、9月13日、伊勢堂岱遺跡において「第23回北秋田市縄文まつり」を開催し、当日は土器・土偶づくり、勾玉づくりなどの体験活動及びコンサートを行い、1,412人が来場者しました。

スポーツ振興事業については、11月16日、鷹巣体育館において、野球のスポーツ少年団と中学生を対象とした「投球障害予防教室」を開催しました。秋田大学医学部から講師を招き、参加者は肘などに異常がないか検査を受けたほか、自身の投球フォームを映像で確認しながら、正しい投げ方を学びました。

## 建設部

### <建設課関係>

令和7年8月1日から令和7年10月31日までの道路関係工事等発注及び完成状況については、下記のとおりとなっております。

工事等発注一覧表	
工事名又は業務名等	
道路台帳補正業務委託	道路台帳システム移行業務委託
道路台帳整備事業 2件	
公用車（森吉地区）	2t トラック（合川地区）
小型バックホウ 0.1 m <sup>3</sup> 級（鷹巣地区）	高圧洗浄機（鷹巣地区）
高圧洗浄機（合川地区）	
道路維持事業 5件	
排水維持工事（その他市道 鳥屋岱五号線）	排水維持工事（その他市道 石坂線）
排水維持工事 (その他市道 太田～あけぼの町線)	交通安全施設工事 (その他市道 掛泥1号線)
道路維持工事（その他市道 宮本2号線）	

道路等維持事業 5 件	
橋梁補修工事（岩谷 2 号橋）	橋梁補修工事（岩谷 3 号橋）
橋梁補修工事（下岱橋）	トンネル補修工事（小様トンネル）
道路メンテナンス事業 4 件	
河川維持工事（準用河川 大堤川）	
河川維持事業 1 件	
河川浚渫工事（準用河川 摩当沢川）	河川浚渫工事（準用河川 田ノ沢川）
河川浚渫工事（準用河川 田沢川）	河川浚渫工事（普通河川 荒瀬川）
河川・浚渫等維持事業 4 件	
災害復旧事業測量設計業務委託（その 1）	災害復旧事業測量設計業務委託（その 2）
災害復旧事業測量設計業務委託（その 3）	災害復旧事業測量設計業務委託（その 4）
災害復旧事業測量設計業務委託（その 5）	災害復旧事業測量設計業務委託（その 6）
災害復旧事業測量設計業務委託（その 7）	災害復旧事業測量設計業務委託（その 8）
河川災害復旧工事（普通河川 荒瀬川）	河川災害復旧工事（準用河川 田の沢川）
道路災害復旧工事（1 級市道 荒瀬川線）⑨	局所がけ崩れ対策工事（阿仁水無地区）
災害復旧工事（準用河川 黒沢川）	災害復旧工事（準用河川 大清水川）
災害復旧工事（準用河川 大堤川）	災害復旧工事（準用河川 田沢川）①
災害復旧工事（準用河川 田沢川）②	災害復旧工事（準用河川 田沢川）③
災害復旧工事（準用河川 田沢川）④	災害復旧工事（準用河川 小摩当川）
災害復旧工事（1 級市道 ブナ森線）②	災害復旧工事（1 級市道 ブナ森線）③
災害復旧工事（2 級市道 葛黒～吉ヶ沢線）	災害復旧工事（2 級市道 大印ノロ川線）
災害復旧工事（その他市道 中小又李岱線）	災害復旧工事（その他市道 脇神法泉坊沢線）
災害復旧工事（その他市道 高村岱小森線）①	災害復旧工事（その他市道 高村岱小森線）②
災害復旧工事（その他市道 高村岱小森線）③	災害復旧工事（その他市道 品類～大野岱線）
災害復旧工事（その他市道 黒森線）①	災害復旧工事（その他市道 高校通線）
災害復旧工事（その他市道 萱草地蔵岱線）	
公共土木施設災害復旧事業 33 件	
建設実施設計委託（明田団地第 2 期）	外構工事（明田団地）①
外構工事（明田団地）②	
市営住宅整備事業 3 件	
災害復旧工事（北緯 40 度カントリーパーク）	災害復旧工事（米代川河川緑地）
都市計画施設災害復旧事業 2 件	

工事等完成一覧表

工事名又は業務名等	
排水維持工事（1級市道 米内沢駅前線）	排水維持工事（その他市道 北家下3号線）
排水維持工事 (その他市道 太田～あけぼの町線)	道路維持工事（その他市道 杉山田雪田線）
道路等維持事業 4件	
舗装改良工事（1級市道 大野岱線）	舗装改良工事（その他市道 大沢～李岱線）
道路新設改良事業 2件	
道路災害復旧工事（1級市道 ブナ森線）	進入路設置工事（1級市道 ブナ森線）
道路災害復旧工事（1級市道 荒瀬川線）②	道路災害復旧工事（その他市道 荒瀬萱草線）
道路災害復旧工事（1級市道 荒瀬川線）⑧	道路災害復旧工事（2級市道 幸屋線）その1
道路災害復旧工事 (2級市道 幸屋線) その2	道路災害復旧工事 (1級市道 荒瀬上小阿仁線) その1
道路災害復旧工事 (1級市道 荒瀬上小阿仁線) その2	
公共土木施設災害復旧事業 9件	
屋根葺替工事（松山町団地H4年築2棟）	屋根葺替工事（上野住宅H9年築1棟）
屋根防水工事（南鷹巣団地S53年築1棟）	
市営住宅維持管理事業 3件	
外構工事（明田団地）①	
市営住宅整備事業 1件	
災害復旧工事（北緯40度カントリーパーク）	災害復旧工事（米代川河川緑地）
都市計画施設災害復旧事業 2件	

10月20日から22日まで、市内4地区にて都市計画マスタープランに係る地区別住民懇談会を開催し、これからまちづくりについて意見をいただきました。

住宅リフォーム支援事業「北秋田市住まい応援事業」については、令和7年8月1日から令和7年10月31日までに52件の申込みをいただいております。

#### <上下水道課関係>

令和7年8月1日から令和7年10月31日までの建設改良事業等の発注状況及び完成状況については、下記のとおりとなっております。

工事等発注一覧表	
工事名又は業務名等	
基幹管路更新工事（前山地区）	ポンプ取替工事（川口浄水場2号送水ポンプ）
残留塩素計更新工事（川口浄水場）	水道施設監視システム整備工事（阿仁地区）

テレメータほか更新工事（吉田計量場）	水質計器更新工事（小様浄水場）
取水井水位計更新工事（摩当浄水場）	無停電電源装置更新工事（鷹巣浄水場ほか）
加圧ポンプユニット交換工事（緑ヶ丘加圧ポンプ場）	
水道事業 9件	
舗装復旧工事（鷹巣処理区その1）	舗装復旧工事（鷹巣処理区その2）
ます設置工事（鷹巣処理区その4）	取付管舗装復旧工事（鷹巣処理区その1）
取付管舗装復旧工事（米内沢処理区その1）	取付管舗装復旧工事（合川処理区その1）
ポンプ更新工事（米内沢処理区その1）	積算資料作成業務委託（鷹巣処理区その2）
下水道事業 8件	
機器更新工事（合川地区その2）	不明水対策工事（羽根山地区その1）
農業集落排水事業 2件	

工事等完成一覧表	
工事名又は業務名等	
【R 6 繰越】面整備工事（鷹巣処理区その2）	【R 6 繰越】フェンス設置工事（米内沢処理区 柳原MP2）
ます設置工事（鷹巣処理区その2）	ます設置工事（鷹巣処理区その3）
取付管舗装復旧工事（鷹巣処理区その1）	取付管舗装復旧工事（米内沢処理区その1）
積算資料作成業務委託（鷹巣処理区その2）	
下水道事業 7件	
機器更新工事（根田芹沢処理場その1）	
農業集落排水事業 1件	

10月28日、秋田県下水道業務継続計画（BCP）訓練に参加し、大規模地震発生時における初動対応や業務を継続するための行動について確認しております。

水道料金の検針については、市内においてクマの出没が多発している状況から、検針員の安全確保のため、阿仁地区全域において10月と11月の水道検針を中止し、推定水量による水道料金の請求としております。（従来の推定水量期間：12月～3月）

## 消防本部

### <常備消防関係>

8月から10月までの火災発生状況及び消防活動については、火災は建物火災が1件、その他火災が2件発生し、建物火災において2人の死者が確認されております。

救急出場件数は417件で、急病が最も多く302件となっております。

救急救命士が行った医療処置は、血管確保が22件、薬剤投与が9件、気管挿管が5件となっております。ドクターヘリ要請は、施設間搬送が1件、覚知要請4件の計5件となっております。

救助出場件数は16件で、交通事故が11件、自然災害が5件となっております。

10月4日、大館能代空港において、「消火救難総合演習」が行われ、本消防本部のほか県北地区をはじめとする隣接消防本部及び空港管理事務所職員が参加し、航空機事故を想定した消火救難活動や各関係機関の初動体制と安全管理について確認を行いました。

10月10日から11日まで、山形県新庄市において、「緊急消防援助隊北海道東北ブロック合同訓練」が開催され、本消防本部消火隊及び後方支援隊が参加し、災害活動時における技術の向上及び連携活動能力の強化を図りました。

10月31日、文化会館において、「秋田県救急隊員セミナー」が開催され、救急活動症例や病院前救護体制について検討を図りました。

11月2日から8日まで、「秋の火災予防運動」を実施しました。11月2日には、鷹巣地区において、米代川右岸自治会と市内在住防災士が主導する初期消火や避難時対応訓練を実施しております。11月8日には、合川及び森吉地区において、防災講話を実施し災害時の避難行動要領について確認を行いました。また、ケーズデンキ鷹巣店において、住宅用火災警報器の設置や維持管理について啓発を行うとともに無線連動型住宅用火災警報器の普及に向けた購入費補助金の説明会を行っております。

阿仁分署建設事業については、外構工事や無線設備の移設など全ての工事が終了したことから、9月10日に新庁舎開署式を行い、同日運用を開始しております。

### <非常備消防関係>

地域全体で消防団を応援する機運を醸成し、消防団員の加入促進に努めるため、「消防団応援の店事業」を秋田県と並行して開始しました。団員が「応援の店」を利用した際に特典を受けられる内容となっており、地域防災の要である消防団員の確保に向けて協力していただける事業所の募集を行いました。

秋の火災予防運動については、11月2日から8日まで、市内各地区において、消防団車両による巡回を行い、火災予防の啓発を図りました。また、同日、西統合分署において、消防団員研修会を実施し、火災対応の基礎であるホースの展張やポンプ操作の技術向上に努めました。

## 教育委員会

### <教育総務課関係>

9月1日、あきたリフレッシュ学園の2学期が始まりました。

9月8日、今年度から新たに市単独事業としてスタートした「北秋田みらい応援留学」の第Ⅰ期が始まり、横浜市の小学6年生男子1人が参加し、6日間の留学を行いました。

10月2日から16日まで、学校経営の状況と特色ある教育課程の取組等を把握するため、教育委員による市内6校の学校訪問を行い、各校の取組などについて理解を深めました。

10月22日、株式会社松尾とJA秋田たかのすからの松尾牛と新米あきたこまちの無償提供を受け、鷹巣小学校で「感謝する会」を開催し、地元食材による給食を堪能した後に、子どもたちからは感謝の言葉を伝えました。

10月30日、「第2回総合教育会議」を開催し、今年度の事業の実施状況や成果を確認するとともに、現在進行中の事業の進捗状況を報告し、意見交換を行いました。

11月19日、綴子小学校において、今年度第2回目となる市民を対象とした「学校給食試食会」を開催しました。また、市の誘致企業であるポークランドグループから無償提供していただいた豚肉を当日の学校給食で提供したことから、同小で「感謝する会」を開催しました。

### <学校教育課関係>

9月6日、「令和7年度第21回北秋田市発明工夫展表彰式」を行い、応募作品94点の中から市長賞、議長賞をはじめとする特別賞6点、金賞8点、銀賞17点を表彰しました。

9月9日に小学校及び義務教育学校前期課程と特別支援教育、9月17日に中学校及び義務教育学校後期課程の授業研究会が各会場校で開催され、教員の授業力向上と授業改善を目的とした授業提示と研究協議を行いました。

10月18日、産業祭会場において、鷹巣中学校、森吉中学校及び合川中学校の生徒代表が各校のふるさと学習の成果を発表しました。同日、「秋田活性化中学生選手権県北大会」に義務教育学校阿仁学園と鷹巣中学校が出場し、義務教育学校阿仁学園が最優秀賞を獲得しました。

10月21日及び22日に福島県二本松市教育委員会及び学校代表の視察団、29日に三重県鈴鹿市議会の視察団、11月7日に福島県田村市議会の視察団が、本市のふるさと教育や義務教育学校の運営、学力向上の取組等について教育視察に訪れました。

10月23日、鷹巣中央保育園において、教育委員会主催、健康福祉部こども課共催により、「年長児公開保育」が行われました。就学前施設、小学校及び義務教育学校から35人の教職員が参加し、保育の実践について研修するとともに、幼保小相互の理解を深める会となりました。

10月24日、大館市立山瀬小学校及び田代中学校において、「東北地区道徳教育研究大会」が行われ、米内沢小学校6年生及び義務教育学校阿仁学園9年生が研究授業を提供しました。

10月25日、「第18回浜辺の歌音楽祭」に鷹巣東小学校、米内沢小学校及び鷹巣中学校が参加し、日頃の音楽教育の成果を披露するとともに、音楽を通じた交流を行いました。

11月7日、「東北地区書写書道教育研究大会」が米内沢小学校（授業会場・研究協議）及び市民ふれあいプラザ（全体会・講演）で開催されました。

10月31日から小学校5校に導入された電子黒板が、学習活動に活用されています。

#### <生涯学習課関係>

8月24日、文化会館において、「第19回北秋田市民俗芸能大会」を開催し、市内3団体による民俗芸能の演目のほか、羽後町の西馬音内盆踊り愛好会によるユネスコ無形文化遺産登録「風流踊」である「西馬音内盆踊り」を披露しました。

10月9日、森吉コミュニティセンター改築に係る住民説明会を開催し、森吉コミュニティセンター改築に係る検討委員会が候補地とした建設場所について報告しました。

10月23日から11月30日まで、市内図書館及び公民館図書室において、「きたあきた読書まつり」を開催し、貸出冊数の増冊や貸出期間の延長、古くなった本の無料提供を行いました。

10月31日、市民ふれあいプラザにおいて、花いっぱい運動推進協議会による「令和7年度北秋田市花だんコンクール表彰式」が行われ、市長賞、市議会議長賞、教育長賞など13団体、4個人が表彰されました。

## 議案第80号

北秋田市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

北秋田市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和7年12月2日提出

北秋田市長 津 谷 永 光

### 提案理由

人事院及び秋田県人事委員会が行った公務員給与に関する勧告の趣旨を尊重し、一般職の職員の給与、特別職の職員の期末手当等について改定を行う必要があるため、所要の規定の整備を行うものである。



## 北秋田市条例第 1 号

### 北秋田市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(北秋田市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 北秋田市一般職の職員の給与に関する条例（平成17年北秋田市条例第37号）の一部を次のように改正する。

第13条第2項第2号ウ中「7,100円」を「7,300円」に改め、同号エ中「10,000円」を「10,400円」に改め、同号オ中「12,900円」を「13,500円」に改め、同号カ中「15,800円」を「16,600円」に改め、同号キ中「18,700円」を「19,700円」に改め、同号ク中「21,600円」を「22,800円」に改め、同号ケ中「24,400円」を「25,900円」に改め、同号コ中「26,200円」を「29,100円」に改め、同号サ中「28,000円」を「32,300円」に改め、同号シ中「29,800円」を「35,500円」に改め、同号ス中「31,600円」を「38,700円」に改める。

第20条第1項中「6,600円」を「7,050円」に改める。

第24条第2項中「100分の125」を「100分の127.5」に改め、同条第3項中「100分の70」を「100分の72.5」に改める。

第27条第2項第1号中「100分の105」を「100分の107.5」に改め、同項第2号中「100分の50」を「100分の52.5」に改める。

第29条第1項第1号中「416,600円」を「417,600円」に改め、同項第2号中「51,600円」を「52,100円」に改める。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1（第4条関係）

行政職給料表

職員の区分 号給	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		給料月額						
定年前		円	円	円	円	円	円	円
再任用	1	197,356	243,923	278,496	312,262	335,244	369,716	424,044
短時間	2	198,465	245,234	279,504	313,774	337,058	371,429	425,959
勤務職員以外の職員	3	199,674	246,645	280,512	315,185	338,872	373,042	427,874
	4	200,783	248,056	281,520	316,597	340,586	374,655	429,689
	5	201,892	249,467	282,528	318,008	342,299	376,267	431,503
	6	203,605	250,878	283,536	319,116	344,013	378,082	433,317
	7	205,218	252,289	284,443	320,124	345,726	379,593	435,132

8	206, 831	253, 701	285, 451	321, 334	347, 339	381, 206	436, 946	
9	208, 343	255, 112	286, 459	322, 544	348, 952	382, 517	438, 559	
10	210, 056	256, 321	287, 467	324, 156	350, 665	384, 129	440, 070	
11	211, 669	257, 632	288, 475	325, 769	352, 379	385, 742	441, 582	
12	213, 282	258, 942	289, 483	327, 382	353, 992	387, 254	443, 094	
13	214, 794	260, 151	290, 491	328, 793	355, 503	389, 169	444, 606	
14	216, 507	261, 361	291, 801	330, 406	357, 116	391, 084	445, 917	
15	218, 221	262, 570	293, 111	332, 018	358, 729	392, 999	447, 227	
16	219, 934	263, 780	294, 321	333, 631	360, 241	394, 814	448, 436	
17	221, 144	264, 889	295, 530	335, 042	361, 652	396, 325	449, 646	
18	222, 756	265, 998	296, 841	336, 756	363, 365	398, 140	450, 956	
19	224, 369	267, 106	298, 050	338, 368	364, 978	399, 853	452, 267	
20	225, 881	268, 215	299, 260	339, 981	366, 591	401, 466	453, 476	
21	227, 393	269, 122	300, 268	341, 392	367, 700	403, 180	454, 686	
22	229, 006	270, 130	301, 477	343, 106	369, 212	404, 591	455, 492	
23	230, 618	271, 138	302, 687	344, 819	370, 724	406, 002	456, 298	
24	232, 231	272, 146	303, 997	346, 432	372, 235	407, 413	457, 105	
25	233, 844	273, 154	305, 308	347, 641	373, 949	408, 824	457, 710	
26	235, 557	274, 061	306, 316	349, 557	375, 763	410, 034	458, 314	
27	236, 868	274, 867	307, 323	351, 270	377, 376	411, 243	458, 919	
28	238, 178	275, 775	308, 331	352, 883	379, 089	412, 251	459, 524	
29	239, 488	276, 581	309, 440	354, 395	380, 501	413, 360	460, 229	
30	240, 597	277, 387	310, 650	356, 007	381, 811	414, 569	461, 036	
31	241, 706	278, 194	311, 758	357, 620	383, 021	415, 678	461, 439	
32	242, 815	278, 899	312, 968	359, 233	384, 432	416, 787	462, 145	
33	243, 923	279, 605	314, 077	360, 946	385, 540	417, 492	462, 649	
34	244, 831	280, 411	315, 387	362, 761	386, 448	418, 198	463, 052	
35	245, 738	281, 218	316, 697	364, 575	387, 455	418, 803	463, 455	
36	246, 746	281, 822	318, 008	366, 389	388, 463	419, 508	463, 858	
37	247, 754	282, 528	319, 217	367, 901	389, 270	420, 113	464, 261	
38	248, 661	283, 334	320, 528	369, 312	390, 177	420, 718	464, 564	
39	249, 568	284, 040	321, 838	370, 724	391, 084	421, 222	464, 866	
40	250, 374	284, 745	323, 148	372, 135	391, 890	421, 625	465, 168	
41	251, 181	285, 451	324, 459	373, 647	392, 697	422, 028	465, 471	
42	251, 886	286, 157	325, 668	374, 453	393, 503	422, 230	465, 773	
43	252, 491	286, 862	326, 978	375, 360	394, 310	422, 532	466, 076	
44	253, 096	287, 568	328, 087	376, 368	395, 015	422, 835	466, 378	
45	253, 801	288, 273	328, 994	377, 275	395, 721	423, 137	466, 680	
46	254, 406	288, 878	330, 305	378, 384	396, 426	423, 439		
47	255, 011	289, 584	331, 615	379, 291	397, 132	423, 742		
48	255, 616	290, 188	332, 925	380, 299	397, 837	424, 044		
49	256, 120	290, 894	334, 034	381, 206	398, 341	424, 246		
50	256, 724	291, 499	335, 344	381, 912	398, 946	424, 548		
51	257, 329	292, 204	336, 554	382, 617	399, 551	424, 750		
52	257, 833	292, 910	337, 764	383, 222	400, 256	425, 052		
53	258, 236	293, 414	339, 074	383, 625	400, 660	425, 254		
54	258, 639	294, 019	340, 082	384, 230	401, 264	425, 556		
55	258, 942	294, 623	341, 191	384, 835	401, 869	425, 858		
56	259, 244	295, 329	342, 299	385, 540	402, 373	426, 161		
57	259, 547	295, 934	343, 005	385, 843	402, 776	426, 362		

58	259, 849	296, 538	343, 912	386, 548	403, 381	426, 665	
59	260, 151	297, 143	344, 618	387, 254	403, 986	426, 967	
60	260, 454	297, 849	345, 424	387, 859	404, 490	427, 169	
61	260, 756	298, 453	346, 230	388, 161	404, 893	427, 370	
62	261, 059	299, 058	346, 634	388, 665	405, 397	427, 673	
63	261, 361	299, 562	347, 137	389, 270	405, 901	427, 975	
64	261, 663	300, 066	347, 843	389, 875	406, 506	428, 177	
65	261, 966	300, 570	348, 649	390, 177	406, 808	428, 378	
66	262, 268	301, 175	349, 355	390, 782	407, 211	428, 681	
67	262, 570	301, 679	350, 061	391, 487	407, 514	428, 983	
68	262, 873	302, 284	350, 665	392, 092	407, 917	429, 185	
69	263, 175	302, 687	351, 169	392, 495	408, 219	429, 386	
70	263, 478	303, 191	351, 774	392, 999	408, 522	429, 689	
71	263, 780	303, 695	352, 278	393, 604	408, 824	429, 991	
72	264, 082	304, 300	352, 883	394, 108	409, 026	430, 193	
73	264, 385	304, 804	353, 185	394, 612	409, 227	430, 394	
74	264, 687	305, 207	353, 689	395, 217	409, 530		
75	264, 990	305, 509	353, 992	395, 620	409, 832		
76	265, 292	305, 812	354, 395	395, 922	410, 034		
77	265, 594	306, 013	354, 798	396, 325	410, 235		
78	265, 897	306, 316	355, 302	396, 829	410, 538		
79	266, 199	306, 517	355, 806	397, 233	410, 840		
80	266, 501	306, 819	356, 310	397, 636	411, 042		
81	266, 804	307, 021	356, 612	398, 039	411, 243		
82	267, 106	307, 223	357, 015	398, 543	411, 545		
83	267, 409	307, 525	357, 419	398, 946	411, 848		
84	267, 711	307, 727	357, 822	399, 349	412, 049		
85	268, 013	308, 029	358, 124	399, 652	412, 251		
86	268, 316	308, 231	358, 527				
87	268, 618	308, 533	358, 930				
88	268, 921	308, 835	359, 334				
89	269, 223	309, 138	359, 535				
90	269, 525	309, 440	359, 938				
91	269, 828	309, 743	360, 342				
92	270, 130	310, 045	360, 745				
93	270, 432	310, 247	360, 946				
94		310, 448	361, 249				
95		310, 750	361, 652				
96		311, 154	361, 954				
97		311, 355	362, 257				
98		311, 658	362, 660				
99		311, 960	363, 063				
100		312, 363	363, 466				
101		312, 565	363, 970				
102		312, 867	364, 373				
103		313, 170	364, 777				
104		313, 472	365, 180				
105		313, 674	365, 684				
106		313, 976	366, 087				
107		314, 278	366, 389				

	108	314, 581	366, 692					
	109	314, 782	367, 095					
	110	315, 085						
	111	315, 488						
	112	315, 790						
	113	315, 992						
	114	316, 193						
	115	316, 496						
	116	316, 899						
	117	317, 101						
	118	317, 302						
	119	317, 605						
	120	317, 907						
	121	318, 209						
	122	318, 411						
	123	318, 713						
	124	319, 016						
	125	319, 318						
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基準 給料月額 円 201, 892	基準 給料月額 円 229, 611	基準 給料月額 円 271, 642	基準 給料月額 円 292, 406	基準 給料月額 円 308, 130	基準 給料月額 円 334, 538	基準 給料月額 円 377, 779

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、第38条に規定する職員を除く。

別表第2（第4条関係）

ア 医療職給料表（一）

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用 短時間勤務職 員以外の職員		円 305, 600	円 415, 600	円 470, 300	円 566, 200
	1	307, 900	418, 300	472, 300	572, 300
	2	310, 200	420, 900	474, 200	577, 400
	3	312, 400	423, 300	476, 100	582, 100
	4	314, 500	425, 600	477, 500	586, 400
	5	318, 000	427, 800	479, 200	590, 700
	6	321, 500	429, 800	481, 000	594, 100
	7	324, 900	431, 900	482, 800	597, 000
	8	328, 300	434, 000	484, 600	599, 500
	9	331, 800	435, 500	486, 300	601, 800
	10	335, 200	437, 000	488, 100	
	11	338, 600	438, 500	489, 900	
	12	342, 000	439, 900	491, 700	
	13	345, 500	441, 300	493, 400	
	14	348, 900	442, 800	495, 200	
	15	352, 300	444, 200	497, 000	
	16				

17		355, 700	445, 500	498, 800
18		358, 800	447, 000	500, 700
19		362, 000	448, 400	502, 600
20		365, 200	449, 800	504, 500
21		368, 500	451, 100	506, 400
22		371, 600	452, 600	508, 100
23		374, 700	454, 000	509, 900
24		377, 700	455, 400	511, 700
25		380, 800	456, 800	513, 300
26		383, 100	458, 200	515, 100
27		385, 400	459, 500	516, 900
28		387, 600	460, 900	518, 400
29		389, 500	462, 300	519, 800
30		391, 200	463, 600	521, 500
31		392, 900	465, 000	523, 300
32		394, 700	466, 400	525, 000
33		396, 400	467, 700	526, 500
34		398, 200	469, 100	527, 800
35		399, 800	470, 400	529, 100
36		401, 100	471, 800	530, 400
37		402, 500	473, 200	531, 400
38		403, 900	474, 900	532, 700
39		405, 300	476, 500	534, 000
40		406, 700	478, 000	535, 300
41		408, 200	479, 600	536, 300
42		408, 900	480, 800	537, 100
43		409, 500	481, 900	537, 900
44		410, 100	483, 000	538, 700
45		410, 900	484, 000	539, 600
46		411, 500	484, 900	540, 400
47		412, 100	485, 800	541, 200
48		412, 600	486, 600	541, 900
49		413, 100	487, 300	542, 700
50		413, 500	488, 000	543, 500
51		414, 000	488, 700	544, 200
52		414, 400	489, 300	545, 100
53		414, 800	489, 900	546, 000
54		415, 100	490, 600	546, 800
55		415, 400	491, 200	547, 700
56		415, 800	491, 800	548, 600
57		416, 100	492, 100	549, 400
58		416, 500	492, 700	550, 200
59		416, 800	493, 300	551, 000
60		417, 200	494, 000	551, 700
61		417, 600	494, 400	552, 500
62		417, 900	495, 000	553, 400
63		418, 200	495, 700	554, 300
64		418, 500	496, 400	555, 200
65		418, 800	496, 800	556, 000
66			497, 400	556, 900

	67		498, 000	557, 800	
	68		498, 500	558, 700	
	69		499, 000	559, 500	
	70		499, 500	560, 400	
	71		500, 000	561, 300	
	72		500, 500	562, 200	
	73		500, 900	563, 000	
	74		501, 400		
	75		501, 800		
	76		502, 200		
	77		502, 700		
	78		503, 300		
	79		503, 800		
	80		504, 200		
	81		504, 700		
	82		505, 300		
	83		505, 900		
	84		506, 400		
	85		506, 900		
定年前再任用 短時間勤務職 員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円
		312, 900	356, 500	412, 800	488, 500

備考 この表は、診療所等に勤務する医師及び歯科医師に適用する。

#### イ 医療職給料表（二）

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
		号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員			円	円	円	円
1	202, 597	241, 706	276, 581	295, 631	328, 894	
2	204, 714	243, 016	277, 387	296, 438	330, 305	
3	206, 831	244, 327	278, 093	297, 143	331, 716	
4	208, 948	245, 637	278, 899	297, 849	333, 127	
5	210, 963	246, 846	279, 706	298, 554	334, 538	
6	212, 979	247, 955	280, 512	299, 260	336, 151	
7	214, 995	248, 963	281, 318	299, 965	337, 663	
8	216, 810	249, 870	282, 024	300, 671	339, 175	
9	218, 624	250, 979	282, 729	301, 477	340, 586	
10	220, 539	252, 088	283, 536	302, 183	342, 199	
11	222, 454	253, 197	284, 342	302, 989	343, 710	
12	224, 571	254, 406	285, 149	303, 594	345, 222	
13	226, 284	255, 616	285, 955	304, 199	346, 634	
14	228, 300	256, 825	286, 761	305, 308	348, 246	
15	230, 518	258, 035	287, 467	306, 416	349, 758	
16	232, 634	259, 143	288, 273	307, 626	351, 270	
17	234, 751	260, 151	289, 080	308, 735	352, 782	
18	235, 860	261, 159	289, 886	309, 944	354, 395	
19	236, 868	262, 268	290, 692	311, 053	356, 007	
20	237, 976	263, 276	291, 398	312, 262	357, 519	

21	239, 085	264, 385	292, 204	313, 472	358, 830
22	239, 892	265, 292	293, 111	314, 681	360, 342
23	240, 799	266, 098	294, 019	315, 891	361, 854
24	241, 605	266, 905	294, 724	317, 000	363, 365
25	242, 512	267, 711	295, 430	318, 209	364, 777
26	243, 419	268, 517	296, 337	319, 419	366, 289
27	244, 327	269, 324	297, 244	320, 528	367, 800
28	245, 234	270, 130	297, 950	321, 737	369, 212
29	246, 040	270, 836	298, 756	322, 947	370, 623
30	246, 846	271, 642	299, 764	324, 156	372, 235
31	247, 552	272, 448	300, 671	325, 366	373, 647
32	248, 358	273, 255	301, 679	326, 575	375, 158
33	249, 064	274, 061	302, 687	327, 684	376, 368
34	249, 669	274, 867	303, 796	328, 793	377, 477
35	250, 374	275, 472	304, 804	330, 002	378, 686
36	251, 080	276, 279	305, 711	331, 212	379, 795
37	251, 785	277, 186	306, 719	332, 421	380, 803
38	252, 390	277, 992	307, 727	333, 631	381, 609
39	252, 995	278, 798	308, 735	334, 941	382, 517
40	253, 600	279, 504	309, 743	336, 151	383, 625
41	254, 204	280, 210	310, 650	337, 058	384, 633
42	254, 809	281, 016	311, 859	338, 268	385, 641
43	255, 414	281, 822	312, 968	339, 477	386, 649
44	255, 918	282, 528	314, 077	340, 687	387, 556
45	256, 321	283, 233	315, 085	341, 594	388, 363
46	256, 926	284, 040	316, 193	342, 602	389, 169
47	257, 329	284, 846	317, 302	343, 610	390, 076
48	257, 732	285, 552	318, 310	344, 517	390, 883
49	258, 135	286, 257	319, 419	345, 424	391, 386
50	258, 639	286, 963	320, 427	346, 331	392, 193
51	259, 143	287, 568	321, 536	347, 339	392, 999
52	259, 647	288, 273	322, 644	348, 246	393, 806
53	259, 950	288, 979	323, 652	348, 750	394, 209
54	260, 252	289, 584	324, 660	349, 657	394, 914
55	260, 555	290, 289	325, 668	350, 363	395, 620
56	260, 857	290, 894	326, 676	351, 270	396, 225
57	261, 159	291, 599	327, 583	351, 976	396, 628
58	261, 462	292, 305	328, 591	352, 278	397, 132
59	261, 764	293, 011	329, 599	352, 681	397, 737
60	262, 067	293, 615	330, 506	353, 286	398, 341
61	262, 369	294, 119	331, 413	353, 891	398, 745
62	262, 671	294, 724	332, 119	354, 596	399, 248
63	262, 974	295, 430	332, 825	355, 302	399, 752
64	263, 276	296, 034	333, 429	355, 907	400, 256
65	263, 578	296, 538	334, 034	356, 612	400, 861
66	263, 881	297, 143	334, 740	357, 116	401, 365
67	264, 183	297, 849	335, 344	357, 721	401, 970
68	264, 486	298, 453	335, 949	358, 326	402, 575
69	264, 788	299, 058	336, 554	358, 628	403, 079
70	265, 090	299, 663	336, 756	359, 132	403, 583

	71	265, 393	300, 268	337, 159	359, 535	403, 986
	72	265, 594	300, 873	337, 663	360, 039	404, 389
	73	265, 796	301, 477	338, 268	360, 543	404, 691
	74	266, 098	301, 981	338, 771	361, 047	405, 195
	75	266, 401	302, 385	339, 275	361, 551	405, 599
	76	266, 602	302, 788	339, 679	361, 954	406, 002
	77	266, 804	303, 090	340, 283	362, 257	406, 405
	78	267, 106	303, 392	340, 787	362, 559	
	79	267, 409	303, 594	341, 191	362, 761	
	80	267, 610	303, 896	341, 695	363, 063	
	81	267, 812	304, 199	342, 199	363, 567	
	82	268, 114	304, 400	342, 501	363, 869	
	83	268, 417	304, 703	342, 703	364, 172	
	84	268, 618	305, 005	343, 005	364, 474	
	85	268, 820	305, 207	343, 408	364, 877	
	86		305, 408	343, 811	365, 180	
	87		305, 610	344, 114	365, 482	
	88		305, 812	344, 416	365, 785	
	89		306, 215	344, 718	366, 188	
	90		306, 416	344, 920	366, 490	
	91		306, 618	345, 323	366, 692	
	92		306, 819	345, 626	366, 994	
	93		307, 223	345, 827	367, 296	
	94		307, 424	346, 130	367, 700	
	95		307, 626	346, 432	368, 103	
	96		307, 928	346, 634	368, 506	
	97		308, 231	346, 835	369, 010	
	98		308, 432	347, 137	369, 413	
	99		308, 634	347, 440	369, 816	
	100		308, 936	347, 641	370, 220	
	101		309, 239	347, 843	370, 724	
	102		309, 440	348, 045		
	103		309, 642	348, 448		
	104		309, 944	348, 649		
	105		310, 247	348, 851		
	106			349, 153		
	107			349, 557		
	108			349, 960		
	109			350, 161		
定年前再任用短時間勤務職員		基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額
		円 202, 900	円 229, 711	円 259, 345	円 273, 456	円 300, 167

備考 この表は、診療所等に勤務する薬剤師その他の職員に適用する。

#### ウ 医療職給料表（三）

職員の区分	職務の	1級	2級	3級	4級	5級
-------	-----	----	----	----	----	----

	級 号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円
1	223, 462	256, 724	296, 236	309, 743	333, 429	
2	225, 377	258, 841	296, 740	310, 247	334, 437	
3	227, 191	261, 059	297, 244	310, 750	335, 445	
4	228, 905	263, 276	297, 748	311, 254	336, 352	
5	230, 618	265, 494	298, 151	311, 758	337, 360	
6	232, 534	266, 501	298, 655	312, 262	338, 570	
7	234, 348	267, 308	299, 159	312, 867	339, 779	
8	236, 061	268, 215	299, 562	313, 270	340, 989	
9	237, 775	269, 021	299, 965	313, 774	341, 896	
10	239, 690	270, 130	300, 469	314, 278	343, 106	
11	241, 605	271, 239	300, 973	314, 883	344, 214	
12	243, 520	272, 146	301, 477	315, 387	345, 323	
13	245, 335	272, 952	301, 881	315, 790	346, 331	
14	247, 350	273, 658	302, 385	316, 395	347, 440	
15	249, 366	274, 363	302, 788	317, 101	348, 549	
16	251, 382	275, 170	303, 292	317, 705	349, 657	
17	253, 398	276, 279	303, 796	318, 310	350, 766	
18	255, 414	277, 186	304, 199	319, 217	351, 875	
19	257, 531	278, 093	304, 703	320, 024	352, 984	
20	259, 547	279, 000	305, 106	320, 931	354, 092	
21	261, 462	280, 008	305, 610	321, 737	355, 201	
22	262, 671	281, 016	306, 013	322, 644	356, 411	
23	263, 780	281, 923	306, 517	323, 551	357, 519	
24	264, 889	282, 931	306, 920	324, 358	358, 628	
25	265, 998	283, 737	307, 424	325, 164	359, 636	
26	266, 804	284, 645	308, 029	325, 971	360, 946	
27	267, 711	285, 552	308, 735	326, 878	362, 257	
28	268, 517	286, 459	309, 440	327, 785	363, 567	
29	269, 324	287, 467	310, 146	328, 490	364, 777	
30	270, 029	288, 172	310, 851	329, 599	366, 289	
31	270, 735	288, 878	311, 557	330, 708	367, 800	
32	271, 440	289, 584	312, 363	331, 716	369, 312	
33	272, 247	290, 188	313, 069	332, 825	370, 522	
34	272, 852	290, 793	313, 875	333, 833	372, 034	
35	273, 456	291, 297	314, 581	334, 941	373, 445	
36	273, 960	291, 700	315, 286	336, 050	374, 856	
37	274, 565	292, 103	315, 992	337, 159	376, 267	
38	275, 271	292, 708	316, 798	338, 268	377, 275	
39	275, 976	293, 212	317, 605	339, 376	378, 686	
40	276, 682	293, 615	318, 411	340, 485	379, 997	
41	277, 387	294, 019	319, 016	341, 291	381, 307	
42	277, 992	294, 522	319, 923	342, 400	382, 718	
43	278, 698	294, 926	320, 931	343, 509	384, 028	
44	279, 302	295, 430	321, 838	344, 517	385, 339	
45	280, 109	295, 934	322, 644	345, 424	386, 851	
46	280, 814	296, 337	323, 652	346, 331	388, 060	

47	281, 520	296, 841	324, 660	347, 339	389, 169
48	282, 125	297, 244	325, 567	348, 347	390, 379
49	282, 629	297, 748	326, 475	349, 557	391, 487
50	283, 133	298, 151	327, 382	350, 867	392, 394
51	283, 536	298, 655	328, 390	352, 076	393, 402
52	283, 939	299, 159	329, 398	353, 286	394, 310
53	284, 241	299, 562	330, 204	354, 193	394, 914
54	284, 745	299, 965	331, 111	355, 403	395, 721
55	285, 149	300, 469	332, 119	356, 511	396, 527
56	285, 552	300, 873	333, 026	357, 822	397, 333
57	285, 955	301, 377	333, 933	358, 830	398, 039
58	286, 358	302, 082	334, 840	359, 737	398, 745
59	286, 660	302, 788	335, 848	360, 846	399, 450
60	286, 963	303, 493	336, 756	362, 055	400, 055
61	287, 366	304, 199	337, 663	363, 164	400, 660
62	287, 769	305, 106	338, 771	364, 373	401, 264
63	288, 172	306, 013	339, 981	365, 583	401, 970
64	288, 475	306, 719	341, 191	366, 591	402, 575
65	288, 777	307, 424	341, 896	367, 599	403, 280
66	289, 180	308, 331	343, 005	368, 607	403, 784
67	289, 584	309, 138	344, 114	369, 716	404, 389
68	289, 886	309, 944	345, 021	370, 824	404, 893
69	290, 289	310, 650	346, 130	371, 631	405, 296
70	290, 793	311, 557	346, 835	372, 739	405, 901
71	291, 196	312, 464	347, 944	373, 848	406, 304
72	291, 499	313, 270	349, 053	374, 856	406, 607
73	291, 902	314, 178	350, 161	375, 562	406, 909
74	292, 406	314, 984	351, 371	376, 368	407, 413
75	292, 910	315, 891	352, 480	377, 174	407, 816
76	293, 414	316, 798	353, 588	377, 880	408, 118
77	293, 918	317, 605	354, 697	378, 485	408, 421
78	294, 422	318, 512	355, 806	378, 989	408, 925
79	295, 026	319, 520	356, 814	379, 493	409, 429
80	295, 430	320, 427	357, 923	379, 997	409, 832
81	295, 934	320, 931	358, 830	380, 601	410, 134
82	296, 337	321, 737	359, 838	381, 105	410, 538
83	296, 841	322, 644	360, 745	381, 609	411, 042
84	297, 345	323, 451	361, 753	382, 113	411, 445
85	297, 748	324, 257	362, 660	382, 517	411, 848
86	298, 151	325, 164	363, 466	382, 920	
87	298, 655	326, 172	364, 273	383, 524	
88	299, 159	327, 180	365, 079	384, 028	
89	299, 562	328, 087	365, 684	384, 331	
90	300, 066	329, 095	366, 289	384, 835	
91	300, 570	330, 103	366, 893	385, 137	
92	301, 074	331, 111	367, 498	385, 440	
93	301, 578	331, 917	367, 901	386, 044	
94	301, 981	332, 623	368, 304	386, 548	
95	302, 485	333, 329	368, 808	387, 052	
96	303, 090	333, 933	369, 212	387, 556	

97	303, 695	334, 437	369, 716	388, 161
98	304, 199	334, 740	370, 119	388, 665
99	304, 703	335, 244	370, 623	389, 169
100	305, 207	335, 848	371, 026	389, 572
101	305, 610	336, 252	371, 328	390, 177
102	306, 114	336, 756	371, 832	390, 681
103	306, 517	337, 360	372, 135	391, 185
104	306, 920	337, 864	372, 437	391, 689
105	307, 323	338, 268	372, 840	392, 294
106	307, 727	338, 771	373, 344	392, 697
107	308, 130	339, 275	373, 848	393, 201
108	308, 432	339, 779	374, 352	393, 705
109	308, 634	340, 183	374, 856	394, 310
110	308, 936	340, 485	375, 360	
111	309, 138	340, 787	375, 864	
112	309, 440	341, 090	376, 267	
113	309, 743	341, 392	376, 670	
114	309, 944	341, 795	377, 074	
115	310, 247	342, 098	377, 578	
116	310, 448	342, 400	378, 082	
117	310, 750	342, 602	378, 485	
118	310, 952	342, 904	378, 989	
119	311, 254	343, 206	379, 493	
120	311, 557	343, 408	379, 997	
121	311, 859	343, 610	380, 299	
122	312, 162	343, 912		
123	312, 464	344, 214		
124	312, 766	344, 517		
125	312, 968	344, 718		
126	313, 170	345, 021		
127	313, 472	345, 323		
128	313, 875	345, 525		
129	314, 077	345, 726		
130	314, 379	345, 928		
131	314, 681	346, 230		
132	315, 085	346, 432		
133	315, 286	346, 734		
134	315, 589	347, 137		
135	315, 891	347, 541		
136	316, 193	347, 944		
137	316, 395	348, 246		
138	316, 697	348, 649		
139	317, 000	349, 053		
140	317, 302	349, 456		
141	317, 504	349, 758		
142	317, 806	350, 161		
143	318, 209	350, 464		
144	318, 512	350, 867		
145	318, 713	351, 169		
146	318, 915	351, 572		

	147	319, 217	351, 976			
	148	319, 520	352, 379			
	149	319, 721	352, 681			
	150	319, 923	353, 084			
	151	320, 225	353, 488			
	152	320, 528	353, 891			
	153	320, 931	354, 193			
	154	321, 132				
	155	321, 334				
	156	321, 636				
	157	321, 939				
	158	322, 241				
	159	322, 544				
	160	322, 846				
	161	323, 249				
	162	323, 551				
	163	323, 854				
	164	324, 156				
	165	324, 559				
	166	324, 862				
	167	325, 164				
	168	325, 467				
	169	325, 870				
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額 円 250, 777	基準給料月額 円 271, 844	基準給料月額 円 279, 504	基準給料月額 円 290, 390	基準給料月額 円 307, 525

備考 この表は、診療所等に勤務する看護師、准看護師その他の職員に適用する。

第2条 北秋田市一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第13条第2項第1号中「第4項」を「第5項」に改め、同項第2号ス中「以上」の次に「65キロメートル未満」を加え、同号に次のように加える。

セ 使用距離が片道65キロメートル以上70キロメートル未満である職員 42,200

円

ソ 使用距離が片道70キロメートル以上75キロメートル未満である職員 45,700

円

タ 使用距離が片道75キロメートル以上80キロメートル未満である職員 49,200

円

チ 使用距離が片道80キロメートル以上85キロメートル未満である職員 52,700

円

ツ 使用距離が片道85キロメートル以上90キロメートル未満である職員 56,200

円

テ 使用距離が片道90キロメートル以上95キロメートル未満である職員 59,600

円

ト 使用距離が片道95キロメートル以上100キロメートル未満である職員

63,000円

ナ 使用距離が片道100キロメートル以上である職員 66,400円

第13条第3項中「次項」を「第5項」に改め、同条第8項を同条第9項とし、同条第7項中「自動車等」の次に「及び駐車場等」を加え、同項を同条第8項とし、同条第6項を同条第7項とし、同条第5項中「による通勤手当」の次に「及び当該月に支給することが困難な通勤手当として規則で定めるもの」を加え、「最初の月の翌月」を「その翌月」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項中「及び」を「、」に改め、「特別急行列車等が2以上ある場合においては、その合計額）」の次に「及び前項第1号に定める額」を加え、「前2項」を「前3項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 第1項第2号又は第3号に掲げる職員で、自動車等の駐車のための施設（その所在地及び利用形態が規則で定める要件を満たすものに限る。第1号及び第8項において「駐車場等」という。）を利用し、その料金を負担することを常例とするもの（規則で定める職員を除く。）の通勤手当の額は、前2項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 駐車場等に係る通勤手当 支給単位期間につき、5,000円を超えない範囲内で1か月当たりの駐車場等の料金に相当する額として規則で定める額

(2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前2項の規定による額

第24条第2項中「100分の127.5」を「100分の126.25」に改め、同条第3項中「100分の72.5」を「100分の71.25」に改める。

第27条第2項第1号中「100分の107.5」を「100分の106.25」に改め、同項第2号中「100分の52.5」を「100分の51.25」に改める。

(北秋田市長、副市長及び教育長の給与及び旅費に関する条例の一部改正)

第3条 北秋田市長、副市長及び教育長の給与及び旅費に関する条例（平成17年北秋田市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第4条中「100分の168.75」を「100分の173.75」に改める。

第4条 北秋田市長、副市長及び教育長の給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条中「100分の173.75」を「100分の171.25」に改める。

(北秋田市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正)

第5条 北秋田市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成17年北秋田市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の168.75」を「100分の173.75」に改める。

第6条 北秋田市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の173.75」を「100分の171.25」に改める。

(北秋田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第7条 北秋田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（令和5年北秋田市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「100分の125」を「100分の127.5」に、「100分の95」を「100分の97.5」に、「100分の105」を「100分の107.5」に、「100分の87.5」を「100分の90」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第7条関係）

特定任期付職員給料表

号給	給料月額
1	408,219円
2	458,617円
3	512,038円
4	578,563円
5	660,207円
6	771,081円
7	900,099円

第8条 北秋田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「100分の127.5」を「100分の126.25」に、「100分の97.5」を「100分の96.25」に、「100分の107.5」を「100分の106.25」に、「100分の90」を「100分の88.75」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第4条、第6条及び第8条の規定は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の北秋田市一般職の職員の給与に関する条例（以下「改正後の給与条例」という。）第13条第2項第2号、第20条第1項、第29条第1項、別表第1及び別表第2の規定並びに第7条の規定による改正後の北秋田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（以下「改正後の任期付職員条例」という。）別表の規定は令和7年4月1日から、第1条の規定による改正後の給与条例第24条第2項及び第3項並びに第27条第2項の規定、第3条の規定による改正後の北秋田市長、副市長及び教育長の給与及び旅費に関する条例（以下「改正後の市長等給与条例」という。）第4条の規定、第5条の規定による改正後の北秋田市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（以下「改正後の議員報酬等条例」という。）第6条第2項の規定並びに第7条の規定による改正後の任期付職員条例第8条第2項の規定は令和7年12月1日から適用する。

(給与及び期末手当の内払)

- 3 改正後の給与条例、改正後の市長等給与条例、改正後の議員報酬等条例又は改正後の任期付職員条例を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の北秋田市一般職の職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与、第3条の規定による改正前の北秋田市長、副市長及び教育長の給与及び旅費に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当、第5条の規定による改正前の北秋田市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当及び第7条の規定による改正前の北秋田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、それぞれ改正後の条例の規定による給与及び期末手当の内払とみなす。

(規則への委任)

- 4 前3項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。



(資料) 北秋田市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例 新旧対照表

【第1条関係】北秋田市一般職の職員の給与に関する条例（平成17年北秋田市条例第37号）の一部改正

改正後	改正前
<p>(通勤手当)</p> <p>第13条 (略)</p> <p>2 通勤手当の額は、次に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額（定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあっては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額）</p> <p>ア 自動車等の使用距離（以下この号において「使用距離」という。） が片道5キロメートル未満である職員 2,000円</p> <p>イ 使用距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満である職員 4,200円</p> <p>ウ 使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員 <u>7,300円</u></p> <p>エ 使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員 <u>10,400円</u></p> <p>オ 使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員 <u>13,500円</u></p> <p>カ 使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員 <u>16,600円</u></p> <p>キ 使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職員 <u>19,700円</u></p> <p>ク 使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である職員 <u>22,800円</u></p> <p>ケ 使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である職員 <u>25,900円</u></p> <p>コ 使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である</p>	<p>(通勤手当)</p> <p>第13条 (略)</p> <p>2 通勤手当の額は、次に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額（定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあっては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額）</p> <p>ア 自動車等の使用距離（以下この号において「使用距離」という。） が片道5キロメートル未満である職員 2,000円</p> <p>イ 使用距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満である職員 4,200円</p> <p>ウ 使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員 <u>7,100円</u></p> <p>エ 使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員 <u>10,000円</u></p> <p>オ 使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員 <u>12,900円</u></p> <p>カ 使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員 <u>15,800円</u></p> <p>キ 使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職員 <u>18,700円</u></p> <p>ク 使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である職員 <u>21,600円</u></p> <p>ケ 使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である職員 <u>24,400円</u></p> <p>コ 使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である</p>

改正後	改正前
<p>職員 <u>29,100円</u></p> <p>サ 使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である 職員 <u>32,300円</u></p> <p>シ 使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である 職員 <u>35,500円</u></p> <p>ス 使用距離が片道60キロメートル以上である職員 <u>38,700円</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>3～8 (略)</p> <p>(宿日直手当)</p> <p>第20条 宿直勤務又は日直勤務を命ぜられた職員には、その勤務1回につき、<u>7,050円</u>を超えない範囲内において市長が定める額を宿日直手当として支給する。</p> <p>2 (略)</p> <p>(期末手当)</p> <p>第24条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>100分の127.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対して支給する期末手当の額は、前項の規定にかかわらず、期末手当基礎額に、<u>100分の72.5</u>を乗じて得た額とし、基準日以前の在職期間による支給額の調整は、同項の例によるものとする。</p> <p>4～6 (略)</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第27条 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権</p>	<p>職員 <u>26,200円</u></p> <p>サ 使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である 職員 <u>28,000円</u></p> <p>シ 使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である 職員 <u>29,800円</u></p> <p>ス 使用距離が片道60キロメートル以上である職員 <u>31,600円</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>3～8 (略)</p> <p>(宿日直手当)</p> <p>第20条 宿直勤務又は日直勤務を命ぜられた職員には、その勤務1回につき、<u>6,600円</u>を超えない範囲内において市長が定める額を宿日直手当として支給する。</p> <p>2 (略)</p> <p>(期末手当)</p> <p>第24条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>100分の125</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対して支給する期末手当の額は、前項の規定にかかわらず、期末手当基礎額に、<u>100分の70</u>を乗じて得た額とし、基準日以前の在職期間による支給額の調整は、同項の例によるものとする。</p> <p>4～6 (略)</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第27条 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権</p>

改正後	改正前																		
<p>者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額を加算した額に、<u>100分の107.5</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の52.5</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 (略)</p>	<p>者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額を加算した額に、<u>100分の105</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の50</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 (略)</p>																		
<p>(初任給調整手当)</p> <p>第29条 次の各号に掲げる職に新たに採用された職員には、当該各号に掲げる額を超えない範囲内の額を、採用の日から35年以内の期間、採用の日(第1号及び第2号に掲げる職に係るものにあっては、採用後規則で定める期間を経過した日)から1年を経過するごとにその額を減じて、初任給調整手当として支給する。</p> <p>(1) 病院、診療所等の医療施設に勤務し、医療業務に従事する医師及び歯科医師である職員の職のうち採用による欠員の補充が困難であると認められる職で規則で定めるもの 月額<u>417,600円</u></p> <p>(2) 医学又は歯学に関する専門知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職(前号に掲げる職を除く。)で規則で定めるもの 月額<u>52,100円</u></p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(初任給調整手当)</p> <p>第29条 次の各号に掲げる職に新たに採用された職員には、当該各号に掲げる額を超えない範囲内の額を、採用の日から35年以内の期間、採用の日(第1号及び第2号に掲げる職に係るものにあっては、採用後規則で定める期間を経過した日)から1年を経過するごとにその額を減じて、初任給調整手当として支給する。</p> <p>(1) 病院、診療所等の医療施設に勤務し、医療業務に従事する医師及び歯科医師である職員の職のうち採用による欠員の補充が困難であると認められる職で規則で定めるもの 月額<u>416,600円</u></p> <p>(2) 医学又は歯学に関する専門知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職(前号に掲げる職を除く。)で規則で定めるもの 月額<u>51,600円</u></p> <p>2・3 (略)</p>																		
<p><u>別表第1 (第4条関係)</u></p> <p>行政職給料表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="width: 10%;">職員の 区分</th> <th style="width: 10%;">職 務</th> <th style="width: 10%;">1級</th> <th style="width: 10%;">2級</th> <th style="width: 10%;">3級</th> <th style="width: 10%;">4級</th> <th style="width: 10%;">5級</th> <th style="width: 10%;">6級</th> <th style="width: 10%;">7級</th> </tr> </table>	職員の 区分	職 務	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	<p><u>別表第1 (第4条関係)</u></p> <p>行政職給料表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="width: 10%;">職員の 区分</th> <th style="width: 10%;">職 務</th> <th style="width: 10%;">1級</th> <th style="width: 10%;">2級</th> <th style="width: 10%;">3級</th> <th style="width: 10%;">4級</th> <th style="width: 10%;">5級</th> <th style="width: 10%;">6級</th> <th style="width: 10%;">7級</th> </tr> </table>	職員の 区分	職 務	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
職員の 区分	職 務	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級											
職員の 区分	職 務	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級											

改正後								改正前								
の 級	号給	給料月	給料月	給料月	給料月	給料月	給料月額	の 級	号給	給料月	給料月	給料月	給料月	給料月	給料月額	
		額	額	額	額	額	額			額	額	額	額	額	額	
定年前		円	円	円	円	円	円	定年前		円	円	円	円	円	円	
再任用	1	197, 356	243, 923	278, 496	312, 262	335, 244	369, 716	424, 044	再任用	1	184, 802	231, 633	267, 183	300, 921	323, 581	357, 721
短時間	2	198, 465	245, 234	279, 504	313, 774	337, 058	371, 429	425, 959	短時間	2	185, 910	233, 143	268, 190	302, 432	325, 394	359, 433
勤務職	3	199, 674	246, 645	280, 512	315, 185	338, 872	373, 042	427, 874	勤務職	3	187, 119	234, 654	269, 197	303, 942	327, 206	361, 045
員以外	4	200, 783	248, 056	281, 520	316, 597	340, 586	374, 655	429, 689	員以外	4	188, 226	236, 164	270, 204	305, 352	328, 918	362, 656
の職員	5	201, 892	249, 467	282, 528	318, 008	342, 299	376, 267	431, 503	の職員	5	189, 334	237, 675	271, 212	306, 762	330, 630	364, 268
	6	203, 605	250, 878	283, 536	319, 116	344, 013	378, 082	433, 317		6	191, 046	239, 186	272, 219	307, 870	332, 343	366, 080
	7	205, 218	252, 289	284, 443	320, 124	345, 726	379, 593	435, 132		7	192, 658	240, 696	273, 226	308, 877	334, 055	367, 591
	8	206, 831	253, 701	285, 451	321, 334	347, 339	381, 206	436, 946		8	194, 269	242, 207	274, 233	310, 086	335, 767	369, 202
	9	208, 343	255, 112	286, 459	322, 544	348, 952	382, 517	438, 559		9	195, 880	243, 718	275, 240	311, 294	337, 378	370, 612
	10	210, 056	256, 321	287, 467	324, 156	350, 665	384, 129	440, 070		10	197, 593	245, 128	276, 247	312, 905	339, 090	372, 224
	11	211, 669	257, 632	288, 475	325, 769	352, 379	385, 742	441, 582		11	199, 204	246, 538	277, 254	314, 517	340, 802	373, 835
	12	213, 282	258, 942	289, 483	327, 382	353, 992	387, 254	443, 094		12	200, 815	247, 948	278, 362	316, 128	342, 414	375, 346
	13	214, 794	260, 151	290, 491	328, 793	355, 503	389, 169	444, 606		13	202, 427	249, 156	279, 369	317, 639	343, 924	377, 259
	14	216, 507	261, 361	291, 801	330, 406	357, 116	391, 084	445, 917		14	204, 139	250, 365	280, 678	319, 250	345, 536	379, 173
	15	218, 221	262, 570	293, 111	332, 018	358, 729	392, 999	447, 227		15	205, 851	251, 573	281, 988	320, 862	347, 147	381, 086
	16	219, 934	263, 780	294, 321	333, 631	360, 241	394, 814	448, 436		16	207, 563	252, 782	283, 196	322, 473	348, 658	382, 899
	17	221, 144	264, 889	295, 530	335, 042	361, 652	396, 325	449, 646		17	208, 872	253, 889	284, 505	323, 984	350, 067	384, 410
	18	222, 756	265, 998	296, 841	336, 756	363, 365	398, 140	450, 956		18	210, 483	254, 997	285, 814	325, 696	351, 780	386, 222
	19	224, 369	267, 106	298, 050	338, 368	364, 978	399, 853	452, 267		19	212, 095	256, 105	287, 023	327, 307	353, 391	387, 934
	20	225, 881	268, 215	299, 260	339, 981	366, 591	401, 466	453, 476		20	213, 605	257, 213	288, 232	328, 918	355, 002	389, 546
	21	227, 393	269, 122	300, 268	341, 392	367, 700	403, 180	454, 686		21	215, 116	258, 220	289, 339	330, 328	356, 211	391, 258
	22	229, 006	270, 130	301, 477	343, 106	369, 212	404, 591	455, 492		22	216, 727	259, 227	290, 548	332, 040	357, 721	392, 668
	23	230, 618	271, 138	302, 687	344, 819	370, 724	406, 002	456, 298		23	218, 339	260, 234	291, 857	333, 752	359, 232	394, 078
	24	232, 231	272, 146	303, 997	346, 432	372, 235	407, 413	457, 105		24	219, 950	261, 241	293, 166	335, 364	360, 743	395, 488
	25	233, 844	273, 154	305, 308	347, 641	373, 949	408, 824	457, 710		25	221, 562	262, 248	294, 476	336, 572	362, 455	396, 898
	26	235, 557	274, 061	306, 316	349, 557	375, 763	410, 034	458, 314		26	223, 274	263, 155	295, 483	338, 486	364, 268	398, 106
	27	236, 868	274, 867	307, 323	351, 270	377, 376	411, 243	458, 919		27	224, 583	264, 061	296, 490	340, 198	365, 980	399, 315
	28	238, 178	275, 775	308, 331	352, 883	379, 089	412, 251	459, 524		28	225, 892	264, 968	297, 598	341, 809	367, 692	400, 322
	29	239, 488	276, 581	309, 440	354, 395	380, 501	413, 360	460, 229		29	227, 201	265, 773	298, 705	343, 320	369, 102	401, 430

改正後										改正前									
30	240, 597	277, 387	310, 650	356, 007	381, 811	414, 569	461, 036			30	228, 309	266, 579	299, 914	344, 931	370, 411	402, 638	448, 159		
31	241, 706	278, 194	311, 758	357, 620	383, 021	415, 678	461, 439			31	229, 417	267, 385	301, 022	346, 543	371, 619	403, 746	448, 562		
32	242, 815	278, 899	312, 968	359, 233	384, 432	416, 787	462, 145			32	230, 525	268, 190	302, 230	348, 154	373, 029	404, 854	449, 267		
33	243, 923	279, 605	314, 077	360, 946	385, 540	417, 492	462, 649			33	231, 633	268, 895	303, 439	349, 866	374, 137	405, 559	449, 770		
34	244, 831	280, 411	315, 387	362, 761	386, 448	418, 198	463, 052			34	232, 740	269, 701	304, 748	351, 679	375, 044	406, 264	450, 173		
35	245, 738	281, 218	316, 697	364, 575	387, 455	418, 803	463, 455			35	233, 848	270, 507	306, 057	353, 492	376, 051	406, 969	450, 576		
36	246, 746	281, 822	318, 008	366, 389	388, 463	419, 508	463, 858			36	234, 956	271, 212	307, 366	355, 304	377, 158	407, 674	450, 979		
37	247, 754	282, 528	319, 217	367, 901	389, 270	420, 113	464, 261			37	236, 064	271, 917	308, 676	356, 815	377, 964	408, 278	451, 382		
38	248, 661	283, 334	320, 528	369, 312	390, 177	420, 718	464, 564			38	237, 071	272, 722	309, 985	358, 225	378, 871	408, 882	451, 785		
39	249, 568	284, 040	321, 838	370, 724	391, 084	421, 222	464, 866			39	238, 078	273, 528	311, 294	359, 635	379, 777	409, 386	452, 187		
40	250, 374	284, 745	323, 148	372, 135	391, 890	421, 625	465, 168			40	238, 984	274, 233	312, 603	361, 045	380, 583	409, 788	452, 490		
41	251, 181	285, 451	324, 459	373, 647	392, 697	422, 028	465, 471			41	239, 891	274, 938	313, 913	362, 556	381, 388	410, 191	452, 792		
42	251, 886	286, 157	325, 668	374, 453	393, 503	422, 230	465, 773			42	240, 797	275, 743	315, 222	363, 361	382, 194	410, 393	453, 195		
43	252, 491	286, 862	326, 978	375, 360	394, 310	422, 532	466, 076			43	241, 603	276, 549	316, 531	364, 368	383, 000	410, 695	453, 497		
44	253, 096	287, 568	328, 087	376, 368	395, 015	422, 835	466, 378			44	242, 408	277, 254	317, 639	365, 375	383, 705	410, 997	453, 799		
45	253, 801	288, 273	328, 994	377, 275	395, 721	423, 137	466, 680			45	243, 113	277, 959	318, 545	366, 282	384, 410	411, 299	454, 101		
46	254, 406	288, 878	330, 305	378, 384	396, 426	423, 439				46	243, 718	278, 664	319, 854	367, 390	385, 115	411, 601			
47	255, 011	289, 584	331, 615	379, 291	397, 132	423, 742				47	244, 322	279, 369	321, 164	368, 296	385, 820	411, 903			
48	255, 616	290, 188	332, 925	380, 299	397, 837	424, 044				48	244, 926	280, 074	322, 473	369, 303	386, 524	412, 206			
49	256, 120	290, 894	334, 034	381, 206	398, 341	424, 246				49	245, 530	280, 779	323, 681	370, 209	387, 028	412, 407			
50	256, 724	291, 499	335, 344	381, 912	398, 946	424, 548				50	246, 135	281, 484	324, 991	370, 914	387, 632	412, 709			
51	257, 329	292, 204	336, 554	382, 617	399, 551	424, 750				51	246, 739	282, 189	326, 199	371, 619	388, 237	413, 011			
52	257, 833	292, 910	337, 764	383, 222	400, 256	425, 052				52	247, 243	282, 894	327, 408	372, 224	388, 942	413, 313			
53	258, 236	293, 414	339, 074	383, 625	400, 660	425, 254				53	247, 746	283, 498	328, 717	372, 627	389, 344	413, 515			
54	258, 639	294, 019	340, 082	384, 230	401, 264	425, 556				54	248, 149	284, 203	329, 825	373, 231	389, 949	413, 817			
55	258, 942	294, 623	341, 191	384, 835	401, 869	425, 858				55	248, 451	284, 807	330, 933	373, 936	390, 553	414, 119			
56	259, 244	295, 329	342, 299	385, 540	402, 373	426, 161				56	248, 753	285, 512	332, 040	374, 641	391, 056	414, 421			
57	259, 547	295, 934	343, 005	385, 843	402, 776	426, 362				57	249, 055	286, 117	332, 745	374, 943	391, 459	414, 623			
58	259, 849	296, 538	343, 912	386, 548	403, 381	426, 665				58	249, 357	286, 822	333, 652	375, 648	392, 064	414, 925			
59	260, 151	297, 143	344, 618	387, 254	403, 986	426, 967				59	249, 660	287, 426	334, 357	376, 353	392, 668	415, 227			
60	260, 454	297, 849	345, 424	387, 859	404, 490	427, 169				60	249, 962	288, 131	335, 162	376, 957	393, 171	415, 428			
61	260, 756	298, 453	346, 230	388, 161	404, 893	427, 370				61	250, 264	288, 735	335, 968	377, 259	393, 574	415, 630			
62	261, 059	299, 058	346, 634	388, 665	405, 397	427, 673				62	250, 566	289, 440	336, 371	377, 763	394, 078	415, 932			
63	261, 361	299, 562	347, 137	389, 270	405, 901	427, 975				63	250, 868	290, 044	336, 975	378, 367	394, 581	416, 234			

改正後								改正前							
64	261, 663	300, 066	347, 843	389, 875	406, 506	428, 177		64	251, 170	290, 548	337, 680	378, 971	395, 186	416, 435	
65	261, 966	300, 570	348, 649	390, 177	406, 808	428, 378		65	251, 472	291, 051	338, 486	379, 273	395, 488	416, 637	
66	262, 268	301, 175	349, 355	390, 782	407, 211	428, 681		66	251, 775	291, 656	339, 191	379, 878	395, 891	416, 939	
67	262, 570	301, 679	350, 061	391, 487	407, 514	428, 983		67	252, 077	292, 159	339, 896	380, 583	396, 293	417, 241	
68	262, 873	302, 284	350, 665	392, 092	407, 917	429, 185		68	252, 379	292, 763	340, 500	381, 187	396, 696	417, 442	
69	263, 175	302, 687	351, 169	392, 495	408, 219	429, 386		69	252, 681	293, 267	341, 004	381, 590	396, 998	417, 644	
70	263, 478	303, 191	351, 774	392, 999	408, 522	429, 689		70	252, 983	293, 771	341, 608	382, 093	397, 300	417, 946	
71	263, 780	303, 695	352, 278	393, 604	408, 824	429, 991		71	253, 285	294, 375	342, 111	382, 698	397, 603	418, 248	
72	264, 082	304, 300	352, 883	394, 108	409, 026	430, 193		72	253, 587	294, 979	342, 716	383, 201	397, 804	418, 450	
73	264, 385	304, 804	353, 185	394, 612	409, 227	430, 394		73	253, 889	295, 483	343, 018	383, 705	398, 005	418, 651	
74	264, 687	305, 207	353, 689	395, 217	409, 530			74	254, 192	295, 986	343, 521	384, 309	398, 308		
75	264, 990	305, 509	353, 992	395, 620	409, 832			75	254, 494	296, 389	343, 924	384, 812	398, 610		
76	265, 292	305, 812	354, 395	395, 922	410, 034			76	254, 796	296, 691	344, 327	385, 115	398, 811		
77	265, 594	306, 013	354, 798	396, 325	410, 235			77	255, 098	296, 893	344, 730	385, 517	399, 013		
78	265, 897	306, 316	355, 302	396, 829	410, 538			78	255, 400	297, 195	345, 233	386, 021	399, 315		
79	266, 199	306, 517	355, 806	397, 233	410, 840			79	255, 702	297, 396	345, 737	386, 424	399, 617		
80	266, 501	306, 819	356, 310	397, 636	411, 042			80	256, 004	297, 698	346, 240	386, 827	399, 818		
81	266, 804	307, 021	356, 612	398, 039	411, 243			81	256, 306	297, 900	346, 543	387, 229	400, 020		
82	267, 106	307, 223	357, 015	398, 543	411, 545			82	256, 609	298, 101	346, 945	387, 733	400, 322		
83	267, 409	307, 525	357, 419	398, 946	411, 848			83	256, 911	298, 403	347, 348	388, 136	400, 624		
84	267, 711	307, 727	357, 822	399, 349	412, 049			84	257, 213	298, 605	347, 751	388, 539	400, 825		
85	268, 013	308, 029	358, 124	399, 652	412, 251			85	257, 515	298, 907	348, 053	388, 841	401, 027		
86	268, 316	308, 231	358, 527					86	257, 817	299, 209	348, 456				
87	268, 618	308, 533	358, 930					87	258, 119	299, 511	348, 859				
88	268, 921	308, 835	359, 334					88	258, 421	299, 813	349, 262				
89	269, 223	309, 138	359, 535					89	258, 723	300, 115	349, 463				
90	269, 525	309, 440	359, 938					90	259, 026	300, 417	349, 866				
91	269, 828	309, 743	360, 342					91	259, 328	300, 720	350, 269				
92	270, 130	310, 045	360, 745					92	259, 630	301, 122	350, 672				
93	270, 432	310, 247	360, 946					93	259, 932	301, 324	350, 873				
94		310, 448	361, 249					94		301, 525	351, 276				
95		310, 750	361, 652					95		301, 827	351, 679				
96		311, 154	361, 954					96		302, 230	351, 981				
97		311, 355	362, 257					97		302, 432	352, 283				

改正後								改正前								
	98	311, 658	362, 660						98	302, 734	352, 686					
	99	311, 960	363, 063						99	303, 137	353, 089					
	100	312, 363	363, 466						100	303, 539	353, 492					
	101	312, 565	363, 970						101	303, 741	353, 995					
	102	312, 867	364, 373						102	304, 043	354, 398					
	103	313, 170	364, 777						103	304, 345	354, 801					
	104	313, 472	365, 180						104	304, 647	355, 204					
	105	313, 674	365, 684						105	304, 849	355, 707					
	106	313, 976	366, 087						106	305, 151	356, 110					
	107	314, 278	366, 389						107	305, 453	356, 412					
	108	314, 581	366, 692						108	305, 755	356, 714					
	109	314, 782	367, 095						109	305, 956	357, 218					
	110	315, 085							110	306, 359						
	111	315, 488							111	306, 762						
	112	315, 790							112	307, 064						
	113	315, 992							113	307, 266						
	114	316, 193							114	307, 467						
	115	316, 496							115	307, 769						
	116	316, 899							116	308, 172						
	117	317, 101							117	308, 374						
	118	317, 302							118	308, 575						
	119	317, 605							119	308, 877						
	120	317, 907							120	309, 179						
	121	318, 209							121	309, 582						
	122	318, 411							122	309, 783						
	123	318, 713							123	310, 086						
	124	319, 016							124	310, 388						
	125	319, 318							125	310, 690						
定年前		基準給 料月額		基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額							
再任用		円	円	円	円	円	円	円		円	円	円	円	円	円	
短時間		201, 892	229, 611	271, 642	292, 406	308, 130	334, 538	377, 779		193, 363	221, 058	261, 846	281, 685	296, 993	322, 876	365, 275
勤務職員																

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

## 改正後

ただし、第38条に規定する職員を除く。

別表第2（第4条関係）

ア 医療職給料表（一）

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任		円	円	円	円
用短時間勤務職員以外の職員	1	305,600	415,600	470,300	566,200
	2	307,900	418,300	472,300	572,300
	3	310,200	420,900	474,200	577,400
	4	312,400	423,300	476,100	582,100
	5	314,500	425,600	477,500	586,400
	6	318,000	427,800	479,200	590,700
	7	321,500	429,800	481,000	594,100
	8	324,900	431,900	482,800	597,000
	9	328,300	434,000	484,600	599,500
	10	331,800	435,500	486,300	601,800
	11	335,200	437,000	488,100	
	12	338,600	438,500	489,900	
	13	342,000	439,900	491,700	
	14	345,500	441,300	493,400	
	15	348,900	442,800	495,200	
	16	352,300	444,200	497,000	
	17	355,700	445,500	498,800	
	18	358,800	447,000	500,700	
	19	362,000	448,400	502,600	
	20	365,200	449,800	504,500	
	21	368,500	451,100	506,400	
	22	371,600	452,600	508,100	
	23	374,700	454,000	509,900	
	24	377,700	455,400	511,700	
	25	380,800	456,800	513,300	

## 改正前

ただし、第38条に規定する職員を除く。

別表第2（第4条関係）

ア 医療職給料表（一）

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任		円	円	円	円
用短時間勤務職員以外の職員	1	291,400	400,300	455,100	549,800
	2	293,700	403,000	457,100	555,900
	3	296,000	405,600	459,000	561,200
	4	298,200	408,100	460,900	566,100
	5	300,300	410,500	462,300	570,500
	6	303,800	412,700	464,100	574,800
	7	307,300	414,800	465,900	578,400
	8	310,700	416,900	467,700	581,400
	9	314,100	419,000	469,500	583,900
	10	317,600	420,500	471,300	586,200
	11	321,000	422,000	473,100	
	12	324,400	423,500	474,900	
	13	327,800	424,900	476,700	
	14	331,300	426,400	478,500	
	15	334,700	427,900	480,300	
	16	338,100	429,300	482,100	
	17	341,500	430,700	483,900	
	18	344,600	432,200	485,800	
	19	347,700	433,700	487,700	
	20	350,800	435,100	489,600	
	21	354,000	436,500	491,500	
	22	357,100	438,000	493,200	
	23	360,200	439,500	495,000	
	24	363,200	440,900	496,800	
	25	366,200	442,300	498,400	

改正後				改正前			
26	383,100	458,200	515,100	26	368,500	443,700	500,200
27	385,400	459,500	516,900	27	370,800	445,100	502,000
28	387,600	460,900	518,400	28	373,000	446,500	503,600
29	389,500	462,300	519,800	29	374,900	447,900	505,000
30	391,200	463,600	521,500	30	376,600	449,300	506,700
31	392,900	465,000	523,300	31	378,300	450,700	508,500
32	394,700	466,400	525,000	32	380,100	452,100	510,200
33	396,400	467,700	526,500	33	381,900	453,500	511,700
34	398,200	469,100	527,800	34	383,700	454,900	513,000
35	399,800	470,400	529,100	35	385,300	456,300	514,300
36	401,100	471,800	530,400	36	386,700	457,700	515,600
37	402,500	473,200	531,400	37	388,100	459,100	516,600
38	403,900	474,900	532,700	38	389,600	460,800	517,900
39	405,300	476,500	534,000	39	391,100	462,400	519,200
40	406,700	478,000	535,300	40	392,600	464,000	520,500
41	408,200	479,600	536,300	41	394,100	465,600	521,500
42	408,900	480,800	537,100	42	394,800	466,800	522,300
43	409,500	481,900	537,900	43	395,400	468,000	523,100
44	410,100	483,000	538,700	44	396,100	469,100	523,900
45	410,900	484,000	539,600	45	397,000	470,100	524,800
46	411,500	484,900	540,400	46	397,600	471,100	525,600
47	412,100	485,800	541,200	47	398,200	472,000	526,400
48	412,600	486,600	541,900	48	398,800	472,800	527,100
49	413,100	487,300	542,700	49	399,400	473,500	527,900
50	413,500	488,000	543,500	50	399,900	474,200	528,700
51	414,000	488,700	544,200	51	400,400	474,900	529,400
52	414,400	489,300	545,100	52	400,900	475,500	530,300
53	414,800	489,900	546,000	53	401,400	476,200	531,200
54	415,100	490,600	546,800	54	401,800	476,900	532,000
55	415,400	491,200	547,700	55	402,200	477,500	532,900
56	415,800	491,800	548,600	56	402,600	478,100	533,800
57	416,100	492,100	549,400	57	403,000	478,400	534,600
58	416,500	492,700	550,200	58	403,400	479,000	535,500
59	416,800	493,300	551,000	59	403,800	479,700	536,400

改正後						改正前					
	60	417,200	494,000	551,700			60	404,200	480,400	537,100	
	61	417,600	494,400	552,500			61	404,600	480,800	537,900	
	62	417,900	495,000	553,400			62	405,000	481,400	538,800	
	63	418,200	495,700	554,300			63	405,400	482,100	539,700	
	64	418,500	496,400	555,200			64	405,800	482,800	540,600	
	65	418,800	496,800	556,000			65	406,100	483,200	541,400	
	66		497,400	556,900			66		483,800	542,300	
	67		498,000	557,800			67		484,400	543,200	
	68		498,500	558,700			68		484,900	544,100	
	69		499,000	559,500			69		485,400	544,900	
	70		499,500	560,400			70		485,900	545,800	
	71		500,000	561,300			71		486,400	546,700	
	72		500,500	562,200			72		486,900	547,600	
	73		500,900	563,000			73		487,300	548,400	
	74		501,400				74		487,800		
	75		501,800				75		488,200		
	76		502,200				76		488,700		
	77		502,700				77		489,200		
	78		503,300				78		489,800		
	79		503,800				79		490,400		
	80		504,200				80		490,800		
	81		504,700				81		491,300		
	82		505,300				82		491,900		
	83		505,900				83		492,500		
	84		506,400				84		493,000		
	85		506,900				85		493,500		
定年前再任 用短時間勤 務職員		基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額		定年前再任 用短時間勤 務職員	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額
		円	円	円	円			円	円	円	円
		312,900	356,500	412,800	488,500			301,700	344,400	399,500	473,300

備考 この表は、診療所等に勤務する医師及び歯科医師に適用する。

イ 医療職給料表（二）

職員の区	職務	1級	2級	3級	4級	5級

備考 この表は、診療所等に勤務する医師及び歯科医師に適用する。

イ 医療職給料表（二）

職員の区	職務	1級	2級	3級	4級	5級

改正後							改正前							
分	の級		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	
			円	円	円	円		円	円	円	円	円	円	
定年前再			202, 597	241, 706	276, 581	295, 631		328, 894						
任用短時	1		204, 714	243, 016	277, 387	296, 438		330, 305						
間勤務職	2		206, 831	244, 327	278, 093	297, 143		331, 716						
員以外の	3		208, 948	245, 637	278, 899	297, 849		333, 127						
職員	4		210, 963	246, 846	279, 706	298, 554		334, 538						
	5		212, 979	247, 955	280, 512	299, 260		336, 151						
	6		214, 995	248, 963	281, 318	299, 965		337, 663						
	7		216, 810	249, 870	282, 024	300, 671		339, 175						
	8		218, 624	250, 979	282, 729	301, 477		340, 586						
	9		220, 539	252, 088	283, 536	302, 183		342, 199						
	10		222, 454	253, 197	284, 342	302, 989		343, 710						
	11		224, 571	254, 406	285, 149	303, 594		345, 222						
	12		226, 284	255, 616	285, 955	304, 199		346, 634						
	13		228, 300	256, 825	286, 761	305, 308		348, 246						
	14		230, 518	258, 035	287, 467	306, 416		349, 758						
	15		232, 634	259, 143	288, 273	307, 626		351, 270						
	16		234, 751	260, 151	289, 080	308, 735		352, 782						
	17		235, 860	261, 159	289, 886	309, 944		354, 395						
	18		236, 868	262, 268	290, 692	311, 053		356, 007						
	19		237, 976	263, 276	291, 398	312, 262		357, 519						
	20		239, 085	264, 385	292, 204	313, 472		358, 830						
	21		239, 892	265, 292	293, 111	314, 681		360, 342						
	22		240, 799	266, 098	294, 019	315, 891		361, 854						
	23		241, 605	266, 905	294, 724	317, 000		363, 365						
	24		242, 512	267, 711	295, 430	318, 209		364, 777						
	25		243, 419	268, 517	296, 337	319, 419		366, 289						
	26		244, 327	269, 324	297, 244	320, 528		367, 800						
	27		245, 234	270, 130	297, 950	321, 737		369, 212						
	28		246, 040	270, 836	298, 756	322, 947		370, 623						
	29		246, 846	271, 642	299, 764	324, 156		372, 235						
	30		247, 552	272, 448	300, 671	325, 366		373, 647						
	31													

改正後							改正前						
	32	248, 358	273, 255	301, 679	326, 575	375, 158		32	236, 467	262, 248	290, 951	315, 625	363, 865
	33	249, 064	274, 061	302, 687	327, 684	376, 368		33	237, 272	263, 054	291, 958	316, 833	365, 073
	34	249, 669	274, 867	303, 796	328, 793	377, 477		34	238, 078	263, 860	293, 066	317, 941	366, 181
	35	250, 374	275, 472	304, 804	330, 002	378, 686		35	238, 884	264, 565	294, 073	319, 149	367, 390
	36	251, 080	276, 279	305, 711	331, 212	379, 795		36	239, 689	265, 370	295, 080	320, 358	368, 497
	37	251, 785	277, 186	306, 719	332, 421	380, 803		37	240, 495	266, 277	296, 087	321, 567	369, 504
	38	252, 390	277, 992	307, 727	333, 631	381, 609		38	241, 301	267, 082	297, 094	322, 876	370, 310
	39	252, 995	278, 798	308, 735	334, 941	382, 517		39	242, 106	267, 888	298, 101	324, 185	371, 317
	40	253, 600	279, 504	309, 743	336, 151	383, 625		40	242, 912	268, 694	299, 108	325, 394	372, 425
	41	254, 204	280, 210	310, 650	337, 058	384, 633		41	243, 516	269, 499	300, 115	326, 300	373, 432
	42	254, 809	281, 016	311, 859	338, 268	385, 641		42	244, 121	270, 305	301, 324	327, 508	374, 439
	43	255, 414	281, 822	312, 968	339, 477	386, 649		43	244, 725	271, 111	302, 432	328, 717	375, 446
	44	255, 918	282, 528	314, 077	340, 687	387, 556		44	245, 228	271, 917	303, 539	329, 925	376, 353
	45	256, 321	283, 233	315, 085	341, 594	388, 363		45	245, 732	272, 621	304, 647	331, 033	377, 158
	46	256, 926	284, 040	316, 193	342, 602	389, 169		46	246, 336	273, 427	305, 755	332, 040	377, 964
	47	257, 329	284, 846	317, 302	343, 610	390, 076		47	246, 840	274, 233	306, 863	333, 047	378, 871
	48	257, 732	285, 552	318, 310	344, 517	390, 883		48	247, 243	275, 039	307, 971	333, 954	379, 676
	49	258, 135	286, 257	319, 419	345, 424	391, 386		49	247, 645	275, 743	309, 078	334, 860	380, 180
	50	258, 639	286, 963	320, 427	346, 331	392, 193		50	248, 149	276, 549	310, 186	335, 867	380, 985
	51	259, 143	287, 568	321, 536	347, 339	392, 999		51	248, 652	277, 254	311, 294	336, 874	381, 791
	52	259, 647	288, 273	322, 644	348, 246	393, 806		52	249, 156	277, 959	312, 402	337, 781	382, 597
	53	259, 950	288, 979	323, 652	348, 750	394, 209		53	249, 458	278, 664	313, 409	338, 284	383, 000
	54	260, 252	289, 584	324, 660	349, 657	394, 914		54	249, 760	279, 369	314, 416	339, 191	383, 705
	55	260, 555	290, 289	325, 668	350, 363	395, 620		55	250, 062	280, 074	315, 423	339, 896	384, 410
	56	260, 857	290, 894	326, 676	351, 270	396, 225		56	250, 365	280, 779	316, 430	340, 802	385, 014
	57	261, 159	291, 599	327, 583	351, 976	396, 628		57	250, 667	281, 484	317, 437	341, 507	385, 417
	58	261, 462	292, 305	328, 591	352, 278	397, 132		58	250, 969	282, 189	318, 445	341, 809	385, 920
	59	261, 764	293, 011	329, 599	352, 681	397, 737		59	251, 271	282, 894	319, 452	342, 313	386, 524
	60	262, 067	293, 615	330, 506	353, 286	398, 341		60	251, 573	283, 498	320, 358	342, 917	387, 129
	61	262, 369	294, 119	331, 413	353, 891	398, 745		61	251, 875	284, 102	321, 264	343, 521	387, 532
	62	262, 671	294, 724	332, 119	354, 596	399, 248		62	252, 177	284, 807	322, 070	344, 226	388, 035
	63	262, 974	295, 430	332, 825	355, 302	399, 752		63	252, 479	285, 512	322, 775	344, 931	388, 539
	64	263, 276	296, 034	333, 429	355, 907	400, 256		64	252, 782	286, 117	323, 480	345, 536	389, 042
	65	263, 578	296, 538	334, 034	356, 612	400, 861		65	253, 084	286, 721	324, 084	346, 240	389, 646

改正後							改正前						
	66	263, 881	297, 143	334, 740	357, 116	401, 365		66	253, 386	287, 426	324, 789	346, 744	390, 150
	67	264, 183	297, 849	335, 344	357, 721	401, 970		67	253, 688	288, 131	325, 394	347, 348	390, 754
	68	264, 486	298, 453	335, 949	358, 326	402, 575		68	253, 990	288, 735	325, 998	347, 953	391, 359
	69	264, 788	299, 058	336, 554	358, 628	403, 079		69	254, 292	289, 339	326, 602	348, 255	391, 862
	70	265, 090	299, 663	336, 756	359, 132	403, 583		70	254, 594	290, 044	326, 803	348, 859	392, 366
	71	265, 393	300, 268	337, 159	359, 535	403, 986		71	254, 897	290, 749	327, 307	349, 362	392, 869
	72	265, 594	300, 873	337, 663	360, 039	404, 389		72	255, 098	291, 354	327, 811	349, 866	393, 373
	73	265, 796	301, 477	338, 268	360, 543	404, 691		73	255, 299	291, 958	328, 415	350, 370	393, 675
	74	266, 098	301, 981	338, 771	361, 047	405, 195		74	255, 601	292, 461	328, 918	350, 873	394, 178
	75	266, 401	302, 385	339, 275	361, 551	405, 599		75	255, 904	292, 864	329, 422	351, 377	394, 581
	76	266, 602	302, 788	339, 679	361, 954	406, 002		76	256, 105	293, 267	329, 825	351, 780	394, 984
	77	266, 804	303, 090	340, 283	362, 257	406, 405		77	256, 306	293, 670	330, 429	352, 082	395, 387
	78	267, 106	303, 392	340, 787	362, 559			78	256, 609	293, 972	330, 933	352, 384	
	79	267, 409	303, 594	341, 191	362, 761			79	256, 911	294, 274	331, 335	352, 585	
	80	267, 610	303, 896	341, 695	363, 063			80	257, 112	294, 576	331, 839	352, 887	
	81	267, 812	304, 199	342, 199	363, 567			81	257, 314	294, 878	332, 343	353, 391	
	82	268, 114	304, 400	342, 501	363, 869			82	257, 616	295, 181	332, 745	353, 693	
	83	268, 417	304, 703	342, 703	364, 172			83	257, 918	295, 483	332, 947	353, 995	
	84	268, 618	305, 005	343, 005	364, 474			84	258, 119	295, 785	333, 249	354, 297	
	85	268, 820	305, 207	343, 408	364, 877			85	258, 321	295, 986	333, 652	354, 700	
	86		305, 408	343, 811	365, 180			86		296, 188	334, 055	355, 002	
	87		305, 610	344, 114	365, 482			87		296, 389	334, 357	355, 304	
	88		305, 812	344, 416	365, 785			88		296, 590	334, 659	355, 607	
	89		306, 215	344, 718	366, 188			89		296, 993	334, 961	356, 009	
	90		306, 416	344, 920	366, 490			90		297, 195	335, 162	356, 311	
	91		306, 618	345, 323	366, 692			91		297, 396	335, 565	356, 614	
	92		306, 819	345, 626	366, 994			92		297, 598	335, 867	356, 916	
	93		307, 223	345, 827	367, 296			93		298, 000	336, 069	357, 218	
	94		307, 424	346, 130	367, 700			94		298, 202	336, 371	357, 621	
	95		307, 626	346, 432	368, 103			95		298, 403	336, 673	358, 024	
	96		307, 928	346, 634	368, 506			96		298, 705	336, 975	358, 426	
	97		308, 231	346, 835	369, 010			97		299, 007	337, 177	358, 930	
	98		308, 432	347, 137	369, 413			98		299, 209	337, 479	359, 333	
	99		308, 634	347, 440	369, 816			99		299, 410	337, 781	359, 736	

改正後								改正前							
	100		308, 936	347, 641	370, 220				100		299, 712	337, 982	360, 138		
	101		309, 239	347, 843	370, 724				101		300, 015	338, 184	360, 642		
	102		309, 440	348, 045					102		300, 216	338, 385			
	103		309, 642	348, 448					103		300, 417	338, 788			
	104		309, 944	348, 649					104		300, 720	338, 989			
	105		310, 247	348, 851					105		301, 022	339, 191			
	106			349, 153					106			339, 594			
	107			349, 557					107			339, 996			
	108			349, 960					108			340, 399			
	109			350, 161					109			340, 601			
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	
		円	円	円	円	円	円			円	円	円	円	円	
		202, 900	229, 711	259, 345	273, 456	300, 167				194, 370	221, 159	249, 861	263, 558	289, 339	

備考 この表は、診療所等に勤務する薬剤師その他の職員に適用する。

#### ウ 医療職給料表（三）

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
		号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前			円	円	円	円
再任用	1	223, 462	256, 724	296, 236	309, 743	333, 429
短時間	2	225, 377	258, 841	296, 740	310, 247	334, 437
勤務職員以外	3	227, 191	261, 059	297, 244	310, 750	335, 445
の職員	4	228, 905	263, 276	297, 748	311, 254	336, 352
	5	230, 618	265, 494	298, 151	311, 758	337, 360
	6	232, 534	266, 501	298, 655	312, 262	338, 570
	7	234, 348	267, 308	299, 159	312, 867	339, 779
	8	236, 061	268, 215	299, 562	313, 270	340, 989
	9	237, 775	269, 021	299, 965	313, 774	341, 896
	10	239, 690	270, 130	300, 469	314, 278	343, 106
	11	241, 605	271, 239	300, 973	314, 883	344, 214

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
		号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前			円	円	円	円
再任用	1	209, 174	242, 308	283, 800	297, 295	321, 567
短時間	2	211, 088	244, 523	284, 304	297, 900	322, 574
勤務職員以外	3	212, 900	246, 739	284, 807	298, 504	323, 581
の職員	4	214, 613	248, 955	285, 311	299, 007	324, 588
	5	216, 325	251, 170	285, 814	299, 511	325, 595
	6	218, 238	252, 177	286, 318	300, 115	326, 803
	7	220, 051	253, 084	286, 822	300, 720	328, 012
	8	221, 763	253, 990	287, 325	301, 223	329, 220
	9	223, 475	254, 897	287, 829	301, 727	330, 328
	10	225, 489	256, 105	288, 332	302, 331	331, 537
	11	227, 403	257, 213	288, 836	302, 935	332, 645

改正後						改正前					
12	243, 520	272, 146	301, 477	315, 387	345, 323	12	229, 316	258, 119	289, 339	303, 439	333, 752
13	245, 335	272, 952	301, 881	315, 790	346, 331	13	231, 230	258, 925	289, 843	303, 942	334, 860
14	247, 350	273, 658	302, 385	316, 395	347, 440	14	233, 244	259, 630	290, 346	304, 647	336, 069
15	249, 366	274, 363	302, 788	317, 101	348, 549	15	235, 258	260, 335	290, 850	305, 352	337, 177
16	251, 382	275, 170	303, 292	317, 705	349, 657	16	237, 272	261, 241	291, 354	306, 057	338, 284
17	253, 398	276, 279	303, 796	318, 310	350, 766	17	239, 286	262, 349	291, 857	306, 762	339, 392
18	255, 414	277, 186	304, 199	319, 217	351, 875	18	241, 301	263, 457	292, 361	307, 669	340, 601
19	257, 531	278, 093	304, 703	320, 024	352, 984	19	243, 416	264, 565	292, 864	308, 575	341, 709
20	259, 547	279, 000	305, 106	320, 931	354, 092	20	245, 430	265, 672	293, 368	309, 481	342, 816
21	261, 462	280, 008	305, 610	321, 737	355, 201	21	247, 343	266, 780	293, 871	310, 287	343, 924
22	262, 671	281, 016	306, 013	322, 644	356, 411	22	248, 552	267, 888	294, 375	311, 193	345, 133
23	263, 780	281, 923	306, 517	323, 551	357, 519	23	249, 760	268, 996	294, 878	312, 100	346, 240
24	264, 889	282, 931	306, 920	324, 358	358, 628	24	250, 868	270, 104	295, 382	313, 006	347, 348
25	265, 998	283, 737	307, 424	325, 164	359, 636	25	251, 976	271, 111	295, 885	313, 812	348, 456
26	266, 804	284, 645	308, 029	325, 971	360, 946	26	252, 882	272, 219	296, 490	314, 718	349, 765
27	267, 711	285, 552	308, 735	326, 878	362, 257	27	253, 789	273, 326	297, 295	315, 625	351, 075
28	268, 517	286, 459	309, 440	327, 785	363, 567	28	254, 695	274, 334	298, 101	316, 531	352, 384
29	269, 324	287, 467	310, 146	328, 490	364, 777	29	255, 501	275, 341	298, 806	317, 337	353, 592
30	270, 029	288, 172	310, 851	329, 599	366, 289	30	256, 306	276, 046	299, 612	318, 445	355, 103
31	270, 735	288, 878	311, 557	330, 708	367, 800	31	257, 011	276, 751	300, 417	319, 552	356, 614
32	271, 440	289, 584	312, 363	331, 716	369, 312	32	257, 716	277, 456	301, 223	320, 660	358, 124
33	272, 247	290, 188	313, 069	332, 825	370, 522	33	258, 522	278, 161	301, 928	321, 768	359, 333
34	272, 852	290, 793	313, 875	333, 833	372, 034	34	259, 328	278, 765	302, 734	322, 876	360, 843
35	273, 456	291, 297	314, 581	334, 941	373, 445	35	260, 133	279, 268	303, 539	323, 984	362, 253
36	273, 960	291, 700	315, 286	336, 050	374, 856	36	260, 838	279, 772	304, 244	325, 091	363, 663
37	274, 565	292, 103	315, 992	337, 159	376, 267	37	261, 543	280, 275	305, 050	326, 199	365, 073
38	275, 271	292, 708	316, 798	338, 268	377, 275	38	262, 450	280, 880	305, 856	327, 408	366, 080
39	275, 976	293, 212	317, 605	339, 376	378, 686	39	263, 356	281, 383	306, 661	328, 516	367, 490
40	276, 682	293, 615	318, 411	340, 485	379, 997	40	264, 162	281, 887	307, 467	329, 623	368, 800
41	277, 387	294, 019	319, 016	341, 291	381, 307	41	264, 968	282, 290	308, 172	330, 429	370, 109
42	277, 992	294, 522	319, 923	342, 400	382, 718	42	265, 874	282, 793	309, 179	331, 537	371, 519
43	278, 698	294, 926	320, 931	343, 509	384, 028	43	266, 680	283, 297	310, 186	332, 645	372, 828
44	279, 302	295, 430	321, 838	344, 517	385, 339	44	267, 485	283, 800	311, 093	333, 652	374, 137
45	280, 109	295, 934	322, 644	345, 424	386, 851	45	268, 291	284, 304	311, 999	334, 659	375, 648

改正後						改正前					
46	280, 814	296, 337	323, 652	346, 331	388, 060	46	268, 996	284, 807	313, 006	335, 666	376, 856
47	281, 520	296, 841	324, 660	347, 339	389, 169	47	269, 701	285, 311	314, 013	336, 673	377, 964
48	282, 125	297, 244	325, 567	348, 347	390, 379	48	270, 305	285, 814	314, 920	337, 680	379, 173
49	282, 629	297, 748	326, 475	349, 557	391, 487	49	270, 909	286, 318	315, 826	338, 889	380, 280
50	283, 133	298, 151	327, 382	350, 867	392, 394	50	271, 413	286, 822	316, 833	340, 198	381, 187
51	283, 536	298, 655	328, 390	352, 076	393, 402	51	271, 917	287, 325	317, 840	341, 406	382, 194
52	283, 939	299, 159	329, 398	353, 286	394, 310	52	272, 319	287, 829	318, 847	342, 615	383, 100
53	284, 241	299, 562	330, 204	354, 193	394, 914	53	272, 722	288, 332	319, 653	343, 521	383, 705
54	284, 745	299, 965	331, 111	355, 403	395, 721	54	273, 226	288, 836	320, 660	344, 730	384, 510
55	285, 149	300, 469	332, 119	356, 511	396, 527	55	273, 729	289, 339	321, 667	345, 838	385, 316
56	285, 552	300, 873	333, 026	357, 822	397, 333	56	274, 132	289, 843	322, 574	347, 147	386, 122
57	285, 955	301, 377	333, 933	358, 830	398, 039	57	274, 535	290, 346	323, 480	348, 154	386, 827
58	286, 358	302, 082	334, 840	359, 737	398, 745	58	274, 938	291, 152	324, 487	349, 060	387, 532
59	286, 660	302, 788	335, 848	360, 846	399, 450	59	275, 341	291, 958	325, 494	350, 168	388, 237
60	286, 963	303, 493	336, 756	362, 055	400, 055	60	275, 743	292, 663	326, 401	351, 377	388, 841
61	287, 366	304, 199	337, 663	363, 164	400, 660	61	276, 146	293, 368	327, 307	352, 485	389, 445
62	287, 769	305, 106	338, 771	364, 373	401, 264	62	276, 549	294, 274	328, 516	353, 693	390, 049
63	288, 172	306, 013	339, 981	365, 583	401, 970	63	276, 952	295, 181	329, 724	354, 902	390, 754
64	288, 475	306, 719	341, 191	366, 591	402, 575	64	277, 355	295, 986	330, 933	355, 909	391, 359
65	288, 777	307, 424	341, 896	367, 599	403, 280	65	277, 758	296, 792	331, 638	356, 916	392, 064
66	289, 180	308, 331	343, 005	368, 607	403, 784	66	278, 161	297, 698	332, 745	357, 923	392, 567
67	289, 584	309, 138	344, 114	369, 716	404, 389	67	278, 563	298, 504	333, 853	359, 031	393, 171
68	289, 886	309, 944	345, 021	370, 824	404, 893	68	278, 966	299, 310	334, 760	360, 138	393, 675
69	290, 289	310, 650	346, 130	371, 631	405, 296	69	279, 369	300, 115	335, 867	360, 944	394, 078
70	290, 793	311, 557	346, 835	372, 739	405, 901	70	279, 873	301, 022	336, 572	362, 052	394, 682
71	291, 196	312, 464	347, 944	373, 848	406, 304	71	280, 376	301, 928	337, 680	363, 160	395, 186
72	291, 499	313, 270	349, 053	374, 856	406, 607	72	280, 779	302, 834	338, 788	364, 167	395, 488
73	291, 902	314, 178	350, 161	375, 562	406, 909	73	281, 182	303, 741	339, 896	364, 872	395, 790
74	292, 406	314, 984	351, 371	376, 368	407, 413	74	281, 786	304, 647	341, 104	365, 678	396, 293
75	292, 910	315, 891	352, 480	377, 174	407, 816	75	282, 390	305, 554	342, 212	366, 483	396, 696
76	293, 414	316, 798	353, 588	377, 880	408, 118	76	282, 894	306, 460	343, 320	367, 188	396, 998
77	293, 918	317, 605	354, 697	378, 485	408, 421	77	283, 397	307, 266	344, 428	367, 792	397, 300
78	294, 422	318, 512	355, 806	378, 989	408, 925	78	284, 002	308, 273	345, 536	368, 296	397, 804
79	295, 026	319, 520	356, 814	379, 493	409, 429	79	284, 606	309, 280	346, 543	368, 800	398, 308

改正後						改正前					
80	295, 430	320, 427	357, 923	379, 997	409, 832	80	285, 110	310, 186	347, 650	369, 303	398, 710
81	295, 934	320, 931	358, 830	380, 601	410, 134	81	285, 613	310, 690	348, 557	369, 907	399, 013
82	296, 337	321, 737	359, 838	381, 105	410, 538	82	286, 117	311, 596	349, 564	370, 411	399, 415
83	296, 841	322, 644	360, 745	381, 609	411, 042	83	286, 620	312, 503	350, 470	370, 914	399, 919
84	297, 345	323, 451	361, 753	382, 113	411, 445	84	287, 124	313, 308	351, 477	371, 418	400, 322
85	297, 748	324, 257	362, 660	382, 517	411, 848	85	287, 627	314, 114	352, 384	371, 821	400, 725
86	298, 151	325, 164	363, 466	382, 920		86	288, 131	315, 121	353, 189	372, 224	
87	298, 655	326, 172	364, 273	383, 524		87	288, 634	316, 128	353, 995	372, 828	
88	299, 159	327, 180	365, 079	384, 028		88	289, 138	317, 135	354, 801	373, 331	
89	299, 562	328, 087	365, 684	384, 331		89	289, 641	318, 042	355, 405	373, 634	
90	300, 066	329, 095	366, 289	384, 835		90	290, 145	319, 149	356, 009	374, 137	
91	300, 570	330, 103	366, 893	385, 137		91	290, 649	320, 157	356, 614	374, 540	
92	301, 074	331, 111	367, 498	385, 440		92	291, 152	321, 164	357, 218	374, 842	
93	301, 578	331, 917	367, 901	386, 044		93	291, 656	321, 969	357, 621	375, 446	
94	301, 981	332, 623	368, 304	386, 548		94	292, 260	322, 674	358, 024	375, 950	
95	302, 485	333, 329	368, 808	387, 052		95	292, 864	323, 379	358, 527	376, 453	
96	303, 090	333, 933	369, 212	387, 556		96	293, 468	323, 984	358, 930	376, 957	
97	303, 695	334, 437	369, 716	388, 161		97	294, 073	324, 487	359, 433	377, 561	
98	304, 199	334, 740	370, 119	388, 665		98	294, 576	324, 789	359, 836	378, 065	
99	304, 703	335, 244	370, 623	389, 169		99	295, 080	325, 394	360, 340	378, 568	
100	305, 207	335, 848	371, 026	389, 572		100	295, 583	325, 998	360, 743	378, 971	
101	305, 610	336, 252	371, 328	390, 177		101	296, 087	326, 401	361, 045	379, 575	
102	306, 114	336, 756	371, 832	390, 681		102	296, 590	327, 005	361, 548	380, 079	
103	306, 517	337, 360	372, 135	391, 185		103	297, 094	327, 609	361, 951	380, 583	
104	306, 920	337, 864	372, 437	391, 689		104	297, 497	328, 113	362, 253	381, 086	
105	307, 323	338, 268	372, 840	392, 294		105	297, 900	328, 516	362, 656	381, 690	
106	307, 727	338, 771	373, 344	392, 697		106	298, 403	329, 019	363, 160	382, 093	
107	308, 130	339, 275	373, 848	393, 201		107	298, 907	329, 523	363, 663	382, 597	
108	308, 432	339, 779	374, 352	393, 705		108	299, 209	330, 026	364, 167	383, 100	
109	308, 634	340, 183	374, 856	394, 310		109	299, 410	330, 429	364, 670	383, 705	
110	308, 936	340, 485	375, 360			110	299, 712	330, 832	365, 174		
111	309, 138	340, 787	375, 864			111	299, 914	331, 134	365, 678		
112	309, 440	341, 090	376, 267			112	300, 216	331, 436	366, 080		
113	309, 743	341, 392	376, 670			113	300, 518	331, 738	366, 483		

改正後				改正前			
<u>114</u>	309, 944	341, 795	377, 074	<u>114</u>	300, 720	332, 141	366, 886
<u>115</u>	310, 247	342, 098	377, 578	<u>115</u>	301, 022	332, 443	367, 390
<u>116</u>	310, 448	342, 400	378, 082	<u>116</u>	301, 223	332, 745	367, 893
<u>117</u>	310, 750	342, 602	378, 485	<u>117</u>	301, 525	332, 947	368, 296
<u>118</u>	310, 952	342, 904	378, 989	<u>118</u>	301, 827	333, 249	368, 800
<u>119</u>	311, 254	343, 206	379, 493	<u>119</u>	302, 130	333, 551	369, 303
<u>120</u>	311, 557	343, 408	379, 997	<u>120</u>	302, 432	333, 752	369, 807
<u>121</u>	311, 859	343, 610	380, 299	<u>121</u>	302, 734	333, 954	370, 109
<u>122</u>	312, 162	343, 912		<u>122</u>	303, 137	334, 256	
<u>123</u>	312, 464	344, 214		<u>123</u>	303, 439	334, 558	
<u>124</u>	312, 766	344, 517		<u>124</u>	303, 741	334, 860	
<u>125</u>	312, 968	344, 718		<u>125</u>	303, 942	335, 062	
<u>126</u>	313, 170	345, 021		<u>126</u>	304, 144	335, 364	
<u>127</u>	313, 472	345, 323		<u>127</u>	304, 446	335, 767	
<u>128</u>	313, 875	345, 525		<u>128</u>	304, 849	335, 968	
<u>129</u>	314, 077	345, 726		<u>129</u>	305, 050	336, 169	
<u>130</u>	314, 379	345, 928		<u>130</u>	305, 352	336, 371	
<u>131</u>	314, 681	346, 230		<u>131</u>	305, 755	336, 774	
<u>132</u>	315, 085	346, 432		<u>132</u>	306, 158	336, 975	
<u>133</u>	315, 286	346, 734		<u>133</u>	306, 359	337, 277	
<u>134</u>	315, 589	347, 137		<u>134</u>	306, 661	337, 680	
<u>135</u>	315, 891	347, 541		<u>135</u>	306, 964	338, 083	
<u>136</u>	316, 193	347, 944		<u>136</u>	307, 266	338, 486	
<u>137</u>	316, 395	348, 246		<u>137</u>	307, 467	338, 788	
<u>138</u>	316, 697	348, 649		<u>138</u>	307, 769	339, 191	
<u>139</u>	317, 000	349, 053		<u>139</u>	308, 071	339, 594	
<u>140</u>	317, 302	349, 456		<u>140</u>	308, 374	339, 996	
<u>141</u>	317, 504	349, 758		<u>141</u>	308, 575	340, 299	
<u>142</u>	317, 806	350, 161		<u>142</u>	308, 978	340, 701	
<u>143</u>	318, 209	350, 464		<u>143</u>	309, 381	341, 004	
<u>144</u>	318, 512	350, 867		<u>144</u>	309, 683	341, 406	
<u>145</u>	318, 713	351, 169		<u>145</u>	309, 884	341, 709	
<u>146</u>	318, 915	351, 572		<u>146</u>	310, 086	342, 111	
<u>147</u>	319, 217	351, 976		<u>147</u>	310, 388	342, 514	

改正後						改正前					
148	319, 520	352, 379				148	310, 791	342, 917			
149	319, 721	352, 681				149	310, 992	343, 219			
150	319, 923	353, 084				150	311, 193	343, 622			
151	320, 225	353, 488				151	311, 496	344, 025			
152	320, 528	353, 891				152	311, 798	344, 428			
153	320, 931	354, 193				153	312, 201	344, 730			
154	321, 132					154	312, 402				
155	321, 334					155	312, 603				
156	321, 636					156	312, 905				
157	321, 939					157	313, 208				
158	322, 241					158	313, 510				
159	322, 544					159	313, 812				
160	322, 846					160	314, 114				
161	323, 249					161	314, 517				
162	323, 551					162	314, 819				
163	323, 854					163	315, 121				
164	324, 156					164	315, 423				
165	324, 559					165	315, 826				
166	324, 862					166	316, 128				
167	325, 164					167	316, 430				
168	325, 467					168	316, 732				
169	325, 870					169	317, 135				
定年前 再任用 短時間 勤務職 員	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	定年前 再任用 短時間 勤務職 員	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額
	円	円	円	円	円		円	円	円	円	円
	250, 777	271, 844	279, 504	290, 390	307, 525		241, 401	262, 047	269, 399	279, 873	296, 389
備考 この表は、診療所等に勤務する看護師、准看護師その他の職員に適用する。						備考 この表は、診療所等に勤務する看護師、准看護師その他の職員に適用する。					

(資料) 北秋田市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例 新旧対照表

【第2条関係】北秋田市一般職の職員の給与に関する条例(平成17年北秋田市条例第37号)の一部改正

改正後	改正前
<p>(通勤手当)</p> <p>第13条 (略)</p> <p>2 通勤手当の額は、次に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額(次項及び第5項において「運賃等相当額」という。)</p> <p>(2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額(定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあっては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額)</p> <p>ア 自動車等の使用距離(以下この号において「使用距離」という。) が片道5キロメートル未満である職員 2,000円</p> <p>イ 使用距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満である職員 4,200円</p> <p>ウ 使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員 7,300円</p> <p>エ 使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員 10,400円</p> <p>オ 使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員 13,500円</p> <p>カ 使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員 16,600円</p> <p>キ 使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職員 19,700円</p> <p>ク 使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である職員 22,800円</p> <p>ケ 使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である</p>	<p>(通勤手当)</p> <p>第13条 (略)</p> <p>2 通勤手当の額は、次に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額(次項及び第4項において「運賃等相当額」という。)</p> <p>(2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額(定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあっては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額)</p> <p>ア 自動車等の使用距離(以下この号において「使用距離」という。) が片道5キロメートル未満である職員 2,000円</p> <p>イ 使用距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満である職員 4,200円</p> <p>ウ 使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員 7,300円</p> <p>エ 使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員 10,400円</p> <p>オ 使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員 13,500円</p> <p>カ 使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員 16,600円</p> <p>キ 使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職員 19,700円</p> <p>ク 使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である職員 22,800円</p> <p>ケ 使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である</p>

改正後	改正前
職員 25,900円	職員 25,900円
コ 使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である 職員 29,100円	コ 使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である 職員 29,100円
サ 使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である 職員 32,300円	サ 使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である 職員 32,300円
シ 使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である 職員 35,500円	シ 使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である 職員 35,500円
ス 使用距離が片道60キロメートル以上 <u>65キロメートル</u> 未満である 職員 38,700円	ス 使用距離が片道60キロメートル以上_____である 職員 38,700円
<u>セ 使用距離が片道65キロメートル以上70キロメートル未満である</u> <u>職員 42,200円</u>	
<u>ゾ 使用距離が片道70キロメートル以上75キロメートル未満である</u> <u>職員 45,700円</u>	
<u>タ 使用距離が片道75キロメートル以上80キロメートル未満である</u> <u>職員 49,200円</u>	
<u>チ 使用距離が片道80キロメートル以上85キロメートル未満である</u> <u>職員 52,700円</u>	
<u>ツ 使用距離が片道85キロメートル以上90キロメートル未満である</u> <u>職員 56,200円</u>	
<u>テ 使用距離が片道90キロメートル以上95キロメートル未満である</u> <u>職員 59,600円</u>	
<u>ト 使用距離が片道95キロメートル以上100キロメートル未満である</u> <u>職員 63,000円</u>	
<u>ナ 使用距離が片道100キロメートル以上である職員 66,400円</u>	
(3) (略)	(3) (略)
3 第1項第1号又は第3号に掲げる職員で規則で定めるもののうち、通勤のため、特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（第1号及び <u>第5項</u> において「特別急行列車等」という。）を利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。第1号において同じ。）を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に	3 第1項第1号又は第3号に掲げる職員で規則で定めるもののうち、通勤のため、特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（第1号及び <u>次項</u> において「特別急行列車等」という。）を利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。第1号において同じ。）を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に

改正後	改正前
定める額とする。	定める額とする。
(1) 特別急行列車等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当 支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額に相当する額(第5項において「特別料金等相当額」という。)	(1) 特別急行列車等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当 支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額に相当する額(次項において「特別料金等相当額」という。)
(2) (略)	(2) (略)
<u>4 第1項第2号又は第3号に掲げる職員で、自動車等の駐車のための施設(その所在地及び利用形態が規則で定める要件を満たすものに限る。第1号及び第8項において「駐車場等」という。)を利用し、その料金を負担することを常例とするもの(規則で定める職員を除く。)の通勤手当の額は、前2項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</u>	
(1) 駐車場等に係る通勤手当 支給単位期間につき、5,000円を超えない範囲内で1か月当たりの駐車場等の料金に相当する額として規則で定める額	
(2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前2項の規定による額	
<u>5 運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額(交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額)、第2項第2号に定める額、特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額(特別急行列車等が2以上ある場合においては、その合計額)及び前項第1号に定める額の合計額が150,000円を超える職員の通勤手当の額は、前3項の規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、150,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。</u>	<u>4 運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額(交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額)、第2項第2号に定める額及び特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額(特別急行列車等が2以上ある場合においては、その合計額)の合計額が150,000円を超える職員の通勤手当の額は、前2項の規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、150,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。</u>
<u>6 通勤手当は、支給単位期間(規則で定める通勤手当にあっては、規則で定める期間)に係る最初の月(第3項第1号の規定による通勤手当及び当該月に支給することが困難な通勤手当として規則で定めるものにあっては、その翌月)の規則で定める日に支給する。</u>	<u>5 通勤手当は、支給単位期間(規則で定める通勤手当にあっては、規則で定める期間)に係る最初の月(第3項第1号の規定による通勤手当にあっては、最初の月の翌月)の規則で定める日に支給する。</u>
<u>7 (略)</u>	<u>6 (略)</u>
<u>8 この条において、「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6か月を超えない範囲内で1か月を単位として規則で定める期間(自動車等及び駐車場等に係る通勤手当にあっては、1か月)をいう。</u>	<u>7 この条において、「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6か月を超えない範囲内で1か月を単位として規則で定める期間(自動車等に係る通勤手当にあっては、1か月)をいう。</u>

改正後	改正前
<p><u>9</u> (略)</p> <p>(期末手当)</p> <p>第24条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>100分の126.25</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対して支給する期末手当の額は、前項の規定にかかわらず、期末手当基礎額に、<u>100分の71.25</u>を乗じて得た額とし、基準日以前の在職期間による支給額の調整は、同項の例によるものとする。</p> <p>4～6 (略)</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第27条 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額を加算した額に、<u>100分の106.25</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の51.25</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 (略)</p>	<p><u>8</u> (略)</p> <p>(期末手当)</p> <p>第24条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>100分の127.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対して支給する期末手当の額は、前項の規定にかかわらず、期末手当基礎額に、<u>100分の72.5</u>を乗じて得た額とし、基準日以前の在職期間による支給額の調整は、同項の例によるものとする。</p> <p>4～6 (略)</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第27条 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額を加算した額に、<u>100分の107.5</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の52.5</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 (略)</p>

(資料) 北秋田市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例 新旧対照表

【第3条関係】北秋田市長、副市長及び教育長の給与及び旅費に関する条例（平成17年北秋田市条例第35号）の一部改正

改正後	改正前
<p>(期末手当)</p> <p>第4条 市長等の受ける期末手当の支給については、北秋田市一般職の職員の給与に関する条例（平成17年北秋田市条例第37号。以下「条例」という。）の適用を受ける職員（管理監督職員を除く。）の例による。この場合において、期末手当の額は、給料の月額及びその額に100分の15を乗じて得た額の合計額に、<u>100分の173.75</u>を乗じて得た額に、在職期間に応ずる割合を乗じて得た額とする。</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第4条 市長等の受ける期末手当の支給については、北秋田市一般職の職員の給与に関する条例（平成17年北秋田市条例第37号。以下「条例」という。）の適用を受ける職員（管理監督職員を除く。）の例による。この場合において、期末手当の額は、給料の月額及びその額に100分の15を乗じて得た額の合計額に、<u>100分の168.75</u>を乗じて得た額に、在職期間に応ずる割合を乗じて得た額とする。</p>

(資料) 北秋田市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例 新旧対照表

【第4条関係】北秋田市長、副市長及び教育長の給与及び旅費に関する条例（平成17年北秋田市条例第35号）の一部改正

改正後	改正前
<p>(期末手当)</p> <p>第4条 市長等の受ける期末手当の支給については、北秋田市一般職の職員の給与に関する条例（平成17年北秋田市条例第37号。以下「条例」という。）の適用を受ける職員（管理監督職員を除く。）の例による。この場合において、期末手当の額は、給料の月額及びその額に100分の15を乗じて得た額の合計額に、<u>100分の171.25</u>を乗じて得た額に、在職期間に応ずる割合を乗じて得た額とする。</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第4条 市長等の受ける期末手当の支給については、北秋田市一般職の職員の給与に関する条例（平成17年北秋田市条例第37号。以下「条例」という。）の適用を受ける職員（管理監督職員を除く。）の例による。この場合において、期末手当の額は、給料の月額及びその額に100分の15を乗じて得た額の合計額に、<u>100分の173.75</u>を乗じて得た額に、在職期間に応ずる割合を乗じて得た額とする。</p>

(資料) 北秋田市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例 新旧対照表

【第5条関係】北秋田市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成17年北秋田市条例第32号）の一部改正

改正後	改正前
<p>(期末手当)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（同項後段に規定する者にあっては、退職、失職又は死亡の日現在）における議員報酬の月額及びその議員報酬の月額に100分の15を乗じて得た額の合計額に、<u>100分の173.75</u>を乗じて得た額に、基準日以前6ヶ月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3 (略)</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（同項後段に規定する者にあっては、退職、失職又は死亡の日現在）における議員報酬の月額及びその議員報酬の月額に100分の15を乗じて得た額の合計額に、<u>100分の168.75</u>を乗じて得た額に、基準日以前6ヶ月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3 (略)</p>

(資料) 北秋田市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例 新旧対照表

【第6条関係】北秋田市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成17年北秋田市条例第32号）の一部改正

改正後	改正前
<p>(期末手当)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（同項後段に規定する者にあっては、退職、失職又は死亡の日現在）における議員報酬の月額及びその議員報酬の月額に100分の15を乗じて得た額の合計額に、<u>100分の171.25</u>を乗じて得た額に、基準日以前6ヶ月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3 (略)</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（同項後段に規定する者にあっては、退職、失職又は死亡の日現在）における議員報酬の月額及びその議員報酬の月額に100分の15を乗じて得た額の合計額に、<u>100分の173.75</u>を乗じて得た額に、基準日以前6ヶ月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3 (略)</p>

(資料) 北秋田市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例 新旧対照表

【第7条関係】北秋田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（令和5年北秋田市条例第32号）の一部改正

改正後	改正前																																
<p>(特定任期付職員に係る給与条例の適用除外等)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第24条第2項及び第27条第2項第1号の規定の適用については、給与条例第24条第2項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の97.5</u>」と、給与条例第27条第2項第1号中「<u>100分の107.5</u>」とあるのは「<u>100分の90</u>」とする。</p>	<p>(特定任期付職員に係る給与条例の適用除外等)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第24条第2項及び第27条第2項第1号の規定の適用については、給与条例第24条第2項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の95</u>」と、給与条例第27条第2項第1号中「<u>100分の105</u>」とあるのは「<u>100分の87.5</u>」とする。</p>																																
<p>別表（第7条関係）</p> <p>特定任期付職員給料表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; padding: 2px;">号給</th> <th style="text-align: center; padding: 2px;">給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center; padding: 2px;"><u>1</u></td> <td style="text-align: center; padding: 2px;">408, 219円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 2px;"><u>2</u></td> <td style="text-align: center; padding: 2px;">458, 617円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 2px;"><u>3</u></td> <td style="text-align: center; padding: 2px;">512, 038円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 2px;"><u>4</u></td> <td style="text-align: center; padding: 2px;">578, 563円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 2px;"><u>5</u></td> <td style="text-align: center; padding: 2px;">660, 207円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 2px;"><u>6</u></td> <td style="text-align: center; padding: 2px;">771, 081円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 2px;"><u>7</u></td> <td style="text-align: center; padding: 2px;">900, 099円</td> </tr> </tbody> </table>	号給	給料月額	<u>1</u>	408, 219円	<u>2</u>	458, 617円	<u>3</u>	512, 038円	<u>4</u>	578, 563円	<u>5</u>	660, 207円	<u>6</u>	771, 081円	<u>7</u>	900, 099円	<p>別表（第7条関係）</p> <p>特定任期付職員給料表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; padding: 2px;">号給</th> <th style="text-align: center; padding: 2px;">給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center; padding: 2px;"><u>1</u></td> <td style="text-align: center; padding: 2px;">394, 783円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 2px;"><u>2</u></td> <td style="text-align: center; padding: 2px;">443, 124円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 2px;"><u>3</u></td> <td style="text-align: center; padding: 2px;">495, 493円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 2px;"><u>4</u></td> <td style="text-align: center; padding: 2px;">558, 940円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 2px;"><u>5</u></td> <td style="text-align: center; padding: 2px;">638, 501円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 2px;"><u>6</u></td> <td style="text-align: center; padding: 2px;">745, 254円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 2px;"><u>7</u></td> <td style="text-align: center; padding: 2px;">870, 134円</td> </tr> </tbody> </table>	号給	給料月額	<u>1</u>	394, 783円	<u>2</u>	443, 124円	<u>3</u>	495, 493円	<u>4</u>	558, 940円	<u>5</u>	638, 501円	<u>6</u>	745, 254円	<u>7</u>	870, 134円
号給	給料月額																																
<u>1</u>	408, 219円																																
<u>2</u>	458, 617円																																
<u>3</u>	512, 038円																																
<u>4</u>	578, 563円																																
<u>5</u>	660, 207円																																
<u>6</u>	771, 081円																																
<u>7</u>	900, 099円																																
号給	給料月額																																
<u>1</u>	394, 783円																																
<u>2</u>	443, 124円																																
<u>3</u>	495, 493円																																
<u>4</u>	558, 940円																																
<u>5</u>	638, 501円																																
<u>6</u>	745, 254円																																
<u>7</u>	870, 134円																																

(資料) 北秋田市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例 新旧対照表

【第8条関係】北秋田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（令和5年北秋田市条例第32号）の一部改正

改正後	改正前
<p>(特定任期付職員に係る給与条例の適用除外等)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第24条第2項及び第27条第2項第1号の規定の適用については、給与条例第24条第2項中「100分の126.25」とあるのは「<u>100分の96.25</u>」と、給与条例第27条第2項第1号中「100分の106.25」とあるのは「<u>100分の88.75</u>」とする。</p>	<p>(特定任期付職員に係る給与条例の適用除外等)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第24条第2項及び第27条第2項第1号の規定の適用については、給与条例第24条第2項中「100分の127.5」とあるのは「<u>100分の97.5</u>」と、給与条例第27条第2項第1号中「100分の107.5」とあるのは「<u>100分の90</u>」とする。</p>



## 北秋田市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の概要

### 1 改正理由

人事院及び秋田県人事委員会が行った公務員給与に関する勧告の趣旨に鑑み、一般職の職員に支給される給与、特別職の職員に支給される期末手当等の改定を行う必要があるため提案するもの。

### 2 改正の概要

#### (1) 北秋田市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正（第 1 条による改正）

- ① 自動車使用者に対する通勤手当について、一部の距離区分を除いて引き上げることとする（第 13 条関係）。

距離区分	改定後月額	改定前月額	比較
片道 5 キロメートル未満	2,000 円	2,000 円	改定なし
片道 10 キロメートル未満	4,200 円	4,200 円	改定なし
片道 15 キロメートル未満	7,300 円	7,100 円	200 円
片道 20 キロメートル未満	10,400 円	10,000 円	400 円
片道 25 キロメートル未満	13,500 円	12,900 円	600 円
片道 30 キロメートル未満	16,600 円	15,800 円	800 円
片道 35 キロメートル未満	19,700 円	18,700 円	1,000 円
片道 40 キロメートル未満	22,800 円	21,600 円	1,200 円
片道 45 キロメートル未満	25,900 円	24,400 円	1,500 円
片道 50 キロメートル未満	29,100 円	26,200 円	2,900 円
片道 55 キロメートル未満	32,300 円	28,000 円	4,300 円
片道 60 キロメートル未満	35,500 円	29,800 円	5,700 円
片道 60 キロメートル以上	38,700 円	31,600 円	7,100 円

- ② 勤務 1 回に係る宿日直手当の上限額を 7,050 円（現行 6,600 円）に引き上げることとする（第 20 条関係）。
- ③ 令和 7 年 12 月に支給される期末手当及び勤勉手当の支給割合を、次のとおり引き上げることとする（第 24 条及び第 27 条関係）。

区分	6 月	12 月	合計
期末手当	125/100	127.5/100 (125/100)	252.5/100 (250/100)
勤勉手当	105/100	107.5/100 (105/100)	212.5/100 (210/100)
合計	230/100	235/100 (230/100)	465/100 (460/100)

※括弧内は現行。再任用職員についても支給割合の引上げを実施する。（0.05 月／年）

- ④ 医療職給料表(一)の適用を受ける医師及び歯科医師に対する初任給調整手当の上限額を 417,600 円（現行 416,600 円）等に引き上げることとする（第 29 条関係）。
- ⑤ 一般職に係る給料表の給料月額を引き上げることとする。（別表第 1 及び別表第 2 関係）

施行期日等：公布の日から施行し、①～⑤の各改正事項はそれぞれ次の日から適用する。  
①②④⑤：令和 7 年 4 月 1 日から適用する。  
③：令和 7 年 12 月 1 日から適用する。

(2) 北秋田市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正（第2条による改正）

- ① 交通用具使用者に対する通勤手当について、「100キロメートル以上」を上限とする新たな距離区分を新設する（第13条関係）。
- ② 通勤手当について、交通用具使用者又は交通機関と交通用具の併用者のうち、自動車等の駐車のための施設で規則等で定めるものを利用し、その料金を負担することを常例とする職員（規則で定める職員を除く。）に対し、5,000円を超えない範囲内で1か月当たりの料金に相当する額として規則で定める額を支給することとする（第13条関係）。
- ③ 1か月当たりの交通機関等に係る通勤手当の額、交通用具に係る通勤手当の額、特別急行列車等に係る通勤手当の額及び駐車に係る通勤手当の額を合算した額の限度を150,000円とすることとする（第13条関係）。
- ④ 令和8年度に支給される期末手当及び勤勉手当の支給割合を、次のとおり改正する（第24条及び第27条関係）。

区分	6月	12月	合計
期末手当	126.25/100 (127.5/100)	126.25/100	252.5/100
勤勉手当	106.25/100 (107.5/100)	106.25/100	212.5/100
合計	232.5/100 (235/100)	232.5/100	465/100

※括弧内は令和7年度の改定実施後。再任用職員についても同様に支給割合の改正を実施。

施行期日：令和8年4月1日から施行する。

(3) 北秋田市長、副市長及び教育長の給与及び旅費に関する条例の一部改正（第3条による改正）

令和7年度に支給される期末手当の支給割合を、次のとおり引き上げることとする。

支給月	改正前	改正後
6月	168.75/100	168.75/100
12月	168.75/100	<u>173.75/100</u>
年間支給割合	337.5/100	342.5/100

施行期日等：公布の日から施行し、令和7年12月1日から適用する。

(4) 北秋田市長、副市長及び教育長の給与及び旅費に関する条例の一部改正（第4条による改正）

令和8年度に支給される期末手当の支給割合を、次のとおり改正する。

支給月	改正前	改正後
6月	168.75/100	<u>171.25/100</u>
12月	173.75/100	<u>171.25/100</u>
年間支給割合	342.5/100	342.5/100

施行期日：令和8年4月1日から施行する。

(5) 北秋田市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正（第5条による改正）

令和7年度に支給される期末手当の支給割合を、次のとおり引き上げることとする。

支給月	改正前	改正後

6月	168.75/100	168.75/100
12月	168.75/100	<u>173.75/100</u>
年間支給割合	337.5/100	342.5/100

施行期日等：公布の日から施行し、令和7年12月1日から適用する。

#### (6) 北秋田市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正（第6条による改正）

令和8年度に支給される期末手当の支給割合を、次のとおり改正する。

支給月	改正前	改正後
6月	168.75/100	<u>171.25/100</u>
12月	173.75/100	<u>171.25/100</u>
年間支給割合	342.5/100	342.5/100

施行期日：令和8年4月1日から施行する。

#### (7) 北秋田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正（第7条による改正）

- ① 令和7年12月に支給される特定任期付職員の期末手当の支給割合を、次のとおり引き上げることとする（第8条関係）。

区分	6月	12月	合計
期末手当	95/100	97.5/100 (95/100)	192.5/100 (190/100)
勤勉手当	87.5/100	90/100 (87.5/100)	177.5/100 (175/100)
合計	182.5/100	187.5/100 (182.5/100)	370/100 (365/100)

※括弧内は現行

- ② 特定任期付職員に係る給料表の給料月額を引き上げることとする。（別表関係）

施行期日等：公布の日から施行し、①・②の各改正事項はそれぞれ次の日から適用する。

$\left. \begin{array}{l} (1) : \text{令和7年12月1日から適用する。} \\ (2) : \text{令和7年4月1日から適用する。} \end{array} \right\}$

#### (8) 北秋田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正（第8条による改正）

- ① 令和8年度に支給される特定任期付職員の期末手当の支給割合を、次のとおり改正する（第8条関係）。

区分	6月	12月	合計
期末手当	96.25/100 (97.5/100)	96.25/100	192.5/100
勤勉手当	88.75/100 (90/100)	88.75/100	177.5/100
合計	185/100 (187.5/100)	185/100	370/100

※括弧内は令和7年度の改定実施後。

施行期日：令和8年4月1日から施行する。



## 議案第81号

北秋田市職員等の旅費に関する条例及び北秋田市長、副市長及び教育長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

北秋田市職員等の旅費に関する条例及び北秋田市長、副市長及び教育長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和7年12月2日提出

北秋田市長 津 谷 永 光

### 提案理由

国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律（令和6年法律第22号）及び国家公務員等の旅費に関する法律施行令（令和6年政令第306号）の施行に鑑み、市が支給する旅費の種目及び内容について、所要の規定の整備を行うものである。



## 北秋田市条例第 1 号

北秋田市職員等の旅費に関する条例及び北秋田市長、副市長及び教育長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

(北秋田市職員等の旅費に関する条例の一部改正)

第 1 条 北秋田市職員等の旅費に関する条例（平成17年北秋田市条例第40号）の一部を次のように改正する。

目次中「第11条」を「第 7 条」に、「第 2 章 内国旅行の旅費（第12条—第26条）」を

「第 2 章 旅費の種目及び内容

第 1 節 通則（第 8 条）

第 2 節 交通費（第 9 条—第12条）

第 3 節 宿泊費等（第13条—第15条）

第 4 節 転居費等（第16条—第18条）

第 5 節 その他の種目（第19条・第20条）

」に、

「第 3 章 外国旅行の旅費（第27条—第36条）

第 4 章 雜則（第37条—第39条）

」を

「第 3 章 雜則（第21条—第30条）」に改める。

第 1 条中「公務のために旅行する職員（北秋田市長、副市長及び教育長の給与及び旅費に関する条例（平成17年北秋田市条例第35号）及び北秋田市一般職の職員の給与に関する条例（平成17年北秋田市条例第37号）の適用を受ける者並びに地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項第2号に掲げる職員をいう。以下同じ。）」を「法令又は他の条例に特別の定めがある場合を除くほか、市が公務のため旅行する市職員（以下「職員」という。）」に改める。

第 2 条第 1 号中「以下」を「次号において」に改め、同条第 2 号中「以下」を「以下この号及び次章において」に改め、同条第 3 号中「勤務場所」を「在勤公署（常時勤務する在勤公署のない場合又は市の機関若しくはその委任を受けた者（以下「旅行命令権者」という。）が認める場合には、その住所、居所その他旅行命令権者が認められる場所）を離れて旅行し、又は職員以外の者が公務のため一時その住所又は居所」に改め、同条第 4 号中「勤務場所」を「在勤公署」に、「旧勤務地」を「旧在勤公署」に、「新勤務地」を「新在勤公署」に改め、同条第 6 号を同条第 7 号とし、同条第 5

号中「扶養親族 職員の配偶者（届出をしないが）を「家族 内国旅行にあっては職員の配偶者（婚姻の届出をしていないが、」に、「以下」を「以下この号及び次号において」に、「主として職員の収入によって生計を維持している者」を「職員と生計を一にするものをいい、外国旅行にあっては職員の配偶者及び子で職員と生計を一にするもの」に改め、同号を同条第6号とし、同条第4号の次に次の1号を加える。

（5）帰住 職員が退職し、又は死亡した場合において、その職員又はその遺族が生活の根拠となる地に旅行することをいう。

第2条に次の1号を加える。

（8）旅行役務提供者 旅行業者（旅行業法（昭和27年法律第239号）第6条の4第1項に規定する旅行業者をいう。）その他の規則で定める者（以下この号において「旅行業者等」という。）であって、市と旅行役務提供契約（旅行業者等が市に対して旅行に係る役務その他の規則で定めるものを旅行者に提供することを約し、かつ、市が当該旅行業者等に対して当該旅行に係る旅費に相当する金額を支払うことを約する契約をいう。次条第7項において同じ。）を締結したものを行う。

第3条第2項第5号を削り、同項第4号中「出張のため」を「出張のための」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「出張のため」を「出張のための」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

（3）職員が死亡した場合において、当該職員の遺族がその死亡の日の翌日から3月以内にその居住地を出発して帰住したときには、当該遺族第3条第3項を削り、同条第4項中「第2項第1号」を「前項第1号」に、「第3号」を「第4号」に、「第16条各号」を「（昭和25年法律第261号）第16条第1号、第3号若しくは第4号」に、「理由」を「事由」に、「第2項」を「前項」に、「支給しない」を「、支給しない」に改め、同項を同条第3項とし、同項の次に次の1項を加える。

4 職員又は職員以外の者が、市の機関の依頼又は要求に応じ、公務の遂行を補助するため、証人、鑑定人、参考人等として旅行した場合には、その者に対し、実費の弁償として旅費を支給する。

第3条第5項中「から第3項まで」を「、第2項及び前項」に改め、「（その者の扶養親族の旅行について旅費の支給を受けることができる場合には、当該扶養親族を

含む。以下この条において同じ。)」及び「その出発前に次条第3項の規定により」を削り、「以下」を「次条及び第5条において」に、「を変更」を「の変更」に、「され」を「を受け」に、「場合において」を「場合その他規則で定める場合には」に改め、「があるときは、当該金額」を削り、「なった」を「なる金額又は支出を要する」に、「市規則」を「規則」に改め、同条第6項中「から第3項まで」を「、第2項及び第4項」に改め、「交通機関の事故又は」を削り、「市規則」を「規則」に改め、同条に次の1項を加える。

7 第1項、第2項、第4項及び第5項に規定する場合において、市が旅行役務提供契約に基づき旅行役務提供者に支払うべき金額があるときは、これらの項に規定する者に対する旅費の支給に代えて、当該旅行役務提供者に対し、当該金額を旅費に相当するものとして支払うことができる。

第4条第1項中「任命権者」を「旅行命令権者」に改め、同項第2号中「前条第3項」を「前条第4項」に改め、同条第2項中「任命権者」を「旅行命令権者」に改め、同条第3項中「任命権者」を「旅行命令権者」に、「を変更する必要」を「の変更をする必要」に改め、「場合で、前項の規定に該当する」を削り、「これを変更する」を「その変更をする」に改め、同条第4項及び第5項を次のように改める。

4 旅行命令権者は、旅行命令等を発し、又はその変更をするには、旅行命令簿又は旅行依頼簿（以下この条において「旅行命令簿等」という。）に規則で定める事項の記載をし、当該事項を当該旅行者に提示してしなければならない。ただし、旅行命令簿等に当該事項の記載をするいとまがない場合には、この限りでない。

5 前項ただし書の規定により旅行命令簿等に記載をしなかった場合には、できるだけ速やかに旅行命令簿等に同項に定める事項の記載をしなければならない。

第5条第1項中「変更された」を「変更を受けた」に、「任命権者」を「旅行命令権者」に改め、同条第2項中「速やかに任命権者」を「できるだけ速やかに旅行命令権者」に改める。

第6条を次のように改める。

（旅費の計算）

第6条 旅費は、旅行に要する実費を弁償するためのものとして次章で定める種目及び内容に基づき、最も経済的かつ合理的な通常の経路及び方法により旅行した場合によって計算する。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により

最も経済的かつ合理的な通常の経路又は方法により旅行し難い場合には、その現に  
よった経路及び方法によって計算する。

第7条の前の見出し及び同条から第10条までを削る。

第11条第1項中「する者は」を「するもの並びに旅費に相当する金額の支払を受け  
ようとする旅行役務提供者は」に、「書類」を「資料」に改め、「当該旅費」の次に  
「又は当該金額」を加え、「以下」を「以下この条及び第27条において」に改め、同  
項に後段として次のように加える。

この場合において、必要な資料の全部又は一部を提出しなかった者は、その請求  
に係る旅費又は旅費に相当する金額のうちその資料を提出しなかったため、その旅  
費又は旅費に相当する金額の必要が明らかにされなかつた部分の支給又は支払を受  
けることができない。

第11条第2項中「速やかに」を「所定の期間内に」に改め、同条第3項中「過払金」  
を「、過払金」に、「速やかに」を「所定の期間内に、」に改め、同条に次の2項を  
加える。

4 支払担当者は、支払った概算払に係る旅費の支給を受ける旅行者が第2項に規定  
する期間内に旅費の精算をしなかつた場合又は前項に規定する期間内に過払金を返  
納しなかつた場合には、当該支払担当者がその後においてその者に対し支払う給与  
又は旅費の額から当該概算払に係る旅費額又は当該過払金に相当する金額を差し引  
かなければならぬ。

5 第1項に規定する請求書及び必要な資料の種類、記載事項、第2項及び第3項に  
規定する期間並びに前項に規定する給与の種類その他の必要な事項は、規則で定め  
る。

第11条を第7条とする。

第2章を次のように改める。

## 第2章 旅費の種目及び内容

### 第1節 通則

#### (旅費の種目及び内容)

第8条 旅費の種目は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊  
費、宿泊手当、転居費、赴任経費、家族移転費、渡航雑費及び死亡手当とし、これ  
らの内容については、この章の定めるところによる。

## 第2節 交通費

### (鉄道賃)

第9条 鉄道賃は、鉄道（鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第2条第1項に規定する鉄道事業の用に供する鉄道及び軌道法（大正10年法律第76号）第1条第1項に規定する軌道、外国におけるこれらに相当するものその他規則で定めるものをいう。次項及び第12条第1項において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第5号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

- (1) 運賃
- (2) 急行料金
- (3) 寝台料金
- (4) 座席指定料金
- (5) 前各号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、内国旅行の場合であって運賃の等級が区分された鉄道により移動するときは最下級、外国旅行の場合であって運賃の等級が区分された鉄道により移動するときは最上級の直近下位の級の運賃の額とする。

### (船賃)

第10条 船賃は、船舶（海上運送法（昭和24年法律第187号）第2条第2項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶、外国におけるこれに相当するものその他規則で定めるものをいう。次項及び第12条第1項において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第4号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

- (1) 運賃
- (2) 寝台料金
- (3) 座席指定料金
- (4) 前3号に掲げる費用に付隨する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、内国旅行の場合であって運賃の等級が区分された船舶により移動するときは最下級、外国旅行の場合であって運賃の等級が

区分された船舶により移動するときは最上級の直近下位の級の運賃の額とする。

(航空賃)

第11条 航空賃は、航空機（航空法（昭和27年法律第231号）第2条第18項に規定する航空運送事業の用に供する航空機、外国におけるこれに相当するものその他規則で定めるものをいう。次項及び次条第1項において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号及び第3号に掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

(1) 運賃

(2) 座席指定料金

(3) 前2号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された航空機により移動する場合には、最下級の運賃の額とする。ただし、外国旅行の場合であって、著しく長時間にわたる移動として規則で定めるものをするときは、最下級の直近上位の級の運賃の額とする。

(その他の交通費)

第12条 その他の交通費は、鉄道、船舶及び航空機以外を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第4号までに掲げる費用は、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

(1) 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業（路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。）の用に供する自動車（外国におけるこれに相当するものを含む。）を利用する移動に要する運賃

(2) 道路運送法第3条第1号ハに掲げる一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車（外国におけるこれに相当するものを含む。）その他の旅客を運送する交通手段（前号に規定する自動車を除く。）を利用する移動に要する運賃

(3) 前2号に掲げる運賃以外の費用であって、道路運送法第80条第1項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車（外国におけるこれに相当するものを含む。）の賃料その他の移動に直接要する費用

(4) 前3号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第3号に掲げる費用のうち自己又はその家族の私用に供する自動車その他の市長が認めるものによる移動に直接要する費用の額は、路程1キロメートルにつき規則で定める額とする。

### 第3節 宿泊費等

#### (宿泊費)

第13条 宿泊費は、旅行中の宿泊に要する費用とし、その額は、地域の実情及び旅行者の職務を勘案して規則で定める額（次条において「宿泊費基準額」という。）とする。ただし、当該宿泊に係る特別な事情がある場合として規則で定める場合は、当該宿泊に要する費用の額とする。

#### (包括宿泊費)

第14条 包括宿泊費は、移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用とし、その額は、当該移動に係る前節の規定による交通費の額及び当該宿泊に係る宿泊費基準額の合計額とする。

#### (宿泊手当)

第15条 宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用とし、その額は、通常要する費用の額を勘案して規則で定める1夜当たりの定額とする。

### 第4節 転居費等

#### (転居費)

第16条 転居費は、赴任に伴う転居に要する費用（第18条第1項第1号又は第2号に規定する場合の家族の転居に要する費用を含む。）とし、その額は、転居の実態を勘案して規則で定める方法により算定される額とする。

#### (赴任経費)

第17条 赴任経費は、赴任先に到着後直ちに市公舎又は自宅に入居することができない場合における宿泊に要する費用その他の規則で定める費用とし、その額は、規則で定める方法により算定される額の合計額とする。

#### (家族移転費)

第18条 家族移転費は、赴任に伴う家族の移転に要する費用とし、その額は、次に掲げる額とする。

(1) 赴任の際家族（赴任を命ぜられた日において同居している者に限る。以下この項において同じ。）を職員の新居住地に移転する場合には、家族1人ごとに、

職員がその移転をするものとして算定した交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当及び渡航雑費の合計額に相当する額

(2) 前号に規定する場合に該当せず、かつ、赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に家族を職員の居住地（赴任後家族を移転するまでの間に更に赴任があった場合には、当該赴任後における職員の新居住地）に移転する場合には、同号の規定に準じて算定した額

2 旅行命令権者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、前項第2号に規定する期間を延長することができる。

#### 第5節 その他の種目

##### (渡航雑費)

第19条 渡航雑費は、外国旅行に要する雑費とし、その額は、予防接種に係る費用、旅券の交付手数料及び査証手数料、外貨交換手数料並びに入出国税その他外国旅行に必要なものとして規則で定める費用の額とする。

##### (死亡手当)

第20条 死亡手当は、職員の外国における死亡（第3条第2項第5号に規定する場合に限る。）に伴う諸雑費に充てるための費用とし、その額は、通常要する費用の額を勘案して規則で定める定額とする。

第3章を削る。

第4章中第25条の前に次の4条を加える。

##### (退職者等の旅費)

第21条 第3条第2項第1号又は第4号の規定により支給する旅費は、退職等の日の翌日から10日（同号に該当する場合にあっては、1月）以内における当該退職等に伴う旅行について、出張又は赴任の例に準じて規則で定めるものとする。

2 前項の場合において、退職等となった職員が家族を移転するときは、同項に規定する旅費に、転居費のうち家族の転居に要する費用及び家族移転費に相当するものを加えるものとする。

3 旅行命令権者は、天災その他やむを得ない事情がある場合には、第1項に規定する期間を延長することができる。

##### (遺族の旅費)

第22条 第3条第2項第2号、第3号又は第5号の規定により支給する旅費（死亡手

当に係るものを除く。)は、出張又は赴任の例に準じて規則で定めるものとする。

(証人等の旅費)

第23条 第3条第4項の規定により支給する旅費は、他の条例に特別の定めがある場合を除くほか、規則で定めるものとする。

(旅費の支給額の上限)

第24条 鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費(第12条第2項に規定する費用を除く。)(赴任経費又は家族移転費のうちこれらに相当する部分を含む。)に係る旅費の支給額は、第9条第1項各号、第10条第1項各号、第11条第1項各号及び第12条第1項各号に掲げる各費用について、当該各条及び第6条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各費用ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

2 宿泊費、包括宿泊費、転居費、赴任経費(宿泊手當に相当する部分を除く。)、家族移転費(宿泊手當に相当する部分を除く。)及び渡航雑費に係る旅費の支給額は、当該各種目について第6条、第13条、第14条、第16条、第17条、第18条第1項及び第19条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各種目ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

第37条第1項中「任命権者」を「旅行命令権者」に、「公用の交通機関、宿泊施設等を利用して旅行した場合その他当該」を「市以外の者から旅費の支給を受ける場合その他」に、「当該旅行」を「旅行」に改め、同条第2項中「任命権者」を「旅行命令権者」に改め、同条に次の1項を加え、同条を第25条とする。

3 前2項の規定を適用して旅費を調整する場合の統一的な基準は、規則で定める。

第25条の次に次の3条を加える。

(旅費の特例)

第26条 旅行命令権者は、職員について労働基準法(昭和22年法律第49号)第15条第3項若しくは第64条又は船員法(昭和22年法律第100号)第47条第1項若しくは第2項の規定に該当する事由がある場合において、この条例の規定による旅費の支給ができないとき、又はこの条例の規定により支給する旅費が労働基準法第15条第3項若しくは第64条又は船員法第48条の規定による旅費又は費用に満たないときは、当該職員に対しこれらの規定による旅費若しくは費用に相当する金額又はその満たない部分に相当する金額を旅費として支給するものとする。

2 旅行命令権者は、職員について船員法第47条第2項の規定に該当する事由があつた場合において、前項の規定により当該職員に旅費を支給したときは、当該職員に対し、当該支給した旅費の償還を請求するものとする。

(旅費の返納)

第27条 支払担当者は、旅行者又は旅行役務提供者がこの条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給又は旅費に相当する金額の支払を受けた場合には、当該旅費又は当該金額を返納させなければならない。

2 旅行者がこの条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給を受けた場合には、支払担当者は、前項に規定する返納に代えて、当該支払担当者がその後においてその者に対し支出し、又は支払う給与又は旅費の額から、当該旅費に相当する金額を差し引くことができる。

3 前項に規定する給与の種類は、規則で定める。

(監督)

第28条 市長は、この条例の適正な執行を確保するため、旅行命令権者に対して、この条例の執行状況に関する資料若しくは報告を求め、実地監査を行い、又はこの条例の執行について必要な措置を求めることができる。

第38条を第29条とする。

第39条中「この条例の施行に関し」を「この条例に定めるもののほか、この条例の規定による旅費の支給の手続その他この条例の実施のため」に、「市長が」を「規則で」に改め、同条を第30条とする。

第4章を第3章とする。

別表第1から別表第3までを削る。

(北秋田市長、副市長及び教育長の給与及び旅費に関する条例の一部改正)

第2条 北秋田市長、副市長及び教育長の給与及び旅費に関する条例（平成17年北秋田市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第3条中「別表第1」を「別表」に改める。

第5条を次のように改める。

(旅費)

第5条 市長等が公務のため旅行したときは、その旅行について、国家公務員等の旅費に関する法律施行令（令和6年政令第306号）第1条第2項第2号に規定する指定

職職員等（次項第2号において「指定職職員等」という。）が同令の規定により支給を受ける旅費（同令第8条の規定によるその他の交通費、同令第13条の規定による着後滞在費、同令第14条の規定による家族移転費（その他の交通費、着後滞在費及び渡航雑費に相当する部分に限る。）及び同令第15条の規定による渡航雑費に係る旅費を除く。）相当額の旅費を支給する。

2 市長等が公務のため旅行したときは、前項に規定する旅費のほか、次の各号に掲げる種目の区分に応じ、当該各号に定める額の旅費を支給する。

（1） その他の交通費 北秋田市職員等の旅費に関する条例（平成17年北秋田市条例第40号。以下この項において「旅費条例」という。）第12条の規定により職員が支給を受けるその他の交通費相当額

（2） 赴任経費 旅費条例第17条の規定により職員が支給を受ける赴任経費（鉄道賃、船賃、航空賃、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当及び家族移転費に相当する部分にあっては、指定職職員等が国家公務員等の旅費に関する法律施行令の規定により支給を受ける旅費）相当額

（3） 家族移転費（その他の交通費及び渡航雑費に相当する部分に限る。） 旅費条例第18条の規定により職員が支給を受ける家族移転費（その他の交通費及び渡航雑費に相当する部分に限る。）相当額

（4） 渡航雑費 旅費条例第19条の規定により職員が支給を受ける渡航雑費相当額  
別表第1を別表とし、別表第2を削る。

#### 附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（北秋田市職員等の旅費に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第2条 第1条の規定による改正後の北秋田市職員等の旅費に関する条例（以下「改正後の旅費条例」という。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に改正後の旅費条例第2条第3号に規定する旅行命令権者が改正後の旅費条例第4条第1項に規定する旅行命令等を発する旅行について適用し、施行日前に第1条の規定による改正前の北秋田市職員等の旅費に関する条例（以下「改正前の旅費条例」という。）第4条第1項に規定する旅行命令権者が同項に規定する旅行命令等を発した旅行については、なお従前の例による。ただし、施行日前に同項に規定する旅行命

令権者が同項に規定する旅行命令等を発し、かつ、施行日以後に改正後の旅費条例第2条第3号に規定する旅行命令権者が改正後の旅費条例第4条第3項の規定により当該旅行命令等を変更する旅行については、改正後の旅費条例の規定は、当該旅行のうち当該変更の日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち当該変更の日前の期間に対応する分については、なお従前の例による。

- 2 改正後の旅費条例第3条第2項の規定は、施行日以後に退職（免職を含む。）、失職若しくは休職（以下この項において「退職等」という。）となった場合又は死亡した場合について適用し、施行日前に退職等となった場合又は死亡した場合については、なお従前の例による。
- 3 改正後の旅費条例第3条第5項及び第6項の規定は、これらの項に規定する者が同条第1項、第2項及び第4項の規定により旅費の支給を受けることができる場合について適用し、改正前の旅費条例第3条第1項、第2項及び第4項の規定により旅費の支給を受けることができる場合については、なお従前の例による。
- 4 改正前の旅費条例第6条第15項及び第22条第1項の規定により船員（船員法の適用を受ける者をいう。以下この項において同じ。）である職員が指導船、調査船若しくは練習船に乗船した場合又は船員以外の職員が漁業に関する調査、試験、観測、実習指導等のために指導船、調査船若しくは練習船に乗船した場合に支給する日額旅費については、当分の間、なお従前の例による。

（北秋田市長、副市長及び教育長の給与及び旅費に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第3条 第2条の規定による改正後の北秋田市長、副市長及び教育長の給与及び旅費に関する条例の規定は、施行日以後に出発する旅行について適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

（北秋田市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正）

第4条 北秋田市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成17年北秋田市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「別表の額」を「、北秋田市長、副市長及び教育長の給与及び旅費に関する条例（平成17年北秋田市条例第35号）第5条に規定する市長等の現に受けるべき旅費相当額」に改め、同条第2項を削る。

第7条中「北秋田市一般職の職員の給与に関する条例」の次に「（平成17年北秋田

市条例第37号)」を加える。

別表を削る。

(北秋田市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第5条 前条の規定による改正後の北秋田市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定は、施行日以後に出発する旅行について適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。



(資料) 北秋田市職員等の旅費に関する条例及び北秋田市長、副市長及び教育長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表

【第1条関係】北秋田市職員等の旅費に関する条例（平成17年北秋田市条例第40号）の一部改正

改正後	改正前
目次	目次
第1章 総則（第1条—第7条）	第1章 総則（第1条—第11条）
第2章 旅費の種目及び内容	第2章 内国旅行の旅費（第12条—第26条）
第1節 通則（第8条）	
第2節 交通費（第9条—第12条）	
第3節 宿泊費等（第13条—第15条）	
第4節 転居費等（第16条—第18条）	
第5節 その他の種目（第19条・第20条）	
第3章 雜則（第21条—第30条）	第3章 外国旅行の旅費（第27条—第36条）
附則	第4章 雜則（第37条—第39条）
(趣旨)	附則
第1条 この条例は、法令又は他の条例に特別の定めがある場合を除くほか、市が公務のため旅行する市職員（以下「職員」という。）	第1条 この条例は、公務のために旅行する職員（北秋田市長、副市長及び教育長の給与及び旅費に関する条例（平成17年北秋田市条例第35号）及び北秋田市一般職の職員の給与に関する条例（平成17年北秋田市条例第37号）の適用を受ける者並びに地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項第2号に掲げる職員をいう。以下同じ。）及び職員以外の者に対し支給する旅費に関し必要な事項を定めるものとする。
(定義)	
第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。	第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
(1) 内国旅行 本邦（本州、北海道、四国、九州及びこれらに附属する島の存する領域をいう。 <u>次号において同じ。</u> ）における旅行をいう。	(1) 内国旅行 本邦（本州、北海道、四国、九州及びこれらに附属する島の存する領域をいう。 <u>以下_____同じ。</u> ）における旅行をいう。
(2) 外国旅行 本邦と外国（本邦以外の領域（公海を含む。）をいう。 <u>以下この号及び次章において同じ。</u> ）との間における旅行及び外国における旅行をいう。	(2) 外国旅行 本邦と外国（本邦以外の領域（公海を含む。）をいう。 <u>以下_____同じ。</u> ）との間における旅行及び外国における旅行をいう。

改正後	改正前
(3) 出張 職員が公務のため一時その在勤公署(常時勤務する在勤公署のない場合又は市の機関若しくはその委任を受けた者(以下「旅行命令権者」という。)が認める場合には、その住所、居所その他旅行命令権者が認める場所)を離れて旅行し、又は職員以外の者が公務のため一時その住所又は居所を離れて旅行することをいう。	(3) 出張 職員が公務のため一時その勤務場所
(4) 赴任 新たに採用された職員がその採用に伴う移転のため住所若しくは居所から在勤公署に旅行し、又は転任を命ぜられた職員がその転任に伴う移転のため旧在勤公署から新在勤公署に旅行することをいう。	
(5) 帰住 職員が退職し、又は死亡した場合において、その職員又はその遺族が生活の根拠となる地に旅行することをいう。	
(6) 家族 内国旅行にあっては職員の配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号及び次号において同じ。)、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で職員と生計を一にするものをいい、外国旅行にあっては職員の配偶者及び子で職員と生計を一にするものをいう。	(5) 扶養親族 職員の配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で主として職員の収入によって生計を維持している者をいう。
(7) (略)	(6) (略)
(8) 旅行役務提供者 旅行業者 (旅行業法(昭和27年法律第239号)第6条の4第1項に規定する旅行業者をいう。)その他の規則で定める者(以下この号において「旅行業者等」という。)であって、市と旅行役務提供契約(旅行業者等が市に対して旅行に係る役務その他の規則で定めるものを旅行者に提供することを約し、かつ、市が当該旅行業者等に対して当該旅行に係る旅費に相当する金額を支払うことを約する契約をいう。次条第7項において同じ。)を締結したものを行う。	
(旅費の支給)	(旅費の支給)
第3条 (略)	第3条 (略)
2 職員又はその遺族が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に掲げる者に対し、旅費を支給する。	2 職員又はその遺族が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に掲げる者に対し、旅費を支給する。
(1)・(2) (略)	(1)・(2) (略)
(3) 職員が死亡した場合において、当該職員の遺族がその死亡の日	

改正後	改正前
<u>翌日から3月以内にその居住地を出発して帰住したときには、当該遺族</u> (4) 職員が <u>出張のため</u> 外国旅行中に退職等となった場合(当該退職等に伴う旅行を必要としない場合を除く。)には、当該職員 (5) 職員が <u>出張のため</u> 外国旅行中に死亡した場合には、当該職員の遺族	
3 職員が前項第1号又は第4号の規定に該当する場合において、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第16条第1号、第3号若しくは第4号又は第29条第1項各号に掲げる事由により退職等となったときは、前項の規定にかかわらず、同項の規定による旅費は、支給しない。 4 職員又は職員以外の者が、市の機関の依頼又は要求に応じ、公務の遂行を補助するため、証人、鑑定人、参考人等として旅行した場合には、その者に対し、実費の弁償として旅費を支給する。 5 第1項、第2項及び前項の規定により旅費の支給を受けることができる者_____  が、_____旅行命令又は旅行依頼(次条及び第5条において「旅行命令等」という。)の変更(取消しを含む。次条及び第5条において同じ。)を受け、又は死亡した場合その他規則で定める場合には、当該旅行のため既に支出した金額_____のうちその者の損失となる金額又は支出を要する金額で規則で定めるものを旅費として支給することができる。 6 第1項、第2項及び第4項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、旅行中_____天災その他規則で定める事情により概算払を受けた旅費額(概算払を受けなかった場合には、概算払を受けることができた旅費額に相当する金額)の全部又は一部を喪失した場合には、その喪失した旅費額の範囲内で規則で定める金額を旅費	(3) 職員が <u>出張のため</u> 外国旅行中に退職等となった場合(当該退職等に伴う旅行を必要としない場合を除く。)には、当該職員 (4) 職員が <u>出張のため</u> 外国旅行中に死亡した場合には、当該職員の遺族 (5) 職員が死亡した場合において、当該職員の遺族がその死亡の日の翌日から3月以内にその居住地を出発して帰住したときには <u>当該遺族</u> 3 職員以外の者が、本市の依頼又は要求に応じ、公務の遂行を補助するため、証人、鑑定人、参考人、通訳又は講師等として旅行した場合には、その者に対し、市規則の定めるところにより旅費を支給する。 4 職員が第2項第1号又は第3号の規定に該当する場合において、地方公務員法第16条各号又は第29条第1項各号に掲げる理由により退職等となったときは、第2項の規定にかかわらず、同項の規定による旅費は支給しない。 5 第1項から第3項までの規定により旅費の支給を受けることができる者(その者の扶養親族の旅行について旅費の支給を受けることができる場合には、当該扶養親族を含む。以下この条において同じ。)が、その出発前に次条第3項の規定により旅行命令又は旅行依頼(以下「旅行命令等」という。)を変更(取消しを含む。以下同じ。)され、又は死亡した場合において、当該旅行のため既に支出した金額があるときは、当該金額のうちその者の損失となった金額で市規則で定めるものを旅費として支給することができる。 6 第1項から第3項までの規定により旅費の支給を受けることができる者が、旅行中交通機関の事故又は天災その他市規則で定める事情により概算払を受けた旅費額(概算払を受けなかった場合には、概算払を受けることができた旅費額に相当する金額)の全部又は一部を喪失した場合には、その喪失した旅費額の範囲内で市規則で定める金額を旅費

改正後	改正前
<p>として支給することができる。</p> <p>7 第1項、第2項、第4項及び第5項に規定する場合において、市が旅行役務提供契約に基づき旅行役務提供者に支払うべき金額があるときは、これらの項に規定する者に対する旅費の支給に代えて、当該旅行役務提供者に対し、当該金額を旅費に相当するものとして支払うことができる。</p>	<p>として支給することができる。</p>
<p>(旅行命令等)</p> <p>第4条 次の各号に掲げる旅行は、当該各号に掲げる区分により、<u>旅行命令権者</u>の発する旅行命令等によって行われなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>前条第4項</u>の規定に該当する旅行 旅行依頼</p> <p>2 <u>旅行命令権者</u>は、電信、電話、郵便等の通信による連絡手段によつては、公務の円滑な遂行を図ることができない場合で、かつ、予算上旅費の支出が可能である場合に限り、旅行命令等を発することができる。</p> <p>3 <u>旅行命令権者</u>は、既に発した旅行命令等の変更をする必要があると認める _____場合には、自ら又は次条第1項若しくは第2項の規定による旅行者の申請に基づき、<u>その変更をすること</u>ができる。</p> <p>4 <u>旅行命令権者</u>は、旅行命令等を発し、又はその変更をするには、旅行命令簿又は旅行依頼簿(以下この条において「旅行命令簿等」という。)に規則で定める事項の記載をし、当該事項を当該旅行者に提示してしなければならない。ただし、旅行命令簿等に当該事項の記載をするいとまがない場合には、この限りでない。</p> <p>5 前項ただし書の規定により旅行命令簿等に記載をしなかった場合には、できるだけ速やかに旅行命令簿等に同項に定める事項の記載をしなければならない。</p>	<p>(旅行命令等)</p> <p>第4条 次の各号に掲げる旅行は、当該各号に掲げる区分により、<u>任命権者</u>の発する旅行命令等によって行われなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>前条第3項</u>の規定に該当する旅行 旅行依頼</p> <p>2 <u>任命権者</u>は、電信、電話、郵便等の通信による連絡手段によつては、公務の円滑な遂行を図ることができない場合で、かつ、予算上旅費の支出が可能である場合に限り、旅行命令等を発することができる。</p> <p>3 <u>任命権者</u>は、既に発した旅行命令等を変更する必要があると認める場合で、前項の規定に該当する場合には、自ら又は次条第1項若しくは第2項の規定による旅行者の申請に基づき、<u>これを変更すること</u>ができる。</p> <p>4 <u>任命権者</u>は、旅行命令等を発し、又はこれを変更するには、旅行命令簿に当該旅行に関する事項を記載し、これを当該旅行者に提示してしなければならない。ただし、旅行命令簿に当該旅行に関する事項を記載し、これを提示するいとまがない場合には、口頭により旅行命令等を発し、又はこれを変更することができる。</p> <p>5 <u>任命権者</u>は、口頭により旅行命令等を発し、又はこれを変更した場合には、速やかに旅行命令簿に当該旅行に関する事項を記載し、これを当該旅行者に提示しなければならない。</p>
<p>(旅行命令等に従わない旅行)</p> <p>第5条 旅行者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により旅行命令等(前条第3項の規定により<u>変更を受けた</u>旅行命令等を含む。以下この条において同じ。)に従って旅行することができない場合</p>	<p>(旅行命令等に従わない旅行)</p> <p>第5条 旅行者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により旅行命令等(前条第3項の規定により<u>変更された</u>旅行命令等を含む。以下この条において同じ。)に従って旅行することができない場合</p>

改正後	改正前
には、あらかじめ <u>旅行命令権者</u> に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。	には、あらかじめ <u>任命権者</u> に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。
2 旅行者は、前項の規定による旅行命令等の変更の申請をするいとまがない場合には、旅行命令等に従わないで旅行した後、 <u>できるだけ速やかに旅行命令権者</u> に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。	2 旅行者は、前項の規定による旅行命令等の変更の申請をするいとまがない場合には、旅行命令等に従わないで旅行した後、 <u>速やかに任命権者</u> に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。
3 (略)	3 (略)
<u>(旅費の計算)</u>	<u>(旅費の種類)</u>
<u>第6条 旅費は、旅行に要する実費を弁償するためのものとして次章で定める種目及び内容に基づき、最も経済的かつ合理的な通常の経路及び方法により旅行した場合によって計算する。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により最も経済的かつ合理的な通常の経路又は方法により旅行し難い場合には、その現によった経路及び方法によって計算する。</u>	<u>第6条 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料、食卓料、移転料、着後手当、扶養親族移転料、支度料、旅行雑費、死亡手当及び日額旅費とする。</u>
	2 鉄道賃は、鉄道旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。
	3 船賃は、水路旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。
	4 航空賃は、航空旅行について、路程に応じ旅客運賃により支給する。
	5 車賃は、陸路（鉄道を除く。以下同じ。）旅行について、路程に応じ1キロメートル当たりの定額又は実費額により支給する。
	6 日当は、旅行中の日数に応じ1日当たりの定額により支給する。
	7 宿泊料は、旅行中の夜数に応じ1夜当たりの定額により支給する。
	8 食卓料は、水路旅行及び航空旅行中の夜数に応じ1夜当たりの定額により支給する。
	9 移転料は、赴任に伴う住所又は居所の移転について、路程に応じ一定距離当たりの定額により支給する。
	10 着後手当は、赴任に伴う住所又は居所の移転について、定額により支給する。
	11 扶養親族移転料は、赴任に伴う扶養親族の移転について、支給する。
	12 支度料は、本邦から外国への出張について、定額により支給する。
	13 旅行雑費は、外国への出張に伴う雑費について、実費額により支給する。
	14 死亡手当は、第3条第2項第2号及び第4号の規定に該当する場合について、定額等により支給する。
	15 内国旅行のうち第22条に規定する旅行については、第1項に掲げる旅費に代え、管内旅行旅費を旅費として支給する。

改正後	改正前
	<p>16 外国旅行のうち第1項に規定する旅費を支給することが適当でない場合には、これらの旅費に代え、旅行手当を旅費として支給することができる。</p>
	<p>(旅費の計算)</p> <p>第7条 旅費は、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算する。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法によって旅行し難い場合には、その現によった経路及び方法によって計算する。</p>
	<p>第8条 旅費計算上の旅行日数は、第3項の規定に該当する場合を除くほか、旅行のために現に要した日数による。ただし、公務の必要又は天災その他やむを得ない事情のため要した日数を除くほか、鉄道旅行にあっては400キロメートル、水路旅行にあっては200キロメートル、陸路旅行にあっては50キロメートルについて1日の割合をもって通算した日数を超えることができない。</p>
	<p>2 前項ただし書の規定により通算した日数に1日未満の端数を生じたときは、これを1日とする。</p> <p>3 第3条第2項第1号から第3号までの規定に該当する場合には、旅費計算上の旅行日数は、第1項ただし書及び前項の規定により計算した日数による。</p>
	<p>第9条 1日の旅行において日当又は宿泊料（扶養親族移転料のうちこれらの旅費に相当する部分を含む。以下この条において同じ。）について定額を異にする理由が生じた場合には、額の多い方の定額による日当又は宿泊料を支給する。</p>
	<p>第10条 鉄道旅行、水路旅行、航空旅行又は陸路旅行中における年度の経過、職務の級の変更等のため鉄道賃、船賃、航空賃又は車賃（扶養親族移転料のうちこれらの旅費に相当する部分を含む。）を区分して計算する必要がある場合には、その必要が生じた後の最初の目的地に到着するまでの分及びそれ以後の分に区分して計算する。</p>

改正後	改正前
<p>(旅費の請求手続)</p> <p><u>第7条 旅費（概算払に係る旅費を含む。）の支給を受けようとする旅行者及び概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者でその精算をしようとするもの並びに旅費に相当する金額の支払を受けようとする旅行役務提供者は、所定の請求書に必要な<u>資料</u>を添えて、これを当該旅費又は<u>当該金額</u>の支払をする者（以下この条及び第27条において「支払担当者」という。）に提出しなければならない。この場合において、必要な<u>資料</u>の全部又は一部を提出しなかった者は、その請求に係る旅費又は旅費に相当する金額のうちその<u>資料</u>を提出しなかったため、その旅費又は旅費に相当する金額の必要が明らかにされなかった部分の支給又は支払を受けることができない。</u></p> <p>2 概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者は、当該旅行を完了した後、<u>所定の期間内に</u>、当該旅行について前項の規定による旅費の精算をしなければならない。</p> <p>3 支払担当者は、前項の規定による精算の結果、<u>過払金</u>があった場合には、<u>所定の期間内に</u>、当該過払金を返納させなければならない。</p> <p>4 支払担当者は、支払った概算払に係る旅費の支給を受ける旅行者が第2項に規定する期間内に旅費の精算をしなかった場合又は前項に規定する期間内に過払金を返納しなかった場合には、当該支払担当者がその後においてその者に対し支払う給与又は旅費の額から当該概算払に係る旅費額又は当該過払金に相当する金額を差し引かなければならぬ。</p> <p>5 第1項に規定する請求書及び必要な資料の種類、記載事項、第2項及び第3項に規定する期間並びに前項に規定する給与の種類その他の必要な事項は、規則で定める。</p> <p><u>第2章 旅費の種目及び内容</u></p> <p><u>第1節 通則</u></p> <p>(旅費の種目及び内容)</p> <p><u>第8条 旅費の種目は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、転居費、赴任経費、家族移転費、渡航雜費及び死亡手当とし、これらの内容については、この章の定めるところに</u></p>	<p>(旅費の請求手続)</p> <p><u>第11条 旅費（概算払に係る旅費を含む。）の支給を受けようとする旅行者及び概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者でその精算をしようとする者は</u></p> <p>_____、所定の請求書に必要な<u>書類</u>を添えて、これを当該旅費_____の支払をする者（以下_____「支払担当者」という。）に提出しなければならない。_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>2 概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者は、当該旅行を完了した後、速やかに_____、当該旅行について前項の規定による旅費の精算をしなければならない。</p> <p>3 支払担当者は、前項の規定による精算の結果<u>過払金</u>があった場合には、速やかに_____当該過払金を返納させなければならない。</p> <p><u>第2章 内国旅行の旅費</u></p> <p><u>(鉄道賃)</u></p> <p><u>第12条 鉄道賃の額は、次に規定する旅客運賃（以下この条において「運賃」という。）、急行料金及び座席指定料金による。</u></p> <p><u>(1) 乗車に要する運賃</u></p>

改正後	改正前
<p>よる。</p> <p><u>第2節 交通費</u></p> <p>(鉄道賃)</p> <p><u>第9条 鉄道賃は、鉄道（鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第2条第1項に規定する鉄道事業の用に供する鉄道及び軌道法（大正10年法律第76号）第1条第1項に規定する軌道、外国におけるこれらに相当するものその他規則で定めるものをいう。次項及び第12条第1項において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第5号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。</u></p> <p>(1) 運賃</p> <p>(2) 急行料金</p> <p>(3) 寝台料金</p> <p>(4) 座席指定料金</p> <p>(5) 前各号に掲げる費用に付随する費用</p> <p>2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、内国旅行の場合であって運賃の等級が区分された鉄道により移動するときは最下級、外国旅行の場合であって運賃の等級が区分された鉄道により移動するときは最上級の直近下位の級の運賃の額とする。</p> <p>(船賃)</p> <p><u>第10条 船賃は、船舶（海上運送法（昭和24年法律第187号）第2条第2項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶、外国におけるこれに相当するものその他規則で定めるものをいう。次項及び第12条第1項において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第4号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）</u></p>	<p>(2) 急行料金を要する列車を運行する線路による旅行の場合には、前号に規定する運賃のほか、急行料金</p> <p>(3) 座席指定料金を要する客車を運行する線路による旅行（出発地及び目的地がすべて秋田県内である旅行を除く。）で片道100キロメートル以上のものをする場合には、第1号に規定する運賃及び前号に規定する急行料金のほか、座席指定料金</p> <p>2 前項第2号に規定する急行料金は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、支給する。この場合において、第1号に該当する旅行で片道100キロメートル未満のものに係る急行料金の額は、当該全区間につき自由席を利用する場合の額とする。</p> <p>(1) 新幹線鉄道を運行する線路による旅行</p> <p>(2) 特別急行列車を運行する線路による旅行で片道100キロメートル以上のもの</p> <p>(3) 普通急行列車を運行する線路による旅行で片道50キロメートル以上のもの</p> <p>3 特別車両料金を要する客車を運行する線路による旅行をする場合において、その旅行における特別の理由により特別車両を利用しなければ公務上特に支障を来すと任命権者が市長と協議して認めたときは、第1項に規定する鉄道賃のほか、特別車両料金を支給することができる。</p> <p>(船賃)</p> <p><u>第13条 船賃の額は、次に規定する旅客運賃（以下この条において「運賃」という。）、寝台料金及び特別船室料金並びに座席指定料金による。</u></p> <p>(1) 運賃の等級を3階級に区分する船舶による旅行の場合には、次に規定する運賃</p> <p>ア 市長、副市長、公営企業管理者、常勤の監査委員及び教育長（以下「市長等」という。）については、上級の運賃</p> <p>イ 一般職の職員については、中級の運賃</p> <p>(2) 運賃の等級を2階級に区分する船舶による旅行の場合には、次に規定する運賃</p> <p>ア 市長等については、上級の運賃</p> <p>イ 一般職の職員については、下級の運賃（命令権者が特に必要と認める場合には、上級の運賃）</p> <p>(3) 運賃の等級を設けない船舶による旅行の場合には、その乗船に要</p>

改正後	改正前
<p><u>の額の合計額とする。</u></p> <p>(1) <u>運賃</u></p> <p>(2) <u>寝台料金</u></p> <p>(3) <u>座席指定料金</u></p> <p>(4) <u>前3号に掲げる費用に付随する費用</u></p> <p>2 <u>前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、内国旅行の場合であって運賃の等級が区分された船舶により移動するときは最下級、外国旅行の場合であって運賃の等級が区分された船舶により移動するときは最上級の直近下位の級の運賃の額とする。</u></p>	<p><u>する運賃</u></p> <p>(4) <u>公務上の必要により別に寝台料金を必要とした場合には、前3号に規定する運賃のほか、現に支払った寝台料金</u></p> <p>(5) <u>第3号の規定に該当する船舶で特別船室料金を徴するものを運行する航路による旅行の場合には、同号に規定する運賃及び前号に規定する寝台料金のほか、特別船室料金</u></p> <p>(6) <u>座席指定料金を徴する船舶を運行する航路による旅行の場合は、前各号に規定する運賃及び料金のほか、座席指定料金</u></p> <p>2 <u>前項第1号又は第2号の規定に該当する場合において、同一階級の運賃を更に2以上に区分する船舶による旅行の場合には、当該各号の運賃は、同一階級内の最上級の運賃による。</u></p>
<p><u>(航空賃)</u></p> <p>第11条 <u>航空賃は、航空機（航空法（昭和27年法律第231号）第2条第18項に規定する航空運送事業の用に供する航空機、外国におけるこれに相当するものその他規則で定めるものをいう。次項及び次条第1項において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号及び第3号に掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。</u></p> <p>(1) <u>運賃</u></p> <p>(2) <u>座席指定料金</u></p> <p>(3) <u>前2号に掲げる費用に付隨する費用</u></p> <p>2 <u>前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された航空機により移動する場合には、最下級の運賃の額とする。ただし、外国旅行の場合であって、著しく長時間にわたる移動として規則で定めるものをするときは、最下級の直近上位の級の運賃の額とする。</u></p>	<p><u>(航空賃)</u></p> <p>第14条 <u>航空賃の額は、現に支払った旅客運賃による。</u></p>
	<p><u>(車賃)</u></p> <p>第15条 <u>車賃の額は、1キロメートルにつき40円とする。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により定額の車賃で旅行の実費を支弁することができない場合には、実費額による。</u></p> <p>2 <u>車賃は、全路程を通算して計算する。ただし、第10条の規定により区分計算をする場合には、その区分された路程ごとに通算して計算する。</u></p> <p>3 <u>前項の規定により通算した路程に1キロメートル未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。</u></p> <p>4 <u>別表第1の区分による都市に旅行した場合における車賃は、前3項の規定にかかわらず滞在1日につき、別表第1の定額による車賃を支給する。</u></p>
	<p><u>(日当)</u></p> <p>第16条 <u>日当は県外への旅行について支給し、その額は別表第2の定額による。</u></p>
	<p><u>(宿泊料)</u></p> <p>第17条 <u>宿泊料の額は、別表第2の定額による。</u></p>

改正後	改正前
<u>(その他の交通費)</u>	<u>2 宿泊料は、水路旅行及び航空旅行については、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により上陸又は着陸して宿泊した場合に限り、支給する。</u>
<u>第12条 その他の交通費は、鉄道、船舶及び航空機以外を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第4号までに掲げる費用は、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。</u>	<u>第18条 食卓料の額は、別表第2の定額による。</u>
<u>(1) 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに掲げる一般乗用旅客自動車運送事業（路線を定めて定期に運行する自動車により乗用旅客の運送を行うものに限る。）の用に供する自動車（外国におけるこれに相当するものを含む。）を利用する移動に要する運賃</u>	<u>2 食卓料は、船賃若しくは航空賃のほかに別に食費を要する場合又は船賃若しくは航空賃を要しないが食費を要する場合に限り、支給する。</u>
<u>(2) 道路運送法第3条第1号ハに掲げる一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車（外国におけるこれに相当するものを含む。）その他の旅客を運送する交通手段（前号に規定する自動車を除く。）を利用する移動に要する運賃</u>	<u>(移転料)</u>
<u>(3) 前2号に掲げる運賃以外の費用であって、道路運送法第80条第1項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車（外国におけるこれに相当するものを含む。）の賃料その他の移動に直接要する費用</u>	<u>第19条 移転料は、次に規定する額による。</u>
<u>(4) 前3号に掲げる費用に付隨する費用</u>	<u>(1) 赴任の際扶養親族を移転する場合には、旧勤務地から新勤務地までの路程に応じた別表第2の定額による額</u>
<u>2 前項第3号に掲げる費用のうち自己又はその家族の私用に供する自動車その他の市長が認めるものによる移動に直接要する費用の額は、路程1キロメートルにつき規則で定める額とする。</u>	<u>(2) 赴任の際扶養親族を移転しない場合には、前号に規定する額の2分の1に相当する額</u>
<u>第3節 宿泊費等</u>	<u>(3) 赴任の際扶養親族を移転しないが赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に扶養親族を移転する場合には、前号に規定する額に相当する額</u>
<u>(宿泊費)</u>	<u>2 前項第3号の場合において、扶養親族を移転した際における移転料の定額が、職員が赴任した際の移転料の定額と異なるときは、同号の額は、扶養親族を移転した際における移転料の定額を基礎として計算する。</u>
<u>第13条 宿泊費は、旅行中の宿泊に要する費用とし、その額は、地域の実情及び旅行者の職務を勘案して規則で定める額（次条において「宿泊費基準額」という。）とする。ただし、当該宿泊に係る特別な事がある場合として規則で定める場合は、当該宿泊に要する費用の額とする。</u>	<u>3 任命権者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、第1項第3号に規定する期間を延長することができる。</u>
<u>(包括宿泊費)</u>	<u>(着後手当)</u>
<u>第14条 包括宿泊費は、移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用とし、その額は、当該移動に係る前節の規定による交通費の額及び当該宿泊に係る宿泊費基準額の合計額とする。</u>	<u>第20条 着後手当の額は、別表第2の日当定額の5日分及び宿泊料定額の5夜分に相当する額による。</u>
	<u>(扶養親族移転料)</u>
	<u>第21条 扶養親族移転料の額は、次に規定する額による。</u>
	<u>(1) 赴任の際扶養親族を旧勤務地から新勤務地まで随伴する場合は、赴任を命ぜられた日における扶養親族1人ごとに、その移転の際における年齢に従い、次に規定する額の合計額</u>

改正後	改正前
<u>(宿泊手当)</u>	<u>ア 12歳以上の者については、その移転の際における職員相当の鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃の全額並びに日当、宿泊料、食卓料及び着後手当の3分の2に相当する額</u>
<u>第15条 宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用とし、その額は、通常要する費用の額を勘案して規則で定める1夜当たりの定額とする。</u>	<u>イ 12歳未満6歳以上の者については、アに規定する額の2分の1に相当する額</u>
<u>第4節 転居費等</u>	<u>ウ 6歳未満の者については、その移転の際における職員相当の日当、宿泊料、食卓料及び着後手当の3分の1に相当する額。ただし、6歳未満の者を3人以上随伴するときは、2人を超える者ごとにその移転の際における職員相当の鉄道賃及び船賃の2分の1に相当する金額を加算する。</u>
<u>(転居費)</u>	<u>(2) 前号の規定に該当する場合を除くほか、第19条第1項第1号又は第3号の規定に該当する場合には、扶養親族の旧居住地から新居住地までの旅行について前号の規定に準じて計算した額。ただし、同号の規定により支給することができる額に相当する額(赴任の後扶養親族を移転するまでの間に更に赴任があった場合には、各赴任について同号の規定により支給することができる額に相当する額の合計額)を超えることができない。</u>
<u>第16条 転居費は、赴任に伴う転居に要する費用(第18条第1項第1号又は第2号に規定する場合の家族の転居に要する費用を含む。)とし、その額は、転居の実態を勘案して規則で定める方法により算定される額とする。</u>	<u>(3) 第1号アからウまでの規定により、日当、宿泊料、食卓料及び着後手当の額を計算する場合において、当該旅費の額に円位未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。</u>
<u>(赴任経費)</u>	<u>2 職員が赴任を命ぜられた日において胎児であった子をその赴任の後移転する場合においては、扶養親族移転料の額の計算については、その子を赴任を命ぜられた日における扶養親族とみなして、前項の規定を適用する。</u>
<u>(家族移転費)</u>	<u>(日額旅費)</u>
<u>第18条 家族移転費は、赴任に伴う家族の移転に要する費用とし、その額は、次に掲げる額とする。</u>	<u>第22条 日額旅費は、次に規定する旅行のうち、当該旅行の性質上日額旅費を支給することを適當と認めるものについて支給する。</u>
<u>(1) 赴任の際家族(赴任を命ぜられた日において同居している者に限る。以下この項において同じ。)を職員の新居住地に移転する場合は、家族1人ごとに、職員がその移転をするものとして算定した交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当及び渡航雑費の合計額に相当する額</u>	<u>(1) 測量、調査、土木營繕工事、巡視その他これらに類する目的のための旅行</u>
<u>(2) 前号に規定する場合に該当せず、かつ、赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に家族を職員の居住地(赴任後家族を移転するまでの間に更に赴任があった場合には、当該赴任後における職員の新居住地)に移転する場合には、同号の規定に準じて算定した額</u>	<u>(2) 長期間の研修、講習、訓練その他これらに類する目的のための旅行</u>
<u>2 旅行命令権者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、前項第2号に規定する期間を延長することができる。</u>	<u>(3) 前2号に掲げる旅行を除くほか、その職務の性質上常時出張を必要とする職員の出張</u>

改正後	改正前
<p><u>第5節 その他の種目</u>  <u>(渡航雑費)</u></p> <p><u>第19条 渡航雑費は、外国旅行に要する雑費とし、その額は、予防接種に係る費用、旅券の交付手数料及び査証手数料、外貨交換手数料並びに入出国税その他外国旅行に必要なものとして規則で定める費用の額とする。</u></p> <p><u>(死亡手当)</u></p> <p><u>第20条 死亡手当は、職員の外国における死亡（第3条第2項第5号に規定する場合に限る。）に伴う諸雑費に充てるための費用とし、その額は、通常要する費用の額を勘案して規則で定める定額とする。</u></p>	<p><u>2 日額旅費の支給を受ける者の範囲、額、支給条件及び支給方法は、規則で定める。ただし、その額は、当該日額旅費の性質に応じ、第6条第1項に掲げる旅費の額についてこの条例に定める基準を超えることができない。</u></p> <p><u>（在勤地内の旅行の旅費）</u></p> <p><u>第23条 在勤地内における旅行については、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、当該各号に規定する額の旅費を支給する。</u></p> <p class="list-item-l1">(1) <u>車賃については、次に定める額</u></p> <p class="list-item-l2">ア <u>運賃を徴する交通機関路線の旅行については、これに要する運賃の実費額</u></p> <p class="list-item-l2">イ <u>ア以外の旅行で片道1キロメートルを超える旅行については、1キロメートルにつき30円を乗じて得た額</u></p> <p class="list-item-l1">(2) <u>公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により宿泊する場合には、1夜につき実費の宿泊料</u></p> <p class="list-item-l1">(3) <u>第24条第1項第2号に該当する場合には、その規定する額の鉄道賃、船賃、車賃又は移転料</u></p> <p class="list-item-l1">2 <u>赴任に伴う在勤地内の旅行については、第3条第1項、第19条、第20条及び第21条に規定する赴任に係る旅費、移転料、着後手当及び扶養親族移転料は支給しない。</u></p> <p class="list-item-l1">3 <u>職務の性質上常時出張を必要とする職員の旅行について、市長が月額旅費を支給することが適當と認めたときは、前項の規定にかかわらず市長の定める月額旅費を支給することができる。</u></p> <p><u>（在勤地以外の同一地域内旅行の旅費）</u></p> <p><u>第24条 在勤地以外の同一地域内における旅行については、鉄道賃、船賃、車賃、移転料、着後手当及び扶養親族移転料は支給しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該各号に規定する額の旅費を支給する。</u></p> <p class="list-item-l1">(1) <u>鉄道100キロメートル以上、水路50キロメートル以上、又は陸路25キロメートル以上の旅行の場合には、第13条又は第15条の規定による額の鉄道賃、船賃又は車賃</u></p> <p class="list-item-l1">(2) <u>前号の規定に該当する場合を除くほか、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により特に多額の鉄道賃、船賃又は車賃を要す</u></p>

改正後	改正前
	<p>る場合で、その実費額が当該旅行について支給される鉄道賃、船賃又は車賃の額を超える場合には、その超える部分の金額に相当する額の鉄道賃、船賃又は車賃</p> <p><u>(退職者等の旅費)</u></p> <p>第25条 第3条第2項第1号の規定により支給する旅費は、次に規定する旅費とする。</p> <p>(1) 職員が出張中に退職等となった場合には、次に規定する旅費</p> <p>ア 退職等となった日（以下「退職等の日」という。）にいた地から退職等の命令の通達を受けた日にいた地までの前職務相当の旅費</p> <p>イ 退職等の命令の通達を受けた日の翌日から3月以内に出発して当該退職等に伴う旅行をした場合に限り、出張の例に準じて計算した退職等の命令の通達を受けた日にいた地から旧勤務地までの前職務相当の旅費</p> <p>(2) 職員が赴任中に退職等となった場合には、赴任の例に準じ、かつ、新勤務地を旧勤務地とみなして前号の規定に準じて計算した旅費</p> <p><u>(遺族の旅費)</u></p> <p>第26条 第3条第2項第2号の規定により支給する旅費は、次に掲げる旅費とする。</p> <p>(1) 職員が出張中に死亡した場合には、死亡地から旧勤務地までの往復に要する前職務相当の旅費</p> <p>(2) 職員が赴任中に死亡した場合には、赴任の例に準じて計算した死亡地から新勤務地までの前職務相当の旅費</p> <p>2 遺族が前項に規定する旅費の支給を受ける順位は、第2条第1項第6号に掲げる順序により、同順位者がある場合には、年長者を先にする。</p> <p>3 第3条第2項第3号の規定により支給する旅費は、第21条第1項第1号の規定に準じて計算した居住地から帰住地までの鉄道賃、船賃、車賃及び食卓料とする。この場合において、同号中「赴任を命ぜられた日」とあるのを「職員が死亡した日」と読み替えるものとする。</p> <p><u>第3章 外国旅行の旅費 (本邦通過の場合の旅費)</u></p> <p>第27条 外国旅行中本邦を通過する場合には、その本邦内の旅行について</p>

改正後	改正前
	<p>て支給する旅費は、前章に規定するところによる。ただし、外国航路の船舶又は航空機により本邦を出発し、又は本邦に到着した場合における船賃又は航空賃並びに本邦を出発した日からの日当及び食卓料又は本邦に到着した日までの日当及び食卓料については、本章に規定するところによる。</p> <p>(鉄道賃)</p> <p>第28条 鉄道賃の額は、次に規定する旅客運賃（以下この条において「運賃」という。）、急行料金及び寝台料金による。</p> <p>(1) 運賃の等級を3以上階級に区分する線路による旅行の場合は、次に規定する運賃</p> <p>ア 市長等については、最上級の運賃</p> <p>イ 一般職の職員については、最上級の直近下位の級の運賃</p> <p>(2) 運賃の等級を2階級に区分する線路による旅行の場合には、次に規定する運賃</p> <p>ア 市長等については、最上級の運賃</p> <p>イ 一般職の職員については、下級の運賃（命令権者が特に必要と認める場合には上級の運賃）</p> <p>(3) 運賃の等級を設けない線路による旅行の場合には、その乗車に要する運賃</p> <p>(4) 公務上の必要により特別の座席の設備を利用した場合には、前3号に規定する運賃のほか、その座席のために現に支払った運賃</p> <p>(5) 公務上の必要により別に急行料金又は寝台料金を必要とした場合には、前各号に規定する運賃のほか、現に支払った急行料金又は寝台料金</p> <p>(船賃)</p> <p>第29条 船賃の額は、次に規定する旅客運賃（以下この条において「運賃」という。）及び寝台料金による。</p> <p>(1) 運賃の等級を2以上階級に区分する船舶による旅行の場合は、最上級の運賃とし、最上級の運賃を更に2以上に区分する船舶による旅行の場合には、次に規定する運賃</p> <p>ア 最上級の運賃を4以上に区分する船舶による旅行の場合には、市長等についてはその階級の最上級の運賃、一般職の職員については</p>

改正後	改正前
	<p><u>最上級の直近下位の級の運賃</u></p> <p>イ <u>最上級の運賃を3に区分する船舶による旅行の場合には、市長等についてはその階級内の上級の運賃、一般職の職員については中級の運賃</u></p> <p>ウ <u>最上級の運賃を2に区分する船舶による旅行の場合には、市長等についてはその階級内の上級の運賃、一般職の職員については下級の運賃</u></p> <p>(2) <u>運賃の等級を設けない船舶による旅行の場合には、その乗船に要する運賃</u></p> <p>(3) <u>公務上の必要により特別の運賃を必要とする船室を利用した場合には、前2号に規定する運賃のほか、その船室のために現に支払った運賃</u></p> <p>(4) <u>公務上の必要により別に寝台料金を必要とした場合には、前3号に規定する運賃のほか、現に支払った寝台料金</u></p> <p><u>(航空賃及び車賃)</u></p> <p>第30条 <u>航空賃の額は、次に規定する旅客運賃（以下この条において「運賃」という。）による。</u></p> <p>(1) <u>運賃の等級を3以上の階級に区分する航空路による旅行の場合には、次に規定する運賃</u></p> <p>ア <u>市長等については、最上級の直近下位の級の運賃</u></p> <p>イ <u>一般職の職員については、アに規定する運賃の級の直近下位の級の運賃</u></p> <p>(2) <u>運賃の等級を2階級に区分する航空路による旅行の場合には、次に規定する運賃</u></p> <p>ア <u>市長等については、上級の運賃</u></p> <p>イ <u>一般職の職員については、下級の運賃</u></p> <p>(3) <u>運賃の等級を設けない航空路による旅行の場合には、航空機の利用に要する運賃</u></p> <p>(4) <u>市長等が、公務上の必要により特別の座席の設備を利用した場合には、前3号に規定する運賃のほか、その座席のため現に支払った運賃</u></p> <p>2 <u>車賃の額は、実費額による。</u></p>

改正後	改正前
	<p style="text-align: center;">(日当、宿泊料及び食卓料)</p> <p><u>第31条 日当及び宿泊料の額は、旅行先の区分に応じた別表第3の定額による。</u></p> <p><u>2 第26条第5号の規定により寝台料金を支給する場合における宿泊料の額は、前項の規定にかかわらず、旅行先の区分に応じた別表第3の定額の10分の7に相当する額による。</u></p> <p><u>3 食卓料の額は、別表第3の定額による。</u></p> <p><u>4 第16条第2項及び第3項、第17条第2項並びに第18条第2項の規定は、外国旅行の場合の日当、宿泊料及び食卓料について準用する。</u></p>
	<p style="text-align: center;">(支度料)</p> <p><u>第32条 支度料の額は、旅行期間に応じた別表第3の定額による。</u></p> <p><u>2 本邦から外国に出張を命ぜられた者が過去において支度料の支給を受けたことがある者である場合には、その者に対し支給する支度料の額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定による額から、その出張を命ぜられた日から起算して過去1年以内に支給を受けた支度料の合計額を差し引いた額の範囲内の額による。</u></p>
	<p style="text-align: center;">(旅行雑費)</p> <p><u>第33条 旅行雑費の額は、旅行者の予防注射料、旅券の交付手数料及び査証手数料、外貨交換手数料並びに入出国税の実費額による。</u></p>
	<p style="text-align: center;">(死亡手当)</p> <p><u>第34条 死亡手当の額は、第3条第2項第4号の規定に該当する場合は、別表第3の定額による。</u></p> <p><u>2 職員が第3条第2項第4号の規定に該当し、かつ、その死亡地が本邦である場合において同号の規定により支給する死亡手当の額は、前項の規定にかかわらず、当該職員の本邦における勤務場所の所在地を旧勤務地とみなして第24条第1項第1号の規定に準じて計算した旅費の額による。</u></p> <p><u>3 第24条第2項の規定は、第3条第2項第4号に該当する場合において第1項又は前項の規定による死亡手当の支給を受ける遺族の順位について準用する。</u></p>

改正後	改正前
	<p><u>(旅行手当)</u></p> <p><u>第35条 第6条第16項に規定する旅行手当の支給を受ける者の範囲、額、支給条件及び支給方法は、任命権者がその都度市長と協議して定める。</u></p>
	<p><u>(退職者の旅費)</u></p> <p><u>第36条 第3条第2項第3号の規定により職員が出張中に退職等となつた場合に支給する旅費は、次に規定する旅費とする。</u></p> <p><u>(1) 退職等の日にいた地から退職等の命令の通達を受けた日にいた地までの前職務相当の旅費</u></p> <p><u>(2) 退職等の命令の通達を受けた日の翌日から3月以内に出発して当該退職等に伴う旅行をした場合に限り、出張の例に準じて計算した退職等の命令の通達を受けた日にいた地から旧勤務地までの前職務相当の旅費</u></p>
<p><u>第3章 雜則</u></p> <p><u>(退職者等の旅費)</u></p> <p><u>第21条 第3条第2項第1号又は第4号の規定により支給する旅費は、退職等の日の翌日から10日（同号に該当する場合にあっては、1月）以内における当該退職等に伴う旅行について、出張又は赴任の例に準じて規則で定めるものとする。</u></p> <p><u>2 前項の場合において、退職等となった職員が家族を移転するときは、同項に規定する旅費に、転居費のうち家族の転居に要する費用及び家族移転費に相当するものを加えるものとする。</u></p> <p><u>3 旅行命令権者は、天災その他やむを得ない事情がある場合には、第1項に規定する期間を延長することができる。</u></p> <p><u>(遺族の旅費)</u></p> <p><u>第22条 第3条第2項第2号、第3号又は第5号の規定により支給する旅費（死亡手当に係るものを除く。）は、出張又は赴任の例に準じて規則で定めるものとする。</u></p> <p><u>(証人等の旅費)</u></p> <p><u>第23条 第3条第4項の規定により支給する旅費は、他の条例に特別の</u></p>	<p><u>第4章 雜則</u></p>

改正後	改正前
<p><u>定めがある場合を除くほか、規則で定めるものとする。</u></p> <p><u>(旅費の支給額の上限)</u></p> <p><u>第24条 鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費（第12条第2項に規定する費用を除く。）（赴任経費又は家族移転費のうちこれらに相当する部分を含む。）に係る旅費の支給額は、第9条第1項各号、第10条第1項各号、第11条第1項各号及び第12条第1項各号に掲げる各費用について、当該各条及び第6条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各費用ごとのいづれか少ない額を合計した額とする。</u></p> <p><u>2 宿泊費、包括宿泊費、転居費、赴任経費（宿泊手當に相当する部分を除く。）、家族移転費（宿泊手當に相当する部分を除く。）及び渡航雑費に係る旅費の支給額は、当該各種目について第6条、第13条、第14条、第16条、第17条、第18条第1項及び第19条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各種目ごとのいづれか少ない額を合計した額とする。</u></p>	
<p><u>(旅費の調整)</u></p> <p><u>第25条 旅行命令権者は、旅行者が市以外の者から旅費の支給を受ける場合その他_____旅行における特別の事情により又は旅行の性質上この条例の規定による旅費を支給した場合には不当に旅行の実費を超えた旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなる場合においては、その実費を超えることとなる部分の旅費又はその必要としない部分の旅費を支給しないことができる。</u></p> <p><u>2 旅行命令権者は、旅行者がこの条例の規定による旅費により旅行することが当該旅行における特別の事情により又は当該旅行の性質上困難である場合には、市長に協議して定める旅費を支給することができる。</u></p> <p><u>3 前2項の規定を適用して旅費を調整する場合の統一的な基準は、規則で定める。</u></p>	<p><u>(旅費の調整)</u></p> <p><u>第37条 任命権者は、旅行者が公用の交通機関、宿泊施設等を利用して旅行した場合その他当該旅行における特別の事情により又は当該旅行の性質上この条例の規定による旅費を支給した場合には不当に旅行の実費を超えた旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなる場合においては、その実費を超えることとなる部分の旅費又はその必要としない部分の旅費を支給しないことができる。</u></p> <p><u>2 任命権者は、旅行者がこの条例の規定による旅費により旅行することが当該旅行における特別の事情により又は当該旅行の性質上困難である場合には、市長に協議して定める旅費を支給することができる。</u></p>
<p><u>(旅費の特例)</u></p> <p><u>第26条 旅行命令権者は、職員について労働基準法（昭和22年法律第49</u></p>	

改正後	改正前
<p>号) 第15条第3項若しくは第64条又は船員法（昭和22年法律第100号）第47条第1項若しくは第2項の規定に該当する事由がある場合において、この条例の規定による旅費の支給ができないとき、又はこの条例の規定により支給する旅費が労働基準法第15条第3項若しくは第64条又は船員法第48条の規定による旅費又は費用に満たないときは、当該職員に対しこれらの規定による旅費若しくは費用に相当する金額又はその満たない部分に相当する金額を旅費として支給するものとする。</p> <p>2 旅行命令権者は、職員について船員法第47条第2項の規定に該当する事由があった場合において、前項の規定により当該職員に旅費を支給したときは、当該職員に対し、当該支給した旅費の償還を請求するものとする。</p>	
<p><u>(旅費の返納)</u></p> <p>第27条 支払担当者は、旅行者又は旅行役務提供者がこの条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給又は旅費に相当する金額の支払を受けた場合には、当該旅費又は当該金額を返納させなければならない。</p> <p>2 旅行者がこの条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給を受けた場合には、支払担当者は、前項に規定する返納に代えて、当該支払担当者がその後においてその者に対し支出し、又は支払う給与又は旅費の額から、当該旅費に相当する金額を差し引くことができる。</p> <p>3 前項に規定する給与の種類は、規則で定める。</p>	
<p><u>(監督)</u></p> <p>第28条 市長は、この条例の適正な執行を確保するため、旅行命令権者に対して、この条例の執行状況に関する資料若しくは報告を求め、実地監査を行い、又はこの条例の執行について必要な措置を求めることができる。</p>	
<p><u>(旅費の支給方法)</u></p> <p>第29条 (略)</p>	<p><u>(旅費の支給方法)</u></p> <p>第38条 (略)</p>

改正後	改正前												
(委任)	(委任)												
<u>第30条 この条例に定めるもののほか、この条例の規定による旅費の支給の手続その他この条例の実施のため必要な事項は、規則で定める。</u>	<u>第39条 この条例の施行に関し</u> 必要な事項は、 <u>市長が定める。</u>												
	<u>別表第1 (第15条関係)</u> 定額による車賃												
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>車賃 (滞在1日につき)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東京都内及び地方自治法第252条の19第1項の規定による指定都市</td><td>2,500円</td></tr> <tr> <td>指定都市を除く県外のその他の都市、地域及び秋田市</td><td>2,000円</td></tr> </tbody> </table>	区分	車賃 (滞在1日につき)	東京都内及び地方自治法第252条の19第1項の規定による指定都市	2,500円	指定都市を除く県外のその他の都市、地域及び秋田市	2,000円						
区分	車賃 (滞在1日につき)												
東京都内及び地方自治法第252条の19第1項の規定による指定都市	2,500円												
指定都市を除く県外のその他の都市、地域及び秋田市	2,000円												
	<u>別表第2 (第16条—第20条関係)</u> 内国旅行の旅費												
	1 日当、宿泊料及び食卓料												
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>日当 (1日につき)</th><th>宿泊料 (1夜につき)</th><th>食卓料 (1夜につき)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市長、副市長、公営企業管理者及び教育長</td><td>2,500円</td><td>県内 13,300円 県外 14,800円</td><td>3,000円</td></tr> <tr> <td>一般職の職員</td><td>2,400円</td><td>県内 10,000円 県外 11,500円</td><td>2,200円</td></tr> </tbody> </table>	区分	日当 (1日につき)	宿泊料 (1夜につき)	食卓料 (1夜につき)	市長、副市長、公営企業管理者及び教育長	2,500円	県内 13,300円 県外 14,800円	3,000円	一般職の職員	2,400円	県内 10,000円 県外 11,500円	2,200円
区分	日当 (1日につき)	宿泊料 (1夜につき)	食卓料 (1夜につき)										
市長、副市長、公営企業管理者及び教育長	2,500円	県内 13,300円 県外 14,800円	3,000円										
一般職の職員	2,400円	県内 10,000円 県外 11,500円	2,200円										
	備考 固定宿泊施設に宿泊しない場合には、宿泊料の8割に相当する額とする。												
	2 移転料												
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>鉄道50キロメートル</th><th>鉄道50キロメートル</th><th>鉄道10キロメートル</th><th>鉄道30キロメートル</th><th>鉄道50キロメートル</th><th>鉄道1キロメートル</th><th>鉄道1キロメートル</th><th>鉄道2,000キロメートル</th></tr> </thead> </table>	区分	鉄道50キロメートル	鉄道50キロメートル	鉄道10キロメートル	鉄道30キロメートル	鉄道50キロメートル	鉄道1キロメートル	鉄道1キロメートル	鉄道2,000キロメートル			
区分	鉄道50キロメートル	鉄道50キロメートル	鉄道10キロメートル	鉄道30キロメートル	鉄道50キロメートル	鉄道1キロメートル	鉄道1キロメートル	鉄道2,000キロメートル					

改正後		改正前								
		未満	以上10 0キロ	ル以上 300キ	ル以上 500キ	ル以上 1,000	一ト ル以上1, キロメ	一ト ル以上2, 500キ	ル以上	
		ル未満	メート ル未満	ロメー トル未 満	ロメー トル未 満	一ト ル未 満	ロメ	ロメ		
							一ト ル未 満	一ト ル未 満		
市長、副 市長、公 営企業 管理者、 常勤の 監査委 員、及び 教育長	円 107,000	円 123,00	円 153,00	円 187,00	円 248,00	円 261,00	円 279,00	円 324,000	円	
一般職 の職員	円 93,000	円 107,00	円 132,00	円 163,00	円 216,00	円 227,00	円 243,00	円 282,000	円	
			0	0	0	0	0	0		

備考 路程の計算については、水路及び陸路4分の1キロメートルをもつて鉄道1キロメートルとみなす。

別表第3（第29条、第30条、第32条関係）  
外国旅行の旅費

1 日当、宿泊料及び食卓料

区分	日当（1日につき）			宿泊料（1夜につき）			食卓料	
	指定都 市	甲地方	乙地方	指定都 市	甲地方	乙地方	(1夜に つき)	
市長、副 市長、公 営企業 管理者及び 教育長	円 6,200	円 5,200	円 4,200	円 19,300	円 16,100	円 12,900	円 5,400	
一般職の職 員	円 5,300	円 4,400	円 3,600	円 16,100	円 13,400	円 10,800	円 4,800	

備考

改正後	改正前			
	<p>1 指定都市とは、市規則で定める都市の地域をいい、甲地方とは、北米地域、欧州地域及び中近東地域として市規則で定める地域のうち指定都市の地域以外の地域で市規則で定める地域をいい、乙地方とは、指定都市及び甲地方の地域以外の地域（本邦を除く。）をいう。</p> <p>2 船舶又は航空機による旅行（外国を出発した日及び外国に到着した日の旅行を除く。）の場合における日当の額は、乙地方につき定める定額とする。</p> <p>2 支度料及び死亡手当</p>			
区分	支度料			死亡手当
	旅行期間1月 未満	旅行期間1月 以上3月未満	旅行期間3月 以上	
市長、副市長、公営企業管理者、常勤の監査委員及び教育長	円 61,900	円 75,270	円 88,550	円 460,000
一般職の職員	円 53,900	円 65,450	円 77,000	円 400,000

(資料) 北秋田市職員等の旅費に関する条例及び北秋田市長、副市長及び教育長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表

【第2条関係】北秋田市長、副市長及び教育長の給与及び旅費に関する条例（平成17年北秋田市条例第35号）の一部改正

改正後	改正前
<p>(給料)</p> <p>第3条 市長等の給料月額は、別表_____のとおりとする。</p> <p><u>(旅費)</u></p> <p><u>第5条 市長等が公務のため旅行したときは、その旅行について、国家公務員等の旅費に関する法律施行令（令和6年政令第306号）第1条第2項第2号に規定する指定職職員等（次項第2号において「指定職職員等」という。）が同令の規定により支給を受ける旅費（同令第8条の規定によるその他の交通費、同令第13条の規定による着後滞在費、同令第14条の規定による家族移転費（その他の交通費、着後滞在費及び渡航雑費に相当する部分に限る。）及び同令第15条の規定による渡航雑費に係る旅費を除く。）相当額の旅費を支給する。</u></p> <p><u>2 市長等が公務のため旅行したときは、前項に規定する旅費のほか、次の各号に掲げる種目の区分に応じ、当該各号に定める額の旅費を支給する。</u></p> <p><u>(1) その他の交通費 北秋田市職員等の旅費に関する条例（平成17年北秋田市条例第40号。以下この項において「旅費条例」という。）第12条の規定により職員が支給を受けるその他の交通費相当額</u></p> <p><u>(2) 赴任経費 旅費条例第17条の規定により職員が支給を受ける赴任経費（鉄道賃、船賃、航空賃、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当及び家族移転費に相当する部分にあっては、指定職職員等が国家公務員等の旅費に関する法律施行令の規定により支給を受ける旅費）相当額</u></p> <p><u>(3) 家族移転費（その他の交通費及び渡航雑費に相当する部分に限る。）旅費条例第18条の規定により職員が支給を受ける家族移転費（その他の交通費及び渡航雑費に相当する部分に限る。）相当額</u></p> <p><u>(4) 渡航雑費 旅費条例第19条の規定により職員が支給を受ける渡航雑費相当額</u></p>	<p>(給料)</p> <p>第3条 市長等の給料月額は、別表第1のとおりとする。</p> <p><u>(旅費)</u></p> <p><u>第5条 市長等の旅費額は、別表第2のとおりとする。</u></p>
<p><u>別表（第3条関係）</u></p> <p>(略)</p>	<p><u>別表第1（第3条関係）</u></p> <p>(略)</p>

改正後	改正前					
別表第2（第5条関係）						
鉄道賃	船賃	航空賃	車賃	日当 (1日につき)	宿泊料 (一夜につき)	
実費	実費	実費	車賃の額を定める規則による。	一般職の職員の例による。	一般職の職員の例による。	

(資料) 北秋田市職員等の旅費に関する条例及び北秋田市長、副市長及び教育長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表

【附則第4条関係】北秋田市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成17年北秋田市条例第32号）の一部改正

改正後	改正前												
<p>(費用弁償)</p> <p>第5条 議長等が公務のため旅行したときは、その旅行について費用弁償として、北秋田市長、副市長及び教育長の給与及び旅費に関する条例（平成17年北秋田市条例第35号）第5条に規定する市長等の現に受けるべき旅費相当額を支給する。</p>	<p>(費用弁償)</p> <p>第5条 議長等が公務のため旅行したときは、その旅行について費用弁償として別表の額 _____ を支給する。</p>												
<p>(準用規定)</p> <p>第7条 この条例に定めるもののほか、費用弁償及び期末手当の支給方法については、一般職の職員の例による。この場合において、北秋田市一般職の職員の給与に関する条例（平成17年北秋田市条例第37号）第26条中「任命権者」とあるのは「議会」とする。</p>	<p>(準用規定)</p> <p>第7条 この条例に定めるもののほか、費用弁償及び期末手当の支給方法については、一般職の職員の例による。この場合において、北秋田市一般職の職員の給与に関する条例 _____ 第26条中「任命権者」とあるのは「議会」とする。</p>												
	<p>別表（第5条関係）</p> <table border="1"><thead><tr><th>鉄道賃</th><th>船賃</th><th>航空賃</th><th>車賃</th><th>日当 (県外 1日につ き)</th><th>宿泊料 (一夜につき)</th></tr></thead><tbody><tr><td>実費</td><td>実費</td><td>実費</td><td>車賃の額を定 める規則によ る</td><td>常勤の特別職の職 員の例による</td><td>常勤の特別職 の職員の例に よる</td></tr></tbody></table>	鉄道賃	船賃	航空賃	車賃	日当 (県外 1日につ き)	宿泊料 (一夜につき)	実費	実費	実費	車賃の額を定 める規則によ る	常勤の特別職の職 員の例による	常勤の特別職 の職員の例に よる
鉄道賃	船賃	航空賃	車賃	日当 (県外 1日につ き)	宿泊料 (一夜につき)								
実費	実費	実費	車賃の額を定 める規則によ る	常勤の特別職の職 員の例による	常勤の特別職 の職員の例に よる								



## 議案第81号資料

### 北秋田市職員等の旅費に関する条例及び北秋田市長、副市長及び教育長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の概要

#### 1 改正理由

国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律（令和6年法律第22号）及び国家公務員等の旅費に関する法律施行令（令和6年政令第306号）の施行に鑑み、市が支給する旅費の種目及び内容について所要の規定の整備を行う等の必要がある。

#### 2 改正内容

（1） 北秋田市職員等の旅費に関する条例（平成17年北秋田市条例第40号。以下「旅費条例」という。）の一部改正（第1条による改正）

① 旅行役務提供者に旅費に相当するものを支払うことができることとする。  
(第3条関係)

② 旅費は、最も経済的かつ合理的な通常の経路及び方法により旅行した場合によって計算することとし、旅費に要する実費を弁償することとする。  
(改正後の第6条及び第24条関係)

③ 旅費の種目及び内容を次のとおりとすることとする。(改正後の第8条～第20条関係)

種目	内容
鉄道賃	運賃、急行料金、寝台料金、座席指定料金及びこれらに付随する費用の合計額
船賃	運賃、寝台料金、座席指定料金及びこれらに付隨する費用の合計額
航空賃	運賃、座席指定料金及びこれらに付隨する費用の合計額
その他の交通費	次に掲げる費用の合計額 ・一般乗合旅客自動車運送事業（路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。）の用に供する自動車を利用する移動に要する運賃

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車その他の旅客を運送する交通手段を利用する移動に要する運賃</li> <li>・許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車の賃料その他の移動に直接要する費用</li> <li>・職員が自己の所有する自家用自動車等により旅行する場合の移動に直接要する費用</li> <li>・これらに付随する費用</li> </ul>
宿泊費	宿泊に要する費用として地域の実情及び旅行者の職務を勘案して定める額（宿泊基準額）
包括宿泊費	移動に係る交通費の額及び宿泊基準額の合計額
宿泊手当	宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費として定める額
転居費	赴任に伴う転居に要する費用として定める額
赴任経費	赴任先に到着後直ちに自宅等に入居できない場合における宿泊費等として定める額
家族移転費	赴任に伴う家族の移転に要する費用として職員が移転をするものとして算定した額

④ 旅行者がこの条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給を受けた場合、支払担当者は、当該旅費を返納させるとともに、当該旅費の返納に代えて、旅行者の給与又は旅費の額から当該旅費に相当する金額を差し引くことができることとする。（改正後の第27条関係）

⑤ その他所要の規定の整備を行うこととする。

(2) 北秋田市長、副市長及び教育長の給与及び旅費に関する条例（平成17年北秋田市条例第35号）の一部改正（第2条関係）

① 市長、副市長及び教育長（以下「市長等」という。）が支給を受ける旅費の額は、国家公務員等の旅費に関する法律施行令第1条第2項第2号に規定する指定職職員等が同令の規定により支給を受ける旅費（その他の交通費、着後滞在費、家族移転費（その他の交通費、着後滞在費及び渡航雑費に相当する部分に限る。）及び渡航雑費に係る旅費を除く。）相当額とする。

（第5条第1項関係）

② ①のほか、市長等に次に掲げる旅費を支給することとする。（第5条第2項関係）

ア その他の交通費 旅費条例第12条の規定により職員が支給を受けるそ

#### の他の交通費相当額

- イ 赴任経費 旅費条例第17条の規定により職員が支給を受ける赴任経費（鉄道賃、船賃、航空賃、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当及び家族移転費に相当する部分にあっては、指定職職員等が国家公務員等の旅費に関する法律施行令の規定により支給を受ける旅費）相当額
  - ウ 家族移転費（その他の交通費及び渡航雑費に相当する部分に限る。）旅費条例第18条の規定により職員が支給を受ける家族移転費（その他の交通費及び渡航雑費に相当する部分に限る。）相当額
  - エ 渡航雑費 旅費条例第19条の規定により職員が支給を受ける渡航雑費相当額
- ③ その他所要の規定の整備を行うこととする。

#### 3 施行期日等

- (1) この条例は、令和8年4月1日から施行することとする。
- (2) この条例の施行に関し所要の経過措置を規定することとする。
- (3) 北秋田市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成17年北秋田市条例第32号）について所要の規定の整理を行うこととする。



## 議案第82号

北秋田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定について

北秋田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和7年12月2日提出

北秋田市長 津 谷 永 光

### 提案理由

児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴うこども家庭庁関係内閣府令の整備等に関する内閣府令（令和7年内閣府令第80号）及び児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令（令和7年内閣府令第82号）が施行されたことに伴い、所要の規定の整備を行うものである。



## 北秋田市条例第 1 号

北秋田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

(北秋田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 北秋田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年北秋田市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第12条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改める。

第17条第2項中「児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断」を「次の表の左欄に掲げる健康診断又は健康診査（母子保健法（昭和40年法律第141号）第12条又は第13条に規定する健康診査をいう。同表において同じ。）（以下この項において「健康診断等」という。）」に、「当該健康診断が利用乳幼児に対する利用開始時の」を「当該健康診断等がそれぞれ同表の右欄に掲げる」に、「、利用開始時の」を「、同欄に掲げる」に、「児童相談所等における乳幼児の利用開始前の健康診断」を「それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断等」に改め、同項に次の表を加える。

児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断	利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断
乳幼児に対する健康診査	利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断

(北秋田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第2条 北秋田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例（平成26年北秋田市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第15条第1項第1号中「この号及び次号において」を削る。

第25条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号（幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあっては認定こども園法第27条の2第1項各号、幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあっては学校教育法第28条第2項において準用する認定こども園法第27条の2第1項各号）」に改める。

(北秋田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部  
改正)

第3条 北秋田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例  
(平成26年北秋田市条例第33号) の一部を次のように改正する。

第12条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(資料) 北秋田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例 新旧対照表

【第1条関係】北秋田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年北秋田市条例第21号）の一部改正

改正後	改正前				
<p>(虐待等の禁止)</p> <p>第12条 家庭的保育事業者等の職員は、利用乳幼児に対し、法<u>第33条の10</u>各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p>	<p>(虐待等の禁止)</p> <p>第12条 家庭的保育事業者等の職員は、利用乳幼児に対し、法<u>第33条の10</u>各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p>				
<p>(利用乳幼児及び職員の健康診断)</p> <p>第17条 (略)</p> <p>2 家庭的保育事業者等は、前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる健康診断又は健康診査（母子保健法（昭和40年法律第141号）第12条又は第13条に規定する健康診査をいう。同表において同じ。）（以下この項において「健康診断等」という。）が行われた場合であって、当該健康診断等がそれぞれ同表の右欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、家庭的保育事業者等は、それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断等の結果を把握しなければならない。</p>	<p>(利用乳幼児及び職員の健康診断)</p> <p>第17条 (略)</p> <p>2 家庭的保育事業者等は、前項の規定にかかわらず、児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断</p> <p>が行われた場合であって、当該健康診断が利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、利用開始時の健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、家庭的保育事業者等は、児童相談所等における乳幼児の利用開始前の健康診断の結果を把握しなければならない。</p>				
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px;">児童相談所等における乳児又は幼児 (以下「乳幼児」という。) の利用 開始前の健康診断</td><td style="padding: 2px;">利用乳幼児に対する利用開始時の健 康診断</td></tr> <tr> <td style="padding: 2px;">乳幼児に対する健康診査</td><td style="padding: 2px;">利用乳幼児に対する利用開始時の健 康診断、定期の健康診断又は臨時の 健康診断</td></tr> </table>	児童相談所等における乳児又は幼児 (以下「乳幼児」という。) の利用 開始前の健康診断	利用乳幼児に対する利用開始時の健 康診断	乳幼児に対する健康診査	利用乳幼児に対する利用開始時の健 康診断、定期の健康診断又は臨時の 健康診断	
児童相談所等における乳児又は幼児 (以下「乳幼児」という。) の利用 開始前の健康診断	利用乳幼児に対する利用開始時の健 康診断				
乳幼児に対する健康診査	利用乳幼児に対する利用開始時の健 康診断、定期の健康診断又は臨時の 健康診断				
3・4 (略)	3・4 (略)				

(資料) 北秋田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例 新旧対照表

【第2条関係】北秋田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例（平成26年北秋田市条例第20号）の一部改正

改正後	改正前
<p>(特定教育・保育の取扱方針)</p> <p>第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。</p> <p>(1) 幼保連携型認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。以下同じ。） 幼保連携型認定こども園教育・保育要領（認定こども園法第10条第1項の規定に基づき主務大臣が定める幼保連携型認定こども園の教育課程その他の教育及び保育の内容に関する事項をいう。次項において同じ。）</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(特定教育・保育の取扱方針)</p> <p>第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。</p> <p>(1) 幼保連携型認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下この号及び次号において「認定こども園法」という。）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。以下同じ。） 幼保連携型認定こども園教育・保育要領（認定こども園法第10条第1項の規定に基づき主務大臣が定める幼保連携型認定こども園の教育課程その他の教育及び保育の内容に関する事項をいう。次項において同じ。）</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>2 (略)</p>
<p>(虐待等の禁止)</p> <p>第25条 特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10第1項各号（幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあっては認定こども園法第27条の2第1項各号、幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあっては学校教育法第28条第2項において準用する認定こども園法第27条の2第1項各号）に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p>	<p>(虐待等の禁止)</p> <p>第25条 特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10各号に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p>

(資料) 北秋田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例 新旧対照表

【第3条関係】北秋田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年北秋田市条例第33号）の一部改正

改正後	改正前
<p>(虐待等の禁止)</p> <p>第12条 放課後児童健全育成事業者の職員は、利用者に対し、法<u>第33条の10第1項各号</u>に掲げる行為その他当該利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p>	<p>(虐待等の禁止)</p> <p>第12条 放課後児童健全育成事業者の職員は、利用者に対し、法<u>第33条の10各号</u>に掲げる行為その他当該利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p>



## 議案第82号 (資料)

北秋田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例について

### ○根拠法令

児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴うこども家庭庁関係内閣府令の整備等に関する内閣府令（令和7年内閣府令第80号）及び児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令（令和7年内閣府令第82号）

### ○改正趣旨

根拠法令の改正により、北秋田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年北秋田市条例第21号）、北秋田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例（平成26年北秋田市条例第20号）及び北秋田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年北秋田市条例第33号）の一部を改正する。

### ○改正の内容

虐待対応の強化に係る児童福祉法等の改正に伴い、同法第33条の10の引用を「第33条の10各号」から「第33条の10第1項各号」に改める。

母子保健法に基づく乳幼児の健康診査の内容が、保育所等を利用する乳幼児に対して実施が義務付けられている健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、当該健康診断の全部又は一部を行わないことを可能とする。

その他、所要の規定を整備する。



## 議案第83号

北秋田市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

北秋田市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和7年12月2日提出

北秋田市長 津 谷 永 光

### 提案理由

乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準（令和7年内閣府令第1号）の施行に伴い、所要の規定を定めるものである。



# 北秋田市条例第 1 号

## 北秋田市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

### 目次

第 1 章 総則（第 1 条—第 4 条）

第 2 章 乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準

　第 1 節 通則（第 5 条—第 19 条）

　第 2 節 乳児等通園支援事業の区分（第 20 条）

　第 3 節 一般型乳児等通園支援事業（第 21 条—第 24 条）

　第 4 節 余裕活用型乳児等通園支援事業（第 25 条・第 26 条）

第 3 章 雜則（第 27 条）

### 附則

第 1 章 総則

（趣旨）

第 1 条 この条例は、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。）第 34 条の 16 第 1 項の規定に基づき、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（1） 乳児等通園支援事業 法第 6 条の 3 第 23 項に規定する乳児等通園支援事業をいう。

（2） 乳児等通園支援 乳児等通園支援事業として行う法第 6 条の 3 第 23 項の乳児又は幼児への遊び及び生活の場の提供並びにその保護者への面談及び当該保護者への援助をいう。

（3） 利用乳幼児 乳児等通園支援事業を利用している乳児又は幼児をいう。

（最低基準の目的等）

第 3 条 この条例に定める基準（次項及び次条において「最低基準」という。）は、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員（乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「乳児等通園支援事業所」という。）の管理者を含む。以下同じ。）が乳児等通園支援を提供することにより、利用乳幼児が、心身と

もに健やかに育成されることを保障するものとする。

2 市は、最低基準を常に向上させるように努めるものとする。

(最低基準と乳児等通園支援事業者)

第4条 乳児等通園支援事業を行う者（以下「乳児等通園支援事業者」という。）は、最低基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければならない。

2 最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている乳児等通園支援事業者においては、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。

3 市長は、利用乳幼児の保護者を含む児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聴き、乳児等通園支援事業者に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。

## 第2章 乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準

### 第1節 通則

(乳児等通園支援事業者の一般原則)

第5条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、地域社会との交流及び連携を図り、利用乳幼児の保護者及び地域社会に対し、その行う乳児等通園支援事業の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。

3 乳児等通園支援事業者は、自らその提供する乳児等通園支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

4 乳児等通園支援事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

5 乳児等通園支援事業所には、法に定める事業の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。

6 乳児等通園支援事業所の構造設備は、採光、換気等利用乳幼児の保健衛生及び利用乳幼児に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。

(乳児等通園支援事業者と非常災害)

第6条 乳児等通園支援事業者は、軽便消火器等の消防用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不斷の注意と訓練（次項の訓練を除く。）をするように努めなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、少なくとも毎月1回、避難及び消火に関する訓練を行わなければならない。

(安全計画の策定等)

第7条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、乳児等通園支援事業所ごとに、当該乳児等通園支援事業所の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた乳児等通園支援事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他乳児等通園支援事業所における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

3 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

4 乳児等通園支援事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

(自動車を運行する場合の所在の確認)

第8条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（利用乳幼児の降車の際に限る。）を行わなければならない。

(乳児等通園支援事業者の職員の一般的条件)

第9条 乳児等通園支援事業者の職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実

際について訓練を受けたものでなければならない。

(乳児等通園支援事業者の職員の知識及び技能の向上等)

第10条 乳児等通園支援事業者の職員は、常に自己研鑽<sup>さん</sup>に励み、法に定める事業の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準)

第11条 乳児等通園支援事業所は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、その行う乳児等通園支援に支障がない場合に限り、必要に応じ当該乳児等通園支援事業所の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねることができる。

(利用乳幼児を平等に取り扱う原則)

第12条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の国籍、信条、社会的身分又は利用に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。

(虐待等の禁止)

第13条 乳児等通園支援事業者の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(衛生管理等)

第14条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の使用する設備、食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、乳児等通園支援事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施するよう努めなければならない。

3 乳児等通園支援事業所には、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。

(食事の提供を行う場合に備える設備)

第15条 乳児等通園支援事業者は、食事の提供を行う場合（乳児等通園支援事業所外で調理し運搬する方法により行う場合を含む。）においては、当該乳児等通園支援事業

所において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。

(乳児等通園支援事業所内部の規程)

第16条 乳児等通園支援事業者は、次に掲げる乳児等通園支援事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

- (1) 乳児等通園支援事業の目的及び運営の方針
- (2) その提供する乳児等通園支援の内容
- (3) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (4) 乳児等通園支援の提供を行う日及び時間並びに乳児等通園支援の提供を行わない日
- (5) 保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由及びその額
- (6) 乳児及び幼児の区分ごとの利用定員
- (7) 乳児等通園支援事業の利用の開始及び終了に関する事項並びに乳児等通園支援事業の利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) その他乳児等通園支援事業の運営に関する重要な事項

(乳児等通園支援事業所に備える帳簿)

第17条 乳児等通園支援事業所には、職員、財産、収支及び利用乳幼児の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならない。

(秘密保持等)

第18条 乳児等通園支援事業者の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 乳児等通園支援事業者は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

(苦情への対応)

第19条 乳児等通園支援事業者は、その行った乳児等通園支援に関する利用乳幼児又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための

窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

- 2 乳児等通園支援事業者は、その行った乳児等通園支援に関し、市町村（特別区を含む。）からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

## 第2節 乳児等通園支援事業の区分

第20条 乳児等通園支援事業は、一般型乳児等通園支援事業及び余裕活用型乳児等通園支援事業に区分する。

- 2 一般型乳児等通園支援事業とは、乳児等通園支援事業であって次項に定めるものに該当しないものをいう。
- 3 余裕活用型乳児等通園支援事業とは、保育所、認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園をいい、保育所であるものを除く。以下同じ。）又は家庭的保育事業等（法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等をいい、居宅訪問型保育事業を除く。以下同じ。）を行う事業所において、当該施設又は事業を利用する児童の数（以下この項において「利用児童数」という。）がその施設又は事業に係る利用定員の総数に満たない場合であって、当該利用定員の総数から当該利用児童数を除いた数以下の数の乳児又は幼児を対象として行う乳児等通園支援事業をいう。

## 第3節 一般型乳児等通園支援事業

（設備の基準）

第21条 一般型乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「一般型乳児等通園支援事業所」という。）の設備の基準は、次のとおりとする。

- （1） 乳児又は満2歳に満たない幼児を利用する一般型乳児等通園支援事業所には、乳児室又はほふく室及び便所を設けること。
- （2） 乳児室の面積は、乳児又は前号の幼児1人につき1.65平方メートル以上であること。
- （3） ほふく室の面積は、乳児又は第1号の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。
- （4） 乳児室又はほふく室には、乳児等通園支援の提供に必要な用具を備えること。
- （5） 満2歳以上の幼児を利用する一般型乳児等通園支援事業所には、保育室又は遊戯室及び便所を設けること。

(6) 保育室又は遊戯室の面積は、前号の幼児1人につき1.98平方メートル以上であること。

(7) 保育室又は遊戯室には、乳児等通園支援の提供に必要な用具を備えること。

(8) 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室（以下「保育室等」という。）を2階に設ける建物は次のア、イ及びカに掲げる要件に、保育室等を3階以上に設ける建物は次のアからクまでに掲げる要件に該当するものであること。

ア 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物であること。

イ 保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が一以上設けられていること。

階	区分	施設又は設備
2階	常用	1 屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 待機上有効なバルコニー 3 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 4 屋外階段
	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 3 屋外階段
4階以	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定

上の階	する構造の屋内階段 2 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段
避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第1項各号に規定する構造の屋内階段については、当該屋内階段の構造は、建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室（階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。）を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第3号、第4号及び第10号の要件を満たすものとする。） 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路 3 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段

ウ イに掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からその一に至る歩行距離が30メートル以下となるように設けられていること。

エ 一般型乳児等通園支援事業所に調理設備（次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。以下このエにおいて同じ。）を設ける場合には、当該調理設備以外の部分と一般型乳児等通園支援事業所の調理設備の部分が建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。

(ア) スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること。

(イ) 調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理設備の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。

オ 一般型乳児等通園支援事業所の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。

カ 保育室等その他利用乳幼児が出入り、又は通行する場所に、利用乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。

キ 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。

ク 一般型乳児等通園支援事業所のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防炎処理が施されていること。

(職員の基準)

第22条 一般型乳児等通園支援事業所には、保育士その他乳児等通園支援に従事する職員として市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（以下この条において「乳児等通園支援従事者」という。）を置かなければならない。

2 乳児等通園支援従事者の数は、乳児おおむね3人につき1人以上、満1歳以上満3歳未満の幼児おおむね6人につき1人以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。ただし、一般型乳児等通園支援事業所一につき2人を下ることはできない。

3 第1項に規定する乳児等通園支援従事者は、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事するものでなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する職員を1人とすることができる。

(1) 当該一般型乳児等通園支援事業と保育所、幼稚園、認定こども園その他の施設又は事業（以下「保育所等」という。）とが一体的に運営されている場合であって、当該一般型乳児等通園支援事業を行うに当たって当該保育所等の職員（保育その他の子育て支援に従事する職員に限る。）による支援を受けることができ、かつ、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する職員が保育士であるとき。

(2) 当該一般型乳児等通園支援事業を利用している乳児又は幼児の人数が3人以下である場合であって、保育所等を利用している児童の保育が現に行われている保育室等において当該一般型乳児等通園支援事業が実施され、かつ、当該一般型乳児等通園支援事業を行うに当たって当該保育所等の保育士による支援を受けることができるとき。

(乳児等通園支援の内容)

第23条 一般型乳児等通園支援事業における乳児等通園支援は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条に規定する内閣総理大臣が定める指針に準じ、乳児等通園支援事業の特性に留意して、利用乳幼児及びその保護者の心身の状況等に応じて提供されなければならない。

(保護者との連絡)

第24条 一般型乳児等通園支援事業を行う者は、利用乳幼児の保護者と密接な連絡をとり、乳児等通園支援の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。

#### 第4節 余裕活用型乳児等通園支援事業

(設備及び職員の基準)

第25条 余裕活用型乳児等通園支援事業を行う事業所の設備及び職員の基準は、次の各号に掲げる施設又は事業所の区分に応じ、当該各号に掲げる条例に定める基準による。

- (1) 保育所 秋田県保育所の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和6年秋田県条例第56号）（保育所に係る部分に限る。）
- (2) 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園 秋田県認定こども園の認定の要件に関する条例（令和6年秋田県条例第55号）
- (3) 幼保連携型認定こども園 秋田県幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例（令和6年秋田県条例第57号）
- (4) 家庭的保育事業等を行う事業所 北秋田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年北秋田市条例第21号）（居宅訪問型保育事業に係る部分を除く。）

(準用)

第26条 第23条及び第24条の規定は、余裕活用型乳児等通園支援事業について準用する。

### 第3章 雜則

(電磁的記録)

第27条 乳児等通園支援事業者及びその職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。



議案第83号 (資料)

北秋田市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

○根拠法令

乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準（令和7年内閣府令第1号）

○乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の概要

全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な生育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対し多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、保育所等に通っていない生後6か月から満3歳未満までの乳児及び幼児を対象として、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園制度である。

○制定趣旨

乳児等通園支援事業を行う者は、実施施設に最低基準を超えた設備を有し、適切な事業実施のため常に設備及び運営の向上を図る必要があることから、乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の令和8年度からの本格実施に向け、当該事業の設備及び運営に関する基準を定めるもの。



議案第84号

北秋田市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

北秋田市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和7年12月2日提出

北秋田市長 津 谷 永 光

提案理由

限られた医療資源を活かし、持続可能な病院運営の実現に向けて北秋田市民病院の病床数適正化を実施するため、所要の規定の整備を行うものである。



北秋田市条例第 号

北秋田市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

北秋田市病院事業の設置等に関する条例（平成19年北秋田市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項の表中

一般病床	224床
療養病床	48床
精神科病床	40床
結核病床	4 床
感染症病床	4 床

を

一般病床	169床
結核病床	4 床
感染症病床	4 床

」

」

に改める。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。



(資料) 北秋田市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表

改正後			改正前		
(経営の基本)			(経営の基本)		
第2条 (略)			第2条 (略)		
2 病院の診療科目及び病床数は、次のとおりとする。ただし、状況により診療科目の一部を置かないことができる。			2 病院の診療科目及び病床数は、次のとおりとする。ただし、状況により診療科目の一部を置かないことができる。		
名称	診療科目	病床数	名称	診療科目	病床数
北秋田市民病院	内科、呼吸器科、消化器科、循環器科、小児科、精神科、外科、整形外科、脳神経外科、心臓血管外科、産婦人科、眼科、耳鼻咽喉科、麻酔科、泌尿器科、放射線科、歯科口腔外科、神経内科、皮膚科、リハビリテーション科、形成外科	一般病床 結核病床 感染症病床 _____	北秋田市民病院	内科、呼吸器科、消化器科、循環器科、小児科、精神科、外科、整形外科、脳神経外科、心臓血管外科、産婦人科、眼科、耳鼻咽喉科、麻酔科、泌尿器科、放射線科、歯科口腔外科、神経内科、皮膚科、リハビリテーション科、形成外科	一般病床 療養病床 精神科病床 結核病床 感染症病床 _____
		169床 4床 4床 _____			224床 48床 40床 4床 4床 _____



議案第85号

北秋田市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について

北秋田市火災予防条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和7年12月2日提出

北秋田市長 津 谷 永 光

提案理由

林野火災注意報や林野火災警報の的確な発令等によって林野火災予防の実効性を高める必要があるため、所要の規定の整備を行うものである。



## 北秋田市条例第 1 号

### 北秋田市火災予防条例の一部を改正する条例

北秋田市火災予防条例(平成17年北秋田市条例第224号)の一部を次のように改正する。

目次中「第3章の2 住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準等(第29条の2—第29条の7)」を

「第3章の2 住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準等(第29条

の2—第29条の7)」に改める。

第3章の3 林野火災の予防(第29条の8—第29条の9)

」

第29条中「警報」の次に「(法第22条第3項に規定する火災に関する警報をいう。以下同じ。)」を加え、同条第7号を削る。

第3章の2の次に次の1章を加える。

### 第3章の3 林野火災の予防

(林野火災に関する注意報)

第29条の8 市長は、気象の状況が山林、原野等における火災(以下「林野火災」という。)の予防上注意を要すると認めるときは、林野火災に関する注意報を発することができる。

2 前項の規定による注意報が発せられたときは、注意報が解除されるまでの間、市の区域内に在る者は、第29条各号に定める火の使用の制限に従うよう努めなければならない。

3 市長は、林野火災の発生の危険性を勘案して、前項の規定による火の使用の制限の努力義務の対象となる区域を指定することができる。

(林野火災の予防を目的とした火災に関する警報の発令中における火の使用の制限)

第29条の9 市長は、林野火災の予防を目的として火災に関する警報を発したときは林野火災の発生の危険性を勘案して、第29条各号に定める火の使用の制限の対象となる区域を指定することができる。

第42条の4第1項第3号中「第45条」を「第45条第1項」に改める。

第45条第1号中「行為」の次に「(たき火を含む。)」を加え、同条に次の1項を加える。

2 消防長は、前項各号に掲げるそれぞれの行為について、届出の対象となる期間及び区域を指定することができる。

第47条第2項中「第31条の4第1号」を「第31条の4第2項第1号」に、「第31条の5第4号」を「第31条の5第2項第4号」に改める。

#### 附 則

この条例は、令和8年1月1日から施行する。

(資料) 北秋田市火災予防条例の一部を改正する条例 新旧対照表

改正後	改正前
目次	目次
第1章 総則（第1条）	第1章 総則（第1条）
第2章 削除	第2章 削除
第3章 火を使用する設備の位置、構造及び管理の基準等	第3章 火を使用する設備の位置、構造及び管理の基準等
第1節 火を使用する設備及びその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備の位置、構造及び管理の基準（第3条—第17条の3）	第1節 火を使用する設備及びその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備の位置、構造及び管理の基準（第3条—第17条の3）
第2節 火を使用する器具及びその使用に際し、火災の発生のおそれのある器具の取扱いの基準（第18条—第22条の2）	第2節 火を使用する器具及びその使用に際し、火災の発生のおそれのある器具の取扱いの基準（第18条—第22条の2）
第3節 火の使用に関する制限等（第23条—第28条）	第3節 火の使用に関する制限等（第23条—第28条）
第4節 火災に関する警報の発令中における火の使用の制限（第29条）	第4節 火災に関する警報の発令中における火の使用の制限（第29条）
<u>第3章の2 住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準等（第29条の2—第29条の7）</u>	<u>第3章の2 住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準等（第29条の2—第29条の7）</u>
<u>第3章の3 林野火災の予防（第29条の8—第29条の9）</u>	
第4章 指定数量未満の危険物及び指定可燃物の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等	第4章 指定数量未満の危険物及び指定可燃物の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等
第1節 指定数量未満の危険物の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等（第30条—第32条）	第1節 指定数量未満の危険物の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等（第30条—第32条）
第2節 指定可燃物等の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等（第33条—第34条の2）	第2節 指定可燃物等の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等（第33条—第34条の2）
第3節 基準の特例（第34条の3）	第3節 基準の特例（第34条の3）
第5章 避難管理（第35条—第42条の2）	第5章 避難管理（第35条—第42条の2）
第5章の2 屋外催しに係る防火管理（第42条の3・第42条の4）	第5章の2 屋外催しに係る防火管理（第42条の3・第42条の4）
第6章 雜則（第43条—第48条）	第6章 雜則（第43条—第48条）
第7章 罰則（第49条・第50条）	第7章 罰則（第49条・第50条）
附則	附則
（火災に関する警報の発令中における火の使用の制限）	（火災に関する警報の発令中における火の使用の制限）

改正後	改正前
<p>第29条 火災に関する警報 <u>(法第22条第3項に規定する火災に関する警報をいう。以下同じ。)</u>が発せられた場合における火の使用については、次に定めるところによらなければならない。</p> <p>(1)～(6) (略)</p>	<p>第29条 火災に関する警報 _____が発せられた場合における火の使用については、次に定めるところによらなければならない。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) <u>屋内において裸火を使用するときは、窓、出入口等を閉じて行うこと。</u></p>
<p><u>第3章の3 林野火災の予防</u>  <u>(林野火災に関する注意報)</u></p> <p>第29条の8 市長は、気象の状況が山林、原野等における火災（以下「林野火災」という。）の予防上注意を要すると認めるときは、林野火災に関する注意報を発することができる。</p> <p>2 前項の規定による注意報が発せられたときは、注意報が解除されるまでの間、市の区域内に在る者は、第29条各号に定める火の使用の制限に従うよう努めなければならない。</p> <p>3 市長は、林野火災の発生の危険性を勘案して、前項の規定による火の使用の制限の努力義務の対象となる区域を指定することができる。</p> <p><u>(林野火災の予防を目的とした火災に関する警報の発令中における火の使用の制限)</u></p> <p>第29条の9 市長は、林野火災の予防を目的として火災に関する警報を発したときは林野火災の発生の危険性を勘案して、第29条各号に定める火の使用の制限の対象となる区域を指定することができる。</p>	<p><u>(屋外催しに係る防火管理)</u></p> <p>第42条の4 前条第1項の指定催しを主催する者は、同項の指定を受けたときは、速やかに防火担当者を定め、当該指定催しを開催する日の14日前までに（当該指定催しを開催する日の14日前の日以後に同項の指定を受けた場合にあっては、防火担当者を定めた後遅滞なく）次の各号に掲げる火災予防上必要な業務に関する計画を作成させるとともに、当該計画に基づく業務を行わせなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p>
	<p>第42条の4 前条第1項の指定催しを主催する者は、同項の指定を受けたときは、速やかに防火担当者を定め、当該指定催しを開催する日の14日前までに（当該指定催しを開催する日の14日前の日以後に同項の指定を受けた場合にあっては、防火担当者を定めた後遅滞なく）次の各号に掲げる火災予防上必要な業務に関する計画を作成させるとともに、当該計画に基づく業務を行わせなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p>

改正後	改正前
(3) 対象火気器具等を使用し、又は危険物を取り扱う露店、屋台その他これらに類するもの（第45条第1項において「露店等」という。）及び客席の火災予防上安全な配置に関すること。	(3) 対象火気器具等を使用し、又は危険物を取り扱う露店、屋台その他これらに類するもの（第45条_____において「露店等」という。）及び客席の火災予防上安全な配置に関すること。
(4)～(6) (略)	(4)～(6) (略)
2 (略)	2 (略)
(火災とまぎらわしい煙等を発生するおそれのある行為等の届出) 第45条 次に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめその旨を消防長に届け出なければならない。 (1) 火災とまぎらわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為 <u>（たき火を含む。）</u> (2)～(6) (略)	(火災とまぎらわしい煙等を発生するおそれのある行為等の届出) 第45条 次に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめその旨を消防長に届け出なければならない。 (1) 火災とまぎらわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為_____  (2)～(6) (略)
<u>2 消防長は、前項各号に掲げるそれぞれの行為について、届出の対象となる期間及び区域を指定することができる。</u>	
(タンクの水張検査等) 第47条 (略)	(タンクの水張検査等) 第47条 (略)
2 前項のタンクの水張検査若しくは水圧検査の結果が <u>第31条の4 第2項第1号、第31条の5 第2項第4号及び第31条の6 第2号</u> の規定に適合していると認めるときは、検査済証を交付するものとする。	2 前項のタンクの水張検査若しくは水圧検査の結果が <u>第31条の4 第1号、第31条の5 第4号</u> 及び <u>第31条の6 第2号</u> の規定に適合していると認めるときは、検査済証を交付するものとする。
3 (略)	3 (略)



## 北秋田市火災予防条例の一部を改正する条例の概要

### 改正内容

#### 1. 【林野火災に関する改正】

①火災予防条例第 29 条（火災に関する警報の発令中における火の使用の制限）に定める「火災予防条例上の火災に関する警報」は、消防法（昭和 23 年法律第 186 号）第 22 条第 3 項に規定するものであることを明確にしたこと。また、同条第 7 号「屋内において裸火を使用するときは、窓、出入口等を閉じて行うこと。」を削除したこと。

②火災予防条例第 29 条の 8（林野火災に関する注意報）において、気象の状況が山林、原野等における火災の予防上注意を要すると認めるときは、林野火災に関する注意報を発することができるとし、火の使用制限の努力義務となる区域を指定することができることとしたこと。（※ 1）

③火災予防条例第 29 条の 9（林野火災の予防を目的とした火災に関する警報の発令中における火の使用の制限）林野火災の予防を目的として火災に関する警報を発したときは、林野火災の発生の危険性を勘案して、火の使用の制限の対象となる区域を指定できることとしたこと。（※ 2）

（※ 1）（※ 2）の詳細については、柔軟な変更等に即応できるよう、北秋田市消防本部の要綱に定める予定。

#### 2. 【屋外催しに係る防火管理】

火災予防条例第 42 条の 4 第 1 項第 3 号の引用条文「第 45 条」を「第 45 条第 1 項」に変更。理由は、条例第 45 条に新たに第 2 項が加えられたため、引用条文を明確化するため。

#### 3. 【火災とまぎらわしい煙等を発生するおそれのある行為等の届出】

火災予防条例第 45 条第 1 項第 1 号条文に（たき火を含む。）を追加。

同条第 2 項に新たに「消防長は、前項各号に掲げるそれぞれの行為について、届出の対象となる期間及び区域を指定することができる。」を追加したこと。

#### 4. その他【条例条文内の引用条項の訂正】第 47 条第 2 項（タンクの水張検査等）

第 31 条の 4 第 1 号 → 第 31 条の 4 第 2 項第 1 号 引用条文の訂正

第 31 条の 5 第 4 号 → 第 31 条の 5 第 2 項第 4 号 引用条文の訂正



議案第86号

北秋田市上杉あいターミナル条例の一部を改正する条例の制定について

北秋田市上杉あいターミナル条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和7年12月2日提出

北秋田市長 津 谷 永 光

提案理由

新たに指定管理者制度を導入することに伴い、条例の一部を改正する必要があるため、所要の規定の整備を行うものである。



## 北秋田市条例第 1 号

### 北秋田市上杉あいターミナル条例の一部を改正する条例

北秋田市上杉あいターミナル条例（平成17年北秋田市条例第258号）の一部を次のように改正する。

第1条中「情報化社会に対応した各種活動、交流を通し」を削り、「使用する」を「利用する」に改める。

第5条を第9条とする。

第4条中「使用する」を「利用する」に改め、同条を第8条とする。

第3条の見出し中「使用」を「利用」に改め、同条各号列記以外の部分中「北秋田市教育委員会（以下「教育委員会」という。）」を「教育委員会」に、「使用」を「利用」に改め、同条第4号中「使用者」を「利用者」に改め、同条を第7条とし、第2条の次に次の4条を加える。

（指定管理者による管理及び運営）

第3条 北秋田市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、上杉あいターミナルの管理及び運営を指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。）に行わせることができる。

2 前項の規定により管理及び運営を指定管理者に行わせる場合は、第6条及び第7条中「教育委員会」を「指定管理者」に読み替えるものとする。

（指定管理者が行う業務）

第4条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 上杉あいターミナルの利用の許可に関する業務
- (2) 上杉あいターミナルの施設及び設備の維持管理に関する業務
- (3) 上杉あいターミナルの利用促進に関する業務
- (4) 前3号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める業務

（利用時間）

第5条 上杉あいターミナルの利用時間は、午前7時から午後5時までとする。

2 教育委員会は、前項の規定にかかわらず特に必要があると認めるときは、利用時間を変更することができる。

3 指定管理者が管理及び運営を行う場合、特に必要があると認めるときは、あらかじめ教育委員会の承認を得て利用時間を変更することができる。

(利用の許可)

第6条 上杉あいターミナルを利用しようとする者は、教育委員会の許可を受けなければならない。

2 教育委員会は、上杉あいターミナルの管理運営上必要と認めるときは、前項の許可に条件を付することができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(資料) 北秋田市上杉あいターミナル条例の一部を改正する条例 新旧対照表

改正後	改正前
<p>(設置)</p> <p>第1条 <u>市民相互の融和を深めるとともに、北秋田市指定の無形民俗文化財「上杉大名行列踊り」の保存と伝承を図り、地域における各種会合、学習等地域活動の場として利用することを目的とし、北秋田市上杉あいターミナル（以下「上杉あいターミナル」という。）を設置する。</u></p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 <u>情報化社会に対応した各種活動、交流を通じ市民相互の融和を深めるとともに、北秋田市指定の無形民俗文化財「上杉大名行列踊り」の保存と伝承を図り、地域における各種会合、学習等地域活動の場として使用することを目的とし、北秋田市上杉あいターミナル（以下「上杉あいターミナル」という。）を設置する。</u></p>
<p><u>(指定管理者による管理及び運営)</u></p> <p>第3条 <u>北秋田市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、上杉あいターミナルの管理及び運営を指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。）に行わせることができる。</u></p>	
<p>2 前項の規定により管理及び運営を指定管理者に行わせる場合は、第6条及び第7条中「教育委員会」を「指定管理者」に読み替えるものとする。</p>	
<p><u>(指定管理者が行う業務)</u></p> <p>第4条 <u>指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。</u></p> <p class="list-item-l1">(1) 上杉あいターミナルの利用の許可に関する業務</p> <p class="list-item-l1">(2) 上杉あいターミナルの施設及び設備の維持管理に関する業務</p> <p class="list-item-l1">(3) 上杉あいターミナルの利用促進に関する業務</p> <p class="list-item-l1">(4) 前3号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める業務</p>	
<p><u>(利用時間)</u></p> <p>第5条 <u>上杉あいターミナルの利用時間は、午前7時から午後5時までとする。</u></p>	
<p>2 教育委員会は、前項の規定にかかわらず特に必要があると認めるとときは、利用時間を変更することができる。</p>	
<p>3 指定管理者が管理及び運営を行う場合、特に必要があると認めるとときは、あらかじめ教育委員会の承認を得て利用時間を変更することができる。</p>	

改正後	改正前
<p>(利用の許可)</p> <p><u>第6条 上杉あいターミナルを利用しようとする者は、教育委員会の許可を受けなければならない。</u></p> <p><u>2 教育委員会は、上杉あいターミナルの管理運営上必要と認めるときは、前項の許可に条件を付することができる。</u></p> <p>(利用の制限)</p> <p><u>第7条 教育委員会</u>は、次の各号のいずれかに該当するときは、施設の<u>利用</u>を拒み、又は退出を命ずることができる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>利用者</u>に著しく迷惑をかけるおそれがあると認められるとき。</p> <p>(5) (略)</p> <p>(損害賠償義務)</p> <p><u>第8条 上杉あいターミナルを利用する者は、上杉あいターミナル若しくはその設備を損傷し又は滅失させたときは、教育委員会の指定する方法で弁償しなければならない。ただし、特別の理由があると認めたときは、この限りでない。</u></p> <p>(委任)</p> <p><u>第9条 (略)</u></p>	<p>(使用の制限)</p> <p><u>第3条 北秋田市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、施設の<u>使用</u>を拒み、又は退出を命ずることができる。</u></p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>使用者</u>に著しく迷惑をかけるおそれがあると認められるとき。</p> <p>(5) (略)</p> <p>(損害賠償義務)</p> <p><u>第4条 上杉あいターミナルを使用する者は、上杉あいターミナル若しくはその設備を損傷し又は滅失させたときは、教育委員会の指定する方法で弁償しなければならない。ただし、特別の理由があると認めたときは、この限りでない。</u></p> <p>(委任)</p> <p><u>第5条 (略)</u></p>

議案第 87 号

## 令和 7 年度 北秋田市一般会計補正予算（第 11 号）

令和 7 年度北秋田市一般会計補正予算（第 11 号）は、次に定めるところによる。

### （歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 121, 511 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 30, 723, 602 千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 7 年 12 月 2 日 提出

北秋田市長 津 谷 永 光

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正  
歳 入

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国 庫 支 出 金		3,556,279	44	3,556,323
	2 国 庫 補 助 金	1,562,428	44	1,562,472
19 繰 入 金		2,479,960	121,467	2,601,427
	2 基 金 繰 入 金	2,398,619	121,467	2,520,086
歳 入 合 計		30,602,091	121,511	30,723,602

# 歳 出

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 議 会 費		170,697	1,291	171,988
	1 議 会 費	170,697	1,291	171,988
2 総 務 費		3,687,063	17,842	3,704,905
	1 総 務 管 理 費	3,256,338	11,429	3,267,767
	2 徴 税 費	169,073	2,906	171,979
	3 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費	91,676	1,972	93,648
	4 選 举 費	124,891	452	125,343
	5 統 計 調 査 費	26,612	262	26,874
	6 監 査 委 員 費	18,473	821	19,294
3 民 生 費		6,466,457	15,833	6,482,290
	1 社 会 福 祉 費	4,000,011	7,831	4,007,842
	2 児 童 福 祉 費	1,889,398	5,987	1,895,385
	3 生 活 保 護 費	561,800	1,767	563,567
	5 国 民 年 金 事 務 費	8,248	248	8,496
4 衛 生 費		2,695,492	11,802	2,707,294
	1 保 健 費	439,587	3,455	443,042
	2 衛 生 費	160,520	3,087	163,607
	5 病 院 費	1,126,832	5,260	1,132,092

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
6 農林水産業費		1,418,282	10,525	1,428,807
	1 農業費	894,601	5,850	900,451
	2 林業費	522,531	4,675	527,206
7 商工費		1,645,129	3,818	1,648,947
	1 商工費	1,645,129	3,818	1,648,947
8 土木費		3,148,357	13,350	3,161,707
	1 土木管理費	100,162	4,676	104,838
	2 道路橋りょう費	1,904,672	5,821	1,910,493
	4 都市計画費	88,400	1,857	90,257
	6 公共下水道費	682,324	996	683,320
9 消防費		1,195,248	30,133	1,225,381
	1 消防費	1,195,248	30,133	1,225,381
10 教育費		2,275,667	12,972	2,288,639
	1 教育総務費	508,375	6,307	514,682
	2 小学校費	248,439	535	248,974
	3 中学校費	148,937	188	149,125
	5 社会教育費	740,823	4,008	744,831
	6 保健体育費	598,780	1,934	600,714

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
11 災害復旧費		4,512,880	3,945	4,516,825
	1 農林水産業施設災害復旧費	2,756,595	3,655	2,760,250
	2 公共土木施設災害復旧費	1,487,617	290	1,487,907
歳出合計		30,602,091	121,511	30,723,602

令和7年度北秋田市一般会計補正予算に関する説明書  
I 歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括  
(歳入)

(単位:千円)

款	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金	3,556,279	44	3,556,323
19 繰入金	2,479,960	121,467	2,601,427
歳入合計	30,602,091	121,511	30,723,602

(歳出)

(単位:千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特定財源		一般財源
				国県支出金	地方債	
1 議会費	170,697	1,291	171,988			1,291
2 総務費	3,687,063	17,842	3,704,905	44		17,798
3 民生費	6,466,457	15,833	6,482,290			15,833
4 衛生費	2,695,492	11,802	2,707,294			11,802
6 農林水産業費	1,418,282	10,525	1,428,807		270	10,255
7 商工費	1,645,129	3,818	1,648,947			3,818
8 土木費	3,148,357	13,350	3,161,707			13,350
9 消防費	1,195,248	30,133	1,225,381			30,133
10 教育費	2,275,667	12,972	2,288,639			12,972
11 災害復旧費	4,512,880	3,945	4,516,825			3,945
歳出合計	30,602,091	121,511	30,723,602	44	270	121,197

## 2 歳 入

15款 国庫支出金

2項 国庫補助金

(単位:千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1. 総務費国庫補助金	343,208	44	343,252	2. 戸籍住民基本台帳費補助金	44	個人番号カード交付事務費補助金 44
計	1,562,428	44	1,562,472			

## 19款 繰入金

2項 基金繰入金

1. 財政調整基金繰入金	1,931,853	121,197	2,053,050	1. 財政調整基金繰入金	121,197	財政調整基金繰入金 121,197
2. 森林経営管理基金繰入金	83,311	270	83,581	1. 森林経営管理基金繰入金	270	森林経営管理基金繰入金 270
計	2,398,619	121,467	2,520,086			
歳入合計	30,602,091	121,511	30,723,602			

## 3歳出

## 1款 議会費

## 1項 議会費

(単位:千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分		
				国県支出金	地方債	その他				
1. 議会費	170,697	1,291	171,988				1,291	2. 給料	688	一般職給 688
								3. 職員手当等	603	時間外勤務手当 210 期末手当 76 議員期末手当 317
計	170,697	1,291	171,988				1,291			

## 2款 総務費

## 1項 総務管理費

1. 一般管理費	435,347	173	435,520				173	3. 職員手当等	173	期末手当 89 寒冷地手当 84
4. 財政管理費	74,150	1,728	75,878				1,728	2. 給料	1,070	一般職給 1,070
								3. 職員手当等	557	通勤手当 22 期末手当 324 勤勉手当 171 児童手当 40
								4. 共済費	101	共済組合負担金 101
5. 会計管理費	49,683	1,257	50,940				1,257	1. 報酬	68	会計年度任用職員報酬 68
								2. 給料	571	一般職給 571
								3. 職員手当等	374	時間外勤務手当 103 期末手当 175 勤勉手当 96
								4. 共済費	244	共済組合負担金 244
6. 財産管理費	177,489	631	178,120				631	2. 給料	386	一般職給 386
								3. 職員手当等	180	期末手当 103 勤勉手当 77
								4. 共済費	65	共済組合負担金 65
7. 地籍調査費	18,842	442	19,284				442	2. 給料	269	一般職給 269
								3. 職員手当等	104	期末手当 78 勤勉手当 26
								4. 共済費	69	共済組合負担金 69

## 2款 総務費

## 1項 総務管理費

(単位:千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		
				国県支出金	地方債	その他				
8. 企画費	1,308,383	1,323	1,309,706				1,323	1. 報酬	163 会計年度任用職員報酬 163	
								2. 給料	682 一般職給 682	
								3. 職員手当等	407 通勤手当 42 期末手当 218 勤勉手当 147	
								4. 共済費	71 共済組合負担金 71	
9. 自治振興費	61,432	811	62,243				811	2. 給料	350 一般職給 350	
								3. 職員手当等	368 扶養手当 92 期末手当 184 勤勉手当 92	
								4. 共済費	93 共済組合負担金 93	
11. 秋田内陸線 対策費	163,282	910	164,192				910	1. 報酬	106 会計年度任用職員報酬 106	
								2. 給料	423 一般職給 423	
								3. 職員手当等	277 通勤手当 56 期末手当 136 勤勉手当 85	
								4. 共済費	104 共済組合負担金 104	
12. 合川総合窓 口センター 費	61,025	705	61,730				705	2. 給料	611 一般職給 611	
								3. 職員手当等	84 扶養手当 14 住居手当 25 寒冷地手当 45	
								4. 共済費	10 共済組合負担金 10	
13. 森吉総合窓 口センター 費	103,028	2,324	105,352				2,324	1. 報酬	117 会計年度任用職員報酬 117	
								2. 給料	943 一般職給 943	
								3. 職員手当等	1,262 時間外勤務手当 113 期末手当 711 勤勉手当 438	
								8. 旅費	2 費用弁償 2	

## 2款 総務費

## 1項 総務管理費

(単位:千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分		
				国県支出金	地方債	その他				
14. 阿仁総合窓口センター費	110,570	168	110,738				168	1. 報酬	116	会計年度任用職員報酬 116
								3. 職員手当等	52	期末手当 28 勤勉手当 24
15. 電算費	377,557	957	378,514				957	1. 報酬	115	会計年度任用職員報酬 115
								2. 給料	408	一般職給 408
								3. 職員手当等	249	通勤手当 9 期末手当 131 勤勉手当 109
								4. 共済費	185	共済組合負担金 185
計	3,256,338	11,429	3,267,767				11,429			

## 2款 総務費

## 2項 徴税費

1. 税務総務費	134,070	2,580	136,650				2,580	2. 給料	1,349	一般職給 1,347 会計年度任用職員 2
								3. 職員手当等	887	扶養手当 57 通勤手当 59 時間外勤務手当 94 休日勤務手当 △96 期末手当 382 勤勉手当 284 寒冷地手当 42 児童手当 65
								4. 共済費	344	共済組合負担金 344
2. 徴税費	35,003	326	35,329				326	2. 給料	109	一般職給 109
								3. 職員手当等	168	期末手当 168
								4. 共済費	49	共済組合負担金 49
計	169,073	2,906	171,979				2,906			

## 2款 総務費

## 3項 戸籍住民基本台帳費

(単位:千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		
				国県支出金	地方債	その他				
1. 戸籍住民基本台帳費	91,676	1,972	93,648	44			1,928	1. 報酬	44 会計年度任用職員報酬 44	
								2. 給料	1,079 一般職給 1,079	
								3. 職員手当等	488 期末手当 283 勤勉手当 205	
								4. 共済費	361 共済組合負担金 361	
計	91,676	1,972	93,648	44			1,928			

## 2款 総務費

## 4項 選挙費

1. 選挙管理委員会費	16,550	452	17,002				452	2. 給料	265 一般職給 265
								3. 職員手当等	158 通勤手当 12 期末手当 70 勤勉手当 34 寒冷地手当 42
								4. 共済費	29 共済組合負担金 29
計	124,891	452	125,343				452		

## 2款 総務費

## 5項 統計調査費

1. 統計調査総務費	7,017	262	7,279				262	2. 給料	136 一般職給 136
								3. 職員手当等	83 通勤手当 7 期末手当 37 勤勉手当 39
								4. 共済費	43 共済組合負担金 43
計	26,612	262	26,874				262		

## 2款 総務費

## 6項 監査委員費

1. 監査委員費	18,473	821	19,294				821	2. 給料	272 一般職給 272
								3. 職員手当等	422 扶養手当 198 期末手当 123 勤勉手当 43 寒冷地手当 58

## 2款 総務費

## 6項 監査委員費

(単位:千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分		
				国県支出金	地方債	その他				
							4. 共済費	127	共済組合負担金 127	
計	18,473	821	19,294				821			

## 3款 民生費

## 1項 社会福祉費

1. 社会福祉総務費	241,947	2,287	244,234			2,287	1. 報酬	84	会計年度任用職員報酬 84
							2. 給料	1,223	一般職給 1,223
							3. 職員手当等	666	通勤手当 19 時間外勤務手当 391 期末手当 199 勤勉手当 15 寒冷地手当 42
							4. 共済費	309	共済組合負担金 309
							8. 旅費	5	費用弁償 5
2. 老人福祉費	1,222,148	3,465	1,225,613			3,465	2. 給料	691	一般職給 691
							3. 職員手当等	318	期末手当 168 勤勉手当 145 児童手当 5
							4. 共済費	159	共済組合負担金 159
							27. 繰出金	2,297	介護保険特別会計繰出金 2,297
							27. 繰出金	2,079	国民健康保険特別会計繰出金 2,079
5. 国民健康保険事業費	295,329	2,079	297,408						
計	4,000,011	7,831	4,007,842			7,831			

## 3款 民生費

## 2項 児童福祉費

1. 児童福祉総務費	139,545	1,125	140,670			1,125	1. 報酬	40	会計年度任用職員報酬 40
							2. 給料	310	一般職給 310
							3. 職員手当等	775	期末手当 441 勤勉手当 334
2. 児童措置費	1,219,194	426	1,219,620			426	1. 報酬	275	会計年度任用職員報酬 275
							3. 職員手当等	149	期末手当 80

## 3款 民生費

## 2項 児童福祉費

(単位:千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		
				国県支出金	地方債	その他				
									勤勉手当 69	
							8. 旅費 2		費用弁償 2	
3. 母子父子福祉費	15,228	187	15,415				187	1. 報酬 138	会計年度任用職員報酬 138	
								3. 職員手当等 49	期末手当 26 勤勉手当 23	
4. 児童福祉施設費	289,863	4,249	294,112				4,249	2. 給料 3,010	一般職給 3,010	
								3. 職員手当等 739	通勤手当 167 期末手当 402 勤勉手当 154 寒冷地手当 16	
								4. 共済費 500	共済組合負担金 500	
計	1,889,398	5,987	1,895,385				5,987			

## 3款 民生費

## 3項 生活保護費

1. 生活保護総務費	59,282	1,767	61,049				1,767	1. 報酬 62	会計年度任用職員報酬 62
								2. 給料 952	一般職給 952
								3. 職員手当等 443	期末手当 244 勤勉手当 199
								4. 共済費 310	共済組合負担金 310
計	561,800	1,767	563,567				1,767		

## 3款 民生費

## 5項 国民年金事務費

1. 国民年金事務費	8,248	248	8,496				248	2. 給料 128	一般職給 128
								3. 職員手当等 79	通勤手当 7 期末手当 39 勤勉手当 33
								4. 共済費 41	共済組合負担金 41
計	8,248	248	8,496				248		

## 4款 衛生費

## 1項 保健費

(単位:千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分		
				国県支出金	地方債	その他				
1. 保健総務費	213,707	3,254	216,961				3,254	2. 給料	2,242	一般職給 2,242
								3. 職員手当等	711	期末手当 505 勤勉手当 190 寒冷地手当 16
								4. 共済費	301	共済組合負担金 301
								1. 報酬	156	会計年度任用職員報酬 156
2. 保健事業費	87,636	201	87,837				201	3. 職員手当等	45	期末手当 24 勤勉手当 21
計	439,587	3,455	443,042				3,455			

## 4款 衛生費

## 2項 衛生費

1. 環境衛生総務費	137,784	3,087	140,871				3,087	2. 給料	1,104	一般職給 1,104
								3. 職員手当等	1,580	通勤手当 7 時間外勤務手当 939 期末手当 317 勤勉手当 247 児童手当 70
								4. 共済費	403	共済組合負担金 403
計	160,520	3,087	163,607				3,087			

## 4款 衛生費

## 5項 病院費

1. 病院事業費	902,880	681	903,561				681	2. 給料	398	一般職給 398
								3. 職員手当等	219	期末手当 118 勤勉手当 81 児童手当 20
								4. 共済費	64	共済組合負担金 64
2. 診療所費	223,952	4,579	228,531				4,579	27. 繰出金	4,579	国民健康保険合川診療所特別会計繰出金 716 阿仁診療所特別会計繰出金 1,994 米内沢診療所特別会計繰出金 1,869
計	1,126,832	5,260	1,132,092				5,260			

## 6款 農林水産業費

## 1項 農業費

(単位:千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		
				国県支出金	地方債	その他				
1. 農業委員会 費	55,465	792	56,257				792	2. 給料	528	一般職給 528
								3. 職員手当等	224	期末手当 171 勤勉手当 53
								4. 共済費	40	共済組合負担金 40
								2. 給料	1,530	一般職給 1,530
2. 農業総務費	99,052	5,015	104,067				5,015	3. 職員手当等	3,176	通勤手当 64 時間外勤務手当 2,568 期末手当 324 勤勉手当 143 寒冷地手当 42 児童手当 35
								4. 共済費	309	共済組合負担金 309
								1. 報酬	91	会計年度任用職員報酬 91
								3. 職員手当等	49	期末手当 26 勤勉手当 23
								10. 需用費	△120	消耗品費 △120
5. 帰産業費	35,618	23	35,641				23	1. 報酬	23	会計年度任用職員報酬 23
計	894,601	5,850	900,451				5,850			

## 6款 農林水産業費

## 2項 林業費

1. 林業総務費	54,440	4,405	58,845				4,405	2. 給料	1,936	一般職給 1,936
								3. 職員手当等	2,015	時間外勤務手当 1,111 期末手当 415 勤勉手当 186 寒冷地手当 63 児童手当 240
								4. 共済費	454	共済組合負担金 454
								1. 報酬	227	会計年度任用職員報酬 227
								3. 職員手当等	43	期末手当 23 勤勉手当 20
2. 林業振興費	399,035	270	399,305				270			

## 6款 農林水産業費

## 2項 林業費

(単位:千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分		
				国県支出金	地方債	その他				
計	522,531	4,675	527,206			270	4,405			

## 7款 商工費

## 1項 商工費

1. 商工総務費	86,765	2,277	89,042			2,277	2. 給料	1,337	一般職給	1,337
							3. 職員手当等	649	通勤手当	27
									期末手当	381
									勤勉手当	241
3. 消費者行政 推進費	3,580	155	3,735			155	4. 共済費	291	共済組合負担金	291
							1. 報酬	106	会計年度任用職員報酬	106
							3. 職員手当等	47	期末手当	25
									勤勉手当	22
5. 観光費	232,525	1,131	233,656			1,131	8. 旅費	2	費用弁償	2
							2. 給料	727	一般職給	727
							3. 職員手当等	404	住居手当	112
									通勤手当	12
6. 観光施設費	420,053	255	420,308			255	4. 旅費	2	期末手当	161
							1. 報酬	255	勤勉手当	109
									児童手当	10
計	1,645,129	3,818	1,648,947			3,818				

## 8款 土木費

## 1項 土木管理費

1. 土木管理総 務費	100,162	4,676	104,838			4,676	2. 給料	2,410	一般職給	2,410						
							3. 職員手当等	1,736	扶養手当	10						
									住居手当	135						
									通勤手当	57						
									期末手当	798						
									勤勉手当	626						
									寒冷地手当	15						
									児童手当	95						

## 8款 土木費

## 1項 土木管理費

(単位:千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		
				国県支出金	地方債	その他				
							4. 共済費	530	共済組合負担金 530	
計	100,162	4,676	104,838				4,676			

## 8款 土木費

## 2項 道路橋りょう費

2. 道路維持費	952,290	5,418	957,708		5,418	1. 報酬	1,674	会計年度任用職員報酬	1,674
						2. 紙料	2,222	会計年度任用職員	2,222
						3. 職員手当等	1,510	時間外勤務手当	557
								期末手当	551
								勤勉手当	402
						8. 旅費	12	費用弁償	12
3. 道路新設改良費	136,144	403	136,547		403	2. 紙料	276	一般職給	276
						3. 職員手当等	127	通勤手当	5
								期末手当	78
								勤勉手当	44
計	1,904,672	5,821	1,910,493		5,821				

## 8款 土木費

## 4項 都市計画費

1. 都市計画総務費	60,772	1,816	62,588		1,816	2. 紙料	663	一般職給	663
						3. 職員手当等	915	通勤手当	16
								時間外勤務手当	555
								期末手当	194
								勤勉手当	130
								児童手当	20
						4. 共済費	238	共済組合負担金	238
2. 公園管理費	27,628	41	27,669		41	1. 報酬	37	会計年度任用職員報酬	37
						8. 旅費	4	費用弁償	4
計	88,400	1,857	90,257		1,857				

## 8款 土木費

## 6項 公共下水道費

(単位:千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分		
				国県支出金	地方債	その他				
1. 公共下水道費	682,324	996	683,320				996	23. 投資及び出資金	996	下水道事業出資金 996
計	682,324	996	683,320				996			

## 9款 消防費

## 1項 消防費

1. 常備消防費	1,006,231	29,852	1,036,083				29,852	2. 給料	11,509	一般職給 11,509
								3. 職員手当等	16,529	扶養手当 400 通勤手当 264 時間外勤務手当 8,753 休日勤務手当 1,268 期末手当 3,555 勤勉手当 2,188 寒冷地手当 101
								4. 共済費	1,814	共済組合負担金 1,814
								2. 給料	133	一般職給 133
								3. 職員手当等	88	期末手当 43 勤勉手当 45
2. 非常備消防費	81,081	281	81,362				281	4. 共済費	60	共済組合負担金 60
計	1,195,248	30,133	1,225,381				30,133			

## 10款 教育費

## 1項 教育総務費

2. 事務局費	177,996	3,436	181,432			3,436	2. 給料	1,967	一般職給 1,967	
							3. 職員手当等	1,210	通勤手当 14 期末手当 631 勤勉手当 523 寒冷地手当 42	
							4. 共済費	259	共済組合負担金 259	
							1. 報酬	73	会計年度任用職員報酬 73	
							3. 職員手当等	11	期末手当 6 勤勉手当 5	
3. 教育センタ一費	6,343	87	6,430			87				

## 10款 教育費

## 1項 教育総務費

(単位:千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		
				国県支出金	地方債	その他				
							2,291	8. 旅費	3 費用弁償 3	
5. 教育助成費	116,348	2,291	118,639				1. 報酬	1,769	会計年度任用職員報酬 1,769	
							3. 職員手当等	365	期末手当 221 勤勉手当 144	
							8. 旅費	157	費用弁償 157	
7. 学童研修センター運営費	15,331	493	15,824				1. 報酬	342	会計年度任用職員報酬 342	
							3. 職員手当等	110	期末手当 65 勤勉手当 45	
							8. 旅費	41	費用弁償 41	
計	508,375	6,307	514,682				6,307			

## 10款 教育費

## 2項 小学校費

2. 学校運営費	152,354	535	152,889				535	2. 給料	520 一般職給 520
								3. 職員手当等	15 通勤手当 15
計	248,439	535	248,974				535		

## 10款 教育費

## 3項 中学校費

2. 学校運営費	87,659	188	87,847				188	2. 給料	129 一般職給 129
								3. 職員手当等	52 期末手当 39 勤勉手当 13
								4. 共済費	7 共済組合負担金 7
計	148,937	188	149,125				188		

## 10款 教育費

## 5項 社会教育費

1. 社会教育総務費	149,501	192	149,693				192	1. 報酬	146 会計年度任用職員報酬 146
								3. 職員手当等	41 期末手当 22 勤勉手当 19
								8. 旅費	5 費用弁償 5
2. 文化振興費	147,637	2,530	150,167				2,530	1. 報酬	464 会計年度任用職員報酬 464
								2. 給料	1,056 一般職給 1,056

## 10款 教育費

## 5項 社会教育費

(単位:千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分		
				国県支出金	地方債	その他				
								3. 職員手当等	806 通勤手当 8 期末手当 405 勤勉手当 393	
								4. 共済費	201 共済組合負担金 201	
								8. 旅費	3 費用弁償 3	
3. 公民館費	148,952	583	149,535				583	1. 報酬	267 会計年度任用職員報酬 267	
								3. 職員手当等	314 期末手当 168 勤勉手当 146	
								8. 旅費	2 費用弁償 2	
4. 文化会館費	224,309	354	224,663				354	1. 報酬	245 会計年度任用職員報酬 245	
								3. 職員手当等	109 期末手当 64 勤勉手当 45	
5. ふれあいプラザ費	54,309	349	54,658				349	1. 報酬	265 会計年度任用職員報酬 265	
								3. 職員手当等	72 期末手当 42 勤勉手当 30	
								8. 旅費	12 費用弁償 12	
計	740,823	4,008	744,831				4,008			

## 10款 教育費

## 6項 保健体育費

1. 保健体育総務費	53,396	1,517	54,913				1,517	1. 報酬	177 会計年度任用職員報酬 177
								2. 給料	515 一般職給 515
								3. 職員手当等	596 時間外勤務手当 355 期末手当 157 勤勉手当 84
								4. 共済費	219 共済組合負担金 219
								8. 旅費	10 費用弁償 10
4. 学校給食費	352,901	417	353,318				417	2. 給料	266 一般職給 266
								3. 職員手当等	108 期末手当 81 勤勉手当 27
								4. 共済費	43 共済組合負担金 43

## 10款 教育費

## 6項 保健体育費

(単位:千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		
				国県支出金	地方債	その他				
計	598,780	1,934	600,714				1,934			

## 11款 災害復旧費

## 1項 農林水産業施設災害復旧費

1. 農業用施設 災害復旧費	2,196,857	3,655	2,200,512			3,655	2. 納入料	929	一般職給	929
							3. 職員手当等	2,505	通勤手当 時間外勤務手当 期末手当 勤勉手当 寒冷地手当	17 2,017 243 188 40
							4. 共済費	221	共済組合負担金	221
	計	2,756,595	3,655	2,760,250			3,655			

## 11款 災害復旧費

## 2項 公共土木施設災害復旧費

1. 公共土木施 設災害復旧 費	1,484,317	290	1,484,607			290	2. 納入料	138	一般職給	138
							3. 職員手当等	60	通勤手当 期末手当 勤勉手当	5 35 20
							4. 共済費	92	共済組合負担金	92
	計	1,487,617	290	1,487,907			290			
	歳出合計	30,602,091	121,511	30,723,602	44	270	121,197			

# 給与費明細書

## 1. 特別職

		職員数 (人)	給与費							共済費 (千円)	合計 (千円)	備考
			報酬 (千円)	給料 (千円)	期末手当 年間支給率 3.425ヶ月分 (千円)	地域手当 (千円)	寒冷地 手当 (千円)	その他の手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	長等	3	0	25,560	8,391	0	297	88	34,336	13,368	47,704	その他の手当内訳 通勤手当 88 千円
	議員	18	66,096	0	20,875	0	0	0	86,971	16,697	103,668	
	その他の特別職	1,616	119,432	0	0	0	0	0	119,432	40	119,472	
	計	1,637	185,528	25,560	29,266	0	297	88	240,739	30,105	270,844	
補正前	長等	3	0	25,560	8,269	0	171	86	34,086	13,368	47,454	
	議員	18	66,096	0	20,558	0	0	0	86,654	16,697	103,351	
	その他の特別職	1,616	119,432	0	0	0	0	0	119,432	40	119,472	
	計	1,637	185,528	25,560	28,827	0	171	86	240,172	30,105	270,277	
比較	長等	0	0	0	122	0	126	2	250	0	250	
	議員	0	0	0	317	0	0	0	317	0	317	
	その他の特別職	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	計	0	0	0	439	0	126	2	567	0	567	

## 2. 一般職

### (1) 総括

(単位：千円)

区分	職員数 (人)	給与費				共済費	合計	備考
		報酬	給料	職員手当等	計			
補正後	( 391 ) 437	514,983	1,719,088	1,261,774	3,495,845	772,098	4,267,943	常勤職員 403人
補正前	( 391 ) 440	507,338	1,670,628	1,215,786	3,393,752	763,338	4,157,090	
比較	( 0 ) △ 3	7,645	48,460	45,988	102,093	8,760	110,853	

職員手当等の内訳	区分	扶養手当	地域手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当	宿日直手当	管理職員特別勤務手当	夜間勤務手当
	補正後	49,294	890	22,993	29,632	9,888	133,606	168	2,664	8,200
	補正前	48,523	890	22,721	28,723	9,888	115,840	168	2,664	8,200
	比較	771	0	272	909	0	17,766	0	0	0
	区分	休日勤務手当	管理職手当	期末手当	勤勉手当	寒冷地手当	児童手当	単身赴任手当		
補正後	24,266	42,491	468,475	393,552	30,600	44,695	360			
補正前	23,094	42,491	453,794	384,257	30,078	44,095	360			
比較	1,172	0	14,681	9,295	522	600	0			

備考1 この表は、報酬又は給料をもって支弁される一般職の職員（事業費支弁に係る職員を含む。）で予算の積算の基礎となったものについて記載すること。

2 ( ) 内は、短時間勤務職員について外書きすること。

## ア 会計年度任用職員以外の職員

(単位：千円)

区分	職員数 (人)	給与費				共済費	合計	備考
		報酬	給料	職員手当等	計			
補正後	( 15 ) 403	0	1,628,660	1,065,921	2,694,581	715,085	3,409,666	
補正前	( 15 ) 406	0	1,582,424	1,023,410	2,605,834	706,325	3,312,159	
比較	( 0 ) △ 3	0	46,236	42,511	88,747	8,760	97,507	

職員手当等の内訳	区分	扶養手当	地域手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当	宿日直手当	管理職員特別勤務手当	夜間勤務手当
	補正後	49,294	890	22,993	28,164	9,888	118,433	22	2,664	8,200
	補正前	48,523	890	22,721	27,255	9,888	101,318	22	2,664	8,200
	比較	771	0	272	909	0	17,115	0	0	0
	区分	休日勤務手当	管理職手当	期末手当	勤勉手当	寒冷地手当	児童手当	単身赴任手当		
補正後	24,266	42,491	372,282	312,749	30,600	42,625	360			
補正前	22,998	42,491	359,223	304,754	30,078	42,025	360			
比較	1,268	0	13,059	7,995	522	600	0			

備考1 この表は、給料をもって支弁される会計年度任用職員以外の一般職の職員（事業費支弁に係る職員を含む。）で予算の積算の基礎となつたものについて記載すること。

2 ( ) 内は、短時間勤務職員について外書きすること。

## イ 会計年度任用職員

(単位：千円)

区分	職員数 (人)	給与費				共済費	合計	備考
		報酬	給料	職員手当等	計			
補正後	( 376 ) 34	514,983	90,428	195,853	801,264	57,013	858,277	
補正前	( 376 ) 34	507,338	88,204	192,376	787,918	57,013	844,931	
比較	( 0 ) 0	7,645	2,224	3,477	13,346	0	13,346	

職員手当等の内訳	区分	扶養手当	地域手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当	宿日直手当	管理職員特別勤務手当	夜間勤務手当
	補正後	0	0	0	1,468	0	15,173	146	0	0
補正前		0	0	0	1,468	0	14,522	146	0	0
比較		0	0	0	0	0	651	0	0	0
区分	休日勤務手当	管理職手当	期末手当	勤勉手当	寒冷地手当	児童手当	単身赴任手当			
	補正後	0	0	96,193	80,803	0	2,070	0		
	補正前	96	0	94,571	79,503	0	2,070	0		
	比較	△ 96	0	1,622	1,300	0	0	0		

備考1 この表は、報酬又は給料をもって支弁される会計年度任用職員（事業費支弁に係る職員を含む。）で予算の積算の基礎となったものについて記載すること。

2 ( ) 内は、会計年度任用の職を占める職員であって、その一週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の一週間当たりの通常の勤務時間に比し短い職員について外書きすること。

(2) 給料及び職員手当等の増減額の明細

区分	増減額(千円)	増減事由別内訳 (千円)	説明	備考
給料	48,460	給与改定に伴う増減分	48,460	
		昇給に伴う増減分	0	
		その他の増減分	0 退職者分 採用者分 会計異動その他 会計年度任用職員分	0 0 0 0
職員手当等	45,988	制度改正に伴う増減分	21,963	
		その他の増減分	24,025 退職者分 採用者分 会計異動その他 会計年度任用職員分	0 0 20,548 3,477

## 令和7年度 一般会計補正予算（第11号） 特定財源説明資料

(単位：千円)

歳 出						歳 入						
頁	款	項	目	の名称	特定財源	金額	頁	款	項	目	の名称	内 容
12	2	3	1	戸籍住民基本台帳費	国県支出金	44	8	15	2	1	総務費国庫補助金	個人番号カード交付事務費補助金 44
16	6	2	2	林業振興費	その他	270	8	19	2	2	森林経営管理基金繰入金	森林経営管理基金繰入金 270

議案第 88 号

## 令和 7 年度 北秋田市一般会計補正予算（第 12 号）

令和 7 年度北秋田市一般会計補正予算（第 12 号）は、次に定めるところによる。

### （歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 130,589 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 30,854,191 千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

### （債務負担行為の補正）

第 2 条 債務負担行為の追加は、「第 2 表 債務負担行為補正」による。

令和 7 年 12 月 2 日 提出

北秋田市長 津 谷 永 光

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正  
歳 入

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国 庫 支 出 金		3,556,323	58,203	3,614,526
	1 国 庫 負 担 金	1,987,522	13,049	2,000,571
	2 国 庫 補 助 金	1,562,472	44,940	1,607,412
	3 国 庫 委 託 金	6,329	214	6,543
16 県 支 出 金		2,838,853	25,671	2,864,524
	1 県 負 担 金	723,239	20,920	744,159
	2 県 補 助 金	1,993,973	4,751	1,998,724
18 寄 附 金		2,500,101	307	2,500,408
	1 寄 附 金	2,500,101	307	2,500,408
19 繰 入 金		2,601,427	52,615	2,654,042
	2 基 金 繰 入 金	2,520,086	52,615	2,572,701
21 諸 収 入		691,290	△6,207	685,083
	4 受 託 事 業 収 入	158,566	△6,367	152,199
	5 雜 収 入	430,348	160	430,508
歳 入 合 計		30,723,602	130,589	30,854,191

# 歳 出

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		3,704,905	7,808	3,712,713
	1 総務管理費	3,267,767	7,808	3,275,575
3 民生費		6,482,290	119,822	6,602,112
	1 社会福祉費	4,007,842	17,256	4,025,098
	2 児童福祉費	1,895,385	102,352	1,997,737
	5 国民年金事務費	8,496	214	8,710
4 衛生費		2,707,294	1,085	2,708,379
	1 保健費	443,042	654	443,696
	3 清掃費	751,733	0	751,733
	5 病院費	1,132,092	431	1,132,523
6 農林水産業費		1,428,807	1,383	1,430,190
	1 農業費	900,451	1,383	901,834
7 商工費		1,648,947	△364	1,648,583
	1 商工費	1,648,947	△364	1,648,583
8 土木費		3,161,707	855	3,162,562
	5 住宅費	339,799	855	340,654
歳出合計		30,723,602	130,589	30,854,191

## 第2表 債務負担行為補正

追 加

事 項	期 間	限 度 額
秋 田 内 陸 線 駅 管 理 運 営 委 託	令和 8 年度 ~ 令和 10 年度	千円 31,086
入 出 金 機 オ ン ラ イ ン 送 金 委 託	令和 8 年度 ~ 令和 12 年度	31,175
セ ミ セ ル フ レ ジ 保 守 委 託	令和 8 年度	173
著 作 権 使 用 料	令和 8 年度 ~ 令和 10 年度	300
市 議 会 だ より 「 ぎ か い の 杜 」 印 刷 業 務	令和 8 年度	4,069
市 議 会 会 議 錄 調 製 委 託	令和 8 年度	1,133
市 議 会 会 議 錄 検 索 シ ス テ ム 保 守 委 託	令和 8 年度	66
市 議 会 会 議 錄 作 成 支 援 シ ス テ ム 利 用 料	令和 8 年度	1,056
市 議 会 映 像 イン タ ネ ッ ツ 配 信 シ ス テ ム 利 用 料	令和 8 年度	1,078
市 議 会 会 議 シ ス テ ム ・ グ ル ー プ ウ ェ ア 利 用 料	令和 8 年度	893
複 合 機 貸 借 ( 議 会 事 務 局 )	令和 8 年度	296
産 業 医 委 託	令和 8 年度	150
顧 問 弁 護 士 委 託	令和 8 年度	924
280 M H z デ ジ タ ル 同 報 無 線 シ ス テ ム 運 用 ・ 保 守 ・ 管 理 委 託	令和 8 年度	10,900
被 災 者 支 援 シ ス テ ム 保 守 委 託	令和 8 年度	132
防 災 登 錄 制 メ ー ル 配 信 シ ス テ ム 保 守 委 託	令和 8 年度	1,056
防 災 情 報 公 式 L I N E 連 携 配 信 運 用 保 守 委 託	令和 8 年度	462
L G W A N 版 住 宅 地 図 使 用 料	令和 8 年度	317
W E B 版 ハ ザ 一 ド マ ッ プ 使 用 料	令和 8 年度	80
R P A 等 活 用 支 援 委 託	令和 8 年度	1,320
行 政 情 報 サ ー ビ ス i J A M P 使 用 料	令和 8 年度	792
ふ る さ と 寄 附 金 決 済 手 数 料	令和 8 年度	寄附金額に対して契約で定める料率を乗じて得た金額
ふ る さ と 寄 附 金 ポ ー タ ル サ イ ト シ ス テ ム 使 用 料	令和 8 年度	寄附金額に対して契約等で定める料率を乗じて得た金額に基本料金等を加えた金額

事 項	期 間	限 度 額
ふるさと寄附金ワンストップ申請管理システム使用料	令和 8 年度	千円 ワンストップ申請 1 件当たりの単価に取扱件数を乗じて得た金額に月間保守料を加えた金額
J R 鷹ノ巣駅待合室鎖錠等及び巡回警備委託	令和 8 年度	2,088
鷹巣市街地循環バス運行委託	令和 8 年度	12,471
市ホームページ保守委託	令和 8 年度	3,169
市広報印刷業務	令和 8 年度	14,644
市LINE公式アカウント情報配信システム使用料	令和 8 年度	1,782
オンラインプレ保守委託	令和 8 年度	10,407
L G W A N 運用保守委託	令和 8 年度	436
情報セキュリティ保守委託	令和 8 年度	6,058
行政オンライン化保守委託	令和 8 年度	196
生体認証システム保守委託	令和 8 年度	704
セキュアブラウザ保守委託	令和 8 年度	1,707
I C S クラウド使用料	令和 8 年度	54,633
光ファイバ通信網設備保守委託	令和 8 年度	7,920
N T T 局舎接続使用料	令和 8 年度	935
N T T 地下管路設備使用料	令和 8 年度	2,700
地方公会計システム保守委託	令和 8 年度	440
工事・委託実績情報データベース検索システム使用料	令和 8 年度	20
公的機関調達情報検索システム使用料	令和 8 年度	396
契約管理システム使用料	令和 8 年度	536
公有財産台帳システム閲覧データ作成委託	令和 8 年度	1,749
本庁舎等自家用電気工作物保安管理委託	令和 8 年度	647
本庁舎等清掃委託	令和 8 年度	6,610
市民バス運転委託	令和 8 年度	1,869
本庁舎エレベーター保守点検委託	令和 8 年度	990
本庁舎等空調設備保守点検委託	令和 8 年度	2,230
本庁舎非常用発電機保守点検委託	令和 8 年度	1,056

事 項	期 間	限 度 額
本 庁 舎 等 自 動 ド ア 保 守 点 檢 委 託	令和 8 年度	千円 428
宮 前 町 庁 舎 警 備 委 託	令和 8 年度	159
本 庁 舎 等 宿 日 直 委 託	令和 8 年度	5,427
本 庁 舎 等 電 話 設 備 貸 貸 借	令和 8 年度	488
本 庁 舎 フ ロ ア マ ツ ト 貸 貸 借	令和 8 年度	151
税 务 L A N 保 守 委 託	令和 8 年度	6,598
地 方 税 電 子 申 告 サ 一 ビ ス 利 用 料	令和 8 年度	1,537
土 地 情 報 管 理 シ ス テ ム 利 用 料	令和 8 年度	2,536
家 屋 評 價 シ ス テ ム 利 用 料	令和 8 年度	911
複 合 機 貸 貸 借 ( 税 务 課 )	令和 8 年度	209
住 基 ネ ッ ト シ ス テ ム 保 守 委 託	令和 8 年度	1,115
戸 籍 届 書 入 力 支 援 委 託	令和 8 年度	2,218
コンビニ交付本籍地交付サービスソフトウェア保守委託	令和 8 年度	198
戸 籍 ク ラ ウ ド サ 一 ビ ス 使 用 料	令和 8 年度	9,804
コ ン ビ ニ 交 付 シ ス テ ム 使 用 料	令和 8 年度	3,855
複 合 機 貸 貸 借 ( 市 民 課 )	令和 8 年度	941
地 上 デ ジ タ ル 放 送 難 視 聽 対 策 用 設 備 保 守 委 託	令和 8 年度	1,650
畜 犬 登 録 及 び 狂 犬 病 予 防 注 射 済 票 交 付 事 務 等 委 託	令和 8 年度	326
鷹 巢 斎 場 火 葬 炉 設 備 保 守 点 檢 委 託	令和 8 年度	704
鷹 巢 斎 場 自 勤 ド ア 保 守 点 檢 委 託	令和 8 年度	207
鷹 巢 斎 場 自 家 用 電 気 工 作 物 保 安 管 理 委 託	令和 8 年度	245
ご み 分 別 ア プ リ 使 用 料	令和 8 年度	792
鷹 巢 ・ 阿 仁 埋 立 地 最 終 处 分 場 水 質 檢 查 委 託	令和 8 年度	1,357
北 秋 田 市 一 般 廃 棄 物 最 終 处 分 場 各 種 測 定 委 託	令和 8 年度	3,332
クリーンリサイクルセンター粗大ごみ等受入管理委託	令和 8 年度	5,632
木 質 ご み 運 搬 委 託	令和 8 年度	1,347
粗 大 ご み 運 搬 委 託	令和 8 年度	364
市 営 墓 地 清 掃 、 除 草 、 除 雪 等 委 託	令和 8 年度	1,896

事 項	期 間	限 度 額
大町公衆便所清掃委託	令和8年度	千円 100
合川庁舎受付等委託	令和8年度	5,047
合川庁舎清掃委託	令和8年度	1,244
合川庁舎等冬圃設置・撤去委託	令和8年度	48
合川庁舎敷地等草刈委託	令和8年度	277
合川庁舎自家用電気工作物保安管理委託	令和8年度	167
合川庁舎ボイラー保守性能検査整備委託	令和8年度	209
合川庁舎自動ドア保守点検委託	令和8年度	69
合川庁舎フロアマット賃貸借	令和8年度	47
森吉庁舎受付等委託	令和8年度	5,047
森吉庁舎清掃委託	令和8年度	1,639
森吉庁舎冬圃設置・撤去委託	令和8年度	190
森吉庁舎周辺剪定委託	令和8年度	56
森吉庁舎空調衛生設備保守点検委託	令和8年度	2,222
森吉庁舎自家用電気工作物保安管理委託	令和8年度	823
森吉庁舎エレベーター保守点検委託	令和8年度	515
森吉庁舎自動ドア保守点検委託	令和8年度	168
市民バス運転委託(森吉)	令和8年度	2,093
森吉庁舎フロアマット賃貸借	令和8年度	180
複合機賃貸借(森吉庁舎)	令和8年度	467
印刷機賃貸借(森吉庁舎)	令和8年度	27
前田出張所警備委託	令和8年度	148
複合機賃貸借(前田出張所)	令和8年度	142
阿仁庁舎及び山村開発センター受付等委託	令和8年度	5,047
阿仁庁舎及び山村開発センター清掃委託	令和8年度	1,244
阿仁庁舎施設等冬圃設置・撤去委託	令和8年度	144
阿仁庁舎敷地等草刈委託	令和8年度	98
阿仁庁舎エレベーター保守点検委託	令和8年度	528

事 項	期 間	限 度 額
阿仁庁舎自家用電気工作物保安管理委託	令和8年度	千円 330
阿仁庁舎自動ドア保守点検委託	令和8年度	108
阿仁庁舎空調設備保守点検委託	令和8年度	2,222
複合機賃貸借(阿仁庁舎)	令和8年度	324
農村環境改善センター受付等委託	令和8年度	3,394
農村環境改善センター夜間警備委託	令和8年度	283
農村環境改善センター清掃委託	令和8年度	622
農村環境改善センター等冬圃設置・撤去委託	令和8年度	96
農村環境改善センター敷地等草刈委託	令和8年度	17
農村環境改善センター除排雪委託	令和8年度	167
農村環境改善センター浄化槽清掃維持管理委託	令和8年度	311
複合機賃貸借(農村環境改善センター)	令和8年度	162
避難行動要支援者支援システム使用料	令和8年度	1,254
障害福祉業務総合支援ソフト利用料	令和8年度	634
生活保護システム標準準拠版サービス利用料	令和8年度	4,356
生活保護版レセプト管理クラウドサービス利用料	令和8年度	2,502
栄養管理ソフトウェア保守委託	令和8年度	97
公立保育園厨房機器保守点検委託	令和8年度	424
公立保育園自動ドア保守点検委託	令和8年度	190
公立保育園電気工作物保安管理委託	令和8年度	390
米内沢保育園保育業務支援システム保守委託	令和8年度	80
阿仁合保育園空調設備保守点検委託	令和8年度	633
複合機賃貸借(公立保育園)	令和8年度	103
北秋田市児童館管理運営委託	令和8年度	33,300
乳幼児健診委託	令和8年度	638
乳幼児歯科健診委託	令和8年度	415
あんしん電話事業委託	令和8年度	962
家族介護用品支給事業委託	令和8年度	1,749

事 項	期 間	限 度 額
高齢者障害者等外出支援サービス事業委託	令和8年度	千円 7,067
食の自立支援事業委託	令和8年度	18,240
ゲートボール場管理運営委託	令和8年度	1,205
北秋田市成年後見支援センター運営委託	令和8年度	2,850
緊急通報装置賃貸借	令和8年度	240
複合機賃貸借(高齢福祉課)	令和8年度	600
保健センター清掃委託	令和8年度	1,147
保健センター自家用電気工作物保安管理委託	令和8年度	172
保健センター自動ドア保守点検委託	令和8年度	116
予防接種委託	令和8年度	98,150
在宅当番医委託	令和8年度	2,667
合川保健センター電話設備賃貸借	令和8年度	10
農業委員会タブレット端末MDM使用料	令和8年度	42
出稼労働者健康診断委託	令和8年度	44
保育園留学運営委託	令和8年度	11,777
事業承継支援委託	令和8年度	12,851
移住体験事業アテンド委託	令和8年度	990
移住ポータルサイト運営委託	令和8年度	465
地域おこし協力隊用自動車賃貸借	令和8年度	462
セントラル合川自動ドア保守点検委託	令和8年度	35
萱草工場団地給水設備保守委託	令和8年度	598
複合機賃貸借(産業政策課)	令和8年度	225
北秋田市農産物等直売所トイレ管理委託	令和8年度	1,402
死亡獣畜収集・運搬委託	令和8年度	2,117
死亡獣畜化製処理委託	令和8年度	3,663
県北地区死亡獣畜保冷施設管理委託	令和8年度	1,144
翠雲公園施設管理及び清掃委託	令和8年度	3,861
林地台帳管理システム保守委託	令和8年度	1,089

事 項	期 間	限 度 額
林道整備事業道路管理システム保守委託	令和 8 年度	千円 495
積算システム保守委託（農林課）	令和 8 年度	779
薬師山駐車場トイレ清掃委託	令和 8 年度	1,413
米内沢地区阿仁川水門管理委託	令和 8 年度	30
道路管理システム保守委託	令和 8 年度	484
流雪溝及び融雪設備自家用電気工作物保安管理委託	令和 8 年度	345
積算システム保守委託（建設課）	令和 8 年度	242
地理情報管理システム保守委託	令和 8 年度	484
公園管理委託	令和 8 年度	15,056
公園トイレ清掃委託	令和 8 年度	2,372
公園水量管理委託	令和 8 年度	53
公営住宅管理システム保守委託	令和 8 年度	967
公営住宅エレベータ保守点検委託	令和 8 年度	924
道路台帳システム利用料	令和 8 年度	4,763
複合機賃貸借（建設課）	令和 8 年度	858
森吉山周遊乗合タクシー運行委託	令和 8 年度	285
北秋田市観光案内等委託	令和 8 年度	10,428
大太鼓の館・情報プラザ日常清掃委託	令和 8 年度	1,853
大太鼓の館受付委託	令和 8 年度	8,287
大太鼓の館・情報プラザ警備委託	令和 8 年度	109
大太鼓の館空調設備保守点検委託	令和 8 年度	495
大太鼓の館自動ドア保守点検委託	令和 8 年度	50
大太鼓の館自家用電気工作物保安管理委託	令和 8 年度	165
大太鼓の館無線LAN接続料	令和 8 年度	93
情報プラザ自動ドア保守点検委託	令和 8 年度	187
東ノ又浄水場管理委託	令和 8 年度	1,729
森林レクリエーション阿仁・田沢総合案内所管理委託	令和 8 年度	550
熊牧場飼育補助委託	令和 8 年度	3,577

事 項	期 間	限 度 額
熊 牧 場 無 線 L A N 接 続 料	令和 8 年度	千円 93
道 の 駅 あ に 無 線 L A N 接 続 料	令和 8 年度	93
交 流 センタ一 エレベーター 保 守 点 檢 委 託	令和 8 年度	740
交 流 センタ一 日 常 清 扫 委 託	令和 8 年度	3,300
交 流 センタ一 冷 暖 房 設 備 保 守 点 檢 委 託	令和 8 年度	471
交 流 センタ一 警 備 委 託	令和 8 年度	381
交 流 センタ一 自 動 ドア 保 守 点 檢 委 託	令和 8 年度	93
交 流 センタ一 自 家 用 電 気 工 作 物 保 安 管 理 委 託	令和 8 年度	238
交 流 センタ一 受 付 等 委 託	令和 8 年度	5,253
複 合 機 貨 貸 借 ( 交 流 センタ一 )	令和 8 年度	26
文 化 会 館 エ レ ベ ー タ 一 保 守 点 檢 委 託	令和 8 年度	753
文 化 会 館 舞 台 機 構 整 備 保 守 点 檢 委 託	令和 8 年度	1,122
文 化 会 館 舞 台 照 明 機 器 保 守 点 檢 委 託	令和 8 年度	981
文 化 会 館 舞 台 運 営 等 委 託	令和 8 年度	6,974
文 化 会 館 舞 台 音 韶 設 備 定 期 保 守 点 檢 委 託	令和 8 年度	412
文 化 会 館 日 常 清 扫 委 託	令和 8 年度	3,300
文 化 会 館 空 調 設 備 保 守 点 檢 委 託	令和 8 年度	1,870
文 化 会 館 環 境 衛 生 管 理 委 託	令和 8 年度	893
文 化 会 館 自 家 用 電 气 工 作 物 保 安 管 理 委 託	令和 8 年度	370
文 化 会 館 自 動 ドア 保 守 点 檢 委 託	令和 8 年度	187
文 化 会 館 警 備 委 託	令和 8 年度	423
文 化 会 館 受 付 等 委 託	令和 8 年度	2,611
浜 辺 の 歌 音 樂 館 警 備 委 託	令和 8 年度	378
浜 辺 の 歌 音 樂 館 自 家 用 電 气 工 作 物 保 安 管 理 委 託	令和 8 年度	185
み ち の く 子 供 風 土 記 館 日 常 清 扫 委 託	令和 8 年度	159
伊 勢 堂 岱 繩 文 館 自 動 ドア 保 守 点 檢 委 託	令和 8 年度	171
伊 勢 堂 岱 繩 文 館 警 備 委 託	令和 8 年度	428
伊 勢 堂 岱 繩 文 館 展 示 設 備 保 守 委 託	令和 8 年度	267

事 項	期 間	限 度 額
伊勢堂岱繩文館清掃委託	令和 8 年度	千円 1,585
体育館自家用電気工作物保安管理委託	令和 8 年度	957
体育館自動ドア保守点検委託	令和 8 年度	330
体育館エレベーター保守点検委託	令和 8 年度	108
体育馆管理委託	令和 8 年度	28,163
野球場等管理委託	令和 8 年度	2,969
鷹巣陸上競技場管理委託	令和 8 年度	2,605
消防本部高機能指令センター設備保守委託	令和 8 年度	7,524
消防本部消防救急デジタル無線設備保守委託	令和 8 年度	11,600
メディカルコントロール委託	令和 8 年度	165
救命士気管挿管実習委託	令和 8 年度	154
西統合分署自家用電気工作物保安管理委託	令和 8 年度	238
阿仁分署自家用電気工作物保安管理委託	令和 8 年度	132
多言語通訳委託	令和 8 年度	130
NET119緊急通報システムサービス利用料	令和 8 年度	132
複合機賃貸借(教育総務課)	令和 8 年度	707
合川学童研修センター消防設備保守点検委託	令和 8 年度	84
小学校給食リフト保守点検委託	令和 8 年度	114
小学校自家用電気工作物保安管理委託	令和 8 年度	1,346
小学校警備委託	令和 8 年度	2,513
小学校エレベーター保守点検委託	令和 8 年度	2,166
中学校警備委託	令和 8 年度	898
中学校エレベーター保守点検委託	令和 8 年度	792
中学校自家用電気工作物保安管理委託	令和 8 年度	770
義務教育学校警備委託	令和 8 年度	396
義務教育学校自家用電気工作物保安管理委託	令和 8 年度	209
学校給食センター消防設備保守点検委託	令和 8 年度	216
学校給食センター警備委託	令和 8 年度	1,043

事 項	期 間	限 度 額
学校給食センターボイラー保守点検委託	令和8年度	千円 165
学校給食管理システム保守委託	令和8年度	231
学校給食センター自動ドア保守点検委託	令和8年度	1,054
学校給食センター自家用電気工作物保安管理委託	令和8年度	889
学校給食センター厨房設備保守管理委託	令和8年度	1,869
学校給食センター電力監視委託	令和8年度	102
学校給食センターエレベーター保守点検委託	令和8年度	740
学校給食センター給湯設備保守点検委託	令和8年度	1,100
学校給食費収管理システム保守委託	令和8年度	318
学校給食センター空調設備保守点検委託	令和8年度	1,835
スクールバス運行委託	令和8年度	42,643
スクールタクシー運行委託	令和8年度	12,679
小・中学校等ICT保守委託	令和8年度	4,026
小学校校内通信ネットワーク保守委託	令和8年度	11,806
中学校校内通信ネットワーク保守委託	令和8年度	6,527
義務教育学校校内通信ネットワーク保守委託	令和8年度	429
学習支援用ソフトライセンス使用料	令和8年度	2,116
複合機賃貸借(小学校)	令和8年度	125
印刷機賃貸借(小学校)	令和8年度	296
複合機賃貸借(中学校)	令和8年度	670
印刷機賃貸借(中学校)	令和8年度	198
印刷機賃貸借(義務教育学校)	令和8年度	40
坊沢公民館施設管理委託	令和8年度	4,079
栄公民館施設管理委託	令和8年度	3,873
前田公民館施設管理委託	令和8年度	3,953
七座公民館施設管理委託	令和8年度	3,821
綴子公民館施設管理委託	令和8年度	4,252
沢口公民館施設管理委託	令和8年度	4,579

事 項	期 間	限 度 額
七日市公民館施設管理委託	令和8年度	千円 4,002
複合機賃貸借(前田公民館)	令和8年度	152
合川公民館施設管理委託	令和8年度	2,725
合川公民館清掃委託	令和8年度	1,244
合川公民館自家用電気工作物保安管理委託	令和8年度	231
合川公民館警備委託	令和8年度	410
合川公民館空調設備保守点検委託	令和8年度	806
合川公民館自動ドア保守点検委託	令和8年度	80
複合機賃貸借(合川公民館)	令和8年度	99
印刷機賃貸借(合川公民館)	令和8年度	66
森吉コミュニティセンター施設管理委託	令和8年度	2,740
森吉コミュニティセンター自家用電気工作物保安管理委託	令和8年度	238
森吉コミュニティセンター自動ドア保守点検委託	令和8年度	44
森吉コミュニティセンター清掃委託	令和8年度	1,533
森吉コミュニティセンター夜間警備委託	令和8年度	287
複合機賃貸借(森吉コミュニティセンター)	令和8年度	317
印刷機賃貸借(森吉コミュニティセンター)	令和8年度	40
阿仁ふるさと文化センター清掃委託	令和8年度	1,270
阿仁ふるさと文化センター自家用電気工作物保安管理委託	令和8年度	228
阿仁ふるさと文化センター空調設備保守点検委託	令和8年度	418
阿仁ふるさと文化センター自動ドア保守点検委託	令和8年度	58
阿仁ふるさと文化センター夜間警備委託	令和8年度	172
阿仁ふるさと文化センター施設管理委託	令和8年度	2,575
複合機賃貸借(阿仁ふるさと文化センター)	令和8年度	291
印刷機賃貸借(阿仁ふるさと文化センター)	令和8年度	72
鷹巣図書館施設管理委託	令和8年度	981
図書館コンピュータシステム保守委託	令和8年度	650
図書館図書情報オンラインサービス使用料	令和8年度	412

事 項	期 間	限 度 額
複合機賃貸借（鷹巣図書館）	令和8年度	千円 275
複合機賃貸借（森吉図書館）	令和8年度	14
北秋田市民ふれあいプラザ日常清掃委託	令和8年度	4,317
北秋田市民ふれあいプラザ空調設備保守点検委託	令和8年度	2,002
北秋田市民ふれあいプラザエレベーター保守点検委託	令和8年度	872
北秋田市民ふれあいプラザ自動ドア保守点検委託	令和8年度	330
北秋田市民ふれあいプラザ警備委託	令和8年度	276
北秋田市民ふれあいプラザ情報システム保守委託	令和8年度	114
北秋田市民ふれあいプラザ自家用電気工作物保安管理委託	令和8年度	786
北秋田市民ふれあいプラザ施設管理委託	令和8年度	3,636
印刷機保守委託（北秋田市民ふれあいプラザ）	令和8年度	295
胡桃館遺跡保管庫警備委託	令和8年度	97
文化財収蔵庫警備委託	令和8年度	415
異人館・伝承館施設管理・窓口受付委託	令和8年度	3,417
異人館・伝承館警備委託	令和8年度	198

令和7年度北秋田市一般会計補正予算に関する説明書  
I 歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括  
(歳入)

(単位:千円)

款	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金	3,556,323	58,203	3,614,526
16 県支出金	2,838,853	25,671	2,864,524
18 寄附金	2,500,101	307	2,500,408
19 繰入金	2,601,427	52,615	2,654,042
21 諸収入	691,290	△6,207	685,083
歳入合計	30,723,602	130,589	30,854,191

(歳出)

(単位:千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	
				特定財源				
				国県支出金	地方債	その他		
2 総務費	3,704,905	7,808	3,712,713				7,808	
3 民生費	6,482,290	119,822	6,602,112	82,338			37,484	
4 衛生費	2,707,294	1,085	2,708,379			△6,060	7,145	
6 農林水産業費	1,428,807	1,383	1,430,190	979		160	244	
7 商工費	1,648,947	△364	1,648,583	557			△921	
8 土木費	3,161,707	855	3,162,562				855	
歳出合計	30,723,602	130,589	30,854,191	83,874		△5,900	52,615	

## 2 歳 入

## 15款 国庫支出金

## 1項 国庫負担金

(単位:千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1. 民生費国庫負担金	1,358,117	13,049	1,371,166	1. 社会福祉費負担金	8,187	障害児施設措置費（給付費等）負担金 8,187
				2. 児童福祉費負担金	4,862	児童手当交付金 4,862
計	1,987,522	13,049	2,000,571			

## 15款 国庫支出金

## 2項 国庫補助金

2. 民生費国庫補助金	426,589	44,940	471,529	2. 児童福祉費補助金	44,940	子どものための教育・保育給付金 44,940
計	1,562,472	44,940	1,607,412			

## 15款 国庫支出金

## 3項 国庫委託金

2. 民生費委託金	6,123	214	6,337	2. 国民年金事務費委託金	214	基礎年金等事務費交付金 年金生活者支援給付金事務取扱交付金 151 63
計	6,329	214	6,543			

## 16款 県支出金

## 1項 県負担金

1. 民生費県負担金	723,033	20,920	743,953	1. 社会福祉費負担金	4,093	障害児施設措置費（給付費等）負担金 4,093
				2. 児童福祉費負担金	16,827	施設型給付費負担金 児童手当負担金 16,129 698
計	723,239	20,920	744,159			

## 16款 県支出金

## 2項 県補助金

2. 民生費県補助金	231,581	3,215	234,796	3. 児童福祉費補助金	3,215	施設型給付費地方単独費用補助金 3,215
4. 農林水産業費県補助金	404,338	979	405,317	1. 農業費補助金	979	来たれ次期社長候補！経営継承促進事業費補助金 979
5. 商工費県補助金	5,087	557	5,644	1. 商工費補助金	557	結婚新生活支援事業費補助金 557
計	1,993,973	4,751	1,998,724			

## 18款 寄附金

## 1項 寄附金

(単位:千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
5. 衛生費寄附金	0	307	307	1. 保健事業費寄附金	307	保健事業費寄附金 307
計	2,500,101	307	2,500,408			

## 19款 繰入金

## 2項 基金繰入金

1. 財政調整基金繰入金	2,053,050	52,615	2,105,665	1. 財政調整基金繰入金	52,615	財政調整基金繰入金	52,615
計	2,520,086	52,615	2,572,701				

## 21款 諸収入

## 4項 受託事業収入

3. 衛生費受託事業収入	45,292	△6,367	38,925	1. 衛生費受託事業収入	△6,367	衛生費受託事業収入	△6,367
計	158,566	△6,367	152,199				

## 21款 諸収入

## 5項 雜入

3. 雜入	430,346	160	430,506	1. 雜入	160	農地中間管理機構集積協力金返還金	160
計	430,348	160	430,508				
歳入合計	30,723,602	130,589	30,854,191				

3歳出  
2款 総務費

## 1項 総務管理費

(単位:千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分		
				国県支出金	地方債	その他				
5. 会計管理費	50,940	3,362	54,302				3,362	12. 委託料	577	入出金機オンライン送金委託 577
								17. 備品購入費	2,785	セミセルフレジ 2,640 防犯カメラ 145
8. 企画費	1,309,706	324	1,310,030				324	22. 償還金、利子及び割引料	324	過年度分返還金 324
10. 地方交通対策費	210,883	1,500	212,383				1,500	18. 負担金、補助及び交付金	1,500	大館能代空港利用促進事業補助金 1,500
13. 森吉総合窓口センター費	105,352	1,109	106,461				1,109	10. 需用費	1,109	燃料費 1,018 修繕料 91
14. 阿仁総合窓口センター費	110,738	592	111,330				592	10. 需用費	592	燃料費 592
15. 電算費	378,514	△2,654	375,860				△2,654	17. 備品購入費	△2,654	パソコン △3,479 プリンター △209 ストレージパンチャー △11 会議室用モニター 1,045
16. 情報通信設備管理費	31,449	3,575	35,024				3,575	14. 工事請負費	3,575	工事請負費 3,575
計	3,267,767	7,808	3,275,575				7,808			

## 3款 民生費

## 1項 社会福祉費

1. 社会福祉総務費	244,234	126	244,360				126	10. 需用費	126	消耗品費 126
2. 老人福祉費	1,225,613	553	1,226,166				553	27. 繰出金	553	介護保険特別会計繰出金 553
3. 障害者福祉費	1,362,811	16,577	1,379,388	12,280			4,297	10. 需用費	204	修繕料 204
								19. 扶助費	16,373	扶助費 16,373
計	4,007,842	17,256	4,025,098	12,280			4,976			

## 3款 民生費

## 2項 児童福祉費

(単位:千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		
				国県支出金	地方債	その他				
2. 児童措置費	1,219,620	102,352	1,321,972	69,844			32,508	18. 負担金、補助及び交付金	2,790	障害児保育事業費補助金 2,790
								19. 扶助費	99,562	扶助費 99,562
計	1,895,385	102,352	1,997,737	69,844			32,508			

## 3款 民生費

## 5項 国民年金事務費

1. 国民年金事務費	8,496	214	8,710	214				12. 委託料	214	国民年金事務システム改修委託 214
計	8,496	214	8,710	214						

## 4款 衛生費

## 1項 保健費

2. 保健事業費	87,837	308	88,145			307	1	10. 需用費	118	消耗品費 118
								17. 備品購入費	190	健康教室用備品 190
4. 母子保健事業費	34,819	346	35,165				346	12. 委託料	346	妊娠婦あんしんタクシー助成事業委託 346
計	443,042	654	443,696			307	347			

## 4款 衛生費

## 3項 清掃費

2. 塘芥処理費	506,184	0	506,184			△3,640	3,640			
3. し尿処理費	242,985	0	242,985			△2,727	2,727			
計	751,733	0	751,733			△6,367	6,367			

## 4款 衛生費

## 5項 病院費

2. 診療所費	228,531	431	228,962				431	27. 繰出金	431	国民健康保険合川診療所特別会計繰出金 167
計	1,132,092	431	1,132,523				431			米内沢診療所特別会計繰出金 264

## 6款 農林水産業費

## 1項 農業費

3. 農業振興費	140,553	1,383	141,936	979		160	244	18. 負担金、補助及び交付金	1,223	来たれ次期社長候補！経営継承促進事業費補助金 1,223
----------	---------	-------	---------	-----	--	-----	-----	-----------------	-------	------------------------------

## 6款 農林水産業費

## 1項 農業費

(単位:千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分		
				国県支出金	地方債	その他				
								22. 償還金、利子 及び割引料	160 過年度分返還金 160	説明
計	900,451	1,383	901,834	979		160	244			説明

## 7款 商工費

## 1項 商工費

2. 商工振興費	650,962	△364	650,598	557			△921	12. 委託料	△1,200	保育園留学運営委託 事業承継支援委託	1,100 △2,300
								18. 負担金、補助 及び交付金	836	ハッピーウェディング住まい応援事業補助金	836
計	1,648,947	△364	1,648,583	557			△921				

## 8款 土木費

## 5項 住宅費

3. 住宅建設費	252,895	855	253,750				855	21. 换算、補填 及び賠償金	855	移転補償費	855
計	339,799	855	340,654				855				
歳出合計	30,723,602	130,589	30,854,191	83,874		△5,900	52,615				

令和7年度 一般会計補正予算（第12号） 特定財源説明資料

(単位：千円)

歳 出						歳 入						
頁	款	項	目	の名称	特定財源	金額	頁	款	項	目	の名称	内 容
20	3	1	3	障害者福祉費	国県支出金	12,280	18	15	1	1	民生費国庫負担金	障害児施設措置費（給付費等）負担金 8,187
											民生費県負担金	障害児施設措置費（給付費等）負担金 4,093
21	3	2	2	児童措置費	国県支出金	69,844	18	15	1	1	民生費国庫負担金	児童手当交付金 4,862
											民生費国庫補助金	子どものための教育・保育給付金 44,940
								16	1	1	民生費県負担金	施設型給付費負担金 16,129 児童手当負担金 698
											民生費県補助金	施設型給付費地方単独費用補助金 3,215
21	3	5	1	国民年金事務費	国県支出金	214	18	15	3	2	民生費委託金	基礎年金等事務費交付金 151 年金生活者支援給付金事務取扱交付金 63
21	4	1	2	保健事業費	その他	307	19	18	1	5	衛生費寄附金	保健事業費寄附金 307
21	4	3	2	塵芥処理費	その他	△ 3,640	19	21	4	3	衛生費受託事業収入	衛生費受託事業収入 △3,640 (△6,367のうち)
21	4	3	3	し尿処理費	その他	△ 2,727	19	21	4	3	衛生費受託事業収入	衛生費受託事業収入 △2,727 (△6,367のうち)
21	6	1	3	農業振興費	国県支出金	979	18	16	2	4	農林水産業費県補助金	来たれ次期社長候補！経営継承促進事業費補助金 979
											その他	農地中間管理機構集積協力金返還金 160
22	7	1	2	商工振興費	国県支出金	557	18	16	2	5	商工費県補助金	結婚新生活支援事業費補助金 557



議案第 89 号

## 令和 7 年度 北秋田市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）

令和 7 年度北秋田市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

### （歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2,079 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3,132,365 千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 7 年 12 月 2 日 提出

北秋田市長 津 谷 永 光

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正  
歳 入

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
5 繼 入 金		295,330	2,079	297,409
	1 他 会 計 繼 入 金	295,329	2,079	297,408
歳 入	合 計	3,130,286	2,079	3,132,365

# 歳 出

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費		79,022	2,079	81,101
	1 総務管理費	71,188	2,079	73,267
歳出合計		3,130,286	2,079	3,132,365

令和7年度北秋田市国民健康保険特別会計補正予算に関する説明書  
I 歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括  
(歳入)

(単位:千円)

款	補正前の額	補正額	計
5 繰入金	295,330	2,079	297,409
歳入合計	3,130,286	2,079	3,132,365

(歳出)

(単位:千円)

款	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源			内 訳
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 総務費	79,022	2,079	81,101			2,079	
歳出合計	3,130,286	2,079	3,132,365			2,079	

2 歳 入  
5款 繰入金

## 1項 他会計繰入金

(単位:千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節			説 明
				区	分	金 領	
1. 一般会計繰入金	295,329	2,079	297,408	1.	一般会計繰入金	2,079	人件費繰入金 1,620 事務費繰入金 459
計	295,329	2,079	297,408				
歳入合計	3,130,286	2,079	3,132,365				

3 歳 出  
1款 総務費

1項 総務管理費

(単位:千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分		
				国県支出金	地方債	その他				
1. 一般管理費	71,188	2,079	73,267			2,079			会計年度任用職員報酬 303	
							1. 報酬	303	会計年度任用職員報酬 303	
							2. 給料	793	一般職給 793	
							3. 職員手当等	691	通勤手当 12 期末手当 297 勤勉手当 207 児童手当 175	
							4. 共済費	288	共済組合負担金 288	
							8. 旅費	4	費用弁償 4	
計	71,188	2,079	73,267			2,079				
歳出合計	3,130,286	2,079	3,132,365			2,079				

# 給与費明細書

## 1. 一般職

(1) 総括

(単位:千円)

区分	職員数 (人)	給与費				共済費	合計	備考
		報酬	給料	職員手当等	計			
補正後	( 3 ) 6	5,689	22,337	15,431	43,457	9,050	52,507	常勤職員 6人
補正前	( 3 ) 6	5,386	21,544	14,740	41,670	8,762	50,432	
比較	( 0 ) 0	303	793	691	1,787	288	2,075	

職員手当等の内訳	区分	扶養手当	地域手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当	宿日直手当	管理職員特別勤務手当	夜間勤務手当
	補正後	426	0	294	338	0	1,098	0	11	0
	補正前	426	0	294	326	0	1,098	0	11	0
	比較	0	0	0	12	0	0	0	0	0
	区分	休日勤務手当	管理職手当	期末手当	勤勉手当	寒冷地手当	児童手当	単身赴任手当		
	補正後	5	324	6,443	5,463	494	535	0		
	補正前	5	324	6,146	5,256	494	360	0		
	比較	0	0	297	207	0	175	0		

備考1 この表は、報酬又は給料をもって支弁される一般職の職員（事業費支弁に係る職員を含む。）で予算の積算の基礎となったものについて記載すること。

2 ( ) 内は、短時間勤務職員について外書きすること。

## ア 会計年度任用職員以外の職員

(単位：千円)

区分	職員数 (人)	給与費				共済費	合計	備考
		報酬	給料	職員手当等	計			
補正後	( 0 ) 6	0	22,337	13,146	35,483	8,534	44,017	
補正前	( 0 ) 6	0	21,544	12,574	34,118	8,279	42,397	
比較	( 0 ) 0	0	793	572	1,365	255	1,620	

職員手当等の内訳	区分	扶養手当	地域手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当	宿日直手当	管理職員特別勤務手当	夜間勤務手当
	補正後	426	0	294	338	0	1,098	0	11	0
	補正前	426	0	294	326	0	1,098	0	11	0
	比較	0	0	0	12	0	0	0	0	0
	区分	休日勤務手当	管理職手当	期末手当	勤勉手当	寒冷地手当	児童手当	単身赴任手当		
補正後	5	324	5,198	4,423	494	535	0			
補正前	5	324	4,969	4,267	494	360	0			
比較	0	0	229	156	0	175	0			

備考1 この表は、給料をもって支弁される会計年度任用職員以外の一般職の職員（事業費支弁に係る職員を含む。）で予算の積算の基礎となつたものについて記載すること。

2 ( ) 内は、短時間勤務職員について外書きすること。

## イ 会計年度任用職員

(単位：千円)

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 濟 費	合 計	備 考
		報 酉	給 料	職員手当等	計			
補 正 後	( 3 ) 0	5,689	0	2,285	7,974	516	8,490	
補 正 前	( 3 ) 0	5,386	0	2,166	7,552	483	8,035	
比 較	( 0 ) 0	303	0	119	422	33	455	

職 員 手 当 等 の 内 訳	区 分	扶養手当	地域手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務 手 当	時 間 外 勤務手当	宿 日 直 手 当	管理職員特 別勤務手当	夜間勤務 手 当
	補 正 後	0	0	0	0	0	0	0	0	0
補 正 前	補 正 前	0	0	0	0	0	0	0	0	0
比 較	比 較	0	0	0	0	0	0	0	0	0
区 分	休日勤務 手 当	管理職手当	期末手当	勤勉手当	寒冷地手当	児童手当	单身赴任 手 当			
	補 正 後	0	0	1,245	1,040	0	0	0		
補 正 前	補 正 前	0	0	1,177	989	0	0	0		
比 較	比 較	0	0	68	51	0	0	0		

備考1 この表は、報酬又は給料をもって支弁される会計年度任用職員（事業費支弁に係る職員を含む。）で予算の積算の基礎となったものについて記載すること。

2 ( ) 内は、会計年度任用の職を占める職員であって、その一週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の一週間当たりの通常の勤務時間に比し短い職員について外書きすること。

(2) 給料及び職員手当等の増減額の明細

区分	増減額(千円)	増減事由別内訳 (千円)	説明	備考
給料	793	給与改定に伴う増減分	793	
		普通昇給に伴う増加分	0	
		その他の増減分	0 退職者分 採用者分 会計異動その他 会計年度任用職員分	0 0 0 0 0
職員手当等	691	制度改正に伴う増減分	516	
		その他の増減分	175 退職者分 採用者分 会計異動その他 会計年度任用職員分	0 0 175 0



議案第 90 号

## 令和 7 年度 北秋田市国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）

令和 7 年度北秋田市国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。

### （歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,196 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3,133,561 千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

### （債務負担行為）

第 2 条 地方自治法第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

令和 7 年 12 月 2 日 提出

北秋田市長 津 谷 永 光

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正  
歳 入

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 県 支 出 金		2,415,435	1,196	2,416,631
	2 県 補 助 金	7,125	1,196	8,321
歳 入	合 計	3,132,365	1,196	3,133,561

# 歳 出

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費		81,101	1,196	82,297
	2 徴 稅 費	7,345	1,196	8,541
歳 出 合 計		3,132,365	1,196	3,133,561

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
		千円
コ ク ホ ラ イ ン 保 守 委 託	令和 8 年度	438
国保市町村事務処理標準システム保守委託	令和 8 年度	3,481
国保市町村事務処理標準システムデータセンター利用料	令和 8 年度	2,363

令和7年度北秋田市国民健康保険特別会計補正予算に関する説明書  
I 歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括  
(歳入)

(単位:千円)

款	補正前の額	補正額	計
3 県支 出 金	2,415,435	1,196	2,416,631
歳 入 合 計	3,132,365	1,196	3,133,561

(歳出)

(単位:千円)

款	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源			内 訳
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 総務費	81,101	1,196	82,297	1,196			
歳出合計	3,132,365	1,196	3,133,561	1,196			

2 歳 入  
3款 県支出金

2項 県補助金

(単位:千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
2. 子ども・子育て支援事業費補助金	0	1,196	1,196	1. 子ども・子育て支援事業費補助金	1,196	子ども・子育て支援事業費補助金 1,196
計	7,125	1,196	8,321			
歳入合計	3,132,365	1,196	3,133,561			

3 歳 出  
1款 総務費

## 2項 徴税費

(単位:千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分		
				国県支出金	地方債	その他				
1. 税課徴税費	7,345	1,196	8,541	1,196			12. 委託料	1,196	収納管理システム改修委託 1,196	
計	7,345	1,196	8,541	1,196						
歳出合計	3,132,365	1,196	3,133,561	1,196						

議案第 91 号

## 令和 7 年度 北秋田市国民健康保険合川診療所特別会計補正予算（第 2 号）

令和 7 年度北秋田市国民健康保険合川診療所特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

### （歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 716 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 105,263 千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 7 年 12 月 2 日 提出

北秋田市長 津 谷 永 光

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正  
歳 入

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 繼 入 金		30,063	716	30,779
	1 他 会 計 繼 入 金	30,063	716	30,779
歳 入	合 計	104,547	716	105,263

# 歳 出

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費		69,443	716	70,159
	1 施設管理費	69,443	716	70,159
歳出合計		104,547	716	105,263

令和7年度北秋田市国民健康保険合川診療所特別会計補正予算に関する説明書  
I 歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括  
(歳入)

(単位:千円)

款	補正前の額	補正額	計
3 繰入金	30,063	716	30,779
歳入合計	104,547	716	105,263

## (歳出)

(単位:千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特定財源		一般財源
				国県支出金	地方債	
1 総務費	69,443	716	70,159			716
歳出合計	104,547	716	105,263			716

2 歳 入  
3款 繰入金

## 1項 他会計繰入金

(単位:千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節			説 明
				区	分	金 額	
1. 一般会計繰入金	30,062	716	30,778	1.	一般会計繰入金	716	一般会計繰入金 716
計	30,063	716	30,779				
歳入合計	104,547	716	105,263				

3 歳 出  
1款 総務費

1項 施設管理費

(単位:千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分		
				国県支出金	地方債	その他				
1. 一般管理費	69,443	716	70,159			716		2. 給料	440	一般職給 440
								3. 職員手当等	236	期末手当 111 勤勉手当 109 寒冷地手当 16
								4. 共済費	40	共済組合負担金 40
計	69,443	716	70,159			716				
歳出合計	104,547	716	105,263			716				

## 給 与 費 明 細 書

### 1. 一般職

(1) 総括

(単位:千円)

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 濟 費	合 計	備 考
		報 酉	給 料	職員手当等	計			
補 正 後	( 6 ) 3	11,667	13,999	10,136	35,802	5,002	40,804	常勤職員 3人
補 正 前	( 6 ) 3	11,667	13,559	9,900	35,126	4,962	40,088	
比 較	( 0 ) 0	0	440	236	676	40	716	

職 員 手 当 等 の 内 訳	区 分	扶養手当	地域手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務 手 当	時 間 外 勤務手当	宿 日 直 手 当	管理職員特 別勤務手当	夜間勤務 手 当
	補 正 後	0	0	0	195	0	1,145	0	0	0
補 正 前		0	0	0	195	0	1,145	0	0	0
比 較		0	0	0	0	0	0	0	0	0
区 分	休日勤務 手 当	管理職手当	期末手当	勤勉手当	寒冷地手当	児童手当	单身赴任 手 当			
	補 正 後	2	0	4,634	3,906	254	0	0		
補 正 前	2	0	4,523	3,797	238	0	0			
比 較	0	0	111	109	16	0	0			

備考1 この表は、報酬又は給料をもって支弁される一般職の職員（事業費支弁に係る職員を含む。）で予算の積算の基礎となったものについて記載すること。

2 ( ) 内は、短時間勤務職員について外書きすること。

## ア 会計年度任用職員以外の職員

(単位：千円)

区分	職員数 (人)	給与費				共済費	合計	備考
		報酬	給料	職員手当等	計			
補正後	( 1 ) 3	0	13,999	6,507	20,506	4,208	24,714	
補正前	( 1 ) 3	0	13,559	6,271	19,830	4,168	23,998	
比較	( 0 ) 0	0	440	236	676	40	716	

職員手当等の内訳	区分	扶養手当	地域手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当	宿日直手当	管理職員特別勤務手当	夜間勤務手当
	補正後	0	0	0	195	0	1,145	0	0	0
補正前		0	0	0	195	0	1,145	0	0	0
比較		0	0	0	0	0	0	0	0	0
区分	休日勤務手当	管理職手当	期末手当	勤勉手当	寒冷地手当	児童手当	単身赴任手当			
	補正後	2	0	2,662	2,249	254	0	0		
	補正前	2	0	2,551	2,140	238	0	0		
	比較	0	0	111	109	16	0	0		

備考1 この表は、給料をもって支弁される会計年度任用職員以外の一般職の職員（事業費支弁に係る職員を含む。）で予算の積算の基礎となつたものについて記載すること。

2 ( ) 内は、短時間勤務職員について外書きすること。

## イ 会計年度任用職員

(単位：千円)

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 濟 費	合 計	備 考
		報 酉	給 料	職員手当等	計			
補 正 後	( 5 ) 0	11,667	0	3,629	15,296	794	16,090	
補 正 前	( 5 ) 0	11,667	0	3,629	15,296	794	16,090	
比 較	( 0 ) 0	0	0	0	0	0	0	

職 員 手 当 等 の 内 訳	区 分	扶養手当	地域手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務 手 当	時 間 外 勤務手当	宿 日 直 手 当	管理職員特 別勤務手当	夜間勤務 手 当
	補 正 後	0	0	0	0	0	0	0	0	0
補 正 前	補 正 前	0	0	0	0	0	0	0	0	0
比 較	比 較	0	0	0	0	0	0	0	0	0
区 分	休日勤務 手 当	管理職手当	期末手当	勤勉手当	寒冷地手当	児童手当	単身赴任 手 当			
	補 正 後	0	0	1,972	1,657	0	0	0		

備考1 この表は、報酬又は給料をもって支弁される会計年度任用職員（事業費支弁に係る職員を含む。）で予算の積算の基礎となったものについて記載すること。

2 ( ) 内は、会計年度任用の職を占める職員であって、その一週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の一週間当たりの通常の勤務時間に比し短い職員について外書きすること。

(2) 給料及び職員手当等の増減額の明細

区分	増減額(千円)	増減事由別内訳 (千円)	説明	備考
給料	440	給与改定に伴う増減分	440	
		普通昇給に伴う増加分	0	
		その他の増減分	0 退職者分 採用者分 会計異動その他 会計年度任用職員分	0 0 0 0 0
職員手当等	236	制度改正に伴う増減分	220	
		その他の増減分	16 退職者分 採用者分 会計異動その他 会計年度任用職員分	0 0 16 0



議案第 92 号

## 令和 7 年度 北秋田市国民健康保険合川診療所特別会計補正予算（第 3 号）

令和 7 年度北秋田市国民健康保険合川診療所特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

### （歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 167 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 105,430 千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

### （債務負担行為）

第 2 条 地方自治法第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

令和 7 年 12 月 2 日 提出

北秋田市長 津 谷 永 光

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正  
歳 入

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 繼 入 金		30,779	167	30,946
	1 他 会 計 繼 入 金	30,779	167	30,946
歳 入	合 計	105,263	167	105,430

# 歳 出

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費		70,159	167	70,326
	1 施 設 管 理 費	70,159	167	70,326
歳 出 合 計		105,263	167	105,430

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
診 療 委 託	令和 8 年度	千円 20,006
病 理 檢 查 委 託	令和 8 年度	3,909
警 備 委 託	令和 8 年度	185
清 掃 委 託	令和 8 年度	933
医 事 会 計 シ ス テ ム 保 守 委 託	令和 8 年度	396
オ ン ラ イ ン 資 格 確 認 シ ス テ ム 保 守 委 託	令和 8 年度	14
X 線 画 像 読 取 シ ス テ ム 保 守 委 託	令和 8 年度	325
生 化 学 檢 查 分 析 装 置 保 守 委 託	令和 8 年度	703
自 家 用 電 気 工 作 物 保 安 管 理 委 託	令和 8 年度	218
多 機 能 小 型 自 動 分 析 装 置 貸 借	令和 8 年度	139
電 話 設 備 貸 借	令和 8 年度	10
酸 素 供 給 装 置 貸 借	令和 8 年度	2,271
寝 具 貸 借	令和 8 年度	282

令和7年度北秋田市国民健康保険合川診療所特別会計補正予算に関する説明書  
I 歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括  
(歳入)

(単位:千円)

款	補正前の額	補正額	計
3 繰入金	30,779	167	30,946
歳入合計	105,263	167	105,430

(歳出)

(単位:千円)

款	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源			内 訳
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 総務費	70,159	167	70,326			167	
歳出合計	105,263	167	105,430			167	

2 歳 入  
3款 繰入金

1項 他会計繰入金

(単位:千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節			説 明
				区	分	金 額	
1. 一般会計繰入金	30,778	167	30,945	1.	一般会計繰入金	167	一般会計繰入金 167
計	30,779	167	30,946				
歳入合計	105,263	167	105,430				

3 歳 出  
1款 総務費

1項 施設管理費

(単位:千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分		
				国県支出金	地方債	その他				
1. 一般管理費	70,159	167	70,326			167		26. 公課費	167	消費税 167
計	70,159	167	70,326			167				
歳出合計	105,263	167	105,430			167				

議案第 93 号

## 令和 7 年度 北秋田市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）

令和 7 年度北秋田市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

### （歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2,455 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 5,664,502 千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 7 年 12 月 2 日 提出

北秋田市長 津 谷 永 光

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正  
歳 入

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 国 庫 支 出 金		1,451,492	52	1,451,544
	2 国 庫 補 助 金	535,680	52	535,732
4 支 払 基 金 交 付 金		1,397,753	48	1,397,801
	1 支 払 基 金 交 付 金	1,397,753	48	1,397,801
5 県 支 出 金		762,862	22	762,884
	3 県 補 助 金	27,658	22	27,680
7 繰 入 金		866,817	2,333	869,150
	1 一 般 会 計 繰 入 金	817,673	2,297	819,970
	2 介 護 保 險 財 政 調 整 基 金 繰 入 金	49,144	36	49,180
歳 入 合 計		5,662,047	2,455	5,664,502

# 歳 出

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費		91,760	1,879	93,639
	1 総務管理費	49,963	1,589	51,552
	3 介護認定審査会費	37,817	290	38,107
3 地域支援事業費		190,076	576	190,652
	1 地域支援事業費	190,076	576	190,652
歳出合計		5,662,047	2,455	5,664,502

令和7年度北秋田市介護保険特別会計補正予算に関する説明書  
I 峰 入 峰 出 補 正 予 算 事 項 别 明 細 書

1 総 括  
(歳 入)

(単位:千円)

款	補 正 前 の 額	補 正 額	計
3 国 庫 支 出 金	1,451,492	52	1,451,544
4 支 払 基 金 交 付 金	1,397,753	48	1,397,801
5 県 支 出 金	762,862	22	762,884
7 繼 入 金	866,817	2,333	869,150
歳 入 合 計	5,662,047	2,455	5,664,502

(歳出)

(単位:千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	
				特定財源				
				国県支出金	地方債	その他		
1 総務費	91,760	1,879	93,639			1,879		
3 地域支援事業費	190,076	576	190,652	74		466	36	
歳出合計	5,662,047	2,455	5,664,502	74		2,345	36	

## 2 歳 入

## 3款 国庫支出金

## 2項 国庫補助金

(単位:千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1. 調整交付金	476,270	16	476,286	1. 現年度分調整交付金	16	現年度分調整交付金 16
2. 地域支援事業交付金	59,408	36	59,444	1. 現年度分介護予防事業交付金	36	現年度分介護予防事業交付金 36
計	535,680	52	535,732			

## 4款 支払基金交付金

## 1項 支払基金交付金

2. 地域支援事業交付金	26,140	48	26,188	1. 現年度分地域支援事業交付金	48	現年度分地域支援事業交付金 48
計	1,397,753	48	1,397,801			

## 5款 県支出金

## 3項 県補助金

1. 地域支援事業交付金	27,658	22	27,680	1. 現年度分介護予防事業交付金	22	現年度分介護予防事業交付金 22
計	27,658	22	27,680			

## 7款 繰入金

## 1項 一般会計繰入金

2. 地域支援事業繰入金	27,658	22	27,680	1. 現年度分介護予防事業繰入金	22	現年度分介護予防事業繰入金 22
4. 事務費等繰入金	103,903	2,275	106,178	1. 職員給与費等繰入金	1,985	職員給与費等繰入金 1,985
計	817,673	2,297	819,970	2. 事務費繰入金	290	事務費繰入金 290

## 7款 繰入金

## 2項 介護保険財政調整基金繰入金

1. 介護保険財政調整基金繰入金	49,144	36	49,180	1. 介護保険財政調整基金繰入金	36	介護保険財政調整基金繰入金 36
計	49,144	36	49,180			
歳入合計	5,662,047	2,455	5,664,502			

## 3歳出

## 1款 総務費

## 1項 総務管理費

(単位:千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		
				国県支出金	地方債	その他				
1. 一般管理費	49,963	1,589	51,552			1,589		2. 給料	815	一般職給 815
								3. 職員手当等	587	通勤手当 2 期末手当 239 勤勉手当 206 児童手当 140
								4. 共済費	187	共済組合負担金 187
計	49,963	1,589	51,552			1,589				

## 1款 総務費

## 3項 介護認定審査会費

2. 認定調査等 費	28,001	290	28,291			290		1. 報酬	132	会計年度任用職員報酬 132
								3. 職員手当等	119	期末手当 63 勤勉手当 56
								4. 共済費	15	共済組合負担金 15
								8. 旅費	24	費用弁償 24
計	37,817	290	38,107			290				

## 3款 地域支援事業費

## 1項 地域支援事業費

2. 介護予防事 業費	8,435	180	8,615	74		70	36	1. 報酬	180	会計年度任用職員報酬 180
								2. 給料	245	一般職給 245
								3. 職員手当等	104	通勤手当 5 期末手当 61 勤勉手当 38
								4. 共済費	47	共済組合負担金 47
計	190,076	576	190,652	74		466	36			
歳出合計	5,662,047	2,455	5,664,502	74		2,345	36			

# 給 与 費 明 細 書

## 1. 一般職

### (1) 総括

(単位: 千円)

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 濟 費	合 計	備 考
		報 酉	給 料	職員手当等	計			
補 正 後	( 7 ) 8	9,716	30,674	19,775	60,165	11,762	71,927	常勤職員 8人
補 正 前	( 7 ) 8	9,404	29,614	18,965	57,983	11,513	69,496	
比 較	( 0 ) 0	312	1,060	810	2,182	249	2,431	

職 員 手 当 等 の 内 訳	区 分	扶養手当	地域手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務 手 当	時 間 外 勤務手当	宿 日 直 手 当	管理職員特 別勤務手当	夜間勤務 手 当
	区 分	休日勤務 手 当	管理職手当	期末手当	勤勉手当	寒冷地手当	児童手当	単身赴任 手 当		
	補 正 後	984	0	324	261	0	957	0	11	0
	補 正 前	984	0	324	254	0	957	0	11	0
	比 較	0	0	0	7	0	0	0	0	0
	区 分	休日勤務 手 当	管理職手当	期末手当	勤勉手当	寒冷地手当	児童手当	単身赴任 手 当		
	補 正 後	0	324	8,687	7,313	534	380	0		
	補 正 前	0	324	8,324	7,013	534	240	0		
	比 較	0	0	363	300	0	140	0		

備考1 この表は、報酬又は給料をもって支弁される一般職の職員（事業費支弁に係る職員を含む。）で予算の積算の基礎となったものについて記載すること。

2 ( ) 内は、短時間勤務職員について外書きすること。

## ア 会計年度任用職員以外の職員

(単位：千円)

区分	職員数 (人)	給与費				共済費	合計	備考
		報酬	給料	職員手当等	計			
補正後	( 0 ) 8	0	30,674	16,597	47,271	11,253	58,524	
補正前	( 0 ) 8	0	29,614	15,906	45,520	11,019	56,539	
比較	( 0 ) 0	0	1,060	691	1,751	234	1,985	

職員手当等の内訳	区分	扶養手当	地域手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当	宿日直手当	管理職員特別勤務手当	夜間勤務手当
	補正後	984	0	324	261	0	957	0	11	0
	補正前	984	0	324	254	0	957	0	11	0
	比較	0	0	0	7	0	0	0	0	0
	区分	休日勤務手当	管理職手当	期末手当	勤勉手当	寒冷地手当	児童手当	単身赴任手当		
	補正後	0	324	6,961	5,861	534	380	0		
	補正前	0	324	6,661	5,617	534	240	0		
	比較	0	0	300	244	0	140	0		

備考1 この表は、給料をもって支弁される会計年度任用職員以外の一般職の職員（事業費支弁に係る職員を含む。）で予算の積算の基礎となつたものについて記載すること。

2 ( ) 内は、短時間勤務職員について外書きすること。

## イ 会計年度任用職員

(単位：千円)

区分	職員数 (人)	給与費				共済費	合計	備考
		報酬	給料	職員手当等	計			
補正後	( 7 ) 0	9,716	0	3,178	12,894	509	13,403	
補正前	( 7 ) 0	9,404	0	3,059	12,463	494	12,957	
比較	( 0 ) 0	312	0	119	431	15	446	

職員手当 等の内訳	区分	扶養手当	地域手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当	宿日直手当	管理職員特別勤務手当	夜間勤務手当
	補正後	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	補正前	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	比較	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	区分	休日勤務手当	管理職手当	期末手当	勤勉手当	寒冷地手当	児童手当	単身赴任手当		
	補正後	0	0	1,726	1,452	0	0	0		
	補正前	0	0	1,663	1,396	0	0	0		
	比較	0	0	63	56	0	0	0		

備考1 この表は、報酬又は給料をもって支弁される会計年度任用職員（事業費支弁に係る職員を含む。）で予算の積算の基礎となったものについて記載すること。

2 ( ) 内は、会計年度任用の職を占める職員であって、その一週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の一週間当たりの通常の勤務時間に比し短い職員について外書きすること。

(2) 給料及び職員手当等の増減額の明細

区分	増減額(千円)	増減事由別内訳 (千円)	説明	備考
給料	1,060	給与改定に伴う増減分	1,060	
		普通昇給に伴う増加分	0	
		その他の増減分	0 退職者分 採用者分 会計異動その他 会計年度任用職員分	0 0 0 0
職員手当等	810	制度改正に伴う増減分	670	
		その他の増減分	140 退職者分 採用者分 会計異動その他 会計年度任用職員分	0 0 140 0



議案第 94 号

## 令和 7 年度 北秋田市介護保険特別会計補正予算（第 4 号）

令和 7 年度北秋田市介護保険特別会計補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。

### （歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,105 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 5,665,607 千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

### （債務負担行為）

第 2 条 地方自治法第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

令和 7 年 12 月 2 日 提出

北秋田市長 津 谷 永 光

第 1 表 歳入歳出予算補正  
歳 入

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 国 庫 支 出 金		1,451,544	552	1,452,096
	2 国 庫 補 助 金	535,732	552	536,284
7 繰 入 金		869,150	553	869,703
	1 一 般 会 計 繰 入 金	819,970	553	820,523
歳 入 合 計		5,664,502	1,105	5,665,607

# 歳 出

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費		93,639	1,105	94,744
	1 総務管理費	51,552	1,105	52,657
歳出合計		5,664,502	1,105	5,665,607

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
介 護 保 険 指 定 機 関 等 管 理 シ ス テ ム 貸 借	令和 8 年度	千円 1,050

令和7年度北秋田市介護保険特別会計補正予算に関する説明書  
I 歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括  
(歳入)

(単位:千円)

款	補正前の額	補正額	計
3 国庫支出金	1,451,544	552	1,452,096
7 繰入金	869,150	553	869,703
歳入合計	5,664,502	1,105	5,665,607

(歳出)

(単位:千円)

款	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源			内 訳
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 総務費	93,639	1,105	94,744	552		553	
歳出合計	5,664,502	1,105	5,665,607	552		553	

2 歳 入  
3款 国庫支出金

2項 国庫補助金

(単位:千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
5. 介護保険事業費 補助金	0	552	552	1. 介護保険事業費 補助金	552	介護保険事業費補助金 552
計	535,732	552	536,284			

7款 繰入金

1項 一般会計繰入金

4. 事務費等繰入金	106,178	553	106,731	2. 事務費繰入金	553	事務費繰入金	553
計	819,970	553	820,523				
歳入合計	5,664,502	1,105	5,665,607				

3 歳 出  
1款 総務費

1項 総務管理費

(単位:千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分		
				国県支出金	地方債	その他				
1. 一般管理費	51,552	1,105	52,657	552		553		12. 委託料	1,105	介護保険保険者支援システム改修委託 1,105
計	51,552	1,105	52,657	552		553				
歳出合計	5,664,502	1,105	5,665,607	552		553				

議案第 95 号

## 令和 7 年度 北秋田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）

令和 7 年度北秋田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

### （歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2,466 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 557,977 千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

### （債務負担行為）

第 2 条 地方自治法第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

令和 7 年 12 月 2 日 提出

北秋田市長 津 谷 永 光

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正  
歳 入

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
6 県 支 出 金		0	2,466	2,466
	1 県 補 助 金	0	2,466	2,466
歳 入	合 計	555,511	2,466	557,977

# 歳 出

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費		5,387	2,466	7,853
	1 総務管理費	2,641	2,466	5,107
歳出合計			555,511	2,466
				557,977

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
後期高齢者医療システムネットワーク保守委託	令和 8 年度	千円 108

令和7年度北秋田市後期高齢者医療特別会計補正予算に関する説明書  
I 歳 入 歳 出 補 正 予 算 事 項 別 明 細 書

1 総 括  
(歳 入)

(単位:千円)

款	補 正 前 の 額	補 正 額	計
6 県 支 出 金	0	2,466	2,466
歳 入 合 計	555,511	2,466	557,977

(歳出)

(単位:千円)

款	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源			内 訳
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 総務費	5,387	2,466	7,853	2,466			
歳出合計	555,511	2,466	557,977	2,466			

2 歳 入  
6款 県支出金

1項 県補助金

(単位:千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1. 子ども・子育て支援事業費補助金	0	2,466	2,466	1. 子ども・子育て支援事業費補助金	2,466	子ども・子育て支援事業費補助金 2,466
計	0	2,466	2,466			
歳入合計	555,511	2,466	557,977			

3 歳 出  
1款 総務費

## 1項 総務管理費

(単位:千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分		
				国県支出金	地方債	その他				
1. 一般管理費	2,641	2,466	5,107	2,466			12. 委託料	2,466	後期高齢者医療システム改修委託 2,466	
計	2,641	2,466	5,107	2,466						
歳出合計	555,511	2,466	557,977	2,466						

議案第 96 号

## 令和 7 年度 北秋田市立阿仁診療所特別会計補正予算（第 3 号）

令和 7 年度北秋田市立阿仁診療所特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

### （歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,994 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 230,936 千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 7 年 12 月 2 日 提出

北秋田市長 津 谷 永 光

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正  
歳 入

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4 繼 入 金		139,157	1,994	141,151
	1 他 会 計 繼 入 金	139,157	1,994	141,151
歳 入	合 計	228,942	1,994	230,936

# 歳 出

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費		178,241	1,994	180,235
	1 施設管理費	178,241	1,994	180,235
歳出合計		228,942	1,994	230,936

## 令和7年度北秋田市立阿仁診療所特別会計補正予算に関する説明書

## I 歳 入 歳 出 補 正 予 算 事 項 別 明 細 書

1 総 括  
(歳 入)

(単位:千円)

款	補 正 前 の 額	補 正 額	計
4 繼 入 金	139,157	1,994	141,151
歳 入 合 計	228,942	1,994	230,936

## (歳出)

(単位:千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	
				特定財源				
				国県支出金	地方債	その他		
1 総務費	178,241	1,994	180,235			1,994		
歳出合計	228,942	1,994	230,936			1,994		

2 歳 入  
4 款 繰入金

## 1項 他会計繰入金

(単位:千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節			説 明
				区	分	金 領	
1. 一般会計繰入金	139,157	1,994	141,151	1.	一般会計繰入金	1,994	一般会計繰入金 1,994
計	139,157	1,994	141,151				
歳入合計	228,942	1,994	230,936				

3 歳 出  
1款 総務費

1項 施設管理費

(単位:千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分		
				国県支出金	地方債	その他				
1. 一般管理費	178,241	1,994	180,235			1,994		2. 紙料	1,516	一般職給 1,516
								3. 職員手当等	280	通勤手当 119 期末手当 83 寒冷地手当 58 児童手当 20
								4. 共済費	198	共済組合負担金 198
計	178,241	1,994	180,235			1,994				
歳出合計	228,942	1,994	230,936			1,994				

## 給 与 費 明 細 書

### 1. 一般職

(1) 総括

(単位: 千円)

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 濟 費	合 計	備 考
		報 酉	給 料	職員手当等	計			
補 正 後	( 6 ) 10	13,020	49,104	45,645	107,769	19,329	127,098	常勤職員 10人
補 正 前	( 6 ) 10	13,020	47,588	45,365	105,973	19,131	125,104	
比 較	( 0 ) 0	0	1,516	280	1,796	198	1,994	

職 員 手 当 等 の 内 訳	区 分	扶養手当	地域手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務 手 当	時 間 外 勤務手当	宿 日 直 手 当	管理職員特 別勤務手当	夜間勤務 手 当
	区 分	休日勤務 手 当	管理職手当	期末手当	勤勉手当	寒冷地手当	児童手当	单身赴任 手 当		
	補 正 後	1,752	0	0	1,288	13,772	503	0	0	0
	補 正 前	1,752	0	0	1,169	13,772	503	0	0	0
	比 較	0	0	0	119	0	0	0	0	0
	区 分	休日勤務 手 当	管理職手当	期末手当	勤勉手当	寒冷地手当	児童手当	单身赴任 手 当		
	補 正 後	0	2,049	13,069	10,909	873	1,100	330		
	補 正 前	0	2,049	12,986	10,909	815	1,080	330		
	比 較	0	0	83	0	58	20	0		

備考1 この表は、報酬又は給料をもって支弁される一般職の職員（事業費支弁に係る職員を含む。）で予算の積算の基礎となったものについて記載すること。

2 ( ) 内は、短時間勤務職員について外書きすること。

## ア 会計年度任用職員以外の職員

(単位：千円)

区分	職員数 (人)	給与費				共済費	合計	備考
		報酬	給料	職員手当等	計			
補正後	( 1 ) 10	0	49,104	41,457	90,561	18,313	108,874	常勤職員 10人
補正前	( 1 ) 10	0	47,588	41,177	88,765	18,115	106,880	
比較	( 0 ) 0	0	1,516	280	1,796	198	1,994	

職員手当等の内訳	区分	扶養手当	地域手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当	宿日直手当	管理職員特別勤務手当	夜間勤務手当
	補正後	1,752	0	0	1,288	13,772	503	0	0	0
	補正前	1,752	0	0	1,169	13,772	503	0	0	0
	比較	0	0	0	119	0	0	0	0	0
	区分	休日勤務手当	管理職手当	期末手当	勤勉手当	寒冷地手当	児童手当	単身赴任手当		
	補正後	0	2,049	10,793	8,997	873	1,100	330		
	補正前	0	2,049	10,710	8,997	815	1,080	330		
	比較	0	0	83	0	58	20	0		

備考1 この表は、給料をもって支弁される会計年度任用職員以外の一般職の職員（事業費支弁に係る職員を含む。）で予算の積算の基礎となつたものについて記載すること。

2 ( ) 内は、短時間勤務職員について外書きすること。

## イ 会計年度任用職員

(単位：千円)

区分	職員数 (人)	給与費				共済費	合計	備考
		報酬	給料	職員手当等	計			
補正後	( 5 ) 0	13,020	0	4,188	17,208	1,016	18,224	
補正前	( 5 ) 0	13,020	0	4,188	17,208	1,016	18,224	
比較	( 0 ) 0	0	0	0	0	0	0	

職員手当等の内訳	区分	扶養手当	地域手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当	宿日直手当	管理職員特別勤務手当	夜間勤務手当
	補正後	0	0	0	0	0	0	0	0	0
補正前	補正前	0	0	0	0	0	0	0	0	0
比較	比較	0	0	0	0	0	0	0	0	0
区分	休日勤務手当	管理職手当	期末手当	勤勉手当	寒冷地手当	児童手当	単身赴任手当			
	補正後	0	0	2,276	1,912	0	0	0		

備考1 この表は、報酬又は給料をもって支弁される会計年度任用職員（事業費支弁に係る職員を含む。）で予算の積算の基礎となったものについて記載すること。

2 ( ) 内は、会計年度任用の職を占める職員であって、その一週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の一週間当たりの通常の勤務時間に比し短い職員について外書きすること。

(2) 給料及び職員手当等の増減額の明細

区分	増減額(千円)	増減事由別内訳 (千円)	説明	備考
給料	1,516	普通昇給に伴う増加分	1,516	
		給与改定に伴う増減分	0	
		その他の増減分	0 退職者分 採用者分 会計異動その他 会計年度任用職員分	0 0 0 0
職員手当等	280	制度改正に伴う増減分	202	
		その他の増減分	78 退職者分 採用者分 会計異動その他 会計年度任用職員分	0 0 78 0



議案第 97 号

## 令和 7 年度 北秋田市立阿仁診療所特別会計補正予算（第 4 号）

令和 7 年度北秋田市立阿仁診療所特別会計補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。

### （債務負担行為）

第 1 条 地方自治法第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 1 表 債務負担行為」による。

令和 7 年 12 月 2 日 提出

北秋田市長 津 谷 永 光

第1表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
診 療 委 託	令和 8 年度	千円 31,165
医 療 技 術 員 委 託	令和 8 年度	471
歯 科 技 工 委 託	令和 8 年度	6,367
病 理 檢 查 委 託	令和 8 年度	1,140
ホ ル タ 一 心 電 図 解 析 委 託	令和 8 年度	31
警 備 委 託	令和 8 年度	317
清 掃 委 託	令和 8 年度	933
医 事 会 計 シ ス テ ム 保 守 委 託	令和 8 年度	654
オ ン ラ イ ン 資 格 確 認 シ ス テ ム 保 守 委 託	令和 8 年度	65
X 線 画 像 読 取 シ ス テ ム 保 守 委 託	令和 8 年度	630
レ セ プ ト チ ェ ッ ク シ ス テ ム 保 守 委 託	令和 8 年度	66
除 細 動 器 保 守 委 託	令和 8 年度	110
自 家 用 電 気 工 作 物 保 安 管 理 委 託	令和 8 年度	258
自 動 ド ア 保 守 点 檢 委 託	令和 8 年度	80
骨 密 度 測 定 装 置 貸 貸 借	令和 8 年度	70
内 視 鏡 画 像 处 理 ・ 高 輝 度 光 源 装 置 貸 貸 借	令和 8 年度	107
寝 具 貸 貸 借	令和 8 年度	217

議案第 98 号

## 令和 7 年度 北秋田市立米内沢診療所特別会計補正予算（第 2 号）

令和 7 年度北秋田市立米内沢診療所特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

### （歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,869 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1,83,386 千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 7 年 12 月 2 日 提出

北秋田市長 津 谷 永 光

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正  
歳 入

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 繼 入 金		54,733	1,869	56,602
	1 他 会 計 繼 入 金	54,733	1,869	56,602
歳 入	合 計	181,517	1,869	183,386

# 歳 出

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費		141,467	1,869	143,336
	1 施設管理費	141,467	1,869	143,336
歳出合計		181,517	1,869	183,386

令和7年度北秋田市立米内沢診療所特別会計補正予算に関する説明書  
I 峰入歳出補正予算事項別明細書

1 総括  
(歳入)

(単位:千円)

款	補正前の額	補正額	計
3 繼入金	54,733	1,869	56,602
歳入合計	181,517	1,869	183,386

## (歳出)

(単位:千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特定財源		一般財源
				国県支出金	地方債	
1 総務費	141,467	1,869	143,336			1,869
歳出合計	181,517	1,869	183,386			1,869

2 歳 入  
3款 繰入金

## 1項 他会計繰入金

(単位:千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節			説 明
				区	分	金 領	
1. 一般会計繰入金	54,733	1,869	56,602	1.	一般会計繰入金	1,869	一般会計繰入金 1,869
計	54,733	1,869	56,602				
歳入合計	181,517	1,869	183,386				

3 歳 出  
1款 総務費

1項 施設管理費

(単位:千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分		
				国県支出金	地方債	その他				
1. 一般管理費	141,467	1,869	143,336			1,869			会計年度任用職員報酬 137	
							1. 報酬	137		
							2. 給料	1,202	一般職給 1,202	
							3. 職員手当等	461	住居手当 324 通勤手当 53 寒冷地手当 84	
							4. 共済費	64	共済組合負担金 64	
							8. 旅費	5	費用弁償 5	
計	141,467	1,869	143,336			1,869				
歳出合計	181,517	1,869	183,386			1,869				

## 給 与 費 明 細 書

### 1. 一般職

(1) 総括

(単位: 千円)

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 濟 費	合 計	備 考
		報 酉	給 料	職員手当等	計			
補 正 後	( 2 ) 9	4,628	38,047	29,129	71,804	14,130	85,934	常勤職員 9人
補 正 前	( 2 ) 9	4,491	36,845	28,668	70,004	14,066	84,070	
比 較	( 0 ) 0	137	1,202	461	1,800	64	1,864	

職 員 手 当 等 の 内 訳	区 分	扶養手当	地域手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務 手 当	時 間 外 勤務手当	宿 日 直 手 当	管理職員特 別勤務手当	夜間勤務 手 当
	区 分	休日勤務 手 当	管理職手当	期末手当	勤勉手当	寒冷地手当	児童手当	単身赴任 手 当		
	補 正 後	36	0	324	1,222	9,887	415	0	0	0
	補 正 前	36	0	0	1,169	9,887	415	0	0	0
	比 較	0	0	324	53	0	0	0	0	0
	区 分	休日勤務 手 当	管理職手当	期末手当	勤勉手当	寒冷地手当	児童手当	単身赴任 手 当		
	補 正 後	0	1,216	8,231	7,043	575	180	0		
	補 正 前	0	1,216	8,231	7,043	491	180	0		
	比 較	0	0	0	0	84	0	0		

備考1 この表は、報酬又は給料をもって支弁される一般職の職員（事業費支弁に係る職員を含む。）で予算の積算の基礎となったものについて記載すること。

2 ( ) 内は、短時間勤務職員について外書きすること。

## ア 会計年度任用職員以外の職員

(単位：千円)

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 濟 費	合 計	備 考
		報 酉	給 料	職員手当等	計			
補 正 後	( 0 ) 9	0	38,047	27,699	65,746	13,820	79,566	常勤職員 9人
補 正 前	( 0 ) 9	0	36,845	27,238	64,083	13,760	77,843	
比 較	( 0 ) 0	0	1,202	461	1,663	60	1,723	

職 員 手 当 等 の 内 訳	区 分	扶養手当	地域手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務 手 当	時 間 外 勤務手当	宿 日 直 手 当	管理職員特 別勤務手当	夜間勤務 手 当
	補 正 後	36	0	324	1,222	9,887	415	0	0	0
	補 正 前	36	0	0	1,169	9,887	415	0	0	0
	比 較	0	0	324	53	0	0	0	0	0
	区 分	休日勤務 手 当	管理職手当	期末手当	勤勉手当	寒冷地手当	児童手当	単身赴任 手 当		
	補 正 後	0	1,216	7,454	6,390	575	180	0		
	補 正 前	0	1,216	7,454	6,390	491	180	0		
	比 較	0	0	0	0	84	0	0		

備考1 この表は、給料をもって支弁される会計年度任用職員以外の一般職の職員（事業費支弁に係る職員を含む。）で予算の積算の基礎となつたものについて記載すること。

2 ( ) 内は、短時間勤務職員について外書きすること。

## イ 会計年度任用職員

(単位：千円)

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 濟 費	合 計	備 考
		報 酉	給 料	職員手当等	計			
補 正 後	( 2 ) 0	4,628	0	1,430	6,058	310	6,368	
補 正 前	( 2 ) 0	4,491	0	1,430	5,921	306	6,227	
比 較	( 0 ) 0	137	0	0	137	4	141	

職 員 手 当 等 の 内 訳	区 分	扶養手当	地域手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務 手 当	時 間 外 勤務手当	宿 日 直 手 当	管理職員特 別勤務手当	夜間勤務 手 当
	補 正 後	0	0	0	0	0	0	0	0	0
補 正 前	補 正 前	0	0	0	0	0	0	0	0	0
比 較	比 較	0	0	0	0	0	0	0	0	0
区 分	休日勤務 手 当	管理職手当	期末手当	勤勉手当	寒冷地手当	児童手当	単身赴任 手 当			
	補 正 後	0	0	777	653	0	0	0		

備考1 この表は、報酬又は給料をもって支弁される会計年度任用職員（事業費支弁に係る職員を含む。）で予算の積算の基礎となったものについて記載すること。

2 ( ) 内は、会計年度任用の職を占める職員であって、その一週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の一週間当たりの通常の勤務時間に比し短い職員について外書きすること。

(2) 給料及び職員手当等の増減額の明細

区分	増減額(千円)	増減事由別内訳 (千円)	説明	備考
給料	1,202	給与改定に伴う増減分	1,202	
		普通昇給に伴う増加分	0	
		その他の増減分	0 退職者分 採用者分 会計異動その他 会計年度任用職員分	0 0 0 0
職員手当等	461	制度改正に伴う増減分	53	
		その他の増減分	408 退職者分 採用者分 会計異動その他 会計年度任用職員分	0 0 408 0



議案第 99 号

## 令和 7 年度 北秋田市立米内沢診療所特別会計補正予算（第 3 号）

令和 7 年度北秋田市立米内沢診療所特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

### （歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 264 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 183,650 千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

### （債務負担行為）

第 2 条 地方自治法第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

令和 7 年 12 月 2 日 提出

北秋田市長 津 谷 永 光

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正  
歳 入

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 繼 入 金		56,602	264	56,866
	1 他 会 計 繼 入 金	56,602	264	56,866
歳 入	合 計	183,386	264	183,650

# 歳 出

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 医業費		33,155	264	33,419
	1 医業費	33,155	264	33,419
歳出合計		183,386	264	183,650

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
診 療 委 託	令和 8 年度	千円 28,506
病 理 檢 查 委 託	令和 8 年度	1,870
医 療 事 務 委 託	令和 8 年度	11,616
警 備 委 託	令和 8 年度	297
清 掃 委 託	令和 8 年度	1,003
医 事 会 計 シ ス テ ム 保 守 委 託	令和 8 年度	660
オ ン ラ イ ン 資 格 確 認 シ ス テ ム 保 守 委 託	令和 8 年度	14
X 線 画 像 讀 取 シ ス テ ム 保 守 委 託	令和 8 年度	224
C T 装 置 保 守 委 託	令和 8 年度	2,638
健 診 シ ス テ ム 保 守 委 託	令和 8 年度	225
臨 床 檢 查 シ ス テ ム 保 守 委 託	令和 8 年度	176
自 動 再 来 受 付 機 保 守 委 託	令和 8 年度	330
自 家 用 電 気 工 作 物 保 安 管 理 委 託	令和 8 年度	317
自 動 ド ア 保 守 点 檢 委 託	令和 8 年度	80
複 合 機 貸 借	令和 8 年度	330
寝 具 貸 借	令和 8 年度	210

令和7年度北秋田市立米内沢診療所特別会計補正予算に関する説明書  
I 歳 入 歳 出 補 正 予 算 事 項 别 明 細 書

1 総 括  
(歳 入)

(単位:千円)

款	補 正 前 の 額	補 正 額	計
3 繼 入 金	56,602	264	56,866
歳 入 合 計	183,386	264	183,650

(歳出)

(単位:千円)

款	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源			内 訳
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
2 医業費	33,155	264	33,419			264	
歳出合計	183,386	264	183,650			264	

2 歳 入  
3款 繰入金

1項 他会計繰入金

(単位:千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節			説 明
				区	分	金 額	
1. 一般会計繰入金	56,602	264	56,866	1.	一般会計繰入金	264	一般会計繰入金 264
計	56,602	264	56,866				
歳入合計	183,386	264	183,650				

3 歳 出  
2款 医業費

1項 医業費

(単位:千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分		
				国県支出金	地方債	その他				
1. 医業費	33,155	264	33,419			264		12. 委託料	264	医事会計システム改修委託 264
計	33,155	264	33,419			264				
歳出合計	183,386	264	183,650			264				

議案第100号

令和 7 年度

北秋田市病院事業会計補正予算（第 2 号）

秋田県北秋田市



## 目 次

1 令和 7 年度北秋田市病院事業会計補正予算（第 2 号）	・・・・・	5
2 令和 7 年度北秋田市病院事業会計補正予算（第 2 号）に関する説明書		
(1) 債務負担行為に関する調書	・・・・・	6



議案第100号

令和7年度北秋田市病院事業会計補正予算（第2号）

（総則）

第1条 令和7年度北秋田市病院事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（条文の追加）

第2条 予算第5条を第6条とし、第4条の次に次の1条を加える。

（債務負担行為）

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
病院事業会計システム保守委託	令和8年度	291 千円

令和7年12月2日 提出

北秋田市長 津 谷 永 光

## (1) 債務負担行為に関する調書

追加

(単位：千円)

事項	限度額	前年度末までの 支払義務発生 (見込)額		当該年度以降の 支払義務発生 予定額		左の財源内訳  一般会計繰入金
		期間	金額	期間	金額	
病院事業会計システム保守委託	291			令和8年度	291	291

議案第 101 号

令和 7 年度

北秋田市水道事業会計補正予算（第 3 号）

秋田県北秋田市



## 目 次

1	令和 7 年度北秋田市水道事業会計補正予算（第 3 号）	・・・・・	5
2	令和 7 年度北秋田市水道事業会計補正予算（第 3 号）に関する説明書		
	(1) 令和 7 年度北秋田市水道事業会計補正予算実施計画	・・・・・	6
	(2) 令和 7 年度北秋田市水道事業会計予定キャッシュ・フロー計算書	・・・・・	8
	(3) 給与費明細書	・・・・・	9
	(4) 令和 7 年度北秋田市水道事業会計予定貸借対照表	・・・・・	12
	(5) 水道事業会計に関する書類の注記	・・・・・	13
3	令和 7 年度北秋田市水道事業会計補正予算事項別明細書	・・・・・	15



令和7年度北秋田市水道事業会計補正予算（第3号）

（総則）

第1条 令和7年度北秋田市水道事業会計補正予算（第3号）は次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出の補正）

第2条 令和7年度北秋田市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

【支出】

	既決予定額	補正予定額	計
第1款 水道事業費用	885,347千円	1,609千円	886,956千円
第1項 営業費用	850,127千円	1,610千円	851,737千円
第2項 営業外費用	23,581千円	△1千円	23,580千円

（資本的収入及び支出の補正）

第3条 予算第4条に定めた資本的支出の予定額を次のとおり補正し、本文括弧書中、「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額356,263千円は、消費税および地方消費税資本的収支調整額46,274千円、過年度分損益勘定留保資金309,989千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額356,459千円は、消費税および地方消費税資本的収支調整額46,275千円、過年度分損益勘定留保資金310,184千円」に改める。

【支出】

	既決予定額	補正予定額	計
第1款 資本的支出	807,356千円	196千円	807,552千円
第1項 建設改良費	514,957千円	196千円	515,153千円

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正）

第4条 予算第8条に定めた経費の金額を次のように改める。

	既決予定額	補正予定額	計
(1) 職員給与費	87,103千円	1,806千円	88,909千円

令和7年12月2日提出

北秋田市長 津谷永光

## (1) 令和7年度北秋田市水道事業会計補正予算実施計画

収益的支出

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備考
1 水道事業費用			885,347	1,609	886,956	
	1 営業費用		850,127	1,610	851,737	
		2 配水及び給水費	152,422	808	153,230	
		3 総係費	137,214	802	138,016	
	2 営業外費用		23,581	△1	23,580	
		3 消費税及び地方消費税	1,852	△1	1,851	

## 資本的支出

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備考
1 資本的支出			807, 356	196	807, 552	
	1 建設改良費		514, 957	196	515, 153	
		1 水道建設事業費	507, 298	196	507, 494	

## (2) 令和7年度北秋田市水道事業会計予定キャッシュ・フロー計算書

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

(単位:円)

1 業務活動によるキャッシュ・フロー	
当年度純利益(又は損失)	△ 143,765,269
減価償却費	412,186,722
固定資産除却費	2,135,455
長期前受金戻入額	△ 86,849,908
支払利息及び企業債取扱諸費	21,726,750
受取利息・配当金	△ 1,808,000
未収金の増減額	11,596,401
未払金の増減額	△ 89,095,777
前受金の増減額	950
その他流動負債の増減額	△ 58,500
小計	126,068,824
利息及び配当金の受取額	1,808,000
利息の支払額	△ 21,726,750
業務活動によるキャッシュ・フロー	106,150,074
2 投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△ 545,429,832
他会計補助金等による収入	59,842,000
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 485,587,832
3 財務活動によるキャッシュ・フロー	
企業債による収入	329,500,000
企業債の償還による支出	△ 288,877,934
他会計等からの出資による収入	158,492,000
財務活動によるキャッシュ・フロー	199,114,066
資金増加額(又は減少額)	△ 180,323,692
資金期首残高	2,008,790,242
資金期末残高	1,828,466,550

## (3) 納入額明細書

## 1. 総括

(単位：千円、人)

区分		職員数		給与費				法定福利費	合計	備考
		特別職	一般職	報酬	給料	手当	計			
補正後	損益勘定支弁職員	( ) 0	( ) 11	0	42,030	27,268	69,298	13,770	83,068	
	資本勘定支弁職員	( ) 0	( ) 1	0	2,994	1,981	4,975	866	5,841	
	計	( ) 0	( ) 12	0	45,024	29,249	74,273	14,636	88,909	
補正前	損益勘定支弁職員	( ) 0	( ) 11	0	41,147	26,818	67,965	13,493	81,458	
	資本勘定支弁職員	( ) 0	( ) 1	0	2,857	1,922	4,779	866	5,645	
	計	( ) 0	( ) 12	0	44,004	28,740	72,744	14,359	87,103	
比較	損益勘定支弁職員	( ) 0	( ) 0	0	883	450	1,333	277	1,610	
	資本勘定支弁職員	( ) 0	( ) 0	0	137	59	196	0	196	
	計	( ) 0	( ) 0	0	1,020	509	1,529	277	1,806	

※ ( ) 内は、短時間勤務職員の人数

(単位：千円)

手当の 内訳	区分	扶養手当	住居手当	通勤手当	管理職手当	時間外勤務手当	休日勤務手当	期末手当	勤勉手当	寒冷地手当	児童手当	管理職員特別勤務手当	計
		補正後	1,116	0	699	1,128	5,196	571	10,348	8,760	676	720	29,249
	補正前	1,116	0	692	1,128	5,196	571	10,056	8,550	676	720	35	28,740
	比較	0	0	7	0	0	0	292	210	0	0	0	509

## ア 会計年度任用職員以外の職員

(单位：千円、人)

区分		職員数		給与費				法定福利費	合計	備考
		特別職	一般職	報酬	給料	手当	計			
補正後	損益勘定支弁職員	( ) 0	( ) 7	0	29,645	18,932	48,577	10,009	58,586	
	資本勘定支弁職員	( ) 0	( ) 1	0	2,994	1,981	4,975	866	5,841	
	計	( ) 0	( ) 8	0	32,639	20,913	53,552	10,875	64,427	
補正前	損益勘定支弁職員	( ) 0	( ) 7	0	29,107	18,668	47,775	10,009	57,784	
	資本勘定支弁職員	( ) 0	( ) 1	0	2,857	1,922	4,779	866	5,645	
	計	( ) 0	( ) 8	0	31,964	20,590	52,554	10,875	63,429	
比較	損益勘定支弁職員	( ) 0	( ) 0	0	538	264	802	0	802	
	資本勘定支弁職員	( ) 0	( ) 0	0	137	59	196	0	196	
	計	( ) 0	( ) 0	0	675	323	998	0	998	

※ ( ) 内は、短時間勤務職員の人数

(単位：千円)

手当の内訳	区分	扶手	養当	住手	居當	通手	勤當	管理職手	勤務手當	時間外勤務手當	休務手當	日勤當	期手	末當	勤手	勉當	寒冷地手	児童手	管理職員特別勤務手當	計		
	補正後	1,116		0		587		1,128		2,295		48		7,742		6,566		676		720	35	20,913
補正前	補正前	1,116		0		582		1,128		2,295		48		7,547		6,443		676		720	35	20,590
	比較	0		0		5		0		0		0		195		123		0		0	0	323

## イ 会計年度任用職員

(単位：千円、人)

区分		職員数		給与費				法定福利費	合計	備考
		特別職	一般職	報酬	給料	手当	計			
補正後	損益勘定支弁職員	( ) 0	( ) 4	0	12,385	8,336	20,721	3,761	24,482	
	資本勘定支弁職員	( ) 0	( ) 0	0	0	0	0	0	0	
	計	( ) 0	( ) 4	0	12,385	8,336	20,721	3,761	24,482	
補正前	損益勘定支弁職員	( ) 0	( ) 4	0	12,040	8,150	20,190	3,484	23,674	
	資本勘定支弁職員	( ) 0	( ) 0	0	0	0	0	0	0	
	計	( ) 0	( ) 4	0	12,040	8,150	20,190	3,484	23,674	
比較	損益勘定支弁職員	( ) 0	( ) 0	0	345	186	531	277	808	
	資本勘定支弁職員	( ) 0	( ) 0	0	0	0	0	0	0	
	計	( ) 0	( ) 0	0	345	186	531	277	808	

※ ( ) 内は、短時間勤務職員の人数

（単位：千円）																											
手当の内訳	区分	扶手	養	住	居	通	勤	管	理	職	時	間	外	休	日	勤	期	末	勤	勉	寒	冷	地	児	童	管理職員特	計
		手	當	手	當	手	當	手	當	勤務	手	當	勤務	手	當	勤務	手	當	勤	手	當	勤	手	當	別勤務		
		補正後	0	0	112	0	2,901	523	2,606	2,194	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	8,336		
		補正前	0	0	110	0	2,901	523	2,509	2,107	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	8,150		
		比較	0	0	2	0	0	0	97	87	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	186		

## 2. 給料及び手当の増減額明細

(単位：千円)

区分	増減額	増減事由別内訳	説明	備考
給料	1,020	給与改定に伴う増減分	675	
		昇給に伴う増加分	0	
		その他の増減分	345	会計年度異動その他会計年度任用職員分 0 345
手当	509	制度改正に伴う増減分	323	
		その他の増減分	186	会計年度異動その他会計年度任用職員分 0 186

## (4) 令和7年度北秋田市水道事業会計予定貸借対照表

(令和8年3月31日)

(単位：円)

資産の部		負債の部	
I. 固定資産		III. 固定負債	
(1) 有形固定資産		(1) 企業債	2,597,668,714
イ 土地	97,447,754		
ロ 建物	1,164,239,627	固定負債合計	2,597,668,714
建物減価償却累計額	△ 224,886,867		
ハ 構築物	7,672,100,694	IV. 流動負債	275,029,399
構築物減価償却累計額	△ 2,620,534,437	(1) 企業債	12,335,000
ニ 機械及び装置	1,954,321,566	(2) 未払金	10,000
機械及び装置減価償却累計額	△ 812,816,629	(3) 前受金	1,000,000
ホ 車両運搬具	33,131,359	(4) 預り金	0
車両運搬具減価償却累計額	△ 25,585,090	(5) その他流動負債	288,374,399
ヘ 工具器具及び備品	63,013,400	流動負債合計	
工具器具及び備品減価償却累計額	△ 33,356,499	V. 繰延収益	2,248,442,004
ト 建設仮勘定	117,563,818	(1) 長期前受金	△ 717,538,967
有形固定資産合計		(2) 長期前受金収益化累計額	
(2) 無形固定資産	81,100	繰延収益合計	1,530,903,037
イ 電話加入権	569,324,712	VI. 資本の部	4,416,946,150
ロ 水利権	569,405,812		
無形固定資産合計			
固定資産合計	7,384,638,696	VII. 資本金	
II. 流動資産		(1) 自己資本金	1,637,887,855
(1) 現金預金		イ 固有資本金	2,133,013,808
イ 当座預金	418,466,550	ロ 繰入資本金	764,000,000
ロ 定期預金	1,400,000,000	自己資本金合計	4,534,901,663
ハ 有価証券	10,000,000	資本金合計	4,534,901,663
現金預金合計	1,828,466,550	VIII. 剰余金	22,688,314
(2) 未収金	9,136,000	(1) 資本剰余金	0
(3) 貯蔵品		(2) 利益剰余金	25,000,000
イ 材料	52,565	イ 減債積立金	50,000,000
ロ 機械及び装置	747,300	ロ 利益積立金	742,910,796
貯蔵品合計	799,865	ハ 建設改良積立金	817,910,796
流動資産合計	1,838,402,415	二 当年度末未処分利益剰余金	
資産合計	9,792,446,923	利益剰余金合計	840,599,110

## (5) 水道事業会計に関する書類の注記

### I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### 1 固定資産の減価償却の方法

##### (1) 有形固定資産

・量水器を除く資産	定額法	機械及び装置	3～20年
・量水器	取替法	車両及び運搬具	4～6年
・主な耐用年数		工具及び備品	2～15年
建物	15～45年		
構築物	10～60年		
量水器	8年		

##### (2) 無形固定資産

・減価償却の方法	定額法
・主な耐用年数	
水利権	55年
・非償却資産	
電話加入権	

##### (3) たな卸資産の評価基準及び評価方法

・貯蔵品	先入先出法による原価法
------	-------------

#### 2 引当金の計上方法

- (1) 退職給付引当金  
    計上していない。
- (2) 賞与引当金  
    計上していない。
- (3) 法定福利費引当金  
    計上していない。
- (4) 特別修繕引当金  
    計上していない。
- (5) 修繕引当金  
    当年度は引当していない。

#### 3 消費税及び地方消費税の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっている。

### II. 予定キャッシュ・フロー計算書等に関する注記

#### 1 表示方法

業務活動によるキャッシュ・フローの表示方法は間接法を採用している。

#### 2 重要な非資金取引

該当なし。

### III. 予定貸借対照表等に関する注記

#### 1 企業債償還に係る他会計の負担

貸借対照表に計上されている企業債(当該年度末日の翌日から起算して1年以内に償還予定のものも含む)のうち、他会計が負担すると見込まれる額は1,195,022千円である。

### IV. セグメント情報の開示

#### 1 報告セグメントの概要

北秋田市水道事業会計は、鷹巣上水道事業、森吉合川上水道事業及び簡易水道事業の3事業を報告セグメントとしている。  
なお、各報告セグメントに属する事業の内容は以下のとおりである。

セグメント区分	事業の内容
鷹巣上水道事業	鷹巣上水道事業として経営認可を受けている区域へ水道水を供給する業務
森吉合川上水道事業	森吉合川上水道事業として経営認可を受けている区域へ水道水を供給する業務
簡易水道事業	簡易水道事業として経営認可を受けている区域へ水道水を供給する業務

#### 2 報告セグメントごとの営業収益等

令和7年度（令和7年4月1日から令和8年3月31日まで） (単位：千円)

区分	鷹巣上水道事業	森吉合川上水道事業	簡易水道事業	合計
営業収益	146,414	237,363	175,012	558,789
営業費用	195,734	404,233	208,854	808,821
営業損益	△ 49,320	△ 166,870	△ 33,842	△ 250,032
経常損益	△ 47,719	△ 68,749	△ 24,899	△ 141,367
その他の項目				
他会計繰入金	7,193	185,343	24,284	216,820
減価償却費	81,252	260,733	70,397	412,382
特別利益	2	0	0	2
特別損失	795	782	823	2,400
有形固定資産の増加額	52,419	181,333	335,661	569,413

# 令和7年度北秋田市水道事業会計補正予算事項別明細書

## 収益的収入及び支出

### 支 出

1 款 水道事業費用

(単位:千円)

項目	既決予定額	補正予定額	計	節		説 明
				区分	金額	
1 営業費用	850,127	1,610	851,737			
2 配水及び給水費	152,422	808	153,230			
				1 紙料	345	会計年度任用職員 345
				2 手当	186	通勤手当 2 期末手当 97 勤勉手当 87
				5 法定福利費	277	共済組合負担金 277
3 総係費	137,214	802	138,016			
				1 紙料	538	一般職給 538
				2 手当	264	通勤手当 3 期末手当 160 勤勉手当 101
2 営業外費用	23,581	△1	23,580			
3 消費税及び地方消費税	1,852	△1	1,851			
				1 消費税及び地方消費税	△1	消費税及び地方消費税 △1

## 資本的収入及び支出

## 支 出

1 款 資本の支出

(単位:千円)

項 目	既決予定額	補正予定額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 建設改良費	514,957	196	515,153			
1 水道建設事業費	507,298	196	507,494			
				1 紙料	137	一般職給 137
				2 手当	59	通勤手当 2 期末手当 35 勤勉手当 22

議案第 102 号

令和 7 年度

北秋田市水道事業会計補正予算（第 4 号）

秋田県北秋田市



## 目 次

1	令和 7 年度北秋田市水道事業会計補正予算（第 4 号）	・・・・・	5
2	令和 7 年度北秋田市水道事業会計補正予算（第 4 号）に関する説明書		
	（1）債務負担行為に関する調書	・・・・・	6



令和7年度北秋田市水道事業会計補正予算（第4号）

(総則)

第1条 令和7年度北秋田市水道事業会計補正予算（第4号）は次に定めるところによる。

(債務負担行為の補正)

第2条 令和7年度北秋田市水道事業会計予算第5条に定めた債務負担行為を、次のとおり補正する。

追加

事項	期間	限度額
電気設備保安点検委託	令和8年度	1,900千円
ポンプ設備保守点検委託	令和8年度	1,399
検定満了交換メーター	令和8年度	25,525
複合機賃貸借（上下水道課）	令和8年度	984
料金システム保守委託	令和8年度	3,562
企業会計システム保守委託	令和8年度	363
マッピングシステム保守委託	令和8年度	1,409
積算システム保守委託	令和8年度	654
第二期窓口業務委託事業	令和8年度～令和11年度	12,848
水質検査手数料	令和8年度	38,602
薬品費	令和8年度	2,959
新規取付メーター	令和8年度	1,832

令和7年12月2日提出

北秋田市長 津谷永光

## (1)債務負担行為に関する調書

追加

事 項	限 度 額	前 年 度 末 ま で の 支 出 見 込 額		当 該 年 度 以 降 の 支 出 予 定 額		左の財源内訳	
		期 間	金 額	期 間	金 額	給水収益等	損益勘定留保資金等
電気設備保安点検委託	千円 1,900		千円	令和8年度	千円 1,900	千円 1,900	千円 0
ポンプ設備保守点検委託	1,399			令和8年度	1,399	1,399	0
検定満了交換メーター	25,525			令和8年度	25,525	25,525	0
複合機賃貸借(上下水道課)	984			令和8年度	984	984	0
料金システム保守委託	3,562			令和8年度	3,562	3,562	0
企業会計システム保守委託	363			令和8年度	363	363	0
マッピングシステム保守委託	1,409			令和8年度	1,409	1,409	0
積算システム保守委託	654			令和8年度	654	654	0
第二期窓口業務委託事業	12,848			令和8年度 ～令和11年度	12,848	12,848	0
水質検査手数料	38,602			令和8年度	38,602	38,602	0
薬品費	2,959			令和8年度	2,959	2,959	0
新規取付メーター	1,832			令和8年度	1,832	0	1,832

議案第 103 号

令和 7 年度

北秋田市下水道事業会計補正予算（第 3 号）

秋田県北秋田市



## 目 次

1	令和7年度北秋田市下水道事業会計補正予算（第3号）	・・・・・	5
2	令和7年度北秋田市下水道事業会計補正予算（第3号）に関する説明書		
	(1) 令和7年度北秋田市下水道事業会計補正予算実施計画	・・・・・	6
	(2) 令和7年度北秋田市下水道事業会計予定キャッシュ・フロー計算書	・・・・・	8
	(3) 給与費明細書	・・・・・	9
	(4) 令和7年度北秋田市下水道事業会計予定貸借対照表	・・・・・	12
	(5) 下水道事業会計に関する書類の注記	・・・・・	13
3	令和7年度北秋田市下水道事業会計補正予算事項別明細書	・・・・・	15



令和7年度北秋田市下水道事業会計補正予算（第3号）

（総則）

第1条 令和7年度北秋田市下水道事業会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出の補正）

第2条 令和7年度北秋田市下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

【支出】	既決予定額	補正予定額	計
第1款 下水道事業費用	1,415,754 千円	1,244 千円	1,416,998 千円
第1項 営業費用	1,315,773 千円	1,244 千円	1,317,017 千円

（資本的収入及び支出の補正）

第3条 予算第4条に定めた資本的収入の予定額を次のとおり補正し、本文括弧書中、「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額238,526千円は、消費税及び地方消費税資本的収支調整額52,160千円、過年度分損益勘定留保資金186,366千円」を、「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額237,530千円は、消費税及び地方消費税資本的収支調整額52,160千円、過年度分損益勘定留保資金185,370千円」に改める。

【収入】	既決予定額	補正予定額	計
第1款 資本的収入	1,246,090 千円	996 千円	1,247,086 千円
第2項 出資金	396,918 千円	996 千円	397,914 千円

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正）

第4条 予算第9条に定めた経費の金額を次のように改める。

	既決予定額	補正予定額	計
（1）職員給与費	40,823 千円	1,244 千円	42,067 千円

令和7年12月2日提出

北秋田市長 津谷永光

(1) 令和7年度北秋田市下水道事業会計補正予算実施計画  
収益的収入及び支出

収益的支出

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予算額	予 定 額	備 考
1 下水道事業費用	1 営業費用		1,415,754	1,244	1,416,998	
			1,315,773	1,244	1,317,017	
		1 管渠費	107,759	178	107,937	
		3 処理場費	348,827	227	349,054	
		5 総係費	92,476	839	93,315	

## 資本的収入及び支出

資本的収入

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予算額	予 定 額	備 考
1 資本的収入			1,246,090	996	1,247,086	
	2 出資金		396,918	996	397,914	
		1 出資金	396,918	996	397,914	

## (2) 令和7年度北秋田市下水道事業会計予定キャッシュ・フロー計算書

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

(単位:円)

1 業務活動によるキャッシュ・フロー	
当年度純利益(又は損失)	△ 126,800,000
減価償却費	746,426,000
固定資産除却費	774,000
長期前受金戻入額	△ 387,481,000
支払利息及び企業債取扱諸費	95,168,000
未収金の増減額	△ 43,340,282
貯蔵品の増減額	△ 111,980
前払費用の増減額	35,680,000
未払金の増減額	△ 119,521,943
控除対象外消費税	△ 38,239,927
小計	<hr/> 162,552,868
利息の支払額	△ 95,168,000
業務活動によるキャッシュ・フロー	<hr/> 67,384,868
2 投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△ 934,113,546
受益者負担金等による収入	13,285,000
他会計補助金等による収入	53,387,000
国庫補助金等による収入	407,356,200
投資活動によるキャッシュ・フロー	<hr/> △ 460,085,346
3 財務活動によるキャッシュ・フロー	
企業債による収入	785,600,000
企業債の償還による支出	△ 892,122,192
他会計等からの出資による収入	397,914,000
財務活動によるキャッシュ・フロー	<hr/> 291,391,808
資金に係る換算差額	
資金増加額(又は減少額)	△ 101,308,670
資金期首残高	233,923,696
資金期末残高	<hr/> 132,615,026

(3) 給与費明細書

1. 総 括

(単位:千円、人)

区分		職員数		給与費				法定福利費	合計	備考
	特別職	一般職	報酬	給料	手当	計				
補正後	損益勘定支弁職員	( 0 ) 0	( 1 ) 5	2,106	18,795	14,146	35,047	7,020	42,067	
	資本勘定支弁職員	( 0 ) 0	( 0 ) 0	0	0	0	0	0	0	
	計	( 0 ) 0	( 1 ) 5	2,106	18,795	14,146	35,047	7,020	42,067	
補正前	損益勘定支弁職員	( 0 ) 0	( 1 ) 5	2,070	18,117	13,786	33,973	6,850	40,823	
	資本勘定支弁職員	( 0 ) 0	( 0 ) 0	0	0	0	0	0	0	
	計	( 0 ) 0	( 1 ) 5	2,070	18,117	13,786	33,973	6,850	40,823	
比較	損益勘定支弁職員	( 0 ) 0	( 0 ) 0	36	678	360	1,074	170	1,244	
	資本勘定支弁職員	( 0 ) 0	( 0 ) 0	0	0	0	0	0	0	
	計	( 0 ) 0	( 0 ) 0	36	678	360	1,074	170	1,244	

※ ( ) 内は、短時間勤務職員の人数

(単位:千円)

手 当 の 内 訳	区 分	扶 手	養 手	住 手	居 手	通 手	勤 手	管 手	理 手	職 手	時 間 外 勤 務	休 務 手	日 勤 手	期 手	末 手	勤 手	勉 手	寒 手	冷 手	地 手	兒 手	童 手	管 手	理 手	職 手	特 別 勤 務	手 当	計
		補 正 後	624		324		375		324		2,782		27		4,752		3,978		379		570		11		14,146			
	補 正 前	624		324		366		324		2,782		27		4,536		3,853		379		560		11		13,786				
	比 較	0		0		9		0		0		0		216		125		0		10		0		360				

## ア 会計年度任用職員以外の職員

(単位:千円、人)

区分		職員数		給与費				法定福利費	合計	備考
		特別職	一般職	報酬	給料	手当	計			
補正後	損益勘定支弁職員	( 0 ) 0	( 0 ) 5	0	18,795	13,446	32,241	6,610	38,851	
	資本勘定支弁職員	( 0 ) 0	( 0 ) 0	0	0	0	0	0	0	
	計	( 0 ) 0	( 0 ) 5	0	18,795	13,446	32,241	6,610	38,851	
補正前	損益勘定支弁職員	( 0 ) 0	( 0 ) 5	0	18,117	13,133	31,250	6,459	37,709	
	資本勘定支弁職員	( 0 ) 0	( 0 ) 0	0	0	0	0	0	0	
	計	( 0 ) 0	( 0 ) 5	0	18,117	13,133	31,250	6,459	37,709	
比較	損益勘定支弁職員	( 0 ) 0	( 0 ) 0	0	678	313	991	151	1,142	
	資本勘定支弁職員	( 0 ) 0	( 0 ) 0	0	0	0	0	0	0	
	計	( 0 ) 0	( 0 ) 0	0	678	313	991	151	1,142	

※ ( ) 内は、短時間勤務職員の人数

(単位:千円)

手当の 内訳	区分	扶養手当	住居手当	通勤手当	管理職手当	時間外勤務手当	休務手当	日勤手当	期手当	末勤手当	勉強手当	寒冷地手当	児童手当	管理職員特別勤務手当	計
		補正後	624	324	375	324	2,782	27	4,372	3,658	379	570	11	13,446	
補正前	624	324	366	324	2,782	27	4,180	3,556	379	560	11	13,133			
比較	0	0	9	0	0	0	192	102	0	10		0	313		

## イ 会計年度任用職員

(単位：千円、人)

区分		職員数		給与費			法定福利費	合計	備考
		特別職	一般職	報酬	給料	手当			
補正後	損益勘定支弁職員	( 0 ) 0	( 1 ) 0	2,106	0	700	2,806	410	3,216
	資本勘定支弁職員	( 0 ) 0	( 0 ) 0	0	0	0	0	0	0
	計	( 0 ) 0	( 1 ) 0	2,106	0	700	2,806	410	3,216
補正前	損益勘定支弁職員	( 0 ) 0	( 1 ) 0	2,070	0	653	2,723	391	3,114
	資本勘定支弁職員	( 0 ) 0	( 0 ) 0	0	0	0	0	0	0
	計	( 0 ) 0	( 1 ) 0	2,070	0	653	2,723	391	3,114
比較	損益勘定支弁職員	( 0 ) 0	( 0 ) 0	36	0	47	83	19	102
	資本勘定支弁職員	( 0 ) 0	( 0 ) 0	0	0	0	0	0	0
	計	( 0 ) 0	( 0 ) 0	36	0	47	83	19	102

※ ( ) 内は、短時間勤務職員の人数

(単位：千円)

手当の 内 訳	区分	扶 手	養 當 手	住 居 當 手	通 勤 當 手	管 理 當 手	職 當 勤 務 手 當	時 間 外 勤 務 手 當	休 日 勤 務 手 當	期 末 勤 手 當	勤 當 手	勤 當 手	勉 當 手	寒 冷 地 勤 當 手	兒 童 當 手	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 當	計
		補正後	0	0	0	0	0	0	0	380	320	0	0	0	0	700	
	補正前	0	0	0	0	0	0	0	0	356	297	0	0	0	0	653	
	比較	0	0	0	0	0	0	0	0	24	23	0	0	0	0	47	

## 2. 給料及び手当の増減額明細

(単位：千円)

区分	増減額	増減事由別内訳	説明	備考
給料	678	給与改定に伴う増減分	678	
		昇給に伴う増加分	0	
		その他の増減分	0	会計異動その他 会計年度任用職員分
手当	360	制度改正に伴う増減分	303	
		その他の増減分	57	会計異動その他 会計年度任用職員分

(4) 令和7年度北秋田市下水道事業会計予定貸借対照表  
(令和8年3月31日)

(単位：円)

資産の部				負債の部			
<b>I. 固定資産</b>				<b>III. 固定負債</b>			
(1) 有形固定資産				(1) 企業債			
イ 土地				8,108,611,538			
ロ 建物							
建物減価償却累計額				固定負債合計			
ハ 構築物				8,108,611,538			
構築物減価償却累計額				<b>IV. 流動負債</b>			
ニ 機械及び装置				(1) 企業債			
機械及び装置減価償却累計額				844,835,744			
ホ 車両運搬具				(2) 未払金			
車両運搬具減価償却累計額				0			
ヘ 工具器具及び備品				(3) 前受金			
工具器具及び備品減価償却累計額				0			
ト 建設仮勘定				(4) その他流動負債			
有形固定資産合計				0			
(2) 投資有価証券				<b>流動負債合計</b>			
イ 株式				844,835,744			
投資有価証券合計				<b>V. 繰延収益</b>			
固定資産合計				(1) 長期前受金			
<b>II. 流動資産</b>				13,337,980,243			
(1) 現金預金				(2) 長期前受金収益化累計額			
イ 当座預金				<b>繰延収益合計</b>			
ロ 小口現金				△ 2,438,393,321			
現金預金合計				<b>負債合計</b>			
(2) 未収金				10,899,586,922			
(3) 貯蔵品				19,853,034,204			
(4) 前払金							
流動資産合計				<b>資本の部</b>			
<b>資産合計</b>				<b>VI. 資本金</b>			
				(1) 自己資本金			
				イ 固有資本金			
				1,105,514,547			
				ロ 繰入資本金			
				1,933,942,500			
				<b>自己資本金合計</b>			
				3,039,457,047			
				<b>資本金合計</b>			
				3,039,457,047			
				<b>VII. 剰余金</b>			
				(1) 資本剰余金			
				81,014,686			
				(2) 利益剰余金			
				△ 468,209,277			
				<b>イ 当年度未処分利益剰余金</b>			
				△ 468,209,277			
				<b>利益剰余金合計</b>			
				△ 387,194,591			
				<b>剰余金合計</b>			
				2,652,262,456			
				<b>資本合計</b>			
				22,505,296,660			
				<b>負債資本合計</b>			

## (5) 下水道事業会計に関する書類の注記

### I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### 1 固定資産の減価償却の方法

##### (1) 有形固定資産

・量水器を除く資産	定額法	機械及び装置	3～20年
・量水器	取替法	車両及び運搬具	4～ 6年
・主な耐用年数		工具及び備品	2～15年

##### (2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

・貯蔵品	先入先出法による原価法
------	-------------

#### 2 引当金の計上方法

##### (1) 退職給付引当金

計上していない。

##### (2) 賞与引当金

計上していない。

##### (3) 法定福利費引当金

計上していない。

##### (4) 特別修繕引当金

計上していない。

##### (5) 修繕引当金

当年度は引当していない。

#### 3 消費税及び地方消費税の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっている。

### II. 予定キャッシュ・フロー計算書等に関する注記

#### 1 表示方法

業務活動によるキャッシュ・フローの表示方法は間接法を採用している。

#### 2 重要な非資金取引

該当なし。

### III. 予定貸借対照表等に関する注記

#### 1 企業債償還に係る他会計の負担

貸借対照表に計上されている企業債(当該年度末日の翌日から起算して1年以内に償還予定のものも含む)のうち、他会計が負担すると見込まれる額は183,139千円である。

### IV. セグメント情報の開示

#### 1 報告セグメントの概要

北秋田市下水道事業会計では、公共下水道事業、特定環境保全公共下水道事業、農業集落排水事業及び特定地域生活排水処理事業の4事業を報告セグメントとしている。

なお、各報告セグメントに属する事業の内容は以下のとおりである。

セグメント区分	事業の内容
公共下水道事業	公共下水道事業における処理区域で汚水を処理する業務
特定環境保全公共下水道事業	特定環境保全公共下水道事業における処理区域で汚水を処理する業務
農業集落排水事業	農業集落排水事業における処理区域で汚水を処理する業務
特定地域生活排水処理事業	特定地域生活排水処理事業における処理区域で汚水を処理する業務

#### 2 報告セグメントごとの営業収益等

令和7年度（令和7年4月1日から令和8年3月31日まで）(単位：千円)

区分	公共下水道事業	特定環境保全 公共下水道事業	農業集落排水事業	特定地域生活 排水処理事業	合計
営業収益	303,740	14,069	63,709	8,619	390,137
営業費用	867,691	84,577	290,267	26,882	1,269,417
営業損益	△ 563,951	△ 70,508	△ 226,558	△ 18,263	△ 879,280
経常損益	△ 45,003	△ 21,541	△ 48,400	△ 10,207	△ 125,151
その他の項目					
他会計繰入金	608,164	75,156	216,626	12,898	912,844
減価償却費	512,903	48,904	176,748	7,871	746,426
特別利益	0	0	0	0	0
特別損失	905	51	693	0	1,649
有形固定資産の増加額	516,092	0	18,697	0	534,789

令和7年度北秋田市下水道事業会計補正予算事項別明細書

収益的収入及び支出  
支 出

1 款 下水道事業費用

(単位：千円)

項目	既決予定額	補正予定額	計	節		説 明
				区分	金額	
1 営業費用	1,315,773	1,244	1,317,017			
1 管渠費	107,759	178	107,937			
				1 紙料	131	一般職給 131
				2 手当	47	通勤手当 5 期末手当 42
3 処理場費	348,827	227	349,054			
				1 紙料	132	一般職給 132
				2 手当	57	通勤手当 2 期末手当 34 勤勉手当 21
				6 法定福利費	38	共済組合負担金 38
5 総係費	92,476	839	93,315			
				1 紙料	415	一般職給 415
				2 手当	256	通勤手当 2 期末手当 116 勤勉手当 81 児童手当 10
						期末手当(会計年度任用職員) 24
						勤勉手当(会計年度任用職員) 23
				5 報酬	36	会計年度任用職員報酬 36

			6 法定福利費	132	共濟組合負擔金 會計年度任用職員分	113 19
--	--	--	---------	-----	----------------------	-----------

資本的収入及び支出  
収 入

1 款 資本的収入

(単位 : 千円)

項 目	既決予定額	補正予定額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
2 出資金	396,918	996	397,914			
1 出資金	396,918	996	397,914	1 他会計出資金	996	他会計出資金 996



議案第 104 号

令和 7 年度

北秋田市下水道事業会計補正予算（第 4 号）

秋田県北秋田市



## 目 次

1	令和 7 年度北秋田市下水道事業会計補正予算（第 4 号）	・・・・・	5
2	令和 7 年度北秋田市下水道事業会計補正予算（第 4 号）に関する説明書		
	（1）債務負担行為に関する調書	・・・・・	6



## 令和7年度北秋田市下水道事業会計補正予算（第4号）

(総則)

第1条 令和7年度北秋田市下水道事業会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

(債務負担行為の補正)

第2条 令和7年度北秋田市下水道事業会計予算第5条に定めた債務負担行為を、次のとおり補正する。

追 加

事 項	期 間	限 度 額
施設維持管理委託	令和8年度	217,889 千円
汚泥運搬委託	令和8年度	13,750
処理場警備委託	令和8年度	1,291
処理場電気保安委託	令和8年度	1,053
積算システム保守委託	令和8年度	988
推進工法用設計標準積算要領高耐荷力方式歩掛システム保守委託	令和8年度	260
CADシステム保守委託	令和8年度	93
公営企業会計システム保守委託	令和8年度	293
受益者負担金システム保守委託	令和8年度	291
地図管理システム保守委託	令和8年度	222
公用車賃貸借	令和8年度	308
大判プリンターリース	令和8年度	100
幅広複合機リース	令和8年度	337
雨水排水管敷設敷地賃貸借	令和8年度	99

令和7年12月2日提出

北秋田市長 津 谷 永 光

## (1) 債務負担行為に関する調書

追 加

事 項	限 度 額	前 年 度		当 該 年 度 以 降 の 支 出 予 定 額	左の財源内訳	
		支 出	未 見 込 額			
期 間	金 額	期 間	金 額	使 用 料 収 益 等		
施設維持管理委託	千円 217,889			千円 令和8年度 217,889	千円 217,889	千円 217,889
汚泥運搬委託	13,750			令和8年度 13,750	13,750	13,750
処理場警備委託	1,291			令和8年度 1,291	1,291	1,291
処理場電気保安委託	1,053			令和8年度 1,053	1,053	1,053
積算システム保守委託	988			令和8年度 988	988	988
推進工法用設計標準積算要領高耐荷力方式歩掛 システム保守委託	260			令和8年度 260	260	260
CADシステム保守委託	93			令和8年度 93	93	93
公営企業会計システム保守委託	293			令和8年度 293	293	293
受益者負担金システム保守委託	291			令和8年度 291	291	291
地図管理システム保守委託	222			令和8年度 222	222	222
公用車賃貸借	308			令和8年度 308	308	308
大判プリンターリース	100			令和8年度 100	100	100
幅広複合機リース	337			令和8年度 337	337	337
雨水排水管敷設敷地賃貸借	99			令和8年度 99	99	99

## 議案第 105 号

### 工事請負契約の変更について

次のとおり工事請負契約の変更契約を締結するものとする。

- 1 工 事 名 旧阿仁中校舎解体工事
- 2 契 約 の 方 法 一般競争入札
- 3 契 約 金 額 変更前 金 155,100,000 円  
(うち取引に係る消費税額及び地方消費税額 金 14,100,000 円)  
変更後 金 166,612,600 円  
(うち取引に係る消費税額及び地方消費税額 金 15,146,600 円)
- 4 契約の相手方 北秋田市米内沢字倉ノ沢出口 5 番地 1  
秋田土建株式会社  
代表取締役 北 林 照 一 郎

令和 7 年 12 月 2 日提出

北秋田市長 津 谷 永 光

### 提案理由

議決を経て締結した請負契約を変更するため、北秋田市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 17 年北秋田市条例第 43 号）第 2 条の規定に基づき、議会の議決を経る必要があるため、提案するものである。



## 議案第 105 号 資料

### 概要説明

1 工事場所 北秋田市阿仁水無字畠町東裏 194 地内

2 工事内容 校舎解体工事

校舎棟 RC 造 3階 延べ床面積 1919.50 m<sup>2</sup>

渡り廊下 鉄骨造 1階 延べ床面積 31.60 m<sup>2</sup>

特別教室① 鉄骨造 1階 延べ床面積 248.02 m<sup>2</sup>

特別教室② RC 造 1階 延べ床面積 456.00 m<sup>2</sup>

### 変更理由

旧阿仁中校舎解体工事の一部仕様の変更に伴い、工事請負契約の増額変更が生じたため。



議案第 106 号

市道路線の廃止について

次のとおり市道路線を廃止するものとする。

廃止路線 別添調書のとおり

令和 7 年 12 月 2 日提出

北秋田市長 津 谷 永 光

提案理由

市道路線の廃止については、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 10 条第 3 項において準用する同法第 8 条第 2 項の規定により、議会の議決を経る必要があるため、提案するものである。



議案第106号 別添

廢止路線調書

路線番号	路 線 名	起 点	終 点
17372	掛泥新墓地線	綴子字掛泥向56	綴子字掛泥向39-1
	全 1 路線		



路線廃止理由

【路線番号】 17372

【路線名】 掛泥新墓地線

既存道路延伸に伴い、路線の見直しをするため廃止するものである。

## 【廃止路線図】

路線番号 17372  
路 線 名 掛泥新墓地線  
 $L=180.7m$   $W=4.3m$



議案第 107 号

市道路線の認定について

次のとおり市道路線を認定するものとする。

認定路線 別添調書のとおり

令和 7 年 12 月 2 日提出

北秋田市長 津 谷 永 光

提案理由

市道路線の認定については、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条第 2 項の規定により、議会の議決を経る必要があるため、提案するものである。



議案第107号 別添

認定路線調書

路線番号	路 線 名	起 点	終 点
12430	高村岱 6 号線	脇神字高村岱115-26	脇神字高村岱115-28
14399	上家下線	鷹巣字上家下17-5	鷹巣字上家下17-2
15344	深閑 3 号線	坊沢字深閑街道下38-55	坊沢字深閑街道下37-1
15345	深閑 4 号線	坊沢字深閑街道下38-19	坊沢字深閑街道下38-67
15346	深閑 5 号線	坊沢字深閑街道下38-93	坊沢字深閑街道下38-84
17372	掛泥新墓地線	綴子字掛泥向56-9	綴子字掛泥野 1-376
	全 6 路線		



議案第 107号 資料 1

路線認定理由

【路線番号】 12430

【路線名】 高村岱 6 号線

生活道路の公共性を確保するため、新たに認定するものである。

【路線番号】 14399

【路線名】 上家下線

生活道路の公共性を確保するため、新たに認定するものである。

【路線番号】 15344

【路線名】 深閑 3 号線

生活道路の公共性を確保するため、新たに認定するものである。

【路線番号】 15345

【路線名】 深閑 4 号線

生活道路の公共性を確保するため、新たに認定するものである。

【路線番号】 15346

【路線名】 深閑 5 号線

生活道路の公共性を確保するため、新たに認定するものである。

【路線番号】 17372

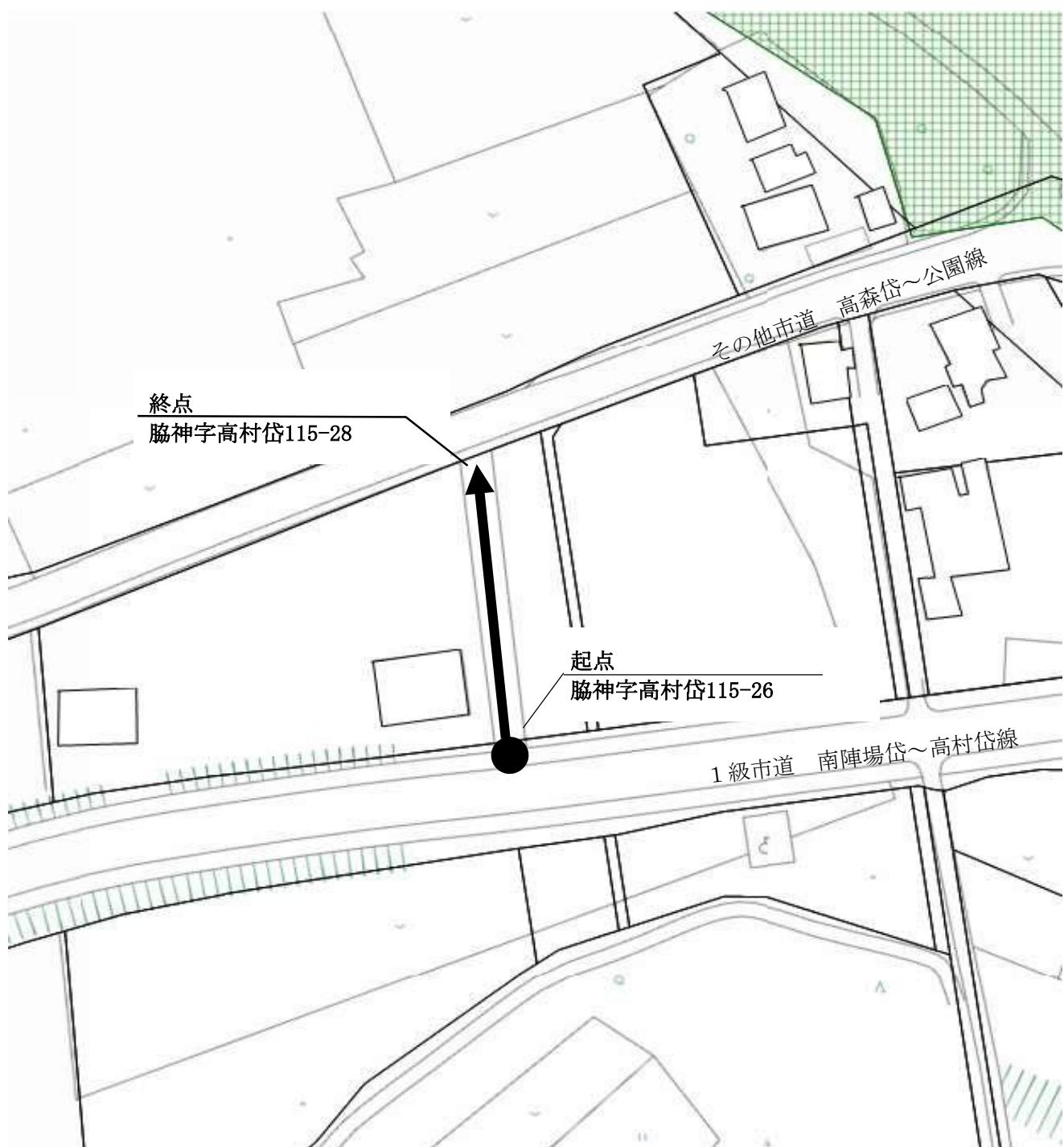
【路線名】 掛泥新墓地線

生活道路の公共性を確保するため、新たに認定するものである。



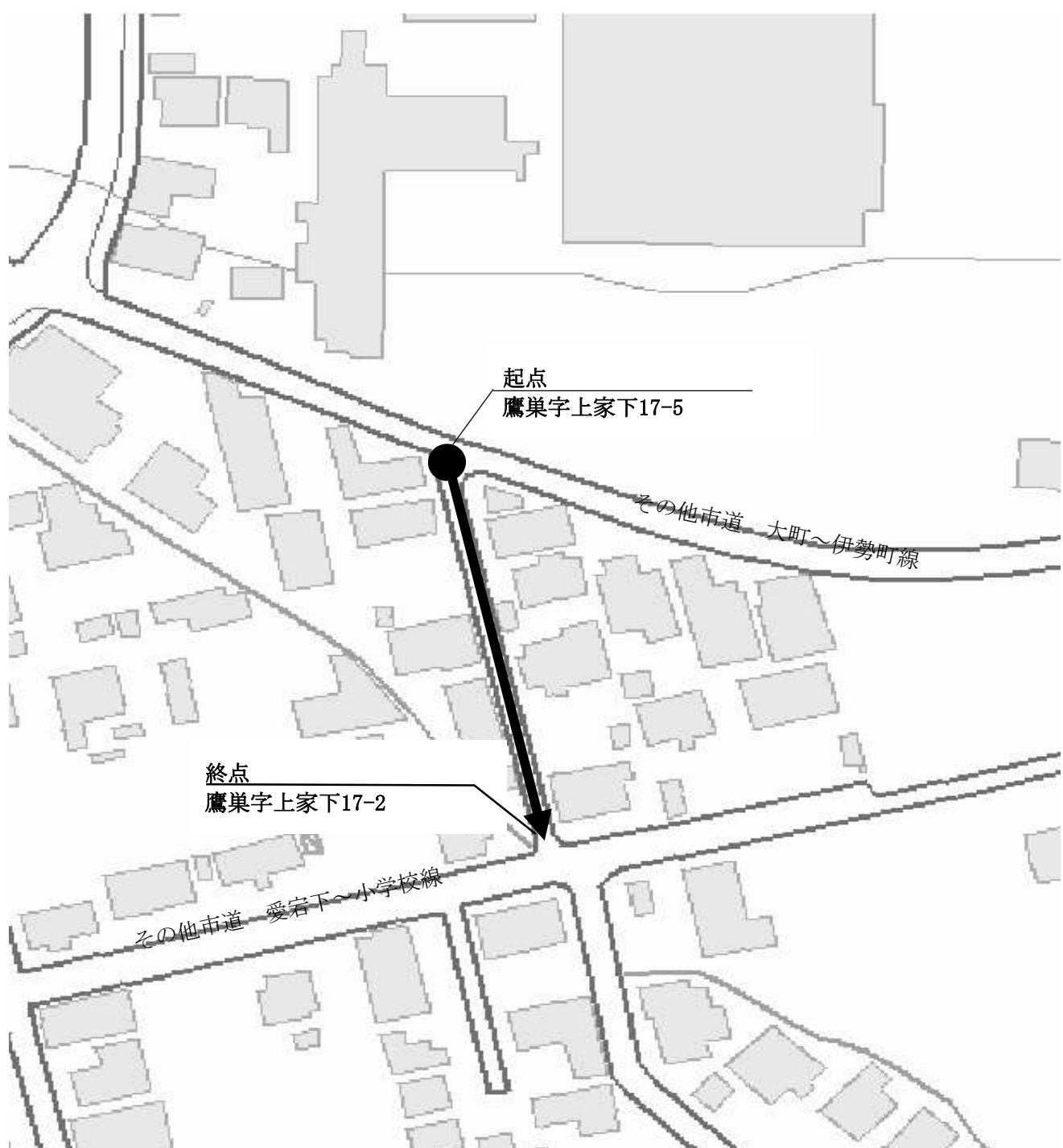
【認定路線図】

路線番号 12430  
路線名 高村岱6号線  
 $L=59.4\text{m}$   $W=6.0\text{m}$



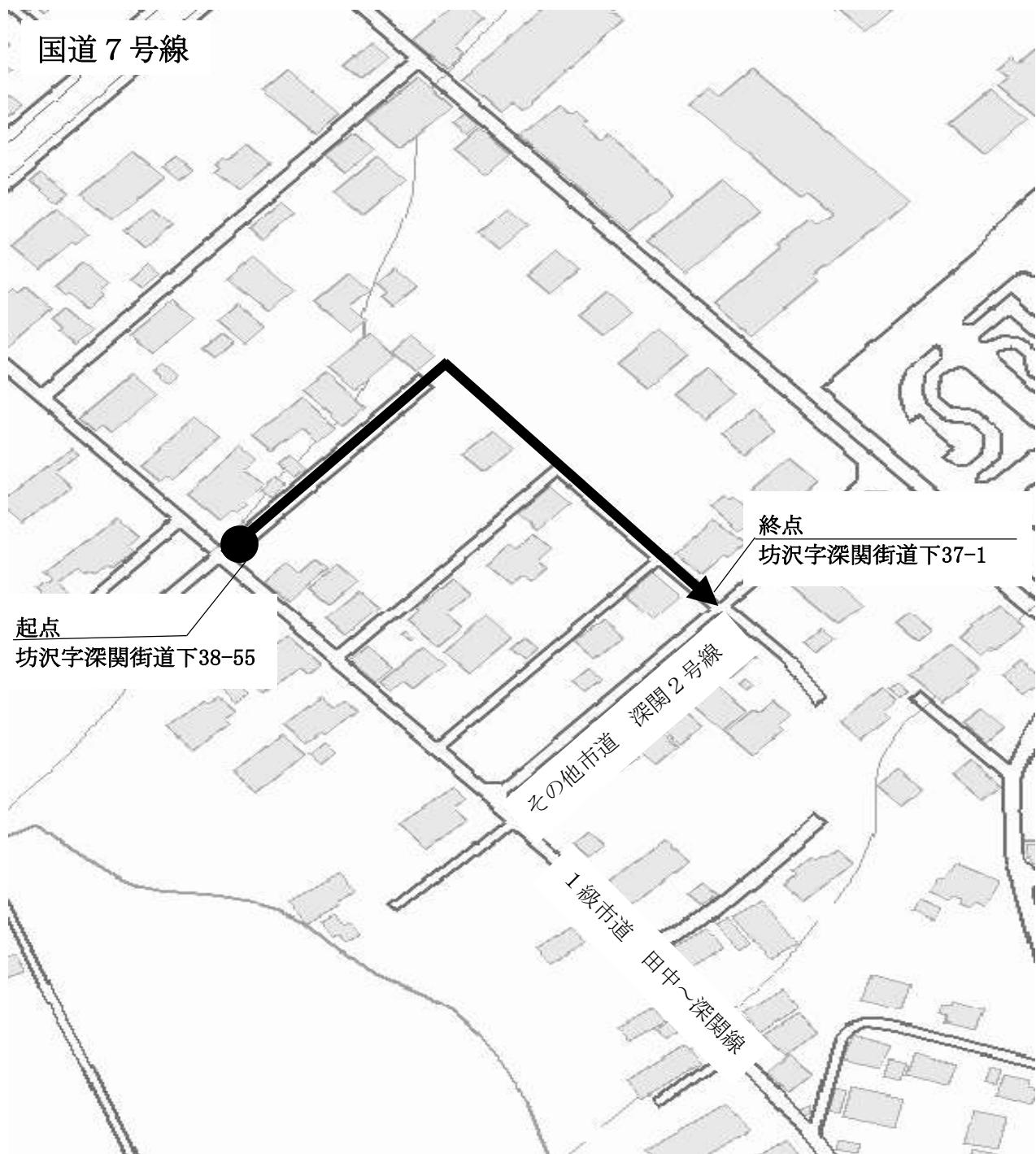
【認定路線図】

路線番号 14399  
路線名 上家下線  
 $L = 75.4\text{m}$   $W = 4.0\text{m}$



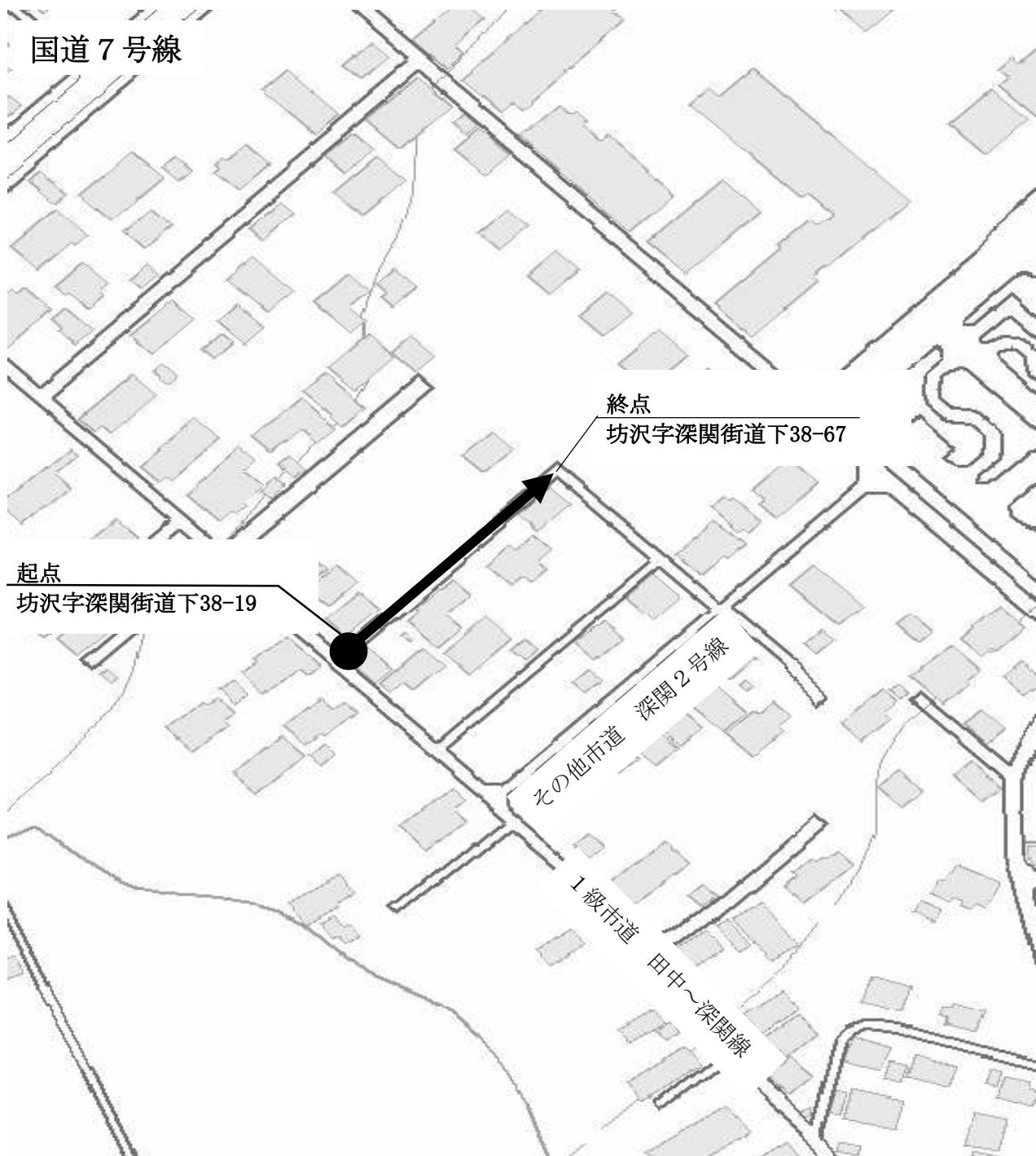
## 【認定路線図】

路線番号 15344  
路線名 深閑3号線  
 $L=172.0\text{m}$   $W=4.9\text{m}$



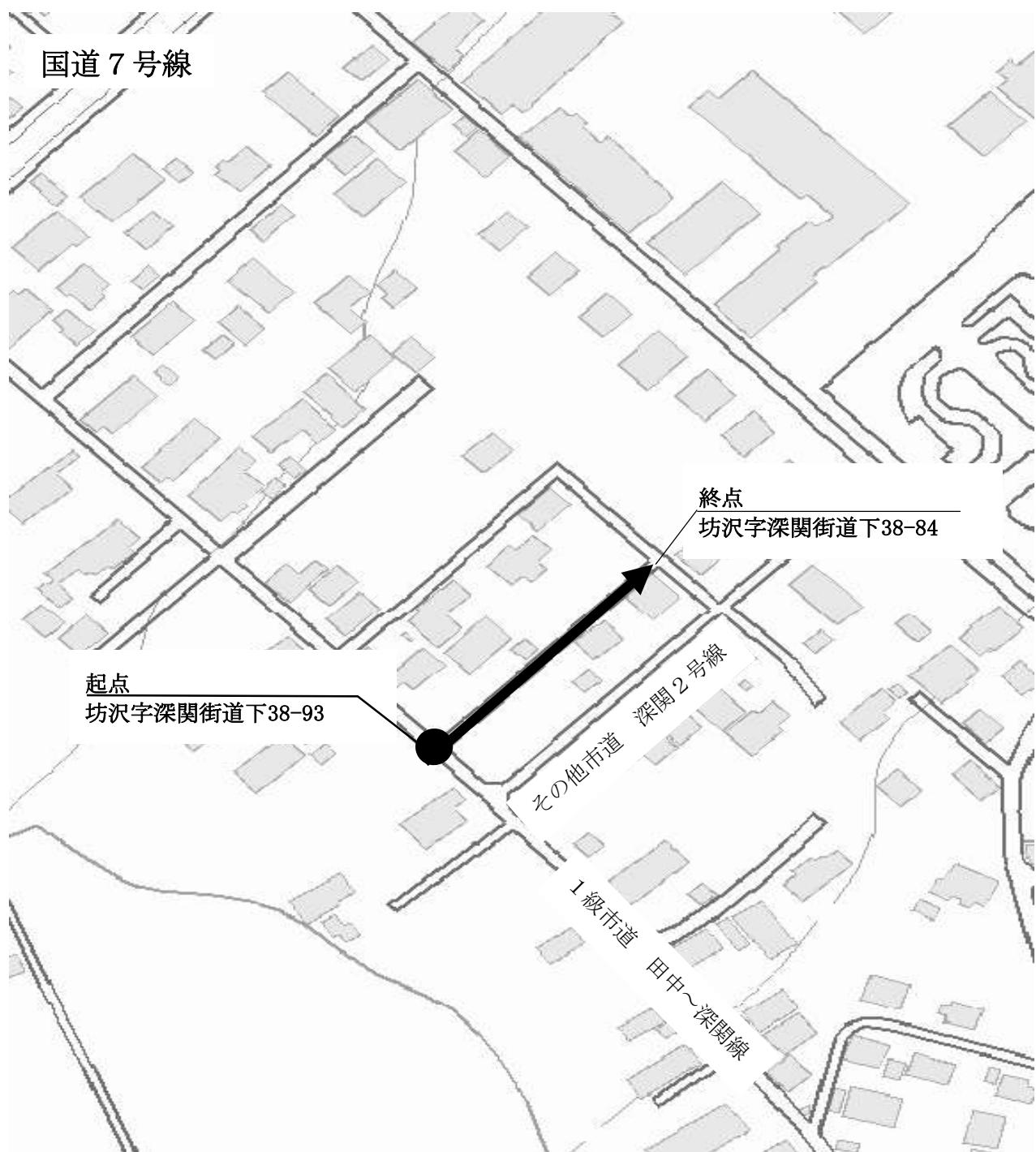
【認定路線図】

路線番号 15345  
路線名 深閑4号線  
 $L = 73.6\text{m}$   $W = 4.0\text{m}$



【認定路線図】

路線番号 15346  
路線名 深関5号線  
 $L=74.2\text{m}$   $W=4.0\text{m}$



【認定路線図】

路線番号 17372  
路線名 掛泥新墓地線  
 $L=504.8m$   $W=4.3m$



議案第 108 号

第 3 次北秋田市総合計画基本構想の策定について

第 3 次北秋田市総合計画基本構想を別紙のとおり定めるものとする。

令和 7 年 12 月 2 日提出

北秋田市長 津 谷 永 光

提案理由

第 3 次北秋田市総合計画基本構想の策定に当たっては、北秋田市議会基本条例（平成 25 年北秋田市条例第 23 号）第 10 条第 1 号の規定に基づき、議会の議決を経る必要があるため、提案するものである。



# 第3次北秋田市総合計画



令和 7 年 12 月  
北 秋 田 市

## 序論

### 1. 総合計画の位置づけと策定趣旨

#### 総合計画とは

総合計画とは、北秋田市をどのような「まち」にしていくのか、そのためにどのような取り組みをしていくのかについて、総合的・体系的にまとめた市の最上位計画です。産業、保健・医療・福祉、教育、生活環境等、すべての行政分野における道標(みちしるべ)の役割を持った計画です。

また、本市における人口減少を抑制するとともに、すべての市民の暮らしやすさや幸福度の向上を目指す「多様な Well-being(ウェルビーイング)の実現」に向けた地方版まち・ひと・しごと創生総合戦略としての性質も持ち合わせています。

#### 第3次北秋田市総合計画策定の趣旨

本市では、平成 27(2015)年度に「住民が主役の“もり”のまち」を市の目指すべき将来像として掲げ、令和7(2025)年度を目標年次とする「第2次北秋田市総合計画」を策定しました。

この間、北秋田市を取り巻く環境は大きく変化し、急速な人口減少や少子高齢化に加え、新型コロナウイルス感染症の拡大によって地域経済やコミュニティへの影響が深刻化しました。一方で、感染症対策のなかでデジタル技術やオンラインの活用が進展し、柔軟な働き方の実現など、新たな可能性も生まれました。

こうしたなか、国においては「デジタル田園都市国家構想」や「地方創生 2.0」など、地方の活力再生に向けた新たな政策方針が示されました。

これを受け、本市においても、官民連携を強化し、デジタル技術を活用しながら、市民一人ひとりの多様な幸せの実現と地域課題の解決に向けた地方創生の取り組みを、今後さらに加速化・深化させていく必要があります。

今般、現行計画の終期が到来することから、令和8(2026)年度を初年度とし、目標年次を令和 12(2030)年度とする前期基本計画を策定しました。

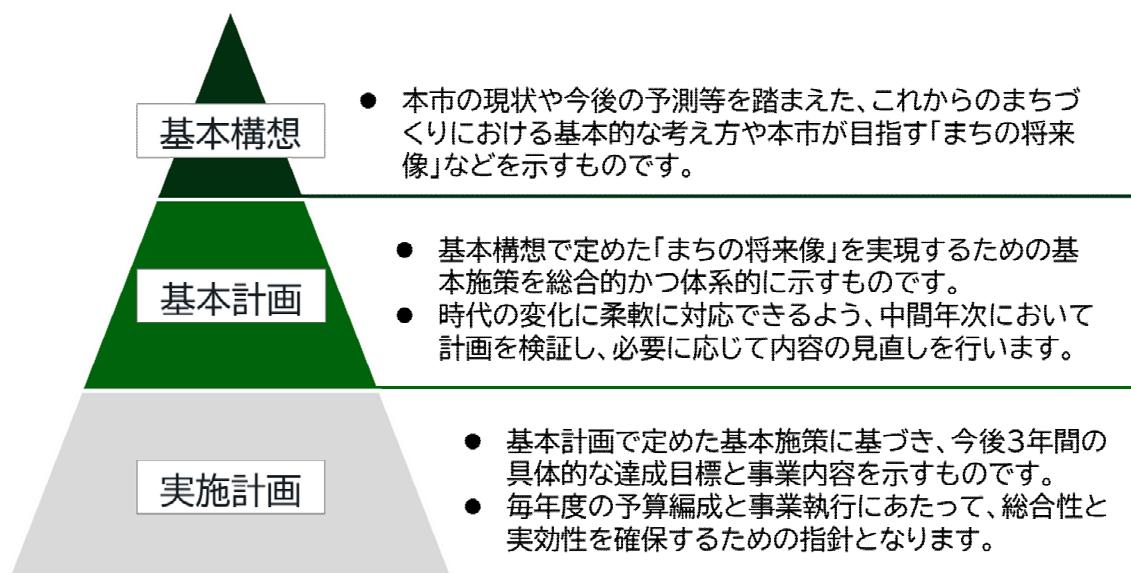
策定にあたっては、少子・高齢化社会に向けた総合的な取り組みや行財政改革及びDX(デジタル・トランスフォーメーション)による効率的・効果的な行政運営、市民の多様な Well-being(ウェルビーイング)の実現を踏まえながら、「年齢や性別を問わず、希望を持って安心して暮らせる生活環境の創生」、「豊かな自然や文化など地域資源を最大限活用した高付加価値・高効率型の事業創出」、「都市や世界とつながり続けることで関係人口とふるさと回帰を創出」の3つを重点目標とし、まちづくりの方向性を示します。

## 2. 計画の構成と期間

### 計画の基本構成

本計画は基本構想、基本計画、実施計画の3つの階層をもって構成します。基本構想はまちづくりの長期的なビジョンを示すものとして、本市が目指す「まちの将来像」を定めます。基本計画では基本構想で定めた「まちの将来像」を実現するための基本施策を示すものとし、実施計画では基本計画に定めた基本施策に基づき、具体的な達成目標と具体的な事業を定めるものとします。

図 1 総合計画の基本構成



### 計画期間

基本構想 令和8(2026)年度～令和17(2035)年度

基本計画 前期:令和8(2026)年度～令和12(2030)年度

後期:令和13(2031)年度～令和17(2035)年度

## 3. 総合計画策定にあたっての基本的事項

### 分野を横断した戦略的取り組み

「分野を横断した戦略的取り組み」とは、施策を検討・実施する際に必ず立ち返る“共通のものさし”です。SDGs・ゼロカーボン・DXという3つの視点を常に意識することで、各分野の取り組みを相互に補い合い、時代の変化に対応した持続可能なまちづくりを進めています。

国の「第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略」では、横断目標として「地方創生 SDGs の実現などの持続可能なまちづくり」が明記されおり、本市においても、これを踏まえた施策を推進し、SDGsの17のゴールと各施策との関連付けを行うなど、だれ一人取り

残さない持続可能なまちづくりを推進してきました。国の動向や地域の実情を踏まえ、本計画においても SDGs の理念をまちづくりのあらゆる分野に取り入れ、引き続き SDGs の視点を持ったまちづくりを推進していきます。

また、本市では令和6(2024)年に「ゼロカーボンシティ宣言」を表明しました。これは 2030 年までに市内の温室効果ガス排出量実質ゼロを目指す取り組みで、住居や交通、買物など日々の暮らしにおけるあらゆる分野でのエネルギー転換や節約など、市民をはじめ地域が一丸となった取り組みが必要となります。

だれ一人取り残さない持続可能な地域の実現のためには、人や施設など限りある地域資源を有效地に活用することが重要です。居住地域によっては地勢的要因により行政施設や買物、通院、通学等のアクセスなど生活上の困難さを抱えている住民が存在します。こうした地域格差を限りなくゼロにし、市民が住み慣れた地域で住み続けられるよう、様々な分野で DX の恩恵をだれもが受けられるように進めることで、市民の暮らしやすさの向上を図ることが重要です。

#### <分野を横断した戦略的取り組み>

- ① SDGsの推進
- ② ゼロカーボンの推進
- ③ DX の推進

## 基本構想

### 1. まちづくりの基本理念

#### 市民憲章の尊重

本計画の作成にあたっては、北秋田市のまちづくりに取り組むための大きな指針である「市民憲章」に鑑みた政策・施策等を展開する必要があります。本計画では「市民憲章」を踏まえ、市民と市がよりよいまちづくりのためにそれぞれの立場からそれぞれにできることを考え行動し、人と豊かな自然の調和のもと「だれもが尊重され、多様な住民のWell-being(ウェルビーイング)が実現できる、誇りの持てる北秋田市」を目指します。

#### <市民憲章>

##### 主文

健康で しごとにはげみ 活力のあるまちをつくります  
お互いが 尊敬し支えあい 明るいまちをつくります  
命のたいせつさを学び 文化をはぐくみ 豊かなまちをつくります  
自然を愛し 環境をととのえ 美しいまちをつくります  
みんなで 力をあわせ 住みよいまちをつくります

※第3次総合計画では、市民憲章をしっかりと尊重をしつつも、理念的な考え方(重点目標)を別途設定して、各施策にひも付くよう策定しています。

### 2. 目指すまちの将来像

森と歴史が息づき、幸せを紡ぐまち 北秋田  
～だれもが関わり、未来を築く～

本市は、森吉山に象徴される雄大で豊かな自然と、世界文化遺産に登録された伊勢堂岱遺跡をはじめとする歴史・文化があり、これらの地域資源は市民の誇りであり、未来へと引き継ぐべき大切な財産です。

こうした本市の特性・特徴を踏まえ、第3次北秋田市総合計画では「森と歴史が息づき、幸せを紡ぐまち 北秋田～だれもが関わり、未来を築く～」を将来像として掲げました。

この言葉には、自然と歴史を大切にしながら、市民一人ひとりが主体的に関わり合い、世代や背景を超えて協力し合うことで、だれもが安心して幸せに暮らせる持続可能なまちを築いていくという想いが込められています。

### 3. 人口ビジョン

#### 人口の将来展望

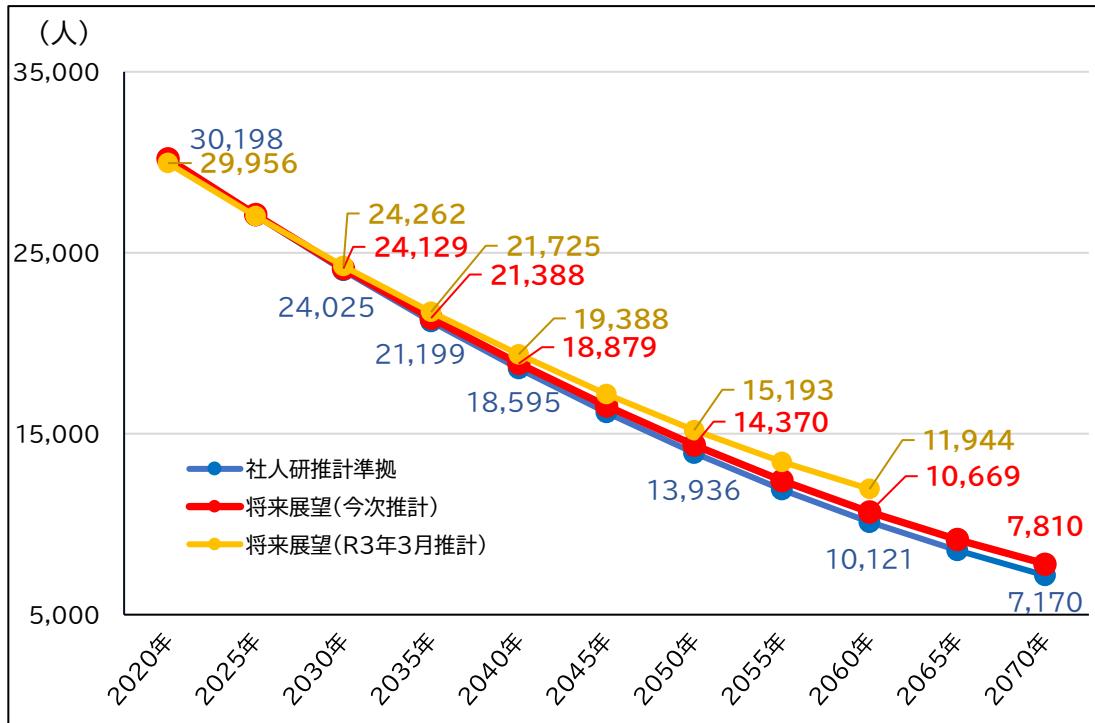
北秋田市における人口の将来展望は、以下のとおりです。

令和12(2030)年に **24,129** 人

令和32(2050)年に **14,370** 人

国が提供する「将来人口推計のためのワークシート(令和6年6月版)」を活用し、社人研推計準拠(国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」と独自推計を行い、人口動向分析をした結果、若い世代の定着やふるさと回帰の促進など、人口の流入を促す施策の検討と実施の必要性が浮き彫りになっていることから、今後は、この人口の将来展望を念頭に、本計画に基づく各種施策を着実に推進してまいります。

図 2 人口の将来展望



## 4. 計画の大綱

重点目標及び基本目標の掲げる目標を目指し、取り組みを進めます。

### 重点目標

#### 北秋田市民が都市や世界の人々と相互につながり、希望と幸せを実感する社会の実現

国は「地方創生 2.0」において、地方都市では今後、人口減少のペースが緩まるとしても当面は人口・生産年齢人口が減少するという実態を正面から受け止めた上で、すべての人に安心と安全を保障し、希望と幸せを実感する社会を実現するとしています。

こうした流れを受け、また本市の優位な特性を踏まえた上で本市における人口減少及び少子高齢化対策として、以下の3点を重点目標として定めることとします。

#### <重点目標>

- ① 年齢や性別を問わず、希望を持って安心して暮らせる生活環境の創生
- ② 豊かな自然や文化など地域資源を最大限活用した高付加価値・高効率型の事業創出
- ③ 都市や世界とつながり続けることで関係人口とふるさと回帰を創出

#### **① 年齢や性別を問わず、希望を持って安心して暮らせる生活環境の創生**

北秋田市では、高齢化の進行や若年層の都市部への流出が続くなか、だれもが安心して暮らし、働く環境の整備が求められています。今後は、医療・福祉サービスの充実や子育て支援の強化、働く世代が地域に定着できる雇用の場の確保などを通じて、年齢や性別を問わず市民一人ひとりが自分らしく暮らせる生活基盤の創生を目指します。これにより、市民の「暮らしの質」や「幸福度の向上」を図ります。

また、多様なライフスタイルに対応した住環境の整備や、地域コミュニティの活性化、防災・減災の視点を取り入れたまちづくりを推進し、若者を含むだれもが希望を持って、安心とやすらぎを感じられるまちづくりを進めていきます。

#### **② 豊かな自然や文化など地域資源を最大限活用した高付加価値・高効率型の事業創出**

大いなる自然に囲まれ、伝統文化や歴史、特産品に恵まれた北秋田市は、他地域にはない独自の魅力を持つ地域資源の宝庫です。こうした地域の強みを生かし、観光や農林業、ものづくりなどの分野で、付加価値の高い新たなビジネスやサービスの創出を促進します。

特に、持続可能な形で自然と共生する観光コンテンツの開発や、地元の素材を活用したブランド商品の展開、文化資源を生かした体験型プログラムの展開などに取り組み、地域経済の活性化と雇用創出につなげていきます。

これらの取り組みにより、地域資源を最大限に活用した高付加価値・高効率型の事業を創

出し、北秋田市全体の経済活性化を図ります。

### **③ 都市や世界とつながり続けることで関係人口とふるさと回帰を創出**

北秋田市では、人口減少と少子高齢化が深刻な課題となっていますが、一方で、都市部との新たなつながりを築く「関係人口」の創出や、Uターン・Iターンによる移住者の受け入れが重要な鍵となっています。

市外出身者や地元出身者との継続的な関わりを通じて、地域に关心を持ち、支援し、やがては移住・定住へとつながる流れを育てていきます。地域の魅力を効果的に発信し、地域活動や仕事の受け皿を整えることで、「北秋田に関わるヒト」が増え続ける仕組みづくりを推進します。

これらの取り組みを通じて、地域との多様な関わりを広げながら、移住・定住の促進による人口減少抑制を目指します。

### **基本目標**

まちの将来像を実現するために、施策を5つの行政分野に分け、それぞれの分野に対応する基本施策に沿って、具体的に進めていくための目標を示しています。

### **産業 だれもがやりがいある働きと活躍を創出できるまち**

北秋田市では、人口減少や少子高齢化に伴い、地域の担い手不足や後継者の不在など、産業全体にわたる課題が顕在化しています。その一方で、豊かな自然や特産品、地域資源を生かした農林業、観光業、ものづくりなどには大きな可能性があります。

そのような背景のもと、特に観光分野では、森吉山の豊かな自然環境を活かしたアウトドアクティビティの充実や大館能代空港に近い立地を活かした伊勢堂岱遺跡を取り入れた観光モデルルートを造成し、地域の魅力を高めながら地域経済の活性化を図ります。また、地域内の移動手段である秋田内陸縦貫鉄道は、観光や地域資源へのアクセス向上において重要な役割を担っており、その利活用を図ります。

また、産業全般にわたって、今後はICTの利活用による業務効率化や生産性の向上、外国人人材も視野に入れた多様な人材の受け入れ促進を図りながら、地域の特性を生かした産業の再構築を進めています。市内外の多様な人材が地域に関わり、やりがいや誇りを持って働く環境づくりを推進することで、次世代へとつながる持続可能な産業構造を育てていきます。

## **保健・医療・福祉　だれもが健やかな心身を育めるまち**

北秋田市は全国的にも高齢化率が高く、日常の健康管理や介護、医療体制の充実が極めて重要です。地域医療を支える人材の確保や、在宅医療・介護の体制強化、健康づくりの推進などを通じて、市民一人ひとりが住み慣れた地域で生涯にわたって安心して暮らせるよう、切れ目のない支援体制を整えていきます。

また、将来を担う若い世代が安心して暮らせるよう、子ども・子育て・若者支援の充実にも力を入れ、ライフステージに応じた包括的な福祉の実現を目指します。

あわせて、障がい者への支援やバリアフリー環境の整備にも取り組みます。だれもが心も体も健やかに暮らし続けられる、持続可能な地域社会の形成を目指します。

## **教育・文化・スポーツ　だれもがふるさとを愛し誇りを持ち続けられるまち**

地域の未来を担う子どもたちが、自らのふるさとに愛着と誇りを持ち、豊かな心を育んでいけるよう、学校教育と社会教育の連携を強化し、地域ぐるみの教育環境を整えます。

また、伝統文化や歴史、芸能の継承と発信を通じて、市民全体がふるさとの魅力を再認識し、地域に誇りを持てる文化的土壌を育てていきます。

さらに、若者を中心とした多様な世代がスポーツを通じて地域と関われるよう、アーバンスポーツ等の啓発及び環境整備にも取り組みます。あわせて、だれもが安心して利用できるよう施設の改修・整備を進め、スポーツを通じた交流と健康づくりの基盤を強化します。

こうした取り組みにより、若者が一度ふるさとを離れた後も再び戻り、地域の一員として活躍できる契機を創出するとともに、教育と文化が地域に根差し、世代を超えて受け継がれるまちを目指します。

## **生活環境基盤　だれもが安心で安全な暮らしが営めるまち**

山間地域が多く、降雪量も多い北秋田市においては、日常生活の利便性や防災・減災の観点から、交通インフラや住環境の整備が重要です。

また、高齢者や子育て世代など、多様な市民が暮らしやすさを実感できるよう、生活に身近な公共サービスの維持・向上や、バリアフリー化の推進にも力を入れていきます。

あわせて、ごみの減量やリサイクル活動の推進にも取り組み、持続可能な暮らしを支える環境づくりを進めます。

さらに、近年、市街地周辺でツキノワグマ等の出没が増加しており、関係機関と連携し、市民が安心して暮らしていけるよう、人と野生鳥獣との棲み分けや被害防止に向けた適切な対策の推進に努めます。

そして、だれもが安心して住み続けられる地域を実現できるよう、安全で快適な暮らしを支える基盤づくりを進めます。

## **市民活動・市政運営　だれもが互いに尊重し合いともに協働できるまち**

人口減少が進むなか、地域を支える力として、市民一人ひとりの主体的な参加と、行政との協働がますます重要になっています。市民の多様な声を生かしながら、地域課題の解決に向けた対話と協働を促進し、信頼に基づく開かれた市政運営を推進します。

あわせて、限られた財源を有効に活用しながら、財政運営の健全化と行政運営の効率化等にも取り組みます。また、地方移住や二地域居住の需要にも対応できるよう、受け入れ体制や支援策の充実を図ります。

そして、多様性を尊重し合う地域社会の実現に向けて、市民活動や地域づくりの担い手を支援し、世代や立場を超えた市民相互の交流や男女共同参画の推進を通じて、持続可能で力強い地域コミュニティの形成を図ります。

# 第3次北秋田市総合計画 (素案)



令和 7 年 12 月  
北 秋 田 市



# 目次

<b>序論</b> .....	<b>16</b>
1. 総合計画の位置づけと策定趣旨 .....	16
2. 計画の構成と期間.....	17
3. 総合計画策定にあたっての基本的事項.....	17
<b>第1章 時代の潮流と北秋田市の現状.....</b>	<b>19</b>
1. 時代の潮流と北秋田市を取り巻く現状と課題.....	19
2. 北秋田市に影響を与える社会動向.....	22
<b>第2章 基本構想 .....</b>	<b>25</b>
1. まちづくりの基本理念 .....	25
2. 目指すまちの将来像.....	25
3. 人口ビジョン.....	26
4. 計画の大綱.....	31
<b>第3章 基本計画 .....</b>	<b>35</b>
1. 施策の体系 .....	35
2. 基本施策と施策の方向性 .....	36
1. 産業 だれもがやりがいある働きと活躍を創出できるまち .....	36
1 農畜産業の振興 .....	36
2 林業の振興 .....	38
3 商業の振興 .....	40
4 観光の振興 .....	42
5 工業の振興 .....	44
2. 保健・医療・福祉 だれもが健やかな心身を育めるまち .....	46
1 地域医療・福祉の充実 .....	46
2 予防・健康づくりの推進 .....	48
3 子ども・子育て・若者支援の充実 .....	50
4 高齢者福祉の充実 .....	52
5 障がい者福祉の充実 .....	54

<b>3. 教育・文化・スポーツ だれもがふるさとを愛し誇りを持ち続けられるまち</b>	<b>56</b>
1 学校教育の充実	56
2 生涯学習・生涯スポーツの推進	59
3 地域の歴史・文化の継承と振興	61
<b>4. 生活環境基盤 だれもが安心で安全な暮らしが営めるまち</b>	<b>63</b>
1 上下水道の維持・整備	63
2 快適な住環境の整備	65
3 交通ネットワークの充実	67
4 環境保全の推進	69
5 交通安全・防犯対策の強化	71
6 消防・防災・救急体制の充実	74
<b>5. 市民活動・市政運営 だれもが互いに尊重し合いともに協働できるまち</b>	<b>76</b>
1 市民活動の推進と行政との連携	76
2 健全な行財政運営	78
3 人権尊重社会の形成	80
4 移住・定住の促進	82
<b>【資料編】</b>	<b>84</b>

# 序論

## 1. 総合計画の位置づけと策定趣旨

### 総合計画とは

総合計画とは、北秋田市をどのような「まち」にしていくのか、そのためにどのような取り組みをしていくのかについて、総合的・体系的にまとめた市の最上位計画です。産業、保健・医療・福祉、教育、生活環境等、すべての行政分野における道標(みちしるべ)の役割を持った計画です。

また、本市における人口減少を抑制するとともに、すべての市民の暮らしやすさや幸福度の向上を目指す「多様な Well-being(ウェルビーイング)の実現」に向けた地方版まち・ひと・しごと創生総合戦略としての性質も持ち合わせています。

### 第3次北秋田市総合計画策定の趣旨

本市では、平成 27(2015)年度に「住民が主役の“もり”のまち」を市の目指すべき将来像として掲げ、令和7(2025)年度を目標年次とする「第2次北秋田市総合計画」を策定しました。

この間、北秋田市を取り巻く環境は大きく変化し、急速な人口減少や少子高齢化に加え、新型コロナウイルス感染症の拡大によって地域経済やコミュニティへの影響が深刻化しました。一方で、感染症対策のなかでデジタル技術やオンラインの活用が進展し、柔軟な働き方の実現など、新たな可能性も生まれました。

こうしたなか、国においては「デジタル田園都市国家構想」や「地方創生 2.0」など、地方の活力再生に向けた新たな政策方針が示されました。

これを受けて、本市においても、官民連携を強化し、デジタル技術を活用しながら、市民一人ひとりの多様な幸せの実現と地域課題の解決に向けた地方創生の取り組みを、今後さらに加速化・深化させていく必要があります。

今般、現行計画の終期が到来することから、令和8(2026)年度を初年度とし、目標年次を令和 12(2030)年度とする前期基本計画を策定しました。

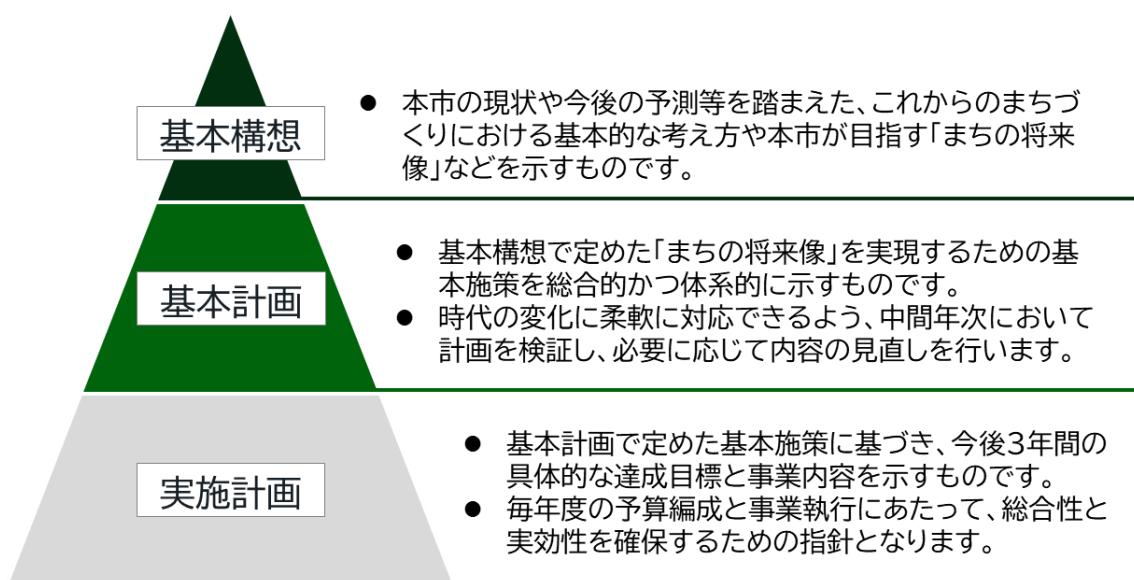
策定にあたっては、少子・高齢化社会に向けた総合的な取り組みや行財政改革及びDX(デジタル・トランスフォーメーション)による効率的・効果的な行政運営、市民の多様な Well-being(ウェルビーイング)の実現を踏まえながら、「年齢や性別を問わず、希望を持って安心して暮らせる生活環境の創生」、「豊かな自然や文化など地域資源を最大限活用した高付加価値・高効率型の事業創出」、「都市や世界とつながり続けることで関係人口とふるさと回帰を創出」の3つを重点目標とし、まちづくりの方向性を示します。

## 2. 計画の構成と期間

### 計画の基本構成

本計画は基本構想、基本計画、実施計画の3つの階層をもって構成します。基本構想はまちづくりの長期的なビジョンを示すものとして、本市が目指す「まちの将来像」を定めます。基本計画では基本構想で定めた「まちの将来像」を実現するための基本施策を示すものとし、実施計画では基本計画に定めた基本施策に基づき、具体的な達成目標と具体的な事業を定めるものとします。

図 1 総合計画の基本構成



### 計画期間

基本構想 令和8(2026)年度～令和17(2035)年度

基本計画 前期：令和8(2026)年度～令和12(2030)年度

後期：令和13(2031)年度～令和17(2035)年度

## 3. 総合計画策定にあたっての基本的事項

### 分野を横断した戦略的取り組み

「分野を横断した戦略的取り組み」とは、施策を検討・実施する際に必ず立ち返る“共通のものさし”です。SDGs・ゼロカーボン・DXという3つの視点を常に意識することで、各分野の取り組みを相互に補い合い、時代の変化に対応した持続可能なまちづくりを進めています。

国の「第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略」では、横断目標として「地方創生 SDGs の実現などの持続可能なまちづくり」が明記されおり、本市においても、これを踏まえた施策を推進し、SDGsの17のゴールと各施策との関連付けを行うなど、だれ一人取り

残さない持続可能なまちづくりを推進してきました。国の動向や地域の実情を踏まえ、本計画においても SDGs の理念をまちづくりのあらゆる分野に取り入れ、引き続き SDGs の視点を持ったまちづくりを推進していきます。

また、本市では令和6(2024)年に「ゼロカーボンシティ宣言」を表明しました。これは 2030 年までに市内の温室効果ガス排出量実質ゼロを目指す取り組みで、住居や交通、買物など日々の暮らしにおけるあらゆる分野でのエネルギー転換や節約など、市民をはじめ地域が一丸となった取り組みが必要となります。

だれ一人取り残さない持続可能な地域の実現のためには、人や施設など限りある地域資源を有效地に活用することが重要です。居住地域によっては地勢的要因により行政施設や買物、通院、通学等のアクセスなど生活上の困難さを抱えている住民が存在します。こうした地域格差を限りなくゼロにし、市民が住み慣れた地域で住み続けられるよう、様々な分野で DX の恩恵をだれもが受けられるように進めることで、市民の暮らしやすさの向上を図ることが重要です。

#### <分野を横断した戦略的取り組み>

- ① SDGsの推進
- ② ゼロカーボンの推進
- ③ DX の推進

## 第1章 時代の潮流と北秋田市の現状

### 1. 時代の潮流と北秋田市を取り巻く現状と課題

「地方創生」の取り組みが始まって10年が経過しました。その間、全国各地で少子高齢化及び人口減少対策として、出産や子育てに関する望みをかなえる各種支援や移住定住、ふるさと回帰の促進、産業の活性化などが行われてきました。しかしながら、人口減少や東京圏への一極集中の大きな流れを変えるには至りませんでした。

これまでの10年の経済、社会、環境等の変化、国民の意識の変遷を踏まえて、本市の特性に鑑みた本市の「目指すまちの将来像」の実現に向けた施策を検討・推進していく必要があります。

#### <人口動向>

社会全体では総じて人口減少が続くものの外国人割合が増加する見込み

- 2050年には、2020年比で総人口は2,146万人が減少し、外国人割合は2.2%から7.0%に増加する見込みです。
- 生産年齢人口(15~64歳)に着目すると、2050年には2020年比で1,969万人減少する見込みとなっています。一方、外国人割合は3.1%から10.6%に増加する見込みです。

地方部では生産年齢人口・老人人口ともに加速度的に減少の見込み

- 2020年と2050年を比較した場合、都市部では生産年齢人口(15~64歳)の減少が限定的であるものの、老人人口(65歳以上)の大幅な増加が見込まれ、東京都では30%以上、神奈川県及び愛知県では20%以上増加するとされています。
- 地方部では、生産年齢人口(15~64歳)・老人人口(65歳以上)ともに加速度的に減少することが見込まれます。

北秋田市でも減少傾向、近く老人人口が生産年齢人口を超える見通し

- 国勢調査における令和2年(2020年)の本市人口は、30,198人であり、昭和55年(1980年)以降、減少傾向にあります。
- 本市の老人人口(65歳以上)は昭和55年(1980年)以降増加を続け、平成2年(1990年)には年少人口(0歳~14歳)を上回りました。令和2年(2020年)の年少人口(0歳~14歳)は2,437人となっており、過去20年間で約半数まで減少しています。また、令和2年(2020年)における生産年齢人口(15~64歳)は14,260人、老人人口(65歳以上)は13,438人と人口の逆転が目前に迫っています。

### <買物困難者等(食料品アクセス)問題>

地方都市では生活維持のため買物困難者への対応が急務

- 農林水産省は店舗まで直線距離で 500m以上、かつ 65 歳以上で自動車を利用できない人を「食料品アクセス困難人口」としており、2020 年における当該人口は全国で 904 万人とされています。
- このうち、75 歳以上では 566 万人とされ、全体に占める割合は 63%となっています。こうした傾向は主に地方部で高い傾向が見られます。

北秋田市の調査では回答者の半数が「買い物の利便性」に不満を感じている

- 本市が実施した「市民アンケート調査」では、「買い物の利便性」について「不満」「やや不満」と回答した人が全体の 52.9%に上り、回答者の2人に1人が買い物における困難を抱えていることが推察されます。

### <地域公共交通の最適化>

生活基盤である公共交通は利用者の減少、担い手不足が課題

- 人口減少に起因する長期的な利用者の減少、及び新型コロナウイルス蔓延による社会活動等の鈍化により、交通事業者の経営環境は悪化傾向にあります。
- インバウンドの増加など社会活動の活発化は見られるものの、コロナ前の水準には依然として回復していない現状にあります。
- 一般路線バスや地域鉄道は多くの事業者が赤字となっているほか、タクシー事業者においても運転手の高齢化や担い手確保が課題となっています。

北秋田市の調査では回答者の半数が「交通の利便性」に不満を感じている

- 本市が実施した「市民アンケート調査」では、「交通の利便性」について「不満」「やや不満」と回答した人が全体の 55.6%に上る結果となり、自身での移動手段を持たない子どもや高齢者等にとっては、通院や通学、買い物など日常生活のあらゆる面において困難を抱えている可能性があります。

### <雇用動向>

介護、サービス分野での人材不足が顕著

- 2013 年から 2023 年までの 10 年間で、いずれの業種も有効求人倍率が上昇しています。なかでも、保安、建設・採掘、介護、サービス分野での人手不足が強まっており、売り手市場の一方で事務職は引き続き買い手市場となっている現状があります。
- 地域別にみた場合の概ねの傾向は、東京圏や大阪圏周辺で有効求人倍率は低く地

方部で高い傾向にあり、地方都市での雇用における人材不足が継続している状況です。

- 介護関係職種の有効求人倍率は 10 年前に比べて上昇しており、今後 20 年間で約 57 万人の人手不足が生じる見通しとなっています。

#### **女性の就業が進み、若い世代での正社員割合は上昇傾向に**

- 女性の就業率は 10 年前に比べすべての年代で上昇しており、25~34 歳においては正社員割合が平均 14.5 % 上昇しています。
- 若年女性が大都市圏に流出した結果、一部地域で未婚者の男女比の不均衡が存在しています。若年女性の流出にはさまざまな要因が考えられますが、未婚者の男女比の不均衡と各地域における男女間賃金格差の間には、緩やかな相関関係が観察されます。
- 男女間賃金格差への対応も含め、女性が地域で活躍しやすい環境をつくることは、地域経済の長期的な持続性を高める上でも重要です。

#### **外国人労働者の受入は増加傾向、賃金格差是正や多言語対応等の支援が重要**

- わが国で働く外国人労働者数は、2023 年 10 月末時点で約 205 万人にのぼり、全雇用者の約 3.4 % を占めるなどその存在感は年々高まっています。
- 日本人労働者と外国人労働者の間には 28 % 程度の賃金格差があるとされており、今後はその賃金格差を是正することが求められています。あわせて、日本語教育や多言語での手続き対応など、外国人労働者の生活・就労環境を整備することが、外国人労働者の定着において重要となっています。
- 本市においては、人口減少や少子高齢化の進行に伴い、労働力人口の減少が今後一層深刻化することが見込まれます。そのため、地域産業を維持・発展させていく上では、多様な人材の参画が不可欠であり、とりわけ外国人労働者の受入れは重要な視点の一つとなっています。
- 外国人労働者の受入れにあたっては、地域社会を構成する一員として受け入れ、だれもが教育・医療等を含む基本的なサービスに公平にアクセスでき、安心・安全に暮らせる環境整備が求められています。

#### **北秋田市での地元雇用・正規雇用者数は増加傾向、支援策強化が求められている**

本市では地元雇用の安定を図るため、県やハローワーク等と連携した取り組みを開催しています。その結果、令和 3 年度より 3 年連続で地元雇用及び正規雇用者数が増加しており、さらなる地元中学生向けの企業博覧会の開催や地元高校生への企業説明会による地元企業の認知度向上と、奨励金制度の周知を通じた地元雇用対策の推進が求められています。

### <観光動向>

訪日外国人数は大幅に増加し、「地方型コト消費(地域資源を活用した体験型消費)」への関心が高まる傾向

- 2024年までの10年間で外国からの観光客が大幅に増加し、訪日外客数は2,346万人、訪日外国人旅行消費額は6.1兆円の増加となっています。
- 2023年に地方を訪れた訪日外国人旅行者は、全体の約50%を占める状況となっています。特に、アジアの旅行者は、訪日リピーター割合が高く、地方のみ訪問する割合も高くなっています。世界の旅行者は、持続可能な観光や地域への貢献、知られていない目的地への関心が高いとされています。日本食、日本の伝統文化や日常の暮らし等への関心も高く、地方誘客の促進に向けては、その地域ならではの観光資源を生かした魅力の向上や発信が求められています。

北秋田市においても樹氷鑑賞目的のインバウンドが増加傾向

- 近年、冬季における本市の主要観光地である森吉山阿仁スキー場では、インバウンド(外国人旅行者)が増加傾向にあり、二次アクセスの整備や多言語化にも対応するなどさらなる集客を図るための取り組みを展開しています。
- 現状ではアジア圏からの観光客が多く、今後は欧米や豪州などからの誘客促進が期待されています。

## 2. 北秋田市に影響を与える社会動向

### <産業>

大手アウトドア用品会社との連携による道の駅たかのすのリニューアルと整備

- 本市は、アウトドア用品大手モンベル社との間で「アウトドア拠点施設整備にかかる基本合意書」を締結しました。本市がリニューアルする道の駅たかのすにモンベルが直営店を開設する予定です。これにより、さらなる交流人口の拡大と地域活性化が期待されます。

### <観光>

大館能代-羽田線の往復便数の維持

- 國土交通省は全日本空輸(ANA)が運航する大館能代空港の羽田線の1日3往復体制を2029年3月24日まで継続すると発表しました。往復便数の維持により、ビジネスや観光面の利便性維持が期待されます。

森吉山の国立・国定公園候補地認定

- 森吉山は国立・国定公園の大規模拡張候補地に選ばれています。2025年度に環

境省による調査結果と指定方針が示されます。国立・国定公園化により、本市のブランド力向上や国内外からの誘客促進が期待されます。

### **まちづくり観光協会の設立と DMO 認定への展望**

- 北秋田まちづくり観光協会では、従来のボランティアベースやイベント中心の取り組みから脱却し、市場動向や来訪者ニーズを分析したうえで、体験型の観光商品造成と効果的なプロモーションを一体的に展開し、地域 DMO への登録も視野に入れたより専門的で事業性の高い観光事業への転換を図ることで、北秋田市の持続可能な地域経済の活性化につながることが期待されます。

### **<保健・医療・福祉>**

#### **分娩体制の見直しと支援事業の展開**

- 北秋田市民病院では、妊娠 32 週までの妊婦検診や産婦人科診療は継続しています。市では「きたあきた出産まるっと応援事業」を通じ、近隣病院で安心して出産できる環境を整備し、分娩協力医療機関との連携を強化しています。市民が安全に出産できる体制の確保が期待されます。

#### **こども家庭センターの設置**

- 2025 年度に設置されたこども家庭センターでは、母子保健機能と児童福祉機能を統合し、妊娠婦や子ども、子育て家庭への相談・支援を包括的に提供します。これにより、切れ目のない支援体制が整備され、市民が安心して出産・子育てできる環境の充実が期待されます。

### **<教育・文化・スポーツ>**

#### **学校の適正規模と配置再編**

- 本市の児童生徒数は、2017年に策定した北秋田市小中学校適正規模・配置再編プラン策定時の推計を上回る早さで減少しており、それに伴い学校の小規模・過小規模化が顕著になってきています。鷹巣小、鷹巣東小、綴子小の 3 校については 2027~2031 年の期間中に統合し、新校舎建設が予定されており、義務教育学校阿仁学園は開校により、現行の体制を維持しています。また、森吉中についても再編プランを見直すことにより、多様な教育機会を確保することが期待されます。

#### **森吉コミュニティセンターの改築**

- 森吉コミュニティセンターは、昭和 56 年の建築から 44 年が経過しており、利用者からは、エレベーターの未設置、バリアフリー化、トイレの洋式化、音響設備等に対する

る改修や全面改築を求める声が多く寄せられています。こうした要望や社会情勢が大きく変化していることを踏まえ、総合的に判断した結果、改築することにしました。改築にあたり、森吉コミュニティセンターの新たな機能として、今後改修が見込まれる森吉地区にある公共施設等との合築や既存施設の機能の有効活用についても検討を行い、地域の交流拠点として、世代を超えた多くの市民に親しまれる施設になることが期待されます。

### <道路・交通ネットワーク>

#### 日本海沿岸東北自動車道(日沿道)の整備

- 日沿道については、全線開通に向けて整備が進められており、能代市～北秋田市間の「二ツ井今泉道路(延長 5.9km)」のうち、「(仮称)小繫 I.C～蟹沢 I.C」間(約 4.5km)が 2025 年度に開通予定となっています。  
この開通により、冬期間の安全で安定した交通環境の確保、迅速な救急搬送体制の向上、災害時における国道 7 号の代替道路としての活用が期待されます。  
あわせて、近隣自治体とのアクセス向上による通勤圏の拡大や物流の効率化、産業振興や広域観光による地域のさらなる活性化が期待されます。

#### 国道 105 号「大曲鷹巣道路」の整備

- 国道 105 号は、県南と県北を結ぶ主要路線であり、豊富な観光資源をつなぐ観光ルートとして、また物流や地域間交流を支える重要な路線です。  
そのなかでも「大覓野峠」区間は、急峻な地形と厳しい自然環境により、土砂崩れや積雪、雪崩などによる交通障害が頻発しており、整備にあたって、最も困難を極める区間とされてきました。こうしたなか、2024 年に国の直轄事業として「大覓野峠防災」工事が着手され、災害に強い道路交通網の確保に向けた整備が進められています。  
「大曲鷹巣道路」の整備が進むことで、内陸部と沿岸部を結ぶ物流の効率化や観光振興の促進など、県全体、さらには北東北地域の活性化に大きく寄与することが期待されます。

### <地域コミュニティ>

#### 市民団体によるボランティア活動

- 北秋田市を中心にボランティア活動や子ども食堂などを展開する市民団体が、解体を予定していた古民家を所有者から無償で借り受け、新たな活動拠点として利用を開始しました。集落機能全体の衰退が進むなか、こうした活動が継続的に、かつ域内に拡大されることで地域の互助機能の維持が期待されます。

## 第2章 基本構想

### 1. まちづくりの基本理念

#### 市民憲章の尊重

本計画の作成にあたっては、北秋田市のまちづくりに取り組むための大きな指針である「市民憲章」に鑑みた政策・施策等を展開する必要があります。本計画では「市民憲章」を踏まえ、市民と市がよりよいまちづくりのためにそれぞれの立場からそれぞれにできることを考え行動し、人と豊かな自然の調和のもと「だれもが尊重され、多様な住民のWell-being(ウェルビーイング)が実現できる、誇りの持てる北秋田市」を目指します。

#### <市民憲章>

##### 主文

健康で しごとにはげみ 活力のあるまちをつくります  
お互いが 尊敬し支えあい 明るいまちをつくります  
命のたいせつさを学び 文化をはぐくみ 豊かなまちをつくります  
自然を愛し 環境をととのえ 美しいまちをつくります  
みんなで 力をあわせ 住みよいまちをつくります

※第3次総合計画では、市民憲章をしっかりと尊重をしつつも、理念的な考え方(重点目標)を別途設定して、各施策にひも付くよう策定しています。

### 2. 目指すまちの将来像

森と歴史が息づき、幸せを紡ぐまち 北秋田  
～だれもが関わり、未来を築く～

本市は、森吉山に象徴される雄大で豊かな自然と、世界文化遺産に登録された伊勢堂岱遺跡をはじめとする歴史・文化があり、これらの地域資源は市民の誇りであり、未来へと引き継ぐべき大切な財産です。

こうした本市の特性・特徴を踏まえ、第3次北秋田市総合計画では「森と歴史が息づき、幸せを紡ぐまち 北秋田～だれもが関わり、未来を築く～」を将来像として掲げました。

この言葉には、自然と歴史を大切にしながら、市民一人ひとりが主体的に関わり合い、世代や背景を超えて協力し合うことで、だれもが安心して幸せに暮らせる持続可能なまちを築いていくという想いが込められています。

### 3. 人口ビジョン

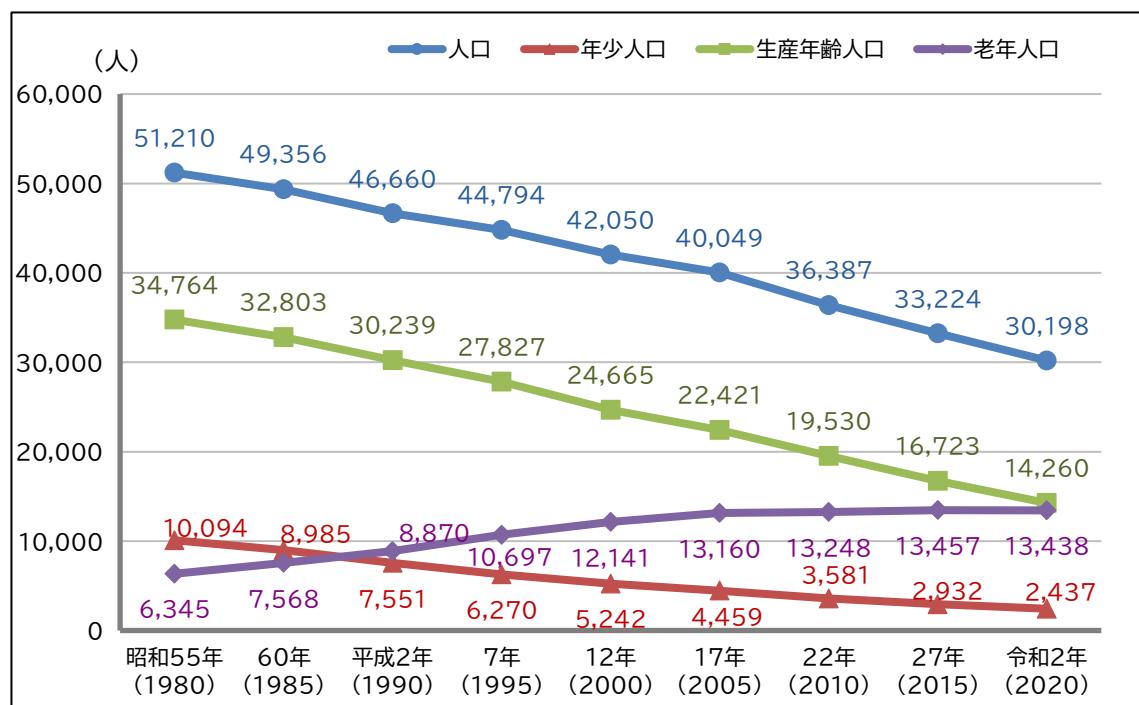
#### 人口の現状分析

##### ■ 人口は一貫して減少傾向、老人人口と生産年齢人口の逆転が目前

国勢調査における令和2年(2020年)の本市人口は、30,198人であり、昭和55年(1980年)以降、減少傾向にあります。

本市の老人人口は昭和55年(1980年)以降増加を続け、平成2年(1990年)には年少人口(15歳未満)を上回っています。令和2年(2020年)の年少人口(15歳未満)は2,437人となっており、20年間で半減しています。また、同年における生産年齢人口(15~64歳)は、14,260人となっており、老人人口(65歳以上)との逆転が目前に迫っています。

図2 総人口及び年齢3区分別の人口推移



資料:統計でみる都道府県・市区町村のすがた(社会・人口統計体系)

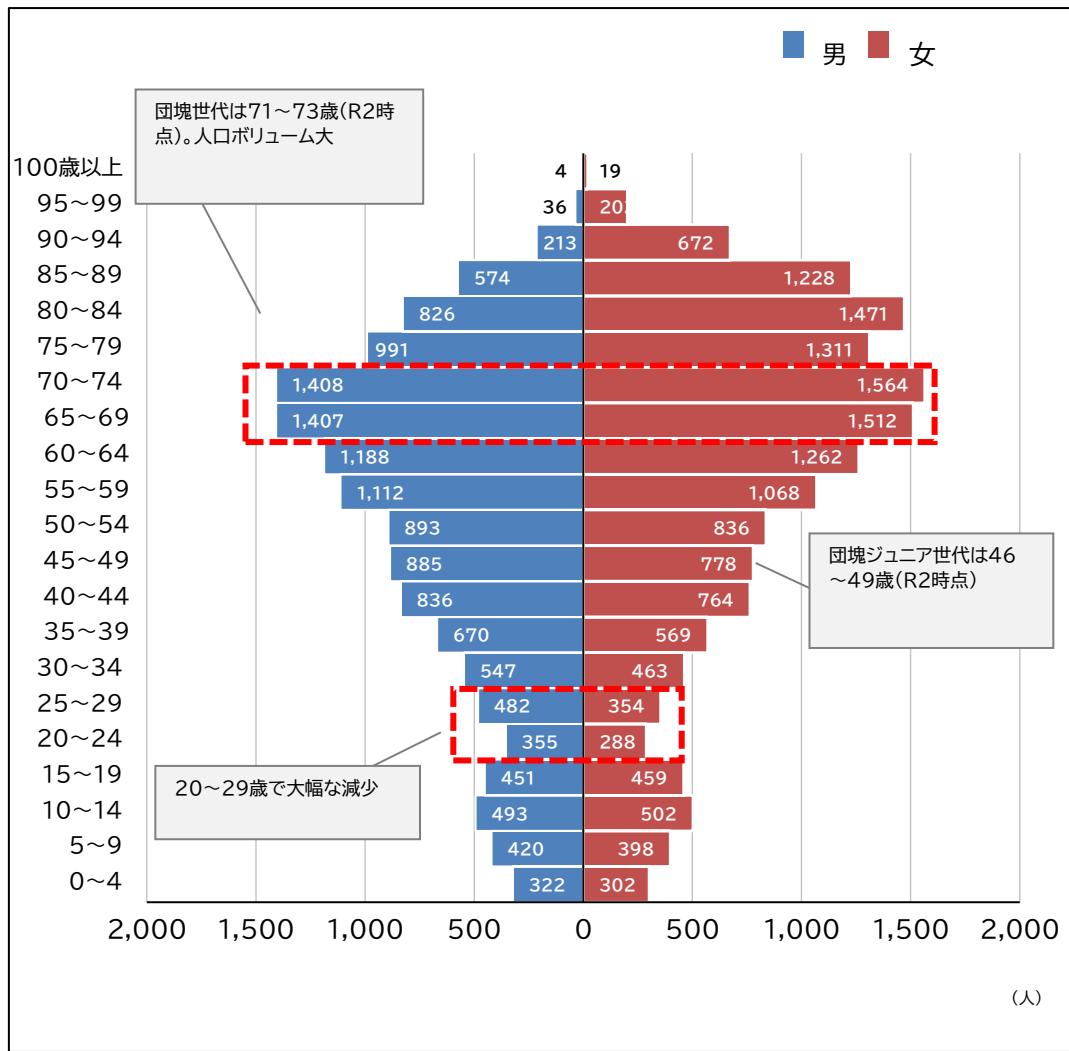
注1)年齢3区分別人口は年齢不詳を含まないため、その合計と総人口は一致しない

注2)平成12年以前は旧町・村の合計

## ■ 人口のボリュームゾーンは男女ともに 65~74 歳

年齢階級別人口は、60 歳未満では男性に比して女性人口が少なく、60 歳以上では女性人口が多い傾向にあります。なお、人口のボリュームゾーンは男女ともに 65~74 歳であり、20~29 歳の年齢層割合が極端に低いことが分かります。

図 3 男女、年齢5歳階級別人口ピラミッド(令和2年時点)

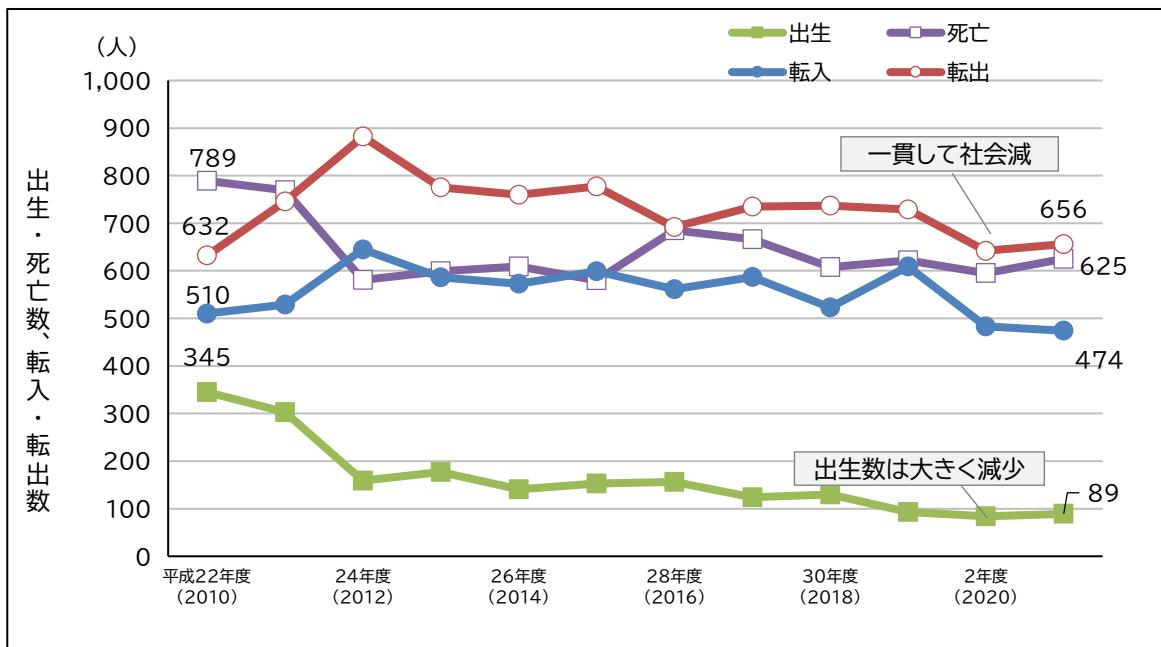


資料:令和 2 年 国勢調査  
注)年齢不詳は含まない

- 人口減は転出が転入を、死亡数が出生数を上回っていることに起因

平成 22 年(2010)から令和 2 年(2020)まで一貫して転出が転入を上回る傾向にあります。また、死亡数についても同様に出生数を上回る状態が続いています。

図 4 転入・転出者、出生・死者数の推移

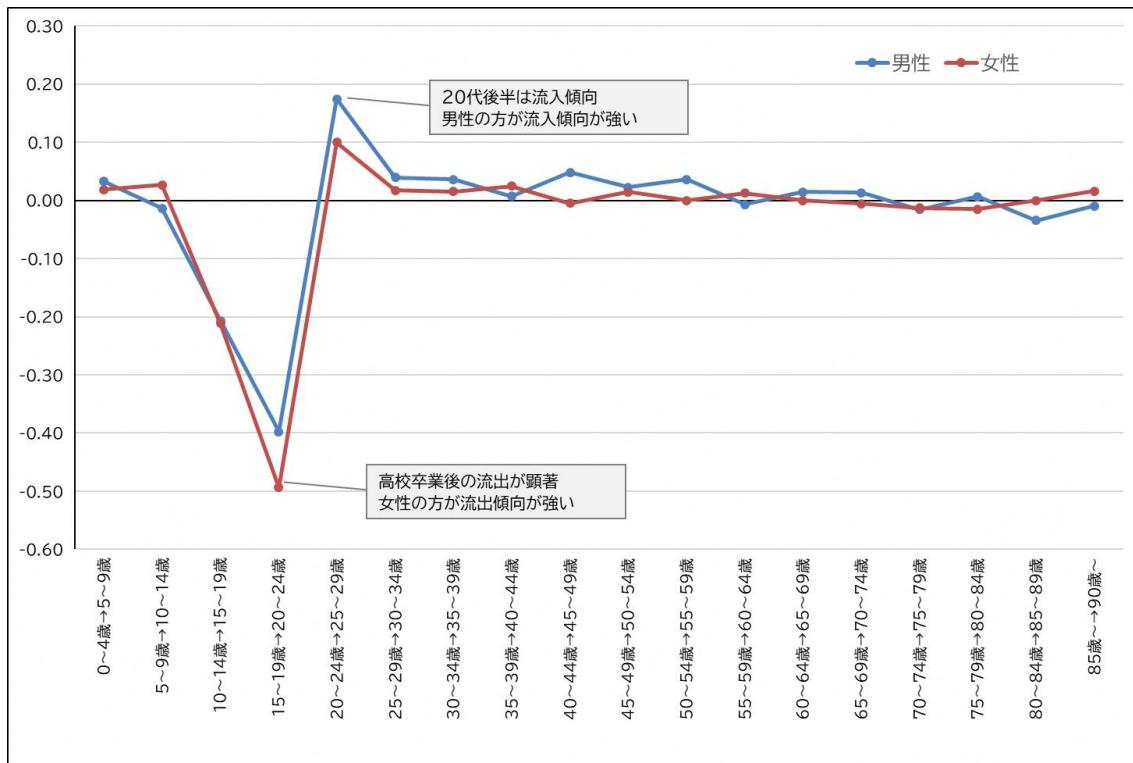


資料：秋田県年齢別人口流動調査

## ■ 流出の中心は 20 歳前後の若い世代

平成 27 年(2015 年)から令和 2 年(2020 年)における年齢 5 歳階級別純移動率をみると、男女ともに高校卒業後の流出が顕著です。特に女性の流出傾向が強いことが分かります。他方で、20 代後半は男女ともに流入傾向にあり、男性の流入傾向が強いことが分かります。

図 5 男女、年齢5歳階級別純移動率(2015-2020)



資料:総務省統計局「国勢調査」(総人口)、厚生労働省「都道府県別生命表」により内閣官房デジタル田園都市国家構想実現会議事務局作成

## 人口の将来展望

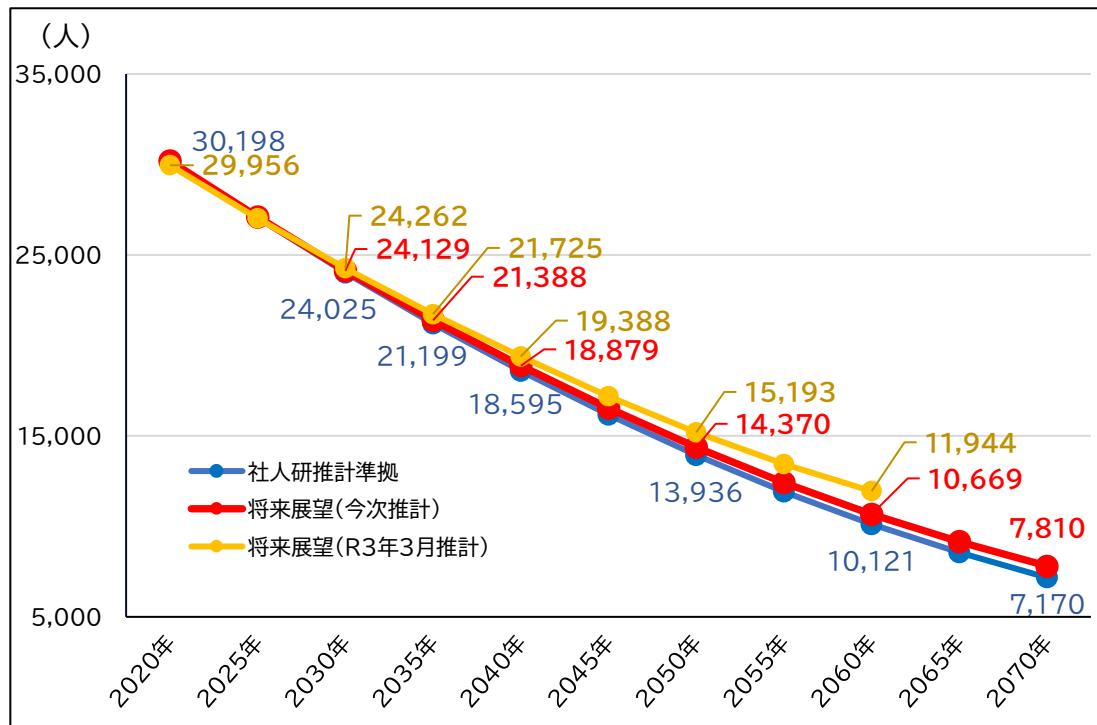
北秋田市における人口の将来展望は、以下のとおりです。

令和12(2030)年に **24,129 人**

令和32(2050)年に **14,370人**

国が提供する「将来人口推計のためのワークシート(令和6年6月版)」を活用し、社人研推計準拠(国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」と独自推計を行い、人口動向分析をした結果、若い世代の定着やふるさと回帰の促進など、人口の流入を促す施策の検討と実施の必要性が浮き彫りになっていることから、今後は、この人口の将来展望を念頭に、本計画に基づく各種施策を着実に推進してまいります。

図 6 人口の将来展望



## 4. 計画の大綱

重点目標及び基本目標の掲げる目標を目指し、取り組みを進めます。

### 重点目標

#### 北秋田市民が都市や世界の人々と相互につながり、希望と幸せを実感する社会の実現

国は「地方創生 2.0」において、地方都市では今後、人口減少のペースが緩まるとしても当面は人口・生産年齢人口が減少するという実態を正面から受け止めた上で、すべての人に安心と安全を保障し、希望と幸せを実感する社会を実現するとしています。

こうした流れを受け、また本市の優位な特性を踏まえた上で本市における人口減少及び少子高齢化対策として、以下の3点を重点目標として定めることとします。

#### <重点目標>

- ① 年齢や性別を問わず、希望を持って安心して暮らせる生活環境の創生
- ② 豊かな自然や文化など地域資源を最大限活用した高付加価値・高効率型の事業創出
- ③ 都市や世界とつながり続けることで関係人口とふるさと回帰を創出

#### **① 年齢や性別を問わず、希望を持って安心して暮らせる生活環境の創生**

北秋田市では、高齢化の進行や若年層の都市部への流出が続くなか、だれもが安心して暮らし、働く環境の整備が求められています。今後は、医療・福祉サービスの充実や子育て支援の強化、働く世代が地域に定着できる雇用の場の確保などを通じて、年齢や性別を問わず市民一人ひとりが自分らしく暮らせる生活基盤の創生を目指します。これにより、市民の「暮らしの質」や「幸福度の向上」を図ります。

また、多様なライフスタイルに対応した住環境の整備や、地域コミュニティの活性化、防災・減災の視点を取り入れたまちづくりを推進し、若者を含むだれもが希望を持って、安心とやすらぎを感じられるまちづくりを進めていきます。

#### **② 豊かな自然や文化など地域資源を最大限活用した高付加価値・高効率型の事業創出**

大いなる自然に囲まれ、伝統文化や歴史、特産品に恵まれた北秋田市は、他地域にはない独自の魅力を持つ地域資源の宝庫です。こうした地域の強みを生かし、観光や農林業、ものづくりなどの分野で、付加価値の高い新たなビジネスやサービスの創出を促進します。

特に、持続可能な形で自然と共生する観光コンテンツの開発や、地元の素材を活用したブランド商品の展開、文化資源を生かした体験型プログラムの展開などに取り組み、地域経済の活性化と雇用創出につなげていきます。

これらの取り組みにより、地域資源を最大限に活用した高付加価値・高効率型の事業を創

出し、北秋田市全体の経済活性化を図ります。

### **③ 都市や世界とつながり続けることで関係人口とふるさと回帰を創出**

北秋田市では、人口減少と少子高齢化が深刻な課題となっていますが、一方で、都市部との新たなつながりを築く「関係人口」の創出や、Uターン・Iターンによる移住者の受け入れが重要な鍵となっています。

市外出身者や地元出身者との継続的な関わりを通じて、地域に关心を持ち、支援し、やがては移住・定住へとつながる流れを育てていきます。地域の魅力を効果的に発信し、地域活動や仕事の受け皿を整えることで、「北秋田に関わるヒト」が増え続ける仕組みづくりを推進します。

これらの取り組みを通じて、地域との多様な関わりを広げながら、移住・定住の促進による人口減少抑制を目指します。

### **基本目標**

まちの将来像を実現するために、施策を5つの行政分野に分け、それぞれの分野に対応する基本施策に沿って、具体的に進めていくための目標を示しています。

### **産業 だれもがやりがいある働きと活躍を創出できるまち**

北秋田市では、人口減少や少子高齢化に伴い、地域の担い手不足や後継者の不在など、産業全体にわたる課題が顕在化しています。その一方で、豊かな自然や特産品、地域資源を生かした農林業、観光業、ものづくりなどには大きな可能性があります。

そのような背景のもと、特に観光分野では、森吉山の豊かな自然環境を活かしたアウトドアクティビティの充実や大館能代空港に近い立地を活かした伊勢堂岱遺跡を取り入れた観光モデルルートを造成し、地域の魅力を高めながら地域経済の活性化を図ります。また、地域内の移動手段である秋田内陸縦貫鉄道は、観光や地域資源へのアクセス向上において重要な役割を担っており、その利活用を図ります。

また、産業全般にわたって、今後はICTの利活用による業務効率化や生産性の向上、外国人人材も視野に入れた多様な人材の受け入れ促進を図りながら、地域の特性を生かした産業の再構築を進めています。市内外の多様な人材が地域に関わり、やりがいや誇りを持って働く環境づくりを推進することで、次世代へとつながる持続可能な産業構造を育てていきます。

### **保健・医療・福祉 だれもが健やかな心身を育めるまち**

北秋田市は全国的にも高齢化率が高く、日常の健康管理や介護、医療体制の充実が極めて重要です。地域医療を支える人材の確保や、在宅医療・介護の体制強化、健康づくりの推進などを通じて、市民一人ひとりが住み慣れた地域で生涯にわたって安心して暮らせるよう、切れ目のない支援体制を整えていきます。

また、将来を担う若い世代が安心して暮らせるよう、子ども・子育て・若者支援の充実にも力を入れ、ライフステージに応じた包括的な福祉の実現を目指します。

あわせて、障がい者への支援やバリアフリー環境の整備にも取り組みます。だれもが心も体も健やかに暮らし続けられる、持続可能な地域社会の形成を目指します。

### **教育・文化・スポーツ だれもがふるさとを愛し誇りを持ち続けられるまち**

地域の未来を担う子どもたちが、自らのふるさとに愛着と誇りを持ち、豊かな心を育んでいけるよう、学校教育と社会教育の連携を強化し、地域ぐるみの教育環境を整えます。

また、伝統文化や歴史、芸能の継承と発信を通じて、市民全体がふるさとの魅力を再認識し、地域に誇りを持てる文化的土壌を育てていきます。

さらに、若者を中心とした多様な世代がスポーツを通じて地域と関われるよう、アーバンスポーツ等の啓発及び環境整備にも取り組みます。あわせて、だれもが安心して利用できるよう施設の改修・整備を進め、スポーツを通じた交流と健康づくりの基盤を強化します。

こうした取り組みにより、若者が一度ふるさとを離れた後も再び戻り、地域の一員として活躍できる契機を創出するとともに、教育と文化が地域に根差し、世代を超えて受け継がれるまちを目指します。

### **生活環境基盤 だれもが安心で安全な暮らしが営めるまち**

山間地域が多く、降雪量も多い北秋田市においては、日常生活の利便性や防災・減災の観点から、交通インフラや住環境の整備が重要です。

また、高齢者や子育て世代など、多様な市民が暮らしやすさを実感できるよう、生活に身近な公共サービスの維持・向上や、バリアフリー化の推進にも力を入れていきます。

あわせて、ごみの減量やリサイクル活動の推進にも取り組み、持続可能な暮らしを支える環境づくりを進めます。

さらに、近年、市街地周辺でツキノワグマ等の出没が増加しており、関係機関と連携し、市民が安心して暮らしていけるよう、人と野生鳥獣との棲み分けや被害防止に向けた適切な対策の推進に努めます。

そして、だれもが安心して住み続けられる地域を実現できるよう、安全で快適な暮らしを支える基盤づくりを進めます。

## **市民活動・市政運営　だれもが互いに尊重し合いともに協働できるまち**

人口減少が進むなか、地域を支える力として、市民一人ひとりの主体的な参加と、行政との協働がますます重要になっています。市民の多様な声を生かしながら、地域課題の解決に向けた対話と協働を促進し、信頼に基づく開かれた市政運営を推進します。

あわせて、限られた財源を有効に活用しながら、財政運営の健全化と行政運営の効率化等にも取り組みます。また、地方移住や二地域居住の需要にも対応できるよう、受け入れ体制や支援策の充実を図ります。

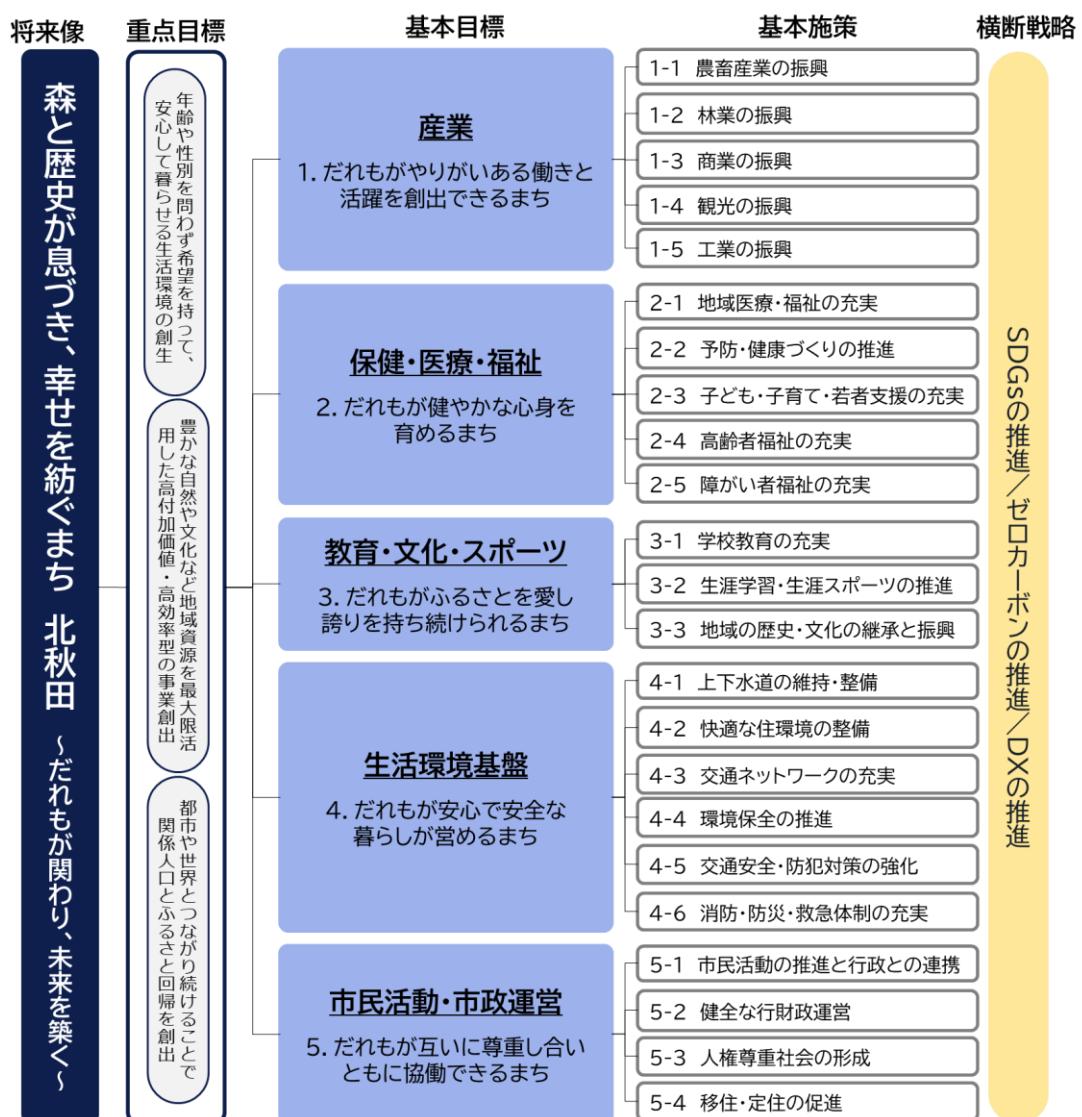
そして、多様性を尊重し合う地域社会の実現に向けて、市民活動や地域づくりの担い手を支援し、世代や立場を超えた市民相互の交流や男女共同参画の推進を通じて、持続可能で力強い地域コミュニティの形成を図ります。

## 第3章 基本計画

### 1. 施策の体系

まちの将来像を実現するための施策について、5つの行政分野に区分し、それぞれに紐づかれる基本施策について体系的かつ網羅的に構成しました。

図 7 施策の体系



## 2. 基本施策と施策の方向性

### 1. 産業 だれもがやりがいある働きと活躍を創出できるまち

#### 1 農畜産業の振興

##### ■ 現状と課題

###### 生産基盤のさらなる整備投資が必要

- 本市ではこれまで、人口減少や農業従事者の高齢化を背景とした労働力・後継者不足の顕在化を踏まえ、農地の集約化と法人化による生産基盤整備を進めてきました。農地については、一定の集積率を実現しているものの、秋田県が掲げる目標集積率には達していない状況です。これらの地域の実情を踏まえたさらなる農地集積が課題となっています。
- 本市農業従事者の高齢化や新規就農者促進に向け、作業負荷軽減による生産性向上の取り組みが必要です。さらには作物の収量及び品質向上に向けたロボット技術やICT技術を活用したスマート農業の普及を図るなど、経営規模に応じた経営基盤の強化・省力化が必要となっています。

###### 農業における担い手の確保と育成が必要

- 農業従事者の高齢化と担い手不足は全国的な課題であり、本市においても同様です。高齢化する農業従事者については、作業負担の軽減をはじめとした支援機能の提供が期待されています。
- 後継者や担い手の営農継続に対して支援策の整備が課題となっています。新規就農支援により就農した担い手に対し経営確立・経営安定につながる環境づくりが必要となっています。

###### 経営基盤の強化が必要

- 本市ではこれまで、各農業経営体の経営安定化に向け、米の需給安定を図りながらも、効率的な複合経営への転換と園芸品目の生産拡大などに取り組んできました。
- 各経営体については、持続可能な農業の推進のためにも米等の主力品目の安定生産と既存市場を確保することに加え、多品目化や輸出、家庭消費向けを含めた販路多元化など、市場動向に左右されにくい複合経営への転換による経営安定化が課題となっています。

###### 畜産業における高い生産性の確保に向けた支援が必要

- 本市の畜産業については、全国的なブランドとして認知されている比内地鶏や肉用牛、乳用牛の生産が主なものとなっています。特に比内地鶏については、これまで大規模生産拠点の展開と生産拡大への取り組み、秋田県比内地鶏ブランド認証制度のもとにブランド力を保つことに取り組んできました。畜産業全般に設備投資のハードルが高く、高い生産性の確保に向けた支援が課題となっています。

##### ■ 関連する計画等

関連する計画等	● 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想 ● 北秋田市鳥獣被害防止計画
---------	--

##### ■ みんなの役割

市民	(検討中)
地域・団体・事業者	(検討中)

## ■ 施策の方向性

### 1-1-1 生産基盤の整備

- 地域における農用地の受け手の状況等(地理的自然的条件、営農類型の特性、農地の保有・利用状況)や農業者の意向を踏まえた農地利用集積の促進
- 農業経営の合理化や省力化に向けたICTやAI、ドローンなどを活用したスマート農業の推進
- 比内地鶏素飼の導入および家きんや大家畜の伝染病予防への支援
- 優良な種雄牛の導入による優れた肉用子牛の生産体制の確立

#### 目標指標

農地集積率【累計】		比内地鶏飼養羽数【累計】	
令和6年度	令和12年度	令和6年度	令和12年度
85%	90%	79,100羽	100,000羽

### 1-1-2 多様な担い手の育成・確保

- 中・高・大学、専門学校の卒業者への就労支援による地元就職の促進
- 企業の雇用を支える外国人材の確保・定住の促進
- 農業に関心のある人材への就農に関する相談対応の充実化
- 就農する前段階の人材に対する農業者育成研修の案内等による新規就農支援
- 新規就農した担い手育成に向けた経営確立・経営安定支援
- 経営体から事業継承した後継者の育成支援

#### 目標指標

新規就農者数【累計】	
令和6年度	令和12年度
19人	61人

### 1-1-3 経営基盤の強化

- 振興作物<sup>※</sup>を栽培する農家への種苗や生産資材、堆肥等の購入への経済的支援
- 振興作物を栽培する農家への生産面積の維持・拡大と生産量増大による産地化及び販売促進支援
- 野生獣による農作物被害等を防止するための防護柵設置等にかかる費用の助成及び捕獲等に向けた関係機関との連携
- 小規模農家の営農継続及び農地保全に向けた農業機械の導入費用への助成

※本市における振興作物とは、きゅうり、やまいも、ねぎ、えだまめ、キャベツ、にんにく等を示します。

#### 目標指標

主な園芸作物 <sup>※</sup> 販売額(主要6品目 <sup>※</sup> )【累計】	
令和6年度	令和12年度
294百万円	474百万円

※園芸作物：野菜、果樹、花きを指す。うち本市において振興すべき作物を定めている。

※主要6品目：きゅうり、やまいも、ねぎ、えだまめ、キャベツ、にんにく

## 1. 産業 だれもがやりがいある働きと活躍を創出できるまち

### 2 林業の振興

#### ■ 現状と課題

##### 木材生産の向上と効率性の確保に重要な作業路網整備

- 本市の総面積は 115,276ha であり、その内森林面積が 97,711ha で総面積の 85%を占める森林は、林産物の生産、国土の保全、水源の涵かん養、自然、生活環境の保全等の多面的な機能を有しています。
- これら森林の保全を行い木材生産の安定化することを目指し、令和3年 6 月に閣議決定された新たな森林・林業計画において提唱された「伐って、使って、植える」森林資源の循環利用の推奨にもとづいた取り組みを本市においても展開してきました。
- 作業路網は、林業機械の導入による労働強度の軽減を含め、生産性の向上による効率的な林業経営の改善を図るうえで基盤となる施設です。さめ細かな森林施業を実施するためにも作業路の整備は重要であり、既設の林道、作業路網との調整を図り、路網整備の積極的な推進が望まれています。

##### 将来を見据えた森林の保全・育成が必要

- 地域林業の育成整備については、森林整備計画や経営管理集積計画等を踏まえ、民有林の造林・再造林を推進しています。こうした取り組みのもと、森林所有者や森林経営管理受託者が安定して森林整備を行うための負担軽減策を講じることが必要です。
- また、将来を見据えた計画的な森林の保全・育成に向けた森林資源の把握や森林経営管理体制の構築も課題です。
- 森林資源の質的向上を図るため、地元産材の活用や友好交流都市との連携による森林整備に取り組んでいます。
- 森林・林業・木材産業に関する状況の変化として、2030 年度の新たな森林吸収量目標 2.7%の達成や 2050 年カーボンニュートラルの実現に向け、森林や木材の有する炭素吸収・貯蔵作用への注目が高まっています。

##### 林業従事者の高齢化や人手不足が依然として顕著

- 安定的な木材生産を図るため、林業就業者の確保を進めてきました。しかし、依然として林業従事者の高齢化や人手不足が進んでいます。
- このため、森林所有者や後継者の不安や負担を解消させる取り組みが必要です。

#### ■ 関連する計画等

関連する計画等	<ul style="list-style-type: none"><li>● 北秋田市森林整備計画</li><li>● 北秋田市森林経営計画</li></ul>
---------	---

#### ■ みんなの役割

市民	<ul style="list-style-type: none"><li>● 緑の募金運動に協力しましょう</li><li>● 緑化活動に参加しましょう</li></ul>
地域・団体・事業者	<ul style="list-style-type: none"><li>● 緑の募金運動に協力しましょう</li><li>● 緑化活動に参加しましょう</li></ul>

## ■ 施策の方向性

### 1-2-1 森林整備環境の向上

- 森林整備計画に基づく、効果的かつ森林整備促進に繋がる路網整備の推進
- 生産団地内の造林、保有、伐採、木材搬出等の能率を高める森林整備の促進
- 高能率生産団地内の森林経営計画作成の促進と計画的で適切な森林管理の推進

#### 目標指標

路網延長(林道及び林業専用道等)【累計】	
令和 6 年度	令和 12 年度
7.90m/ha	8.27m/ha

### 1-2-2 森林保全と育成の推進

- 植栽、下刈、間伐等による再造林を含む森林整備の促進
- 産学官連携による市産材を活用した木工品の制作を通じた木材利用の推進
- 公共建築物等の木造・木質化の推進による木材利用の向上及び活性化
- 森林や木材利用に関する理解促進と関心度向上に向けた地域イベント(産業祭など)での木工制作体験の実施
- 将来の森林資源確保に向けた民有林造林事業費への補助制度の充実
- 民有林造林事業費の補助については、実情に応じて制度の変更を検討
- 人手不足の解消や森林経営管理制度による再委託を促進させるために、森林資源や地形解析に関するデータを事業体へ提供できる仕組みの検討

#### 目標指標

造林面積の累計		行政による建築物等における木材利用の数 【累計】	
令和 6 年度	令和 12 年度	令和 6 年度	令和 12 年度
2,331ha	4,731ha	29 件	59 件

### 1-2-3 専門人材育成と担い手確保

- 労働環境の整備改善の促進
- 中・高・大学、専門学校卒業者に対する就労支援の実施及び地元就職の促進(再掲)
- 企業の雇用を支える外国人材の確保・定住の支援(再掲)
- 人材育成及び確保に向けた林業大学校研修生給付金制度の利活用促進
- 新規就労者等の雇用受け入れ事業者へ林業新規就労者補助金制度の推進
- 林業等への関心を向上させる就業体験等の機会提供とPR活動の充実

#### 目標指標

林業就業者数の累計	
令和 6 年度	令和 12 年度
176 人	対前年比で増加(↗)

# 1. 産業 だれもがやりかいある働きと活躍を創出できるまち

## 3 商業の振興

### ■ 現状と課題

#### 商店街の空き店舗改修や利活用の促進が必要

- 本市は、人口減少及び少子高齢化により中心市街地商店街の人通りが減ったこと等に起因するシャッター通り化に歯止めが掛からない状況となっています。
- 市は市街地賑わい再生の対策として、空き店舗利用による新事業創出に対し、家賃の一部を助成するなどの取り組みを行ってきました。
- 市が実施した空き店舗等調査では、令和6年1月現在の市内空き店舗数は27店舗となっており、空き物件そのものの損傷が著しく、店舗として活用するには改修が必要な状況となっています。

#### 地域産業の担い手の高齢化と後継者不足が課題

- 中心市街地の商店街は空き店舗の増加による空洞化の進行により、商店・飲食業などサービス業を中心とした三次産業の機能が低下していることに加え、個人農家や農業法人、伝統工芸などの一・二次産業事業者の高齢化や後継者不足を要因とした閉廃業が進み、地域全体で稼ぐ力が縮小傾向にあります。譲り手と継ぎ手のマッチングの機会を図るために、現地での作業体験を実施する経費の一部を支援しており、来市のタイミングで居住物件の内見も出来る取り組みを検討する必要があります。

#### 地場産品の魅力化向上や域外に向けたアピールへの期待

- 人口減少・少子高齢化、後継者不足、ネット販売等の取引の多様化、車社会の進展など社会的・経済的な影響を受け小売業事業所数は減少傾向にあります。
- 市が令和6年度に実施した市民意識調査では、市内で生産された農産物について「よく買う」「たまに買う」と回答した人の割合は約82%となっています。市民による一定の消費活動はあるものの、一方ではPRや広告、アピールを望む意見もあります。
- 地域産業活性化に向けては、地場産品の地元消費の喚起に加え、特産品の魅力化と域外に向けたPRも期待されています。

### ■ 関連する計画等

- |         |                    |
|---------|--------------------|
| 関連する計画等 | ● 北秋田市中心市街地活性化ビジョン |
|---------|--------------------|

### ■ みんなの役割

市民	<ul style="list-style-type: none"><li>● 事業継続を不安視する事業者には、継業バンクや市への相談を勧めましょう</li><li>● 地元産品を消費・活用し、市外の方にも勧めましょう</li></ul>
地域・団体・事業者	<ul style="list-style-type: none"><li>● 起業を検討される場合は、商工会の創業塾を活用しましょう</li><li>● 事業者には開閉店にあたり、市及び商工会へ早めの情報提供と空き店舗地活用事業への協力をしましょう</li><li>● サプライチェーンによる事業者承継もあることから協力事業者が閉廃業を検討したとき、継業バンクの周知と市への相談しましょう</li><li>● 継ぎ手となった方が移住された場合、地域の一員として、仲間として迎え入れましょう</li></ul>

## ■ 施策の方向性

### 1-3-1 商店街のにぎわい創出

- 新たな集客に向けた創意工夫及び賑わいを創出する新規出店及び起業等への支援の充実
- 出店に伴う店舗のリフォームに対する助成制度の活用促進

#### 目標指標

新規出店者数(市街地賑わい再生支援事業)	
令和 6 年度	令和 12 年度
2 件	2 件

### 1-3-2 地域産業の後継者確保と事業承継

- 中・高・大学、専門学校の卒業者への就労支援による地元就職の促進(再掲)
- 企業の雇用を支える外国人材の確保・定住の促進(再掲)
- 新たな消費者ニーズ掘り起こしに向けた事業所等への調査の実施
- 事業承継に対する意識改革に向けたセミナー及びワークショップの開催
- 第三者承継の促進に向けた北秋田市継業バンクの活用

#### 目標指標

北秋田市継業バンク登録事業者	
令和 6 年度	令和 12 年度
2 事業者	2 事業者

### 1-3-3 地場産品の新たな価値創出と PR 強化

- 新たな魅力の創出に向けた特産品の推奨認定や新商品開発支援
- 都市型直売所「ファーマーズマーケット」の実施による域外に向けた地場産品の販路開拓
- ふるさと納税制度における地場産品の返礼品への活用による域外へのPR強化
- 秋田県アンテナショップとの連携による新たな PR 拠点の創出
- 6 次産業化を促進する地域ブランド化及び付加価値を高めた農産物等の加工推進

#### 目標指標

新商品開発事業者、首都圏等物産展出展事業者	
令和 6 年度	令和 12 年度
新商品開発 2 事業者	8 事業者※

8 事業者の内訳については、新商品開発が2事業者、首都圏等物産展出展事業者が6事業者を目標としています。

# 1. 産業 だれもがやりかいある働きと活躍を創出できるまち

## 4 観光の振興

### ■ 現状と課題

#### 「森吉山」を活かした体験型観光の推進と受け入れ態勢の拡充

- 本市の観光入込客数は、コロナ禍以降徐々に回復基調にあるものの、宿泊施設の休業・廃止等の影響もあり、観光客数に対する宿泊客数の割合が少ない傾向にあります。こうした背景から市内での滞在時間が限られ、消費や交流の機会が少ない状況となっています。
- 昨今のアウトドアに対するニーズの高まりと本市での滞在時間の延長を見据え、令和7年3月にジャパンエコトラック※に「北秋田 森吉山」を登録し、「自然」「文化」「人」をつなぐエコツーリズムを通じた地域の魅力発信に力を入れています。
- これらの体験型観光をより強力に推進するため、現地に精通した観光ガイドや体験プログラム運営者など本市の観光を支える人材の育成、自然体験コンテンツを発信できるアウトドア拠点施設の整備が不可欠となっています。
- 周遊観光を促すため、空港やJR 鷹ノ巣駅、内陸線主要駅を起点とした、乗合タクシー「森吉山シャトル」のさらなる利便性向上と周知の強化が求められています。

※ ジャパンエコトラック推進協議会が提唱する日本各地の豊かで多様な自然を体感し、地域の歴史や文化、人々との交流を楽しむ新しい旅のスタイル。ルート情報、協力店、地域の魅力等を発信し、受け入れ態勢の整備を行っている

#### 観光地域づくりと情報発信の強化に向けた関係機関との連携強化

- 本市では、令和7年5月に(一社)北秋田まちづくり観光協会が設立され、情報発信の強化や体験型コンテンツの造成等を柱とする観光地域づくりの取り組みが進められています。
- 森吉山の国立国定公園化やアウトドアニーズの高まりを踏まえ、SNS のさらなる活用など効果的な情報発信に取り組む必要があります。
- また、温泉宿泊施設や道の駅等の観光施設については、指定管理者等と協力しながら、適切な維持管理と魅力向上に取り組む必要があります。

#### 観光施設等の魅力向上と老朽化対策

- 森吉山阿仁スキー場では、令和6年度の来場者数が約55,500人に達し、冬季においてはインバウンド観光客の大幅な増加が見られ、過去10年間で最多となっています。
- こうした背景から、英語によるウェブ予約も可能な乗合タクシー「森吉山シャトル」を整備し、国内外の旅行者に対して、空港や主要駅からの2次アクセスの利便性向上に取り組んでいます。
- インバウンドについては、入り込みの少ない春季から秋季の「グリーンシーズン」への誘客を促す取り組みが必要です。
- 一方で、スキー場の索道施設(阿仁ゴンドラ)の老朽化が進んでおり、利用者の安全性を確保するため、計画的な維持管理を行いつつ、大規模改修に対する国・県からの支援を粘り強く要望していく必要があります。
- 本市全体の観光振興の底上げのためには、スキー場はもとより温泉宿泊施設や道の駅等の観光関連施設において、訪れるすべての人が快適に過ごせる環境の整備が求められます。

#### 森吉山の国立国定公園化の早期実現

- 本市の豊かな自然や文化を象徴する森吉山については、国や県と連携し、国立国定公園化の早期実現に向けた取り組みを進める必要があります。
- そのため、国や県と連携しながら、北秋田市民の理解促進と機運醸成に向けた取り組みに力を入れていく必要があります。

### ■ 関連する計画等

関連する計画等	● 北秋田市観光振興計画(仮称)
---------	------------------

### ■ みんなの役割

市民	● 観光地域づくりへの参加、SNS 等を通じた魅力発信を担いましょう
地域・団体・事業者	● 自然体験ツアーや自然観察会の企画など、多様なサービスの提供につとめましょう ● 観光客や登山客を温かな心でもてなしましょう(観光施設などでの地元住民による物産販売やガイド活動等)

## ■ 施策の方向性

### 1-4-1 森吉山の四季を生かした観光誘客の促進

- アウトドアツーリズムの推進
- アウトドアガイド人材の育成
- 国立国定公園化に係る関係機関との連携強化と機運醸成
- 観光客の安全確保と利便性向上

#### 目標指標

森吉山県立自然公園入込数(延べ人数)	
令和 6 年度	令和 12 年度
61,000 人	63,000 人

### 1-4-2 観光地域づくりの推進と観光情報の発信強化

- 地域住民が観光に主体的に関わる仕組みづくり
- 観光ポータルサイトの構築による観光情報の一元化
- デジタルプロモーションの強化

#### 目標指標

市内イベント及び文化施設観光入込客数	
令和 6 年度	令和 12 年度
43,047 人	50,000 人

### 1-4-3 滞在型観光の推進による観光消費の拡大

- 観光コンテンツ磨き上げによる滞在・周遊型観光への転換
- 訪日外国人観光客の誘客促進
- 宿泊施設の拡充と既存施設の魅力向上
- 移動環境の整備

#### 目標指標

市内宿泊施設の宿泊客数(延べ人数)	
令和 6 年度	令和 12 年度
41,644 人	47,000 人

### 1-4-4 観光関連施設の魅力向上

- 道の駅のリニューアルと利活用の促進による賑わい創出
- アウトドアツーリズム拠点施設の整備
- 観光案内拠点の充実
- 施設の計画的な改修と維持管理

#### 目標指標

市内の道の駅の観光入込客数	
令和 6 年度	令和 12 年度
444,454 人	750,000 人

# 1. 産業 だれもがやりかいある働きと活躍を創出できるまち

## 5 工業の振興

### ■ 現状と課題

#### 物資輸送の利便性をアピールした製造業の企業誘致は進んでいるものの情報関連企業の誘致は途上

- 本市では、大館能代空港や日本海沿岸東北自動車道が近く物資輸送等の利便性をアピールし、新たな企業誘致に取り組んでいます。現在では、製造業を中心とした企業の誘致に成功しています。
- しかしながら、物資輸送等を必ずしも伴わない、情報関連産業の企業誘致は進んでいない状況です。
- IT分野を始めとした情報関連産業は国内での成長が期待され、若者にとって魅力ある業態でもあるため、若者の県内・市内定着を図る上で有用な企業となります。そのため、サテライトオフィスの設置、二地域居住の可能性を含め市内産業の活性化及び若い世代の定着にむけた新たな企業誘致に取り組んでいくことが重要です。

#### 市内に拠点を有する企業への生産性向上支援が必要

- 本市には、木材・木製品製造、大型建設機械部品製造、自動車部品製造など様々な企業が事業展開しています。しかしながら、慢性的な人手不足等によりこれまでの受注量を維持できない企業が散見され、今後も増加することが予想されます。
- こうした状況のもと、既存企業の経営維持を図るため、産業振興促進条例や関係する補助要綱の制定など利用しやすい制度への改正を行ってきました。
- 国内における地域経済は縮小傾向にあり、特にこれまで日本を支えてきた工業分野は、グローバル化により海外移転が進んだことで産業構造の基盤が大きく変容しています。本市に所在する企業活動の維持及び活性化に向け、生産効率を高める支援や事業拡大への支援が期待されています。

#### 人材の育成と担い手確保が必要

- 本市に所在する事業所の雇用状況については、少子高齢化及び人口減少の進行及び職業選択の自由により、新卒の就職者数は減少傾向にあります。企業の雇用確保はより困難な状況であり、このような傾向は今後も拍車がかかることが推測されます。企業が経営を継続していくうえでは、外国人材の受け入れ促進等の取り組みを推進していく必要があります。
- このような背景から、本市では「北秋田市雇用促進交付金」として新たに正規雇用者を雇い入れた事業所への支援を行ってきましたが、業種によっては人材確保が困難となっています。そのため、従業員一人一人のスキルアップにより、限られた人員でも対応していくことが求められています。

#### 脱炭素社会への再生可能エネルギー(水力・地熱・バイオマス等)の活用

- 「SDGsに基づく『地域創生』の推進」に向け、森林資源のほか森吉山を源とする水系や温泉といった豊富な資源に恵まれ、小水力発電や地熱発電の活用に適した地域であると考えています。
- このような地域資源を活用した再生可能エネルギーの導入は地元住民を含む関係者の合意形成が最も必要であることから、丁寧な説明と密なコミュニケーションを持って進める必要があると考えています。

### ■ 関連する計画等

関連する計画等	<ul style="list-style-type: none"><li>● 北秋田市産業振興促進条例</li><li>● 北秋田市資格取得支援助成金交付要綱</li><li>● 北秋田市雇用促進交付金交付要綱</li><li>● 北秋田市外国人材確保支援事業補助金交付要綱</li></ul>
---------	--

### ■ みんなの役割

市民	<ul style="list-style-type: none"><li>● 再生可能エネルギーを活用した陸上養殖や新たな農産品づくりにより地産地消を推進し雇用と産業創出に向けた取り組みを行いましょう</li><li>● 企業見学会、お仕事博覧会、企業説明会などへ参加し、どんなお仕事がこの地域で操業しているか理解を深めましょう</li><li>● 産業祭や各地区で実施されているマルシェを見学し、この地域の農産品や製造品、伝統工芸にたいして理解を深めましょう</li></ul>
地域・団体・事業者	<ul style="list-style-type: none"><li>● 就職希望の学生に対し、市内企業・事業所へのPRを強化しましょう</li><li>● エネルギーの地産地消は、災害時の電力供給はもとより、関連する産業の成長や新たな産業の創出により地域の活性化を目指しましょう</li><li>● 再エネ設備の周辺環境の整備について地元自治会等と取り組んでいくよう協議を行いましょう</li></ul>

## ■ 施策の方向性

### 1-5-1 新たな業態・産業の誘致

- 大館能代空港や日本海沿岸東北自動車道が近い物資輸送等の優位性をアピールした企業誘致
- 成長産業や IOT・AI 等を活用した先進的な技術を有する情報関連企業の誘致
- 観光分野における誘客や雇用創出に資する大型宿泊施設等の誘致

#### 目標指標

北秋田視察企業数	
令和 6 年度	令和 12 年度
2 企業	3 企業

### 1-5-2 既存事業所の拡大支援

- 市内進出企業の親会社や関連会社等との良好な関係性構築による事業拡大の促進
- 市内進出企業の施設の増設や雇用の拡大に向けた情報交換
- 市内製造業に対する省人化及び省力化向けた設備導入支援

#### 目標指標

市内企業等の投資	
令和 6 年度	令和 12 年度
1 件	1 件

### 1-5-3 安定した経営基盤の確保

- 中・高・大学、専門学校の卒業者へのする就労支援による地元就職の促進(再掲)
- 企業の雇用を支える外国人材の確保・定住の支援(再掲)
- 市内企業の雇用維持・確保や事業拡大に向けた従業員に対する各種資格取得への支援
- 求職者に対する市内企業・事業所への就業を促進する各種資格取得への支援
- 社会動向等に鑑みた新たな資格取得等の模索及び支援策の充実

#### 目標指標

フレッシャーズ応援事業、外国人材受入支援補助金		資格取得支援助成金	
令和 6 年度	令和 12 年度	令和 6 年度	令和 12 年度
10 人	10 人	65 件	65 件

### 1-5-4 再生可能エネルギーの導入促進

- 省エネルギー設備の導入に向けた支援策の検討
- 太陽光や地熱、小水力発電などの再生可能エネルギーの研究・エネルギーの地産地消の推進
- 再生可能エネルギーの国内成功事例の研究や大学・民間企業等を交えた協議の推進
- 再生可能エネルギーの導入を検討する事業者に対する共同研究・適地の紹介等の支援
- 公共施設への再生可能エネルギー設備の導入検討

## 2. 保健・医療・福祉 だれもが健やかな心身を育めるまち

### 1 地域医療・福祉の充実

#### ■ 現状と課題

##### 地域医療の担い手不足

- かかりつけ医として市民の暮らしに根ざす診療所医師の平均年齢が高くなり、診療所の後継者不在や経営継続が懸念されています。
- 市内医療機関の減少や開業医の高年齢化に伴い、在宅当番医制における実施体制の見直しが必要となっています。
- 一次医療の担い手を確保するために、市外・県外の医師に開業先の候補地として本市が選択肢の一つとなるように、魅力的な支援策の創出が不可欠となっています。

##### 超高齢化社会における医療需要の変化への対応

- 高齢化社会のさらなる進行に伴い、65歳以上の高齢者人口は漸減するものの、医療・介護の複合ニーズを有する85歳以上の高齢者の割合は増加することが見込まれます。
- 厚生労働省では2020年から2040年にかけて、85歳以上の救急搬送は75%増加し、85歳以上の在宅医療需要は62%増加すること見込んでおり、本市においても救急医療体制および在宅医療体制の維持・強化が課題となっています。
- 本市においては訪問看護事業所の不足も懸念されており、市内全域における訪問看護需要に対応する体制整備も強化する必要があります。

##### 地域医療の中核としての持続可能な病院運営

- 北秋田市民病院は開院以来、地域医療の中核を担い良質な医療の提供に努めながら効率的な病院運営に取り組んできました。新たな地域医療構想においては、医療圏の広域化や多様な医療・介護のニーズに応えることが期待されており、北秋田市民病院は引き続き地域医療の中核としての機能を維持することが求められています。
- 北秋田市民病院では、常勤医のいない診療科や不足している診療科もあることから、指定管理者との緊密な連携のもと今後も継続した医師確保の取り組みが求められているほか、看護師をはじめとする医療スタッフの確保も課題となっています。

##### 住民一人ひとりが共に助け合い、地域で支え合う仕組みづくり

- 単身高齢者世帯の増加に伴い、地域のコミュニティ活動を支える組織の担い手が不足し、活動を支える方々が高齢者であるという状況が常態化しています。
- 生活困窮やひきこもり、孤独・孤立、依存症など、複雑・複合化した問題を抱える方々の包括的な支援体制づくりが求められています。

#### ■ 関連する計画等

関連する計画等	<ul style="list-style-type: none"><li>● 北秋田市病院事業経営強化プラン</li><li>● 北秋田市第2次地域福祉計画第2次地域福祉活動計画</li></ul>
---------	--

#### ■ みんなの役割

市民	<ul style="list-style-type: none"><li>● 市が主催する医療講演会等に積極的に参加して、地域医療や在宅医療への関心と理解を深めましょう</li><li>● 世代間交流や一人ひとりが福祉に関する学習会や研修会へ参加することで、自助・共助の意識を醸成しましょう</li></ul>
地域・団体・事業者	<ul style="list-style-type: none"><li>● 市民病院への意見や要望を伝え、より良い病院づくりに協力しましょう</li><li>● 問題を抱えた人に対しては、地域全体の問題として情報共有や必要とする機関に繋ぎ、地域で解決する方策を話し合いましょう</li></ul>

## ■ 施策の方向性

### 2-1-1 地域医療体制の充実

- 一次医療の担い手確保に向けた医療機器等整備や開業を後押しする支援
- 夜間等における救急医療機関の適正受診に向けた普及啓発
- 地域医療連携センターを核とした多職種協働による在宅医療の支援体制の強化
- 公立診療所における持続可能な診療体制の確保に向けた中長期的な診療所運営戦略の立案および医療DXの推進

#### 目標指標

市内の医療体制について整っており満足している市民の割合	
令和 6 年度	令和 12 年度
54.4%	60.0%

※北秋田市民意識調査における医療体制について「満足」と回答した市民の割合

### 2-1-2 北秋田市民病院の充実

- 地域医療の中核となる北秋田市民病院の持続可能な病院づくりの推進
- 県や大学と連携した継続的な医師・看護師・医療従事者の確保
- 将来の医師・看護師等の養成に向けた児童・生徒への医療ガイダンスや看護学生のインターンシップの受け入れ
- 協力型臨床研修病院として機能を活かした若手医師の受け入れ推進
- 確実な救急医療体制および地域包括ケアシステムを支える病院機能の維持に向けた病床数の適正化
- 県北医療圏の医療機能を最大限活用した連携強化と機能分担

#### 目標指標

市民病院の常勤医師数		北秋田市民病院満足度	
令和 6 年度	令和 12 年度	令和 6 年度	令和 12 年度
22.3 人	24.5 人	95.7%	98.0%

※非常勤医師等数を含む常勤医師換算数

### 2-1-3 地域福祉を担う人材の育成

- 住民からの様々な相談に応じ、必要な支援につなぐ役割である民生委員活動への理解促進に向けた情報発信及び担い手確保
- 子どもや子育て家庭の相談支援や児童の健全育成の取り組みを行う児童委員活動の存在や重要性の促進に向けた情報発信及び担い手確保
- 地域共生社会の実現に向け、市、社会福祉協議会、関係機関、自治会、地域住民との連携・協働による地域福祉活動の充実
- 若い世代によるボランティア活動など主体的活動による地域づくりと地域福祉の担い手育成に向け、学校との連携による福祉体験学習の推進

#### 目標指標

民生委員・児童委員の充足率	
令和 6 年度	令和 12 年度
83.3%	100.0%

## 2. 保健・医療・福祉 だれもが健やかな心身を育めるまち

### 2 予防・健康づくりの推進

#### ■ 現状と課題

##### 生活習慣の改善などの個人の行動と健康状態の改善が必要

- 社会やライフスタイルが多様化するなかで、各個人の健康課題も多様化しています。
- 本市における疾病別の外来医療費をみると、糖尿病の医療費が最も高く次いで悪性新生物、高血圧となっています。悪性新生物のなかでも、本市では胃がん・大腸がんの消化器系のがんの罹患が多い傾向にあり、食生活などの生活習慣が関係していると考えられています。
- 運動習慣や食生活、喫煙といった生活習慣を見直すこと、健康への意識づけを図り生活習慣病の予防・改善につなげることが重要です。

##### 特定健診の受診等による予防の取り組みが必要

- 本市の特定健診受診率は年々増加傾向にあるものの、秋田県平均には及んでおらず、他市町村と比較しても低い状況です。
- 本市の悪性新生物による死亡率は全体の21.1%を占めている(死亡原因の1位)にも関わらず、がん検診の受診率は低い状況です。
- 特定健診の受診によって生活習慣病のリスクを早期に発見し、発症予防や早期治療による重症化予防に繋げることが重要です。

##### こころとからだの両面における健康づくりと社会環境の質の向上が必要

- こころの健康は人間の健康を支える土台であるとともに、社会とのつながりにも深く関係しているとされています。
- 新型コロナウイルス感染症によるパンデミックやデジタル化などによるライフスタイルの変化によって、全国的に孤独・孤立が深刻化しています。本市における自殺者数は令和3年以降、増加が続いている状況であり、さらなる自殺対策の強化が急務となっています。
- こころとからだの健康づくりを推進していくためには、ライフステージやライフイベントに応じて生じうる心身の不調について正しく理解し、地域をはじめとする社会とのつながりを維持・向上させることが重要です。

#### ■ 関連する計画等

関連する計画等	<ul style="list-style-type: none"><li>● けんこう北秋田 21 計画</li><li>● 北秋田市国民健康保険保健事業実施計画(データヘルス計画)</li><li>● いのち支える自殺対策計画</li></ul>
---------	---

#### ■ みんなの役割

市民	<ul style="list-style-type: none"><li>● 特定健診やがん検診などを受診しましょう</li><li>● 自分の健康状態を知り、心身ともに元気で過ごせるよう積極的に健康づくりに取り組みましょう</li><li>● 孤立・孤独が心配される人への見守りや声かけを行いましょう</li></ul>
地域・団体・事業者	<ul style="list-style-type: none"><li>● 健康に関する情報提供、啓発活動、健康教育・相談開催時など地域住民および従業員へ声をかけ合い、健康づくりに努めましょう</li></ul>

## ■ 施策の方向性

### 2-2-1 健やかな生活習慣形成の促進

- 市民の生活習慣改善、健康に対する意識の啓発
- 健康づくり講座等による生活習慣病についての周知と啓発
- 食習慣・運動習慣・喫煙習慣等の改善に向けた行動変容と自己管理の促進

#### 目標指標

自分のことを健康だと思う市民の割合	
令和 6 年度	令和 12 年度
63.3%	70.0%

### 2-2-2 疾病予防・重症化予防

- 糖尿病等の生活習慣病の発症や重症化の予防に向けた特定健診に対する意識啓発
- 生活習慣病の高リスク者に対する運動や栄養等の保健指導の実施
- がんの早期発見・早期治療に向けた市広報や健康ガイド、新聞等によるがん検診の周知や職域と連携したがん検診受診の勧奨
- 安心・安全で利便性の高い検診受診体制・環境の構築
- 乳幼児から高齢者までのあらゆる世代へ感染症や重大な病気を予防するための予防接種の勧奨

#### 目標指標

特定健康診査受診率	
令和 6 年度	令和 12 年度
38.2%	40.0%

### 2-2-3 健康づくり推進のための地域等との連携

- 自治会や老人クラブ、結核予防婦人会、食生活改善推進協議会等と相互連携した運動や栄養・こころの健康に関する相談・教育
- 心のふれあい相談員やフレイルサポートーの養成及び活動支援
- こころの健康づくりに関する啓発事業、講演会、個別相談の実施

#### 目標指標

誰も相談する人がいないと回答する 市民の割合	
令和 6 年度	令和 12 年度
11.5%	10.0%

## 2. 保健・医療・福祉 だれもが健やかな心身を育めるまち

### 3 子ども・子育て・若者支援の充実

#### ■ 現状と課題

##### 結婚に対する個人の多様な価値観・考え方を尊重した、希望をかなえる支援が必要

- 本市における若者(25歳～39歳)の未婚率は男女ともに年々上昇しており、令和2年(2020年)時点で男性の59.2%、女性の37.4%が未婚者となっています。
- 若者の人口減少や就業環境の多様化などにより出会いの機会が少ない状況が考えられるほか、ライフスタイルや結婚に対する考え方の変化も影響しているとされます。
- 個人の多様な価値観・考え方を尊重したうえで、結婚を希望する方に対する支援や、結婚後の不安や悩みの解消につながる支援に取り組む必要があります。

##### 妊娠・出産期から育児期までの総合的な支援が必要

- 市内に分娩が可能な医療機関がないことから、出産を希望する場合は、市外の分娩が可能な病院を受診することが余儀なくされています。
- 世帯構造の変化や共働き家庭の増加などによって、女性や母親が妊娠・出産・育児における身体的・精神的な負担を抱える状況が懸念されています。
- 妊娠・出産期から育児期の過程における、精神的・身体的・経済的な面で支援を行うことが重要です。

##### 子どもの成長や地区別の実態に応じた支援、環境整備が必要

- 本市では、子育て家庭への経済的支援や、質の高い保育の提供などに取り組んできましたが、少子化の進行は歯止めがかからず、一方で支援を要する子どもの割合は増加傾向にあります。子どもの成長過程における子ども間のコミュニケーションの希薄化の防止や、生活環境の変化等の影響を捉えた適切な対応が、求められています。
- 市民の子育てに関する満足度は、地区間格差が著しく、多様な保育サービスや、子ども・若者・子育て家庭の居場所の提供など、地区の実態に配慮した環境整備が必要とされています。

##### 子育てに困難を抱える家庭への支援強化が重要

- 母子保健・児童福祉の両機能の連携を強化し、虐待への予防的な対応から子育てに困難を抱える家庭まで切れ目なく、漏れなく対応するため、令和7年4月に「こども家庭センター」を設置し、包括的な相談支援の体制強化を図っています。
- 子育てに困難を抱える家庭が顕在化しているため、子育て家庭が孤立しないよう、相談支援機能のさらなる充実・強化を図る必要があります。
- 不安や負担を抱える子育て家庭や養育環境が心配される子ども等の早期の状況把握により、必要な支援につながるよう、関係機関の連携、相談窓口の周知及び利用促進に向けた取り組みの強化が必要です。

#### ■ 関連する計画等

関連する計画等	● 北秋田市こども計画
---------	-------------

#### ■ みんなの役割

市民	● 子育ての悩み等を気軽に相談しましょう ● 子ども・若者の権利を尊重しましょう ● 家庭の環境が、健やかな子どもの育ちにつながることを意識しましょう
地域・団体・事業者	● 子育て支援に関する施策を理解し、みんなで協力しましょう ● 地域にとってあるべき保育・教育施設の利活用方法を考えましょう ● 地域全体で子ども・若者、子育て家庭を見守りましょう ● 男女共同参画を意識し、積極的に取り組みましょう

## ■ 施策の方向性

### 2-3-1 若者の多様な選択をかなえる支援

- 本市と秋田県の協働事業による結婚支援の実施
- 出会い創出イベントの企画・実施
- 結婚生活応援事業、ハッピーウエディング住まい応援事業による助成等支援の実施

#### 目標指標

結婚支援事業申請者数(結婚支援センター登録・結婚祝金等申請者数)	
令和 6 年度	令和 12 年度
47人	47人

### 2-3-2 妊娠・出産・産後支援の充実

- 妊娠を希望する夫婦への不妊治療や不育症治療の費用助成による支援の実施
  - きたあきた出産まるっと応援事業※の推進強化
  - 母子の心身のケアや育児の不安解消に向けた、出産後の全戸訪問による発育発達状況の確認と産後ケア事業の推進
  - こども家庭センターと連携した、妊娠・出産・子育てなどに関する様々なお悩み相談支援の実施
  - 妊婦のための支援給付事業やハッピーニーナーサリー事業による経済的、精神的な負担軽減
  - 乳幼児健診の実施と医療機関への受診勧奨、予防接種勧奨、関係機関への相談等の実施
- ※ きたあきた出産まるっと応援事業とは、身近で分娩できなくなる妊産婦やその家族が安心して出産を迎えるよう、身体的・経済的な負担を和らげることを目的とし、①妊産婦通院サポート事業 ②妊産婦あんしんタクシー事業 ③マタニティ119事業 ④よりそい妊婦訪問 ⑤プレママ\*パパ相談室 の 5 つの事業から総合的な支援を行うものです

#### 目標指標

子育て中の母の気持ちや体調がよい割合	
令和 6 年度	令和 12 年度
76.1%	82.0%

### 2-3-3 あらゆる子どもの年齢に応じた子育て支援

- 市公式 LINE アカウント等の SNS を活用した子育てに関する情報発信や各種申請の電子化の推進
- 子育てクーポン事業や保育料無償化等による、就学前児童のいる子育て家庭の経済的支援
- 保育所・児童クラブ・児童館等の子どもの居場所づくりによる保護者の就労しやすい環境整備の推進
- 各地区の実情に応じた、柔軟な保育や学童サービスの提供による、子どもの健やかな育ちの支援
- 子どもの幼児期から就学期への円滑な成長を支援するため、教育機関と連携した幼保小の架け橋プログラムの推進
- 支援を必要とする子どもに対する、年齢に応じた発育を後押しする保育の提供
- ワーク・ライフ・バランスの実現に向け、市内の各事業者等に対し男女共同参画社会づくりの啓発活動を実施

#### 目標指標

子育てしやすいまちだと答えた市民の割合	
令和 6 年度	令和 12 年度
65.2%	75.0%

### 2-3-4 地域・社会全体で子育てを支える意識・環境づくり

- 市公式 LINE アカウント等を活用した、各相談窓口のさらなる周知による利用促進と利便性向上
- 子育て支援に伴う窓口や、施設利用に伴う問い合わせ先が、明確に伝わるような分かりやすい情報提供
- こども家庭センターにおける母子保健と児童福祉の連携・協働による、子育て家庭や子どもに寄り添った切れ目のない相談支援の実施
- 虐待の発生予防や早期発見・早期対応に向けた関係機関との円滑な連携強化
- 児童虐待防止や子どもの権利の啓発活動の実施
- 子どもの見守り体制の強化に向けた民間団体等と連携した取り組みの推進
- 学校等を通じたヤングケアラーの定期的な把握と包括的な支援の実施

#### 目標指標

子育てに関して気軽に相談できる人がいる保護者の割合	
令和 6 年度	令和 12 年度
69.4%	76.0%

## 2. 保健・医療・福祉 だれもが健やかな心身を育めるまち

### 4 高齢者福祉の充実

#### ■ 現状と課題

##### 超高齢社会の到来を受け高齢者の孤立対策と生涯活躍の仕組みづくりが急務

- 本市の高齢化率(総人口に占める65歳以上の割合)は、令和6年度末で46.9%となりました。秋田県全体の高齢化率39.5%と比較しても非常に高い状況となっており、令和12年度には、本市の高齢化率は50%を超える、市民の2人に1人が高齢者となる見込みです。
- さらに本市は一人暮らし高齢者の割合が高く、社会的に孤立する高齢者の増加が懸念されています。こうした高齢者の孤立を防止するためにも、高齢者の社会参加を促す取り組みや活動の場の提供が必要とされています。
- 市の調査では、高齢者の半数以上が転倒などの日常生活動作に不安を感じていると回答しており、社会参加を促す取り組みと併せて健康づくりの活動にも取り組む必要があります。
- 高齢者が外に出て仲間づくりや健康、生きがい活動に親しむことは介護予防の視点からもその効果が期待されます。各種サロン活動や介護予防教室などに取り組むほか、社会奉仕や地域世代間交流活動を行う老人クラブの活動を支援するなど高齢者が互いに支え合う仕組みづくりが求められています。

##### 住み慣れた地域で快適に住み続けられる体制整備が必要

- 高齢化の進展に伴い、介護や支援を必要とする高齢者も増加します。近年増加傾向にある認知症高齢者への対応についても課題となっています。
- 市の調査では、「外出支援サービス」や「配食サービス」、「福祉の雪事業」などを求める回答が多くなっており、在宅生活を支える支援が必要とされています。

##### 高まる介護需要に備えた持続可能な提供体制整備が必要

- 介護職員の高年齢化と若い人材の不足が顕著化しています。今後さらに介護人材が不足することが見込まれることから、介護人材の確保が喫緊の課題となっています。
- いつまでも住み慣れた地域で安心して生活していくよう、相談支援体制の充実を図るとともに生活支援サービスの提供や介護サービスの充実を図り、地域の特性に応じた地域包括ケアシステムを推進することが必要とされています。

#### ■ 関連する計画等

- |         |                           |
|---------|---------------------------|
| 関連する計画等 | ● 北秋田市高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画 |
|---------|---------------------------|

#### ■ みんなの役割

市民	<ul style="list-style-type: none"><li>● 活動の場への積極的な社会参加とお互いに支え合う共助づくりに取り組みましょう</li><li>● 高齢者の見守り、話し相手など、日常生活に寄り添う支援を通じて、介護について関心を高めましょう</li></ul>
地域・団体・事業者	<ul style="list-style-type: none"><li>● 住み慣れた地域で安心して自立した生活を続けられるようサービスの提供に努めましょう</li><li>● 中学・高校での介護の体験学習を推進し、将来的な介護人材の裾野拡大を図りましょう</li><li>● 各団体による活動の場の提供とお互いに支え合う共助づくりへの取り組みを進めましょう</li><li>● 高齢者の見守り、話し相手など、日常生活に寄り添う支援を通じて、介護について関心を高めましょう</li></ul>

## ■ 施策の方向性

### 2-4-1 高齢者の生きがいと活躍できる機会の創出

- 高齢者の仲間づくりや健康、生きがい活動等の機会を提供する各種サロン活動や介護予防教室の開催
- 高齢者の保健事業と介護予防等の一体的実施によるフレイル予防のための各種取り組みの実施
- 高齢者の生きがいと健康づくり、社会奉仕や地域世代間交流活動を行っている単位老人クラブ、市老人クラブ連合会活動の支援

#### 目標指標

介護予防事業への参加者数	
令和 6 年度	令和 12 年度
2,449 人	2,450 人

### 2-4-2 地域での高齢者の生活を支える包括ケアシステムの推進

- 高齢者が住み慣れた地域で、安心して自分らしい自立した日常生活を続けられる支援体制の整備に向けた地域ケア会議の強化
- 専門職との連携による認知症や権利擁護への対応等を包括的にケアする相談支援体制の充実
- 認知症の正しい知識の普及と理解の促進に向けた認知症力フェアやチームオレンジ活動の推進
- 高齢者が地域で自立した生活を続けるための配食サービスや見守り活動、通院などへの外出支援サービスをはじめ、介護する家族を支援する家族介護慰労金、エアコン及び補聴器購入などの生活支援

#### 目標指標

認知症サポーター養成講座受講者数	
令和 6 年度	令和 12 年度
4,997 人	5,960 人

### 2-4-3 介護保険制度の安定的運営

- 地域の実情に応じた介護サービスの基盤を整備・維持することで、要支援・要介護認定者がそれぞれの状態に合ったサービスを利用でき、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる体制づくり
- 介護サービスの安定的な提供に向け、介護職員初任者研修事業を継続的に支援
- 介護人材の確保・定着を図るため、外国人介護人材の受入れを推進

## 2. 保健・医療・福祉 だれもが健やかな心身を育めるまち

### 5 障がい者福祉の充実

#### ■ 現状と課題

##### 障がい者と家族、双方の高齢化が進行し、課題が複雑化・複合化の傾向

- 障がい者とその親・家族、双方の高齢化が全国的に進んでいます。障がい者本人の高齢化によって、障がいが重度化するケースも増加しています。また、親・家族の高齢化によって、家庭内での支援が困難となる事例も増加しており、自宅で生活する障がい者の入所施設への移行も進んでいる状況です。
- 障がい者支援に加えて高齢者の介護支援も同時に求められる家庭が増えていくなかで、障がい者支援と高齢者介護の一体的な提供を実現するための多分野による重層的な支援体制が求められています。

##### 地域生活移行の支援と地域社会における障がい者への理解促進が必要

- 障がい者が、地域社会のなかで地域の人々と共に共生し、那人らしく暮らせる環境を整備することが重要であり、地域生活への移行は特に重要な課題となっています。
- 地域社会における支援が届いていないことから、「埋もれている障がい者」や「ひきこもり」の人々が潜在的に存在しています。なかでも、精神障がい者の数は近年増加しており、社会的ストレスや健康問題、さらには薬物依存やアルコール依存などが原因とされています。
- 特に、軽度な症状や予防的な支援が欠如することから症状が重度化するケースが多く、回復の機会を逃してしまうことがあります。幼少期から高齢者まで全世代の関係機関による情報共有と見守りを行うことによって、精神障がいの早期発見・早期支援に取り組む必要があります。

##### 障がいを抱えても安全で快適に暮らせる環境整備が必要

- 本市の公共施設は、高齢者、障がい者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(通称:バリアフリー法)におけるバリアフリー基準が施行される前に建設されたものが多いことから、スロープやエレベーター等の整備が遅れています。また、当該法令の対象外となる小規模施設では、さらに整備が進まないことが課題となっています。
- 障がい者などが安心・安全に社会参加や活動を行い、安心・安全に公共施設等を利用できるよう、公共施設等のバリアフリー化を一層進めていく必要があります。

##### 経済的自立と社会参加の推進が必要

- 本市では、障がい者が地域や職場で生きがい・役割を持ち、那人らしく安心して暮らすことができる体制の構築を目指しています。
- 障がい者が経済的に自立し、社会参加ができるようにするために、医療、福祉、雇用等の各分野における関係機関が連携し、福祉施設から一般就労への移行を適切に支援する必要があります。

#### ■ 関連する計画等

関連する計画等	<ul style="list-style-type: none"><li>● 北秋田市第4次障がい者計画(第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画)</li><li>● 北秋田市第2次地域福祉計画第2次地域福祉活動計画</li><li>● 北秋田市障がい者活躍推進計画</li></ul>
---------	---

#### ■ みんなの役割

市民	<ul style="list-style-type: none"><li>● 精神障がい・発達障がい・引きこもりなどについて正しく理解し、偏見や差別をなくしましょう</li><li>● 地域で暮らす「埋もれた障がい者」への気づきと見守り活動に努めましょう</li><li>● さまざまな障がい関連イベントへ行き、参加しましょう</li></ul>
地域・団体・事業者	<ul style="list-style-type: none"><li>● 精神障がい・発達障がい・引きこもりなどについて正しく理解し、偏見や差別をなくしましょう</li><li>● 地域で暮らす「埋もれた障がい者」への気づきと見守り活動に努めましょう</li><li>● 社会福祉協議会等と連携し、バリアフリー意識を醸成しましょう</li></ul>

## ■ 施策の方向性

### 2-5-1 あらゆる障がい者が自分らしく生活できる支援の充実

- 福祉施設からグループホームや一般住宅等への移行に向けた障害福祉サービスの利用促進
- 精神障がい者が地域の一員として安心した暮らしを送るための精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築と障害福祉サービスの利用促進
- 精神関係情報交換会等による関係機関と連携した情報の共有と対応・手続きの検討の実施
- 市公共施設におけるバリアフリー化の推進とバリアフリーに関する障がい者団体等の意見を直接聞く機会の創出
- 障がい者施設や関係機関と連携した情報発信

#### 目標指標

福祉施設入所者数【累計】	
令和 6 年度	令和 12 年度
124 人	117 人

精神障がい者における障害福祉サービス種別の利用者数	
令和 6 年度	令和 12 年度
82 人	92 人

### 2-5-2 障がい者の活躍を応援する自立と社会参加の推進

- 障がい者が住み慣れた地域で暮らすことに向けた就労先や一般就労を希望する障がい者に対する、関係機関と連携した相談支援や情報提供の実施
- 市職員の人材確保の面における障がいのある人の雇用の積極的な雇用促進及び能力を有効に発揮できる職場環境の整備
- 市の物品調達時における障がい者就労施設等への発注等による障がい者の活躍の場の拡大推進

#### 目標指標

福祉施設から一般就労への移行者数【累計】	
令和 6 年度	令和 12 年度
20 人	44 人

### 3. 教育・文化・スポーツ だれもがふるさとを愛し誇りを持ち続けられるまち

#### 1 学校教育の充実

##### ■ 現状と課題

###### 子どもたちの未来社会を見据えた資質・能力の育成が必要

- 子どもがこれから社会の変化を乗り越え、将来の社会の担い手となるためには、知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」を育むための、「知識及び技能」、「思考力・判断力・表現力等」、「学びに向かう力・人間性等」という資質・能力を育成することが重要です。
- 全国学力・学習状況調査において秋田県は全国的にも高い学力水準にあります。本市の小学校では県平均を上回っているほか、中学校においても県平均水準であるなど、基礎学力は概ね良好な状況です。
- 引き続き児童生徒の基礎学力の定着・向上を図ることを軸に、子どもたちの多様な個性に応じ、指導の個別化や学習の個性化を図る「個別最適な学び」と、多様な他者と協働しながら、あらゆる他者を尊重し、持続可能な社会の創り手となる資質・能力を育てる「協働的な学び」の一体的な充実を図ることが求められています。

###### 困難を抱える児童生徒及び家庭の早期発見・支援が重要

- 様々な困難を抱える児童生徒及び家庭に対しては早期発見と適切な支援が重要であり、学校や関係機関、心理及び福祉の専門家等が情報を共有し、連携した支援を行うことが求められています。
- 本市における児童生徒の不登校の状況は、国や秋田県と比較すると良好な状況ですが、実際に不登校である児童生徒や不登校の兆しが見られる児童生徒は増加傾向にあります。
- このような状況のなか、不登校の未然防止に向けた学校づくりとしては「楽しい学校」、「通いたくなる学校」のほか、「児童生徒の自己肯定感の育成」などに取り組むことが求められています。
- さらには、「学校へ足が向かない」など不登校に悩む児童生徒自身への働きかけについては、生活リズムを整えて規則正しい生活と社会貢献の経験を積むことで、社会参画に向かえるようサポートする支援も期待されています。

###### 次代を担う子どもたちにふるさと「北秋田」への愛着心醸成には地域との連携が不可欠

- 本市では、ふるさとを愛し支えようとする子どもの育成を目指し、ふるさとを知り、ふるさとを愛する心情を育む「ふるさと教育」を推進しています。
- さらに、地域の活性化を図るためにには、幼少期から、ふるさとに貢献できる人材を育む教育が求められています。
- 今後も各校において、地域の素材を活かし、地域と協働したふるさと教育を展開し、人との関わりのなかで育むふるさと教育の充実と深化を図ることが必要とされています。また、新たな地域の人材の発掘や、次世代への継承などが課題となっています。

###### 学校規模や地理的条件による教育格差の是正が必要

- 人口減少・少子化に伴い、本市の児童生徒数は減少が続いている。現在、本市には小学校6校、中学校3校、義務教育学校1校が設置されており、児童生徒数のさらなる減少が想定されています。
- 児童生徒数の減少によって、統廃合を含めた学校の在り方の検討や中学校における部活動の地域展開の推進が必要となっています。一方で、過小規模・複式授業のメリットを生かし、デメリットを減らす取り組みや他校との遠隔授業によるコミュニケーション能力を育成する取り組みなどをさらに強化することが必要です。ICT等を活用した効果的な学習をさらに推進していくことによって、あらゆる児童生徒に対して個別最適な学びや協働的な学びを提供することが求められています。

###### 子どもの確かな学力と健やかな成長の育みには学校の施設整備も重要

- 児童生徒数の減少と施設老朽化に伴い、本市では各学校施設の改修等の施設整備を進めています。
- また、「北秋田市立学校 適正規模・配置再編プラン(2017-2031年度)」を、必要に応じて見直しながら統廃合を進めており、地域の合意形成を行なながら計画を推進し、施設整備の実施と、既存施設の改修、廃校となつた校舎の管理を実施しています。
- 統廃合の対象となる校舎の老朽化が進んでいるため、早期に地域との合意形成を行い、今後の整備計画についてまとめる必要があります。
- また、既に廃校となつた校舎等のうち、使用に耐えうる校舎については廃校プロジェクト等での活用を図り、活用が困難な校舎については管理費の節減と周辺に与える安全上・美観上の影響も踏まえ、解体を適宜行っていく必要があります。

##### ■ 関連する計画等

関連する計画等 ● 北秋田市学校教育ビジョン

■ みんなの役割

市民	<ul style="list-style-type: none"><li>● 本市の教育を理解し、子どもたちの学び・教育に協力しましょう</li><li>● 不登校及び不登校傾向の児童生徒への理解を深めましょう</li></ul>
地域・団体・事業者	<ul style="list-style-type: none"><li>● 児童生徒の施設見学や体験学習等へ協力しましょう</li><li>● 地域の各学校と協働した教育活動の展開に協力しましょう</li></ul>

## ■ 施策の方向性

### 3-1-1 基礎学力の定着と学力向上

- 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた、授業研究や指導助言、OJT を通じた授業改善
- 個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実に向けた、教材や学習活動における ICT の活用
- AIドリル等のICT活用による個に応じた家庭学習との連携

#### 目標指標

県学習状況調査通過率で県平均を上回る教科数(4学年17教科中*)	
令和 6 年度	令和 12 年度
9 科目	12科目以上

\*対象となる学年および教科は、小4(国語・社会・算数)、小5(国語・社会・算数・理科)、中1・2(国語・社会・数学・理科・英語)

### 3-1-2 一人ひとりの子どもに寄り添った教育の充実

- 様々な困難を抱える児童生徒の早期発見・支援に向けた、心理スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーや関係機関と、対象となる児童生徒やその家庭との連携強化
- 様々な理由により不登校等の状況にある子どもの学校復帰、社会的自立に向けた、適応指導教室での学習支援
- 各校の校内教育支援センターを起点とした不登校及び不登校傾向の児童生徒の居場所づくりと学習支援の推進
- 「あきたリフレッシュ学園事業」を活用した、不登校に悩む児童生徒を対象にした通園型・宿泊型の生活改善・体験活動事業と関係・交流人口対策事業の実施
- 教育機会の公平性の確保に向けた、要保護、準要保護家庭への支援及び特別支援就学奨励補助の継続
- 幼保小連携事業の継続による、就学前施設から小学校への円滑な接続と、幼少期から学童期の連続的な成長の支援

#### 目標指標

不登校児童生徒のうち、 全く学校に出席できておらず、関係機関等からの働きかけにも応じていない児童生徒の割合	
令和 6 年度	令和 12 年度
22.2%	10%±

### 3-1-3 地域資源を活かした特色ある学校づくりとふるさと教育の推進

- 子どもたちの「ふるさと愛」を育むための、ふるさとのよさの発信、地域行事の参加・継承、地域貢献活動などの推進と「きらり☆きたあきた」や地域の素材を活用したふるさと教育の実施
- 地域づくりと子どもたちが「ふるさと愛」を育むための、学校を拠点とした地域と協働する機会の創出と世代間交流の促進

#### 目標指標

県学習状況調査において「自分にはよいところがある」と回答した児童生徒の割合	
令和 6 年度	令和 12 年度
32.2	50.0

全市一斉「春のクリーンアップ」への児童生徒の参加率	
令和 6 年度	令和 12 年度
19.9%	対前年比で増加(↗)

### 3-1-4 安全・安心で快適な教育施設の整備・充実

- 個別最適かつ効率的な教育環境に向けた ICT 環境の整備と充実
- 教職員が児童生徒に寄り添った教育活動時間を捻出するための業務効率化に資する校務DX化の推進
- 安全・安心な教育環境を確保するための、学校施設等の維持・補修の実施
- 廃校や既存学校施設等の改築に伴う遊休不動産の活用検討

#### 目標指標

普段の授業においてコンピュータなどのICT機器を使用する割合	
令和 6 年度	令和 12 年度
74%	80%以上

### 3. 教育・文化・スポーツ だれもがふるさとを愛し誇りを持ち続けられるまち

#### 2 生涯学習・生涯スポーツの推進

##### ■ 現状と課題

###### あらゆる年代の「学び」と「交流」を促す機会と場所の提供が必要

- 生涯学習については、子どもから高齢者までの幅広い年齢層の市民が、積極的・主体的に学びに参加することができる機会と場所の提供が必要です。講座等を開催する各公民館等を、市民が気軽に立ち寄れる、人と人、地域をつなぐ場とするためには、幅広い年齢層が魅力を感じる講座やイベントの工夫が必要とされています。
- 人口減少や少子高齢化が多様な就業形態、個人のライフスタイルの変化などの影響を及ぼし、地域における世代間交流の機会も減少しています。公民館等は子どもから高齢者まで、普段ふれあう機会が少ない者同士の交流の場として、相互理解を深めることや、地域のネットワークを広げ、地域づくりの発展につながることが期待されます。
- 公民館等施設が安心・安全な地域コミュニティの場として機能するために、施設整備や環境及び機能の充実に向けた計画的な取り組みが求められています。利用者へ配慮した施設予約システムの導入や申し込み等のデジタル化も求められています。

###### 活力ある地域づくりには学校・家庭・地域による協働の社会教育が有用

- 本市では地域づくりにつながる社会教育として、学校・家庭・地域が協働する機会を強化し、子どもたちの「ふるさと愛」を育む取り組みを行っています。地域の範囲が広域化するなかで、学校と地域がどのように協働して、子どもたちの「ふるさとを愛する心」「ふるさとを支えるキャリア形成」を育んでいくかが課題となっています。

###### 生涯スポーツの推進とスポーツによる地域活性化

- 運動の習慣化に向けて、各団体と連携したスポーツイベント等を開催しているものの、結果に結びついていない実態があります。より多くの市民がスポーツに親しんでもらえるよう、市民参加型のスポーツイベントを拡充するほか、幼少期からの運動の習慣化を推進していく必要があります。
- またスポーツを通じた地域活力の向上策として、市外からのスポーツ合宿誘致を推進しており、交流人口の増加と地域経済の活性化を図っています。あわせて、市内小中高校の部活動等と交流することにより、競技力の向上も図っています。
- 中学校の部活動については、人口減少・少子高齢化に伴う生徒数の減少により、部活動から地域クラブ等への展開を推進しています。部活動と地域クラブの補助制度の格差については、地域展開の障害とならないように見直しています。

###### スポーツ施設の老朽化への対応

- 本市が所管するスポーツ施設は 16 施設あり、うち 40 年以上経過した施設が 10 施設、そのうち3施設は 50 年以上経過しています。いずれも老朽化が顕著で修繕件数も増加傾向にあり、機能性も陳腐化しており、施設の統廃合や改修に関して早期に検討しなければなりません。その際、アーバンスポーツの普及など、スポーツの多様化への対応も必要となります。

##### ■ 関連する計画等

関連する計画等	<ul style="list-style-type: none"><li>● 北秋田市社会教育中期計画</li><li>● 北秋田市スポーツ推進計画</li></ul>
---------	---

##### ■ みんなの役割

市民	<ul style="list-style-type: none"><li>● 地域の公民館の講座等を受講し、仲間づくりや生きがいづくりにつなげましょう</li><li>● スポーツイベント等へ参加し、運動を習慣化しましょう</li></ul>
地域・団体・事業者	<ul style="list-style-type: none"><li>● 市の事業に対する協力とサービスの提供に努めましょう</li><li>● 出前講座等を利用し、地域内での交流の機会の創出や課題の整理につなげましょう</li><li>● 地域住民等へのスポーツイベント等への参加を呼びかけましょう</li></ul>

## ■ 施策の方向性

### 3-2-1 市民一人ひとりの生涯を通じた学習の支援

- 幅広い年齢層が魅力を感じる市民のニーズにあった各種講座等の充実
- 市民が地域と協働しながら学ぶ機会、成果を地域に還元できる機会の創出と世代間交流の推進
- 一人でも多くの方に市が提供する生涯学習の機会を知ってもらい、興味関心を持つてもらえる情報の発信
- 読書活動を継続的に支援するための定期的な移動文庫の実施
- 安心・安全で快適な学習環境を提供するための公民館等施設の環境及び機能の充実
- 地域づくりと子どもたちが「ふるさと愛」を育むための、学校を拠点とした地域と協働する機会の創出と世代間交流の促進（再掲）

#### 目標指標

公民館等が開設した講座数	
令和 6 年度	令和 12 年度
75 件	75 件
公民館等を利用した人の人数	
令和 6 年度	令和 12 年度
142,471 人	142,500 人
学校活動以外の体験学習や発表の場の開催回数	
令和 6 年度	令和 12 年度
75 回	75 回

### 3-2-2 スポーツ活動の推進及び機会の提供

- 市民のスポーツ活動を推進する市民参加型スポーツイベントの拡充
- 幼少期からの運動の習慣化を推進する、子ども向けの運動教室の充実
- スポーツを通じた交流人口の増加と地域経済の活性化に向けた、市外団体等の合宿等誘致の強化

#### 目標指標

週1回以上運動をする人	
令和 6 年度	令和 12 年度
41.2%	53.0%
合宿補助金の交付件数	
令和 6 年度	令和 12 年度
3 団体	5 団体

### 3-2-3 スポーツ環境の基盤整備

- 老朽化したスポーツ施設の計画的な改修と用具の更新
- 生涯スポーツの推進と、スポーツの多様化にも対応可能なスポーツ施設の計画的な整備

#### 目標指標

スポーツの満足度	
令和 6 年度	令和 12 年度
58.0%	70.0%

※スポーツ推進に関する市民意識調査における「スポーツの満足度」の設問において、「どちらかといえば満足している」以上の割合

### 3. 教育・文化・スポーツ だれもがふるさとを愛し誇りを持ち続けられるまち

#### 3 地域の歴史・文化の継承と振興

##### ■ 現状と課題

###### 世界文化遺産「伊勢堂岱遺跡」等の保存・活用と地域連携

- 伊勢堂岱遺跡は令和3年度にユネスコ世界文化遺産に登録され、年間1万人を超える来訪者が訪れています。伊勢堂岱遺跡は市の貴重な財産であり、将来にわたって保存及び活用をしていく必要があります。市民や市内事業者が、世界的価値を有する遺跡の保存・活用の重要性を理解し、関心を持つことが重要です。

###### 観光資源としての伊勢堂岱遺跡

- 伊勢堂岱遺跡の世界遺産登録をピークに、来訪者数はゆるやかな減少傾向にありますが、都市部からの伊勢堂岱遺跡が組み込まれたツアーは増加しています。こうした来訪者へのおもてなしとして、小学生から高校生までのジュニアボランティアガイドが遺跡の魅力や価値などを丁寧に説明しており、好評を得ています。
- 大館能代空港、秋田内陸線縄文小ヶ田駅、伊勢堂岱インターチェンジといった公共交通機関のアクセスにも優れており、その立地を活かした観光PRを推進する必要があります。
- さらなる誘客を図るには、受け入れ態勢の強化や魅力を高める取り組みが必要となります。

###### 地域にある有形文化財の保存・活用、無形文化財の保護・継承が必要

- 本市にある95件の国・県・市の指定文化財のほか、未指定の文化財を次世代へ引き継いでいくため、有形文化財の計画的な修繕等により保存・活用を図るとともに、一般公開を行っています。
- 地域の伝統芸能を継承していくため、発表の場の提供や次世代へ継承していくための取り組みを継続することが求められています。

###### 芸術・文化の振興には各種団体への支援と市民ニーズの反映が必要

- 本市では、市民に文化や芸術に関心を持ってもらうため、芸術文化団体の公演を誘致している一方で、市文化祭や各地区的芸術文化祭などの実行委員会に補助金を交付しています。
- 高齢化や担い手不足によって、芸術文化団体等が従来の体制での運営が難しくなっており、持続可能な体制の構築が急務となっています。
- 文化振興の拠点である文化会館を安全安心に利用出来るよう、計画的に改修するとともに、市民のニーズを反映した自主事業公演を企画して行くことが必要です。

###### 浜辺の歌音楽館を活かした賑わい創出

- 浜辺の歌音楽館の入館者数は、イベント等により伸びているものの、イベント以外の来訪者は低迷した状態が続いているいます。
- 音楽館としての特徴を活かしながら、地域の賑わいづくりや観光振興に結び付けるための取り組みが求められています。

##### ■ 関連する計画等

関連する計画等	<ul style="list-style-type: none"><li>● 史跡伊勢堂岱遺跡保存管理計画</li><li>● 史跡伊勢堂岱遺跡第Ⅱ期整備基本計画</li><li>● 北秋田市歴史文化基本構想</li><li>● 北秋田市景観計画</li></ul>
---------	--

##### ■ みんなの役割

市民	<ul style="list-style-type: none"><li>● 伊勢堂岱遺跡の保存・活用に関するボランティア活動への主体的な参画や、イベントへの参加・協力に努めましょう</li><li>● 市内の文化財の公開や伝承芸能の発表への参加・協力に努めましょう</li><li>● 芸術・文化に触れてみましょう</li></ul>
地域・団体・事業者	<ul style="list-style-type: none"><li>● 観光コンテンツの開発や世界遺産ブランドを利用した特産品の開発を促し、地域経済に貢献しましょう</li><li>● 県及び市の保存活用推進事業への参加や、遺跡周辺での景観保全に協力しましょう</li><li>● 市内の文化財の保存・継承への活動に協力しましょう</li></ul>

## ■ 施策の方向性

### 3-3-1 伊勢堂岱遺跡の保存・活用

- 世界遺産の文化的価値の継承と適切な保存施策と、遺跡周辺の景観保護
- 伊勢堂岱遺跡の保護を進めつつ、地域の教育や観光活用に結びつけるため、ガイドの育成や情報発信、デジタル技術を活用した展示や多言語対応等を発展的に継続する
- 市内飲食・宿泊事業者等との協働体制の構築、遺跡を活用したグッズ開発、体験プログラムの提供

#### 目標指標

伊勢堂岱遺跡を見学したことのある市民の割合	
令和 6 年度	令和 12 年度
39.6%	42.0%

伊勢堂岱遺跡へのツアー参加者人数	
令和 6 年度	令和 12 年度
1,370 人	1,520 人

### 3-3-2 有形文化財の保存・活用及び無形文化財の保護・継承

- 地域にある文化財の価値を伝える取り組みの実施
- 文化財活用のための人材育成と活動の環境整備
- 市内で行われる伝統芸能等の活動支援や行事を市民へ紹介する取り組みの実施

#### 目標指標

有形文化財(金家住宅・旧長岐家住宅等)を公開した回数	
令和 6 年度	令和 12 年度
8 回	12 回

市内の伝統芸能等の活動を行っている団体数	
令和 6 年度	令和 12 年度
17 団体	17 団体

### 3-3-3 文化的振興

- 子ども向けイベント等の企画による、幼少期から芸術・文化に触れる機会の創出
- 文化会館等の適切な管理・運営の実施
- 市民のニーズに応える自主事業公演誘致の推進
- 持続可能な文化振興に向けた芸術団体等の体制の再構築
- 地域の賑わいづくりにつながるような文化事業の開催手法を検討
- 浜辺の歌音楽館の来館者増加に向けた、展示等の充実や新たなグッズ開発の推進

#### 目標指標

浜辺の歌音楽館や浜辺の歌音楽館のイベントに行ったことのある市民の割合	
令和 6 年度	令和 12 年度
—	9.0%

## 4. 生活環境基盤 だれもが安心で安全な暮らしが営めるまち

### 1 上下水道の維持・整備

#### ■ 現状と課題

##### 水道管の老朽化対応や生活排水処理施設の維持・整備

- 本市では、水道管の老朽化が進み、漏水件数が増加傾向にあります。また、水道管が公道以外へ埋設されている地域も存在していることから漏水箇所特定に苦慮している状況です。こうしたことから漏水件数の減少や維持管理の向上を図るため、今後も計画的な老朽管更新が求められています。
- 本市における下水道等の生活排水処理施設は、汚水の処理やトイレの水洗化といった生活環境の改善のほか、水質保全や資源循環型の社会の形成に不可欠な社会資本であることから、早期の整備が求められています。
- 本市の污水処理人口普及率は、全国平均・秋田県平均を下回っており、未普及区域の早期整備が必要となっています。また、合併処理浄化槽の設置者に対し、国・県・市で補助金を交付していますが、計画に対する申請件数が伸び悩んでいる状況です。
- 下水道等の整備を推進していますが、未接続世帯の下水道等への接続が大きな課題となっています。

##### 人口減少・上下水道施設の老朽化を見据えた経営の健全化

- 本市の水道事業を取り巻く経営環境は、人口減少に伴う水需要の減少、水道施設の老朽化といった課題により、より厳しい状況が予想されています。また、給水人口の減少に伴い料金収入の減少が見込まれることから、建設改良費の捻出が課題となっています。
- 水道事業の経営面においては収益性が確保されており、累積欠損金も無い状況であるものの、料金回収率は100%を下回っており、必要とする費用を給水収益以外で賄っている状況です。
- また、基幹浄水場の更新整備と会計統合に伴い、給水原価が上昇しており、経常費用の抑制とともに供給単価の検討が求められています。
- 下水道事業においては、累積欠損金が発生しており、支出を収入で賄えていない状況です。水洗化率も類似団体より低い水準にあるため、使用料収入の確保に努める必要があります。
- 下水道事業の経費回収率は減少傾向にあり、維持管理費を使用料収入で賄えていない一方で、汚水処理原価は増加傾向にあり、維持管理費の削減を含め、効率的な事業運営を行う必要があります。
- 施設の老朽化が進んでいるほか、維持管理費を使用料収入で賄えていない状況です。健全な事業運営のため使用料収入の確保に向けた取り組みのほか、維持管理費の削減に向けた取り組みが求められます。

#### ■ 関連する計画等

関連する計画等	<ul style="list-style-type: none"><li>● 北秋田市水道事業経営戦略</li><li>● 北秋田市下水道事業経営戦略</li><li>● 北秋田市上下水道耐震化計画</li><li>● 北秋田市生活排水処理整備構想(第4期構想)</li><li>● 北秋田市地域循環型社会形成推進地域計画(第4期)</li></ul>
---------	---

#### ■ みんなの役割

市民	<ul style="list-style-type: none"><li>● 節水に努め、水資源の維持に取り組みましょう</li><li>● 給水管の適切な維持管理を行いましょう</li><li>● 公共下水道等への接続や合併浄化槽の設置の必要性を理解し、生活環境の改善に対する認識を深めましょう</li><li>● 廃油等を流さない等、水質汚濁防止に向けて、家庭や地域でできることに取り組みましょう</li></ul>
地域・団体・事業者	(検討中)

## ■ 施策の方向性

### 4-1-1 安全・安心な基盤整備

- 水道管の布設年度や管種及び漏水調査結果に基づく効果的な老朽管更新
- 鷺巣処理区北部第二分区における公共下水道未普及区域の早期解消
- 安定給水の確保に向けた基盤施設(配水場、浄水場、管路等)の強靭化
- 合併処理浄化槽の整備促進に向けた浄化槽設置者への助成制度の周知及び活用促進
- 生活排水処理施設(公共下水道、農業集落排水施設、合併処理浄化槽)への接続率及び設置率の向上に向けた広報・市HP・SNSによる情報発信啓発、自治会単位でのチラシ配布の実施

#### 目標指標

管路更新率		汚水処理人口普及率	
令和 6 年度	令和 12 年度	令和 6 年度	令和 12 年度
未計測	100%	84.5%	92.2%

### 4-1-2 経営の健全化

- 水道事業の経営安定化に向けた料金の収納率の維持
- 水道施設・設備・管路等の計画的な更新及び長寿命化におけるアセットマネジメントの充実
- 水道施設・設備の規模及び配水等仕組みの検討
- 下水道施設・設備・管路の適正管理及び安定的な運転に向けた民間活力の活用
- 水道事業及び下水道事業における健全経営に向けた経営状況の把握と検証の実施による事業の見直し及び効率化等の推進

#### 目標指標

水道料金収納率	
令和 6 年度	令和 12 年度
99.3%	99.5%

下水道使用料収納率	
令和 6 年度	令和 12 年度
98.9%	99.0%

## 4. 生活環境基盤 だれもが安心で安全な暮らしが営めるまち

### 2 快適な住環境の整備

#### ■ 現状と課題

##### 空き物件数の増加と住宅の耐震化への対策が急務

- 本市の空き物件数は、全国と同様に増加の傾向にあります。今後、放置される空き家が増えることで倒壊等の保安上の危険性のみならず、周囲の環境が衛生面で有害となり得る場合もあり、周辺住民の日常生活に支障を及ぼすことが懸念されます。
- 全国各地で頻発する地震に鑑み、本市では地震による建築物等の倒壊又は損壊により、生ずる人的被害及び物的被害を防止・軽減させるため、「北秋田市耐震改修促進計画」を策定しています。この計画では住宅耐震化支援策の一つとして、住宅耐震化に係る補助制度を設けています。しかしながら実績件数は少なく、その背景には自身の住宅が耐震診断の対象であることを認知していない実態があるようです。
- また、住宅の確保に困難を抱えている人への支援策である市営住宅については、多様化する居住ニーズや将来的な住宅需要を勘案した、住宅環境の整備が必要です。

##### 冬季でも安心・安全に暮らせる除排雪体制の構築が必要

- 本市は、市内全域が積雪寒冷特別地域及び豪雪地帯に指定されており、1年の約3分の1は雪のある暮らしが余儀なくされています。積雪による道路交通網や住生活環境への影響は著しく、個人や企業等の社会活動や経済活動等の停滞が懸念されます。そのため、地域の事情に応じた効率的な除雪と排雪、雪寄せ場の確保、流雪・融雪施設の適正な維持・管理・運営を推進していく必要があります。
- また、除雪機械の老朽化により、修理費の増加や機動力の低下など、迅速かつ安定した除雪対応に支障をきたす事案が増えています。また、これまで道路除排雪作業の主力を担ってきた経験豊富な建設業者が減少傾向にあるなど、雪対策を取り巻く環境は一段と厳しくなっています。

##### インフラ施設の効率的な維持管理が必要

- 都市の公園や緑は、生活にうるおいを与えるとともに、心休まるにぎわいの場、交流の場となり、市民が集うコミュニティ形成の場としての機能も有しています。
- さらには、災害時のオープンスペースとしての役割も担っていることから、不測の事態に備え、継続的に維持管理を行う必要があります。
- また、市内には開設から50年以上経過している公園が複数あり、利用者の安全確保の観点から施設の老朽化や古木化・巨木化した樹木の対策が必要になっています。
- 本市の市道は総路線数1,150路線、総延長843.85kmと非常に長いほか、老朽化が進んでいる舗装が増加しています。危険個所の早期発見・早期補修には日常のパトロールや、損傷状態を効率よく調査できる体制整備が必要です。また、市道の舗装補修には多額の経費が必要であるため、限られた財源で適正かつ計画的な取り組みが求められています。
- 市保有の橋梁は老朽化が進み、補修が必要な橋梁が多くなっています。早急な対応が求められている橋梁が多く存在しているものの、財政面・人材面から計画通りに進んでいない状況です。
- 近年、頻発する豪雨により河川が氾濫し、市道や家屋、農地に甚大な被害を及ぼしています。その原因の一つとして、河道内に堆積した土砂や樹木等が河川の流下能力を下げており、これら堆積物の早急な除去が求められています。

#### ■ 関連する計画等

関連する計画等	<ul style="list-style-type: none"><li>● 北秋田市耐震改修促進計画(第4期計画)</li><li>● 北秋田市除雪計画</li><li>● 舗装長寿命化修繕計画</li><li>● 橋梁長寿命化修繕計画</li><li>● 緊急浚渫推進事業計画</li></ul>
---------	---

#### ■ みんなの役割

市民	<ul style="list-style-type: none"><li>● 交通の妨げとなる除雪行為はやめましょう</li><li>● 除排雪が困難な高齢者などに声をかけ、助け合いましょう</li><li>● 公園利用時は、ごみを持ち帰りましょう</li></ul>
地域・団体・事業者	<ul style="list-style-type: none"><li>● 住宅耐震化の支援対象住宅所有者への制度周知に協力しましょう</li><li>● 除雪路線の除排雪に伴う要望を行うなど、効果的な除雪作業に協力しましょう</li><li>● 公園のごみ拾いに協力しましょう</li></ul>

## ■ 施策の方向性

### 4-2-1 快適かつ安心・安全な住環境の整備

- 空き家の所有者に向けた適正な管理指導と解体撤去への助成制度の周知
- 広報紙やホームページ等を活用した空き家利活用の情報提供・意識啓発
- 空き家を活用した移住促進のための全国版空き家バンクの活用や秋田県と共に「空き家相談会」の開催
- 空き家対策の推進部署や移住・定住支援部署との情報共有、連携強化による、制度の周知
- 市営住宅の計画的な建替や既存の市営住宅の予防保全
- 木造住宅の耐震性の有無の確認(耐震診断)や住宅リフォームに係る支援制度の周知・PR

#### 目標指標

空き家バンク新規登録件数	
令和 6 年度	令和 12 年度
52 件(累計)	82 件(累計)

耐震化事業の周知回数	
令和 6 年度	令和 12 年度
3 回(累計)	60 回(累計)

### 4-2-2 冬季期間の除雪対策

- 地域の事情や交通量を踏まえた、路線ごとの適切な除排雪作業の推進
- 初期除雪の徹底及び危険箇所の早期把握と迅速な対応
- 老朽化除雪機械の計画的な更新
- 歩行者の多い歩道の通行確保に配慮した除雪
- 単身高齢者世帯や障がい者世帯など、配慮を要する住民への除排雪支援
- 除排雪車両運行管理システムなどを活用した市民への的確な情報提供と迅速かつ効果的な除排雪体制の強化

### 4-2-3 インフラ施設の効率的な維持管理

- 公園施設の諸修繕、樹木の剪定、草刈り、清掃等の維持管理を行うほか、年次計画に基づいて、老朽化した遊具や諸施設の更新、健康器具の試行的な設置
- 舗装長寿命化修繕計画に基づき、重要物流道路、緊急輸送道路、その他主要道路において、措置が必要な舗装補修に取り組み、健全な状態を確保
- 新技術を活用した、舗装の長寿命化及び経費縮減の推進
- 橋梁長寿命化修繕計画に基づき、早期に措置が必要な橋梁(健全度Ⅲ判定)の補修に取り組み、健全な状態を確保
- 橋梁からボックスカルバートへの架替えや、新技術の活用を検討し経費縮減の推進
- 河道内に堆積した土砂や樹木の除去による流下能力の回復および河川環境の保全
- ドローンやノーコード／ローコードツール等の新たな技術の導入による日常の維持管理の効率化

#### 目標指標

主要路線の舗装補修延長	
令和 6 年度	令和 12 年度
1,124m	1,690m(5 年間の累計 8,440m)

早期措置段階の橋梁補修数	
令和 6 年度	令和 12 年度
6 橋	4 橋 (5 年間の累計 22 橋)

浚渫河川数	
令和 6 年度	令和 12 年度
6 河川	4 河川(5 年間の累計 20 河川)

## 4. 生活環境基盤 だれもが安心で安全な暮らしが営めるまち

### 3 交通ネットワークの充実

#### ■ 現状と課題

##### 交通弱者に配慮した移動手段の維持・確保と運行事業者の担い手確保

- 本市の公共交通については、人口減少の進行による利用者の減少により、路線バスの廃止や減便などが進められてきていますが、交通空白地域を生じさせず、地域住民の移動手段の確保を図るために代替交通としてデマンド型乗合タクシー等の導入を行い、利用実態・ニーズに応じて随時見直しを図っています。
- 人口減少や少子高齢化により、運転免許の返納や自家用車の運転を控える高齢者の増加が見込まれており、高齢者の外出機会の創出や社会参加、交通弱者の移動手段として公共交通の重要性が改めて認識されていますが、バス運行事業者においては、担い手の確保などが課題となっています。
- また、生活バス路線と目的バス（スクールバス・診療所バス）等で重複した路線が存在するため、限られた交通資源の効率的な運用が必要です。
- 平成元年に全線開通した秋田内陸線においては当初、100万人以上の利用実績があったものの、令和元年には26万人にまで利用者が減少しており、直近の令和6年には約22万人にまで減少しています。
- 沿線地域の人口減少による利用者数の減少のほか、少子化により高校生等の通学定期利用者も減少傾向にあり、地元住民への需要喚起も求められています。

##### 観光客誘客に向けた交通ネットワークの整備・認知度の向上

- 大館能代空港は北東北の縄文遺跡群や白神山地など世界遺産にも近く、北東北の主要観光地へのアクセス拠点としての機能のほか、地域経済においても地域と首都圏をつなぐ重要な路線となっています。地域振興に欠かせない資源であり、空港からのアクセスの向上や宿泊施設等のインフラ整備、認知度向上に向けた取り組みが必要です。
- 秋田内陸線は、近年ではインバウンドの需要が高まり、定期外利用が増えつつありますが、新型コロナウイルスの影響により、歯止めがかかりました。その後は、イベント列車や沿線の観光資源を活用したSNSの発信、各種メディアを通じたPR活動や、有名キャラクターとのコラボ企画等により、徐々に利用者は回復しつつありますが、依然として利用者は伸び悩んでいる状況です。
- 秋田内陸線沿線の仙北市では、多くの集客が見られるものの、これら近隣自治体からの本市への観光客の誘客が進んでいない実態があります。近隣自治体で行動が完結している国内観光客の本市への誘客やインバウンドの誘客に向けて、関係各所と連携した取り組みが求められています。

#### ■ 関連する計画等

関連する計画等	<ul style="list-style-type: none"><li>● 北秋田市地域公共交通計画</li><li>● 秋田内陸地域公共交通総合連携計画</li><li>● 鉄道事業再構築実施計画（秋田内陸縦貫鉄道）</li></ul>
---------	---

#### ■ みんなの役割

市民	<ul style="list-style-type: none"><li>● 市民一人ひとりが地域公共交通について考え、アンケート等を通じて市民の声を市へ伝えましょう</li><li>● 鉄道やバスなどの地域公共交通機関に加え空の玄関口である空港を積極的に活用し、交流人口の拡大や地域の魅力発信につなげましょう</li></ul>
地域・団体・事業者	<ul style="list-style-type: none"><li>● 市民や地域の声を踏まえて地域公共交通の改善、利便性向上のために連携して取り組みましょう</li><li>● 秋田内陸縦貫鉄道株式会社との協働により利用促進策に取り組みましょう</li></ul>

## ■ 施策の方向性

### 4-3-1 公共交通の維持・確保と利便性向上

- 利用状況が低調なバス路線に代わる代替交通の検討・導入
- デマンド型乗合タクシー・市街地循環バス等の運行エリアや運行本数等の見直し等による利便性の向上
- 地域の実情に応じた新たな交通モード(自治体ライドシェア等)の検討・導入
- ICT や AI 等の先端技術の活用の検討・導入促進
- 通学定期券の助成による地元高校生等の通学費負担の軽減
- 小中学校、保育園等での秋田内陸線利用時の運賃助成による愛着心の醸成

#### 目標指標

公共交通機関を利用しない理由として「近くに駅・バス停がない・遠い」「利用したい時間帯に運行していない」「鉄道・バスの乗り換え・接続が悪い」と答えた割合	
令和 6 年度	令和 12 年度
42.6%	37.0%

秋田内陸線の年間利用者数	
令和 6 年度	令和 12 年度
226,690 人	247,000 人

### 4-3-2 国内外からの誘客に向けた交通ネットワークの利用促進

- 地域振興、観光・物流、関係人口の創出などの分野における関係機関等と連携した取り組みの推進
- 秋田県や大館能代利用促進協議会など各関係機関と連携した各種利用促進事業の推進
- 市民、企業を対象とした空港利用促進や PR の実施
- SNS 等による情報発信、利用促進講座、アンケート等による空港利用者ニーズの把握
- 秋田県、仙北市と協調した地域資源のブラッシュアップ・誘客の促進
- 秋田内陸線における翻訳ツールの導入
- 各種パンフレット類の多言語化によるインバウンド対応の強化
- 花火大会等のイベント時の臨時列車の増便やレンタサイクルの貸出
- 各種イベント等の実施による観光路線としての打ち出しの強化

#### 目標指標

大館能代空港利用者数	
令和 6 年度	令和 12 年度
194,655 人	254,000 人

秋田内陸線の年間利用者数(再掲)	
令和 6 年度	令和 12 年度
226,690 人	247,000 人

## 4. 生活環境基盤 だれもが安心で安全な暮らしが営めるまち

### 4 環境保全の推進

#### ■ 現状と課題

ごみの排出量やリサイクル率は設定する目標値に達していない状況

- 本市の恵まれた自然環境を将来世代に引き継ぐため、市では「北秋田市環境基本計画」に基づき環境保全に向けた各種取り組みを展開しています。
- このうち、ごみの減量化推進と適正な処理については、一人あたりのごみ排出量やリサイクル率が「一般廃棄物処理計画」に掲げる目標値に達していない状況にあり、市民、事業者の一層の協力体制の仕組みづくりやリサイクル意識の醸成が求められています。

#### 環境美化と温室効果ガス削減についての行動変容が必要

- 本市の不法投棄物発見件数は減少傾向にあるものの、依然としてポイ捨てなどの事案が多い状況にあります。不法投棄やポイ捨てを防止するための監視体制の構築や環境意識の向上に向けた工夫が求められています。
- 本市では、地域美化活動として呼びかけを行い、春と秋の年2回のクリーンアップ活動を開催しています。環境美化や地域を大切にする意識の醸成のはか、地域コミュニティの活性化にも繋がる活動であるものの、令和6年度市民意識調査では若年層の参加が少ない結果となっています。若年層の環境美化への関心を高め、継続的な参加を促すための工夫が求められています。
- 地球温暖化対策として、本市では令和6年に「ゼロカーボンシティ宣言」を行い、地球温暖化の原因となる二酸化炭素等の温室効果ガスの排出量を実質ゼロにする目標を掲げており、市・市民・事業者が一丸となって温室効果ガスの削減に取り組むため、令和7年度に「地球温暖化対策実行計画」を策定しています。
- 地球温暖化対策の推進について、令和6年度市民意識調査では、地球温暖化に関して何らかの取り組みを行っていると回答した割合は、98%となり、市民の温暖化防止に対する意識は高いことが窺えます。本市においては、節電や節水、冷暖房の温度設定など、身近な取り組みを行っている市民は多い状況ですが、脱炭素と豊かな暮らしを実現するための設備導入は、まだ十分とはいえない状況にあります。目標の実現に向けては、個人の行動の変容が重要であり、脱炭素を意識した生活スタイルを定着させることが求められています。

#### 地域でのエネルギー循環に向けては、設備導入における費用面の問題が障壁

- 本市の「地球温暖化対策実行計画」におけるアンケート調査では、省エネルギー・再生可能エネルギー設備等導入への課題として、費用面等の問題が挙げられており、資金面での支援が求められています。
- 本市の再生可能エネルギー発電設備の導入ポテンシャルの合計は3,533MWとなっていますが、再生可能エネルギー発電設備の導入量が少なく、さらなる設備の導入余地がある状況です。

#### ■ 関連する計画等

関連する計画等	<ul style="list-style-type: none"><li>● 北秋田市環境基本計画</li><li>● 北秋田市一般廃棄物処理計画</li><li>● 北秋田市地球温暖化防止実行計画</li><li>● 北秋田市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)</li></ul>
---------	---

#### ■ みんなの役割

市民	<ul style="list-style-type: none"><li>● 家庭でごみの減量や省エネ等に取り組み、脱炭素につながる新しいライフスタイルへの転換に取り組みましょう</li></ul>
地域・団体・事業者	<ul style="list-style-type: none"><li>● 持続可能な社会の実現と地球温暖化防止に取り組みましょう</li><li>● 環境に対する意識を高め、ごみ捨てなどに対するマナーやモラルの向上を目指し、地域内での声掛けやクリーンアップなどの環境保全活動に取り組みましょう</li></ul>

## ■ 施策の方向性

### 4-4-1 ごみの減量とリサイクルの推進

- 広報紙や出前講座等の情報発信によるごみの減量・資源化の重要性に関する意識啓発活動の推進
- 食品ロス削減によるごみの減量化
- ごみカレンダーやごみの分け方・出し方一覧表による情報提供の推進
- 市公式 LINE やごみアプリによる、ごみ出し確認の利便性向上
- ごみの組成分析を踏まえた効果的なごみの減量対策の検討

#### 目標指標

1日1人あたりのごみの排出量	
令和6年度	令和12年度
932.0g／人・日	872.7g／人・日

総資源化率	
令和6年度	令和12年度
14.5%	26.1%

### 4-4-2 環境保全活動の推進

- 不法投棄監視員の定期的な巡回による不法投棄物の発見や回収の実施
- 不法投棄多発箇所への防止看板や監視カメラの設置
- 不法投棄防止についての啓発と対策の強化
- 地域の景観や自然環境を守るための市民による一斉クリーンアップの実施
- 個人の行動変容と環境意識向上に向けたエコアクションポイント等の導入検討
- 市広報や出前講座での家庭での地球温暖化対策を周知・省エネルギー型ライフスタイルの推進

#### 目標指標

不法投棄件数	
令和6年度	令和12年度
68件	44件

節電・節水に取り組んでいる人の割合	
令和6年度	令和12年度
61.4%	90.0%

### 4-4-3 再生可能エネルギーの導入促進(再掲)

- 省エネルギー設備の導入に向けた支援策の検討
- 太陽光や地熱、小水力発電などの再生可能エネルギーの研究・エネルギーの地産地消の推進
- 再生可能エネルギーの国内成功事例の研究や大学・民間企業等を交えた協議の推進
- 再生可能エネルギーの導入を検討する事業者に対する共同研究・適地の紹介等の支援
- 公共施設への再生可能エネルギー設備の導入検討

## 4. 生活環境基盤 だれもが安心で安全な暮らしが営めるまち

### 5 交通安全・防犯対策の強化

#### ■ 現状と課題

##### 近年、交通事故発生件数は横ばいで推移しており、ゼロに向けた取り組み強化が必要

- 関係機関等の連携のもと、これまで交通事故防止に向けた各種交通安全対策を実施していますが、近年、年間の交通事故件数は20~30件と横ばいで推移しており、依然として交通事故による死傷者が発生している状況です。
- 交通事故が発生した場合、被害者、加害者を問わず、多くの方の幸せな生活を脅かし、人的、経済的損失は甚大なものとなるため、交通事故による死傷者数を限りなくゼロに近づける取り組みが求められています。
- 市内で発生している交通事故では、高齢者が関わっている割合が高い現状に鑑みると、高齢者が「事故に巻き込まれない」及び「事故を起こさない」という両面で対策していくことが必要です。
- 安全・安心な児童・生徒の通学やスムーズな車両通行のためには、交通安全の指導・誘導の活動を行っている交通指導員の存在は不可欠です。しかしながら、本市の交通指導員については、減少が続いている状況にあり、人材の確保が重要な課題です。

##### 犯罪のない安全・快適な生活保持のためには地域での防犯意識の醸成が必要

- 秋田県警の「市町村別の刑法犯※認知件数」によると、令和4年における北秋田市内で認知された刑法犯件数が68件でしたが、令和6年には49件となっており、やや減少傾向にあります。しかしながら、本市では高齢化の進行のほか、空き家が増加している状況もあり、犯罪リスクが高い状況です。加えて、地域のつながりの希薄化による地域防犯力の低下が懸念されます。
- 犯罪のない安全で快適に暮らせるまちづくり及び地域の防犯環境を築くためには、関係行政機関における取り組みに加えて、職場や家庭など地域ぐるみでの対策を講じていくことが重要です。

※ 殺人・強盗・放火・強姦・暴行・傷害・窃盗・詐欺などの犯罪を犯した者

##### 高齢化の進行や単身世帯の増加による消費者トラブルの懸念

- 近年、全国的な傾向としてインターネットや折り込みチラシなどの通販の「健康食品」や「化粧品」の定期購入に関する消費者生活相談事例が特に多い状況にあります。
- また、本市では高齢化の加速、単身世帯の増加により、消費者トラブルに巻き込まれる懸念が高まっています。地域生活の安心・安全の確保・維持に向けて、消費者トラブルの未然防止及び早期の被害回復に向けた取り組みや体制整備が求められています。

##### ツキノワグマ出没件数増加による人身被害の懸念

- 近年、県内全域でツキノワグマの出没件数が増加し、北秋田市においても集落周辺はもとより、市街地への出没も相次いでいます。市街地等に隣接した里山へ生息地が拡大する傾向があることから、棲み分けの実現が課題です。
- 里山へ生息地が拡大する中、未収穫果樹等の誘引要因や耕作放棄地等の身を隠す場を地域ぐるみで取り除く取組が必要です。
- 出没に際しては、防災ラジオ・メールや市公式LINEによる情報提供は一定の効果を上げていますが、情報の活用や市街地滞留時の対応の体制構築が必要です。

#### ■ 関連する計画等

関連する計画等	<ul style="list-style-type: none"><li>● 北秋田市鳥獣被害防止計画</li><li>● ツキノワグマ市街地等出没対応マニュアル</li></ul>
---------	--

#### ■ みんなの役割

市民	<ul style="list-style-type: none"><li>● 通学路や散歩道などでクマを見かけた際は、すぐに警察に知らせ、安全を守る行動につなげましょう</li><li>● 外出する際は、鈴やラジオを携行し、クマに人の存在を知らせるよう心がけましょう</li></ul>
地域・団体・事業者	<ul style="list-style-type: none"><li>● 周辺住民で消費者トラブル等を抱えている方を覚知した場合には、市へ情報提供しましょう</li></ul>

- |  |  |
|--|--|
|  | ● 地域内のクマに関する情報を共有し、草刈りや見通しの確保、緩衝帯の維持管理など、地域ぐるみで安全な環境づくりを進めましょう |
|--|--|

## ■ 施策の方向性

### 4-5-1 交通安全対策の推進

- 街頭指導及びパトロール活動等による市民の交通安全意識の向上
- 交通安全協会の事故防止啓発活動や交通安全母の会による高齢者及び児童等の見守り活動の実施
- 本市ホームページや広報等による募集広告・勧誘活動等による交通指導員の人材確保

#### 目標指標

交通事故(人身事故)件数	
令和 6 年度	令和 12 年度
24 件	対前年比で減少(↓)

交通指導隊、防犯指導隊の隊員数	
令和 6 年度	令和 12 年度
61 人	72 人

### 4-5-2 地域防犯対策の強化

- 街頭指導及びパトロール活動等による市民の防犯意識の向上
- 防犯カメラの設置・通話録音装置の貸し出し
- 出前講座等の実施による犯罪被害防止の推進

#### 目標指標

犯罪件数(刑法犯認知件数)	
令和 6 年度	令和 12 年度
49 件	対前年比で減少(↓)

### 4-5-3 消費者トラブルの防止に向けた啓発

- 消費者トラブルに関する相談窓口の周知
- 街頭でのチラシ配布や出前講座の実施、防災ラジオ等での注意喚起
- 消費生活相談員の人材育成と専門性のさらなる向上
- 消費者安全確保地域協議会での情報共有による高齢者等の被害の防止
- 自治会・婦人会・福祉団体・警察などの各関係機関との連携強化

#### 目標指標

消費者問題に関する 意識啓発活動の実施件数	
令和 6 年度	令和 12 年度
7 件	15 件

### 4-5-4 ツキノワグマによる被害防止対策の強化

- 人と野生鳥獣との棲み分けの実現に向けたゾーニング管理の推進
- クマの誘因となる生ごみや農作物・果樹木の適切な管理、緩衝帯や電気柵の設置等、環境整備に向けた地域ぐるみの取組を支援
- クマ出没・目撃情報の即時周知体制と対策の知識啓発の強化
- 関係機関と連携し、初動対応や緊急銃猟を含む市街地出没時等の体制確立

## 4. 生活環境基盤 だれもが安心で安全な暮らしが営めるまち

### 6 消防・防災・救急体制の充実

#### ■ 現状と課題

##### 互助による地域防災力の向上

- 日本各地で豪雨災害や地震等の災害が多発し、市民の防災意識も高まっています。一方で、災害を免れている市民の一部にはさほど防災意識が高まっていないこともあります。災害は、いつ起こるかわからないことを自覚していただくために、市民の防災意識を向上する取り組みが求められます。
- また、災害時においては要支援者とその関係者を把握することが重要です。そのためにも、有事に備える体制づくりと自助・共助の環境づくり・意識づくりが必要です。
- 事故や傷病等の発生時においては、初期の応急救手当の有無が救命率の向上に寄与するものと考えられます。実際、本市では令和元年中、救急で心肺停止状態に陥った方に対し、その場に居合わせた方による応急救手当が施された割合は約56.0%となっており、救命率の向上や救急隊の救命活動の円滑化に寄与しています。

##### 市民の命と財産を守る消防・救急の重要性の再認識と未然の対策が必要

- 本市における救急出動件数はR3年度1,690件、R4年度1,834件、R5年度1,792件、R6年度1,778件となっており、近年はやや減少傾向となっています。
- 出動件数の内訳を見てみると、高齢化の進展とともに高齢者施設や高齢者世帯から高度な救命処置を伴う要請が増加傾向もしくは横ばいに推移している状況にあります。
- 近年、住宅火災による死者のうち高齢者の占める割合が全国的に増加しており、逃げ遅れ等の危険性を減らすため、火災の早期発見が重要となっています。本市における火災発生と死者数の現況は、R3年度9件死者2名、R4年度21件死者2名、R5年度18件死者1名、R6年度12件死者2名となっています。火災による逃げ遅れを防ぐためにも住宅用火災警報器の設置など、個々人における日頃からの備えが必要です。
- 本市における消防団の現況は、社会全体の就業形態の変化に伴い、消防団員全体のうち被雇用者の占める割合が高くなっています。これらの背景から、消防団員は仕事と消防団活動の両立が難しい状況にあるものと考えられます。
- こうした状況を踏まえ、市では消防団再編や条例定数変更を行うなどの対策を講じてきましたが、そもそも消防団の担い手となる本市の人口減少や高齢化の進展等により、団員数は減少傾向にあります。団員減少により、各種訓練や災害活動が思うようにできず、支障をきたしている状況にあります。
- 消防吏員の定数に対し、充足率が低く、超過勤務や高齢化による体制維持への負担が課題となっています。
- 団員確保に向けて、広報媒体等を通じて周知に努めているものの、消防団の魅力や重要性の発信が十分とはいえない状況です。また、消防団協力事業所の登録により、事業所の理解を得ることで、平日の災害活動の動員につながっており、消防団協力事業所の登録促進も求められています。
- 消防施設や消防車両においては老朽化の実態があり、更新整備が必要となっています。

#### ■ 関連する計画等

- |         |                             |
|---------|-----------------------------|
| 関連する計画等 | ● 北秋田市第2次地域福祉計画・第2次地域福祉活動計画 |
|---------|-----------------------------|

#### ■ みんなの役割

- |           |                                   |
|-----------|-----------------------------------|
| 市民        | (検討中)                             |
| 地域・団体・事業者 | ● 消防団協力事業所登録により、地域防災力の向上に取り組みましょう |

## ■ 施策の方向性

### 4-6-1 互助による救急・災害対応への啓発と仕組みづくり

- イベント等における救急啓発車等を活用した救急・災害対応の啓発活動の実施
- 小学校・中学校における一貫した応急手当学習プログラムの継続
- 救命講習受講者の増員に向けた観光関連事業者も含めた様々な対策の検討
- ホームページ、街頭及び紙面による広報活動や防災講話などの啓発活動の実施
- 市広報の防災かわら版による防災情報の提供
- 自治会や各種団体への防災講話による防災意識の向上
- 市登録制防災メール、防災ラジオ、市公式 LINE、yahoo!メールによる防災情報の配信体制の構築
- 防災ラジオの有用性の市広報、出前講座等での周知
- 適切な避難所の開設・運営と自主防災組織等による自治会館等への地域内の安全な場所への自主的避難行動の推進
- 本市に適した新たな自主防災組織の結成の促進
- 避難行動要支援者名簿の要支援者の個別避難計画の作成
- 関係機関等への個別避難計画の提供による災害時の迅速な避難体制の構築

#### 目標指標

救命講習を受講したことがある市民の割合	
令和 6 年度	令和 12 年度
56.4%	60.0%

自主防災組織の結成数(累計)	
令和 6 年度	令和 12 年度
52団体	70 団体

災害に備えて何かしら準備している市民の割合	
令和 6 年度	令和 12 年度
62.6%	68.6%

### 4-6-2 消防・救急体制の充実

- 疾病構造の変化に対応した救急施設等の整備
- マイナ救急やタブレット等を利用し救急隊と医師間での映像・画像情報を共有するなどの ICT 技術を活用した救急業務高度化への対応
- 救急救命士の計画的な養成および指導救命士の養成
- 消防吏員の採用活動の強化や職員配置の適正化
- 消防力の維持のため適正な消防職員数の確保
- 働きやすい勤務環境づくりの推進による消防吏員体制の持続的な確保
- 消防車・救急車・特殊車両等の消防自動車の計画的な更新
- 老朽化の著しい消防施設の移転・整備等の検討
- 市町村消防の広域化に関する協議・検討
- 火災予防に関する電子申請の届出や危険物施設申請手数料のキャッスレス決済導入等の DX 推進
- 広報媒体を活用した取り組みの継続やイベント等を利用して対面での消防団入団促進活動の実施
- 消防団ポンプ等の適正な配置を踏まえた、消防施設等の整備
- 「無線連動型住宅用火災警報器」購入費補助金事業の継続・設置の促進

#### 目標指標

消防団充足率	
令和 6 年度	令和 12 年度
81.6%	90.0%

住宅用火災警報器の設置率	
令和 6 年度	令和 12 年度
83.8%	95.0%

## 5. 市民活動・市政運営 だれもが互いに尊重し合いともに協働できるまち

### 1 市民活動の推進と行政との連携

#### ■ 現状と課題

##### 地域活動を担う人材の高齢化や継承者の不足による地域活動の維持が困難

- 人口減少や少子高齢化、デジタル化などに伴い、市民の生活スタイルや価値観は多様化しています。同時に地域が抱える課題も複雑化・多様化・高度化傾向にあり、行政だけが主体となって解決することは困難な状況となっています。
- 地域では、自治会等が防犯街灯の整備、自治会館の整備、地域振興に資するまちづくりなどの地域活動などを担っています。しかしながら、こうした地域での安全で快適な暮らしを支えている自治会等については、人口減少や高齢化等に伴い、担い手の不足によって活動の継続が困難となるケースが増えています。地域活動を担う人材や団体等の確保が急務となっています。
- また、就業や日常生活におけるデジタル化の伸展による生活スタイルの変化から人間関係が希薄化しており、地域コミュニティの形成そのものに支障が生じる懸念があります。

##### あらゆる市民が必要な情報を簡便な手段で入手できる工夫が必要

- 本市では、必要な情報を住民に周知するための取り組みとして市委嘱の行政協力委員が広報きたあきたの配布や周知事項等の伝達を行っています。
- また、市に関する各種情報を市民に公表し、開かれた市政を推進するため、市ホームページや市公式SNSなどを活用し、市内外の方々に必要な情報を発信しています。
- さらには、市ホームページの各部署の事業ごとの掲載ページの問い合わせ入力フォームから、市へのお問い合わせやご意見などを担当課で直接受け付けて各施策に反映させる取り組みも展開しています。
- 市民意識調査によると、市民が市政情報を取得する際の方法として、依然として「広報紙」の割合が全年代で高い結果となりました。一方で「市ホームページ」によって市政情報を取得する方の割合は、年代が高いほど低くなっています、「必要な情報」を的確に届けるためには、各々の年代に応じた媒体での分かりやすい情報発信が必要となっています。

##### 広報・広聴における業務効率化と質の向上の両立が必要

- 人口減少傾向が続くなか、市における広報・広聴業務の効率化やコンパクト化を推進していく必要性が高まっています。そのためには、定型業務などについてはデジタル技術を取り入れ活用するなど、質の向上を意識しながら効果的に取り組む必要があります。
- 現在、各部署で行っているSNS等による情報発信については、情報入手のしやすさと業務効率化の観点から総合政策課広報係による管理・運営に集約することも検討する必要があります。

##### 友好交流都市とのさらなる交流促進

- 友好交流都市である東京都国立市との間で、教育・文化・スポーツ・産業等幅広い分野での交流が行われております、これまで培ってきた人的ネットワークから様々な分野・事業へ広がりを見せ始めています。
- 今後は、行政主導の交流だけでなく、個人や団体・民間事業者同士の交流促進を図り、様々な分野での事業展開へ繋げるため各団体や民間事業者との橋渡しなどのサポートが必要です。

#### ■ 関連する計画等

関連する計画等	● (該当なし)
---------	----------

#### ■ みんなの役割

市民	<ul style="list-style-type: none"><li>● 市公式SNSを活用しましょう</li><li>● ホームページ等において質問や意見を関係部署に伝えましょう</li><li>● 交流事業への積極的な参画と協力により地域全体で交流を推進しましょう</li></ul>
地域・団体・事業者	<ul style="list-style-type: none"><li>● ホームページ等において質問や意見を関係部署に伝えましょう</li><li>● 交流事業への積極的な参画と協力により地域全体で交流を推進しましょう</li></ul>

## ■ 施策の方向性

### 5-1-1 地域コミュニティの活性化支援

- 市政の円滑な運営と市民の利便性向上に向けた行政協力委員等との協働・連携の強化
- 地域課題の解決や地域振興に自ら取り組む活動についての補助等の支援継続
- 複数の集落の機能補完や生活支援など、地域コミュニティの維持・育成等に取り組む組織(RMO)の支援

#### 目標指標

地域が住みやすいという市民の割合	
令和 6 年度	令和 12 年度
65.2%	71.4%

活発に活動が行われている自治会等の割合	
令和 6 年度	令和 12 年度
57.8%	68.4%

地域活動に何か参加している市民の割合	
令和 6 年度	令和 12 年度
59.0%	73.8%

### 5-1-2 広報・広聴の充実

- 見やすく・伝わりやすい広報紙の紙面づくり
- 見やすく、使いやすい(検索しやすい)ホームページに向けたリニューアル
- 広報紙やホームページにおけるデジタル技術等の活用の検討
- 公式 SNS(Instagram、X、Facebook、LINE)の特性に応じた、年齢層や目的に合った効果的な情報発信
- 市ホームページ、市民の声ポスト、アンケート、意見交換会など多様な広聴の手法や機会の創出による施策への反映

#### 目標指標

市ホームページの年間アクティブユーザー数【単年】	
令和 6 年度	令和 12 年度
471,914 人	471,914 人

※各年度末のアクティブユーザー数について Google Analytics を使用して計測します

市公式 SNS のフォロワー数(X・Facebook・Instagram)【単年】	
令和 6 年度	令和 12 年度
6,754 人	13,582 人

「市広報紙・市HP・市公式SNS」の市政情報発信について、取得に関して満足している市民の割合	
令和 6 年度	令和 12 年度
—	83.7%

### 5-1-3 広域連携と多様な主体との協働

- 友好交流都市である東京都国立市との教育・文化・スポーツ・産業等を通じた交流の継続と個人や団体・民間事業者同士の交流の促進
- 人口減少、少子高齢化の進行に伴う様々な地域課題(インフラ・災害・医療・福祉・公共交通など)への対応や観光・産業連携を通じて地域経済と地域活力の向上を図るため、県や近隣自治体などの広域的な連携を検討

#### 目標指標

友好交流都市との交流事業数	
令和 6 年度	令和 12 年度
13 事業	23 事業

## 5. 市民活動・市政運営 だれもが互いに尊重し合いともに協働できるまち

### 2 健全な行財政運営

#### ■ 現状と課題

##### 行政サービスの向上とインシデントに備えた体制整備が必要

- 人口減少の進行に伴い、市職員も今後減少することが予想されます。社会経済の変化に柔軟かつ迅速に対応するためには、限られた人員のなか、効率的に行政事務を行う必要があります。
- 行政手続のオンライン化やキャッシュレス化を進めることにより、窓口混雑の緩和やオンラインで完結する手続きを増やすなどの行政サービスの向上が期待されています。
- また、デジタル処理や文章生成 AI によって庁内の業務効率化を推進し、将来的に職員数が減少した場合でも、対応できる体制整備に備える必要があります。
- 自治体の情報システムを取り巻く環境は常に新たなセキュリティ対策が求められています。サイバー攻撃や自然災害などのセキュリティインシデントには、迅速なインシデントマネジメント対応が必要とされるほか、組織内部によるセキュリティインシデント対策として、職員の IT リテラシー向上とマイナンバーや情報セキュリティに関する知識の向上が求められています。

##### 自主財源の確保と経費削減、効率的な予算執行による行政サービスの維持が課題

- 厳しい財政状況が続く本市においては、自主財源の確保と事務事業の精査による経費の削減、効率的な予算執行により、行政サービスを維持することが求められています。財政力指数をみると、令和 5 年度決算で当市は 0.265 となっており、県内市平均の 0.368 や類似団体の 0.37 を下回っています。
- 今後は人口や世帯数の減少に伴う地方交付税の減少や高齢化による社会保障費の増加が見込まれることや、公共施設等の利用需要が変化することを踏まえ、公共施設等について、長期的な視点を持って更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行い、財政負担を軽減・平準化することが求められています。

##### 安定的な行政サービスの提供には市職員のスキルアップと能力を発揮できる環境の整備が必要

- 本市の職員数は、定員管理計画よりも大きく減少している一方で、行政需要の増加によって業務量は増加しています。市民サービスを維持・向上させるためには、市職員の意識改革・能力向上が必要です。
- また、職員の離職を抑制し、今後も人材を確保していくためには、職員がやりがいをもって働くことができる環境づくりが必要です。そのためにも業務効率化による職員の負担軽減や多様で柔軟に働く環境整備などが求められています。

#### ■ 関連する計画等

関連する計画等	● 公共施設等総合管理計画
---------	---------------

#### ■ みんなの役割

市民	● 税金は納期内に納め、行政サービスに対する適正な負担を担いましょう
地域・団体・事業者	● ふるさと納税を活用して地域の魅力や特産品を全国に発信しましょう

## ■ 施策の方向性

### 5-2-1 住民サービスの向上と業務効率化に向けた DX の推進

- オンライン行政手続講習会やスマートフォン等による市の発信情報の利活用支援等の利用者支援
- オンライン申請および市役所窓口におけるキャッシュレス決済の導入検討
- 地方税統一 QR コード(eL-QR)による公金収納への対応
- 庁内の業務効率化に向けた文章生成AIの活用推進
- 職員の総合的なITリテラシーの向上と、マイナンバーや情報セキュリティに関する知識向上に向けた研修や意識啓発の実施

#### 目標指標

オンライン申請の種類	
令和 6 年度	令和 12 年度
68 申請	200 申請

キャッシュレス決済可能なオンライン申請の種類	
令和 6 年度	令和 12 年度
0 申請	25 申請

文章生成AIを活用する一般行政職職員の割合	
令和 6 年度	令和 12 年度
41.2%	100%

情報セキュリティインシデント発生回数	
令和 6 年度	令和 12 年度
0 回	0 回

### 5-2-2 持続可能な行財政の運営

- 自主財源の確保と事務事業の精査による経費の削減、効率的な予算執行
- 市税・負担金・使用料等についての「公平・公正」な収納体制の強化
- 市民に対する租税教育の推進など、健全な納税意識
- 収納方法の多様化に対応した市民の利便性向上と生活状況に配慮したきめ細かな納税相談の実施
- DX の推進により税務業務の効率化と充実
- ふるさと納税における地域特産品の掘り起こし、返礼品ラインナップの拡充と返礼品の安定供給体制の構築
- 公共施設の適正化の推進

#### 目標指標

実質公債費比率	
令和 6 年度	令和 12 年度
8.3%	11.1%

将来負担比率	
令和 6 年度	令和 12 年度
42.1%	85.0%

※実質公債費比率とは、一般会計等が負担する元利償還金、債務負担行為及び特別会計等への繰出等に含まれる元利償還金相当額(準元利償還金)の合計の標準財政規模に対する割合です。借入金(地方債)の返済額及びこれに準ずる額の程度を示すもので、数値が高いほど借入金の返済負担が大きいことを示します。早期健全化基準は 25%、財政再生基準は 35%とされています。

※将来負担比率とは、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する割合です。数値が高いほど、今後の財政を圧迫する可能性が大きいことを表します。早期健全化基準は 350%とされ、財政再生基準は設けられていません。

債権等(市税・負担金・使用料等)収納率	
令和 6 年度	令和 12 年度
98.9%	99.0%

ふるさと納税寄付額	
令和 6 年度	令和 12 年度
1,434 百万円	2,000 百万円

### 5-2-3 職員の人材育成とエンゲージメントの向上

- 人事評価を活用して市職員の意識改革、能力向上を図り、組織力を強化
- あらゆる階層向けの研修会の実施や、他団体への職員派遣による人材育成の強化
- フレックスタイム制度やテレワークなど多様で柔軟な働き方の導入

#### 目標指標

市役所職員の窓口や電話での対応が良いと答えた市民の割合	
令和 6 年度	令和 12 年度
59.9%	対前年比で増加(↗)

## 5. 市民活動・市政運営 だれもが互いに尊重し合いともに協働できるまち

### 3 人権尊重社会の形成

#### ■ 現状と課題

##### 多様性を尊重する人権意識の醸成が必要

- 情報社会の進展やグローバル化、性の多様性、ハラスメントの多様化といった、日々変化する社会情勢に応じて人権問題は多様化・複雑化しています。こうしたなかでも、差別がなく、明るく住みよい北秋田市の実現が求められています。
- 日常に潜む人権問題をどのように理解するか、自分自身の問題として取り組んでいけるかといった、市民の人権意識を高めるための人権啓発に触れる機会を設けていく必要があります。

##### 性別役割分担意識の解消と政策決定の場への多様な声の反映が必要

- 本市の審議会、委員会等への女性参画率は、30.7%となっており、総合計画で示した目標(28.7%)や秋田県男女共同参画推進計画で定める目標(30.0%)は達成しているものの、国の第5次男女共同参画基本計画で定める目標(40%以上)には、遠く及ばない状況です。
- 各種審議会や委員会等の構成は、男性が主体的となる傾向が強く、多様な視点からの意見等が反映されない事例も散見されています。このような状況の解消を図り、性別にかかわらず誰もが活躍できる社会づくりのため、政策決定の場における女性の参加率を向上させる必要があります。
- 女性の社会進出意向は年々高まっており、北秋田市においても令和7年度新規採用職員のうち、行政職における女性職員の占める割合は58.8%となっています。女性は出産・育児などのライフイベントで時間的制約が生じる可能性があり、フレックスタイム制度の導入やテレワークの推進など、仕事と家庭を両立できるような環境・制度を整えていく必要があります。
- また、女性管理職の積極的な登用を推進していく必要がありますが、市における女性管理職の割合は昇格者数も年度により異なり、一気に進めようとすれば組織に歪みが生じるおそれがあるため、適切な制度設計が求められます。
- さらには、男性職員の育児休業の取得により、積極的に子育てをしたいという男性の希望を実現するとともに、女性側に偏りがちな育児や家事の負担を夫婦で分かち合うことで家庭内の役割分担を平等にし、男性の育児参加促進と、女性の就業継続支援を推進していくことが求められています。
- こうした状況のもとで、市における男性職員の育児休業の取得には、職場の雰囲気や上司・同僚の理解といったことが大きな壁となっています。なお、市における男性職員の育児休業の取得割合は総じて低い状況にあり、特に消防職員にはシフト勤務があるため、人的余裕がなく現実的に取得が困難な状況となっています。

#### ■ 関連する計画等

- |         |                |
|---------|----------------|
| 関連する計画等 | ● 北秋田市男女共同参画計画 |
|---------|----------------|

#### ■ みんなの役割

市民	<ul style="list-style-type: none"><li>● 個人一人ひとりが、性別によらない役割等を自覚し、行動しましょう</li><li>● 個人一人ひとりが、相互に基本的人権を尊重するとともに、自らも人権侵害に関する行為をしないよう努め、あらゆる差別をなくしましょう</li></ul>
地域・団体・事業者	<ul style="list-style-type: none"><li>● 従業員一人ひとりに、男女共同参画の重要性を認識していただく啓発活動を行いましょう</li><li>● ハラスメント防止対策を構築し、積極的にPRしましょう</li></ul>

## ■ 施策の方向性

### 5-3-1 人権尊重社会の形成

- 学校等に花の苗などを配布し、子どもたちが協力して育てる人権の花運動を通じた生命の尊さや豊かな心、人権擁護の意識の醸成
- 人権問題の解決と人権擁護活動の充実のため、法務局や人権擁護委員との協力による人権相談の実施

### 5-3-2 男女共同参画の推進

- 庁内における男女共同参画意識の醸成に向けた男女共同参画連絡会議等での共通認識の共有
- 企業等に対する男女共同参画の重要性への周知徹底及び充実したワークライフバランスの実現等を目指すための男性の育児・家事等への参画の促進
- 市における女性職員の管理職登用に向けた働きやすい職場環境づくりを推進に向けたフレックスタイム制度やテレワーク等の導入検討
- 市における男性職員の育児等に伴う休暇の取得促進及び育児休業を取得しやすい職場環境づくりの推進

#### 目標指標

市の審議会、委員会等の女性参画率	
令和 6 年度	令和 12 年度
30.7%	40%
男性の家事・介護・看護・育児にかける時間数の割合	
令和 6 年度	令和 12 年度
27.1%	30%
市役所による女性管理職の割合(各年度4月1日現在※消防本部除く)	
令和 6 年度	令和 12 年度
24.7%	28.0%
市役所における男性職員の育児休業の取得割合	
令和 6 年度	令和 12 年度
14.3%	35.0%

## 5. 市民活動・市政運営 だれもが互いに尊重し合いともに協働できるまち

### 4 移住・定住の促進

#### ■ 現状と課題

##### 近年は若い世代の移住者が微増傾向、一層の制度周知とターゲティング戦略を行うことが有効

- 本市の移住者の傾向としては、微増傾向で鷹巣地区への移住者が半数以上を占めており、年代別では 20 歳代 30 歳代の I ターン者が多い状況となっています。
- 各種広告媒体の特性を活かしつつターゲット層に合わせた魅力発信の手段を模索しながら、「きたあきた暮らし」の魅力及び移住制度の情報発信を行う必要があります。

##### 増加する空き家の対策のため、移住・定住施策との連携が有効

- 本市では、空き家等の活用を促進するため、空き家バンクとして、空き家の賃貸・売却を希望する所有者から情報提供を受け、登録した物件を市のホームページや全国版空き家バンクで利用希望者に紹介しています。空き家の有効活用を通して、北秋田市への定住の促進及び地域の活性化の一助となる取り組みを行っています。
- 空き家バンク制度については、平成 27 年の制度創設以降、令和 6 年度末まで 52 件(5.2 件/年)の空き家登録があり、その内 34 件が成約となり活用されている状況です。空家対策の推進部署や移住・定住支援部署とどのように情報共有、連携強化を図るかが課題となります。また、空き家の移住・定住への利活用をより促進するため、移住により生じた費用(家財処分、自動車運転免許取得)や住宅購入に対する支援、住宅をリフォームした場合の助成など、移住時から移住後における快適な生活を実現するための各種支援の充実を図っています。
- 一方、空き家登録希望者・利用希望者ともに情報収集手段はホームページが主体であることから、インターネットを利用しない方への制度周知への工夫が必要です。

##### 都市と地方との共生関係の強化と人材循環の促進

- 国の新たな方針(地方創生 2.0 基本構想)では、都市と地方の共生関係の強化と人材循環の促進が求められており、本市においても関係人口の創出に向けた人材の交流・循環につながる取り組みが強く求められています。
- とりわけ都市部に向けたシティプロモーションを強化することによって、継続的に多様な形で関わる人材を増加させ、二地域居住や、リモートワーク、ふるさと住民登録、ふるさと納税などを活用・推進していくことが必要です。

#### ■ 関連する計画等

関連する計画等	● 北秋田市人口ビジョン
---------	--------------

#### ■ みんなの役割

市民	● 対象物件について市へ相談しましょう ● 移住を暖かく迎え入れましょう
地域・団体・事業者	● 対象物件を把握した際に、制度利用促進へ協力しましょう ● 対象物件を把握した際に市へ情報提供しましょう

## ■ 施策の方向性

### 5-4-1 移住・定住の情報発信

- 移住希望者に対する北秋田市の認知度向上に向けた情報発信の充実
- 移住支援制度の周知に向けた県北合同移住交流フェア、県等主催移住・A ターンフェア、市主催帰省者向け就職・移住相談会、民間主催移住・交流フェアなどへの参加
- 北秋田市での生活・魅力を体感する移住体験の推進
- 移住体験者への助成制度の運用

#### 目標指標

移住相談者数	
令和 6 年度	令和 12 年度
133 人	133 人

### 5-4-2 空き家の移住・定住への活用

- 広報紙やホームページへの掲載による空き家情報の提供
- 全国版空き家バンクを活用した全国に向けた情報発信
- 秋田県との共催による「空き家相談会」の開催
- 空き家対策の推進部署や移住・定住支援部署との情報共有・連携強化
- 空き家に関する各種支援制度(購入やリフォームに際しての支援)の周知
- 空き家に関する各種制度の周知に向けた情報発信の工夫

#### 目標指標

空き家バンク新規登録件数【累計】(再掲)	
令和 6 年度	令和 12 年度
52 件	82 件

### 5-4-3 シティプロモーション

- 関係人口の創出・拡大に向けた、首都圏在住者への農業体験、食体験などのアクティビティの提供
- 地域経済の活性化と関係人口の創出・拡大に向けた、企業に対するワーケーション事業の推進と地域課題解決をビジネスとして取り組む企業の誘致
- 関係・交流人口の増加に向けた、あきたリフレッシュ学園を活用した「短期チャレンジ留学事業」の実施

#### 目標指標

テレワーク・ワーケーション実践者数	
令和 6 年度	令和 12 年度
10 件	10 件

## 【資料編】

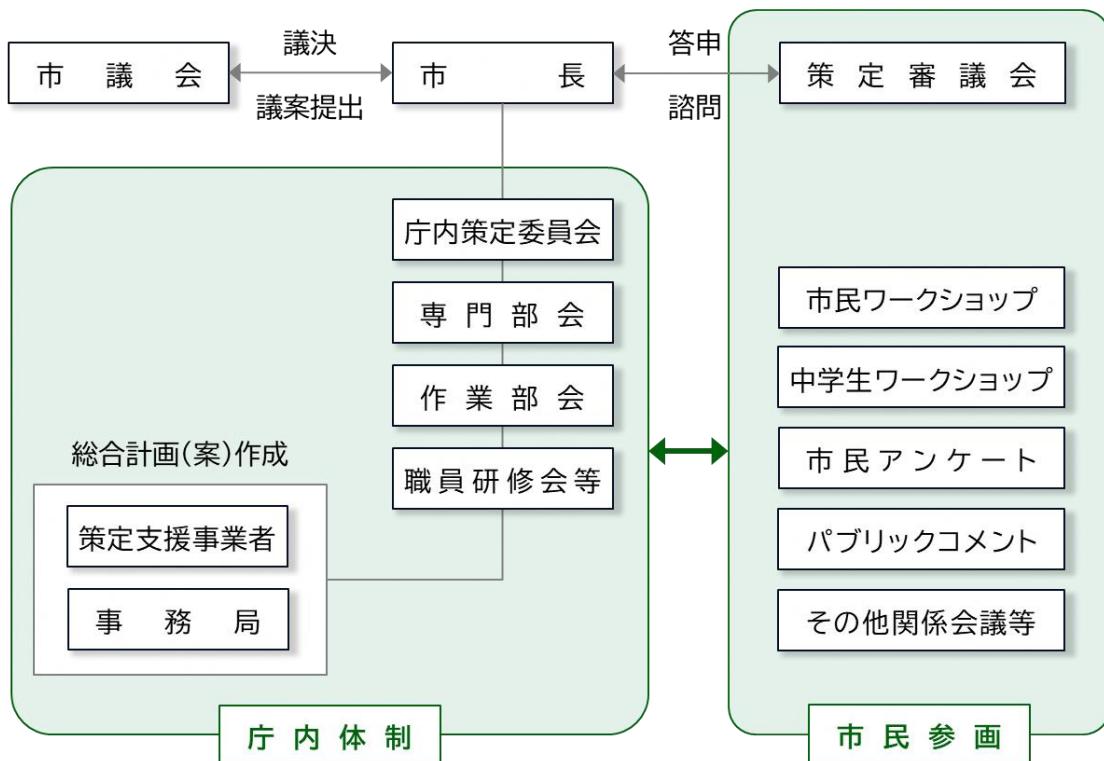
### 1. 策定体制

本市の総合計画の策定にあたっては、行政内部組織、市民(審議会含む)、議会の3者連携のもと推進しています。庁内体制については副市長、教育長、各部長等により構成された庁内策定委員会を中心に検討を行い、適宜、専門部会や作業部会との連携を図っています。

市民参画については、市民アンケートやパブリックコメントによるほか幅広い年代や属性ごとの市民意見を聴取するため、中学生ワークショップや市民ワークショップなども実施しています。

また、議会については地域の多様な民意を集約し、団体意思を決定する立場から公平公正な政策推進に向けた連携を行っています。

図 8 計画の策定体制



議案第 109 号

北秋田市打当温泉マタギの湯の指定管理者の指定について

北秋田市打当温泉マタギの湯条例（平成 17 年北秋田市条例第 145 号）第 3 条第 1 項の規定に基づき、指定管理者を次のとおり指定するものとする。

1 施設の名称	北秋田市打当温泉マタギの湯
2 指定管理者となる団体名	マタギの里観光開発株式会社
3 指定管理者の管理運営期間	令和 8 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日

令和 7 年 12 月 2 日提出

北秋田市長 津 谷 永 光

提案理由

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項及び北秋田市打当温泉マタギの湯条例（平成 17 年北秋田市条例第 145 号）第 3 条第 1 項の規定に基づき、北秋田市打当温泉マタギの湯の管理運営を行わせる指定管理者を指定するため、同法第 244 条の 2 第 6 項及び北秋田市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成 17 年北秋田市条例第 305 号）第 6 条の規定に基づき、議会の議決を経る必要があるため、提案するものである。



議案第 110 号

北秋田市ふるさとセンター（マタギ資料館）の指定管理者の指定について

北秋田市ふるさとセンター（マタギ資料館）条例（平成 17 年北秋田市条例第 140 号）第 3 条第 1 項の規定に基づき、指定管理者を次のとおり指定するものとする。

1 施設の名称	北秋田市ふるさとセンター（マタギ資料館）
2 指定管理者となる団体名	マタギの里観光開発株式会社
3 指定管理者の管理運営期間	令和 8 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日

令和 7 年 12 月 2 日提出

北秋田市長 津 谷 永 光

提案理由

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項及び北秋田市ふるさとセンター（マタギ資料館）条例（平成 17 年北秋田市条例第 140 号）第 3 条第 1 項の規定に基づき、北秋田市ふるさとセンター（マタギ資料館）の管理運営を行わせる指定管理者を指定するため、同法第 244 条の 2 第 6 項及び北秋田市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成 17 年北秋田市条例第 305 号）第 6 条の規定に基づき、議会の議決を経る必要があるため、提案するものである。



議案第 111 号

北秋田市農業者健康管理施設の指定管理者の指定について

北秋田市農業者健康管理施設条例（平成 17 年北秋田市条例第 157 号）第 3 条第 1 項の規定に基づき、指定管理者を次のとおり指定するものとする。

1 施設の名称	北秋田市農業者健康管理施設
2 指定管理者となる団体名	マタギの里観光開発株式会社
3 指定管理者の管理運営期間	令和 8 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日

令和 7 年 12 月 2 日提出

北秋田市長 津 谷 永 光

提案理由

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項及び北秋田市農業者健康管理施設条例（平成 17 年北秋田市条例第 157 号）第 3 条第 1 項の規定に基づき、北秋田市農業者健康管理施設の管理運営を行わせる指定管理者を指定するため、同法第 244 条の 2 第 6 項及び北秋田市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成 17 年北秋田市条例第 305 号）第 6 条の規定に基づき、議会の議決を経る必要があるため、提案するものである。



議案第 112 号

北秋田市農林水産物直売・食材供給施設の指定管理者の指定について

北秋田市農林水産物直売・食材供給施設条例（平成 17 年北秋田市条例第 352 号）第 3 条第 1 項の規定に基づき、指定管理者を次のとおり指定するものとする。

1 施設の名称	北秋田市農林水産物直売・食材供給施設
2 指定管理者となる団体名	マタギの里観光開発株式会社
3 指定管理者の管理運営期間	令和 8 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日

令和 7 年 12 月 2 日提出

北秋田市長 津 谷 永 光

提案理由

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項及び北秋田市農林水産物直売・食材供給施設条例（平成 17 年北秋田市条例第 352 号）第 3 条第 1 項の規定に基づき、北秋田市農林水産物直売・食材供給施設の管理運営を行わせる指定管理者を指定するため、同法第 244 条の 2 第 6 項及び北秋田市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成 17 年北秋田市条例第 305 号）第 6 条の規定に基づき、議会の議決を経る必要があるため、提案するものである。



議案第 113 号

北秋田市営森吉山阿仁スキー場の指定管理者の指定について

北秋田市営スキー場条例（平成 17 年北秋田市条例第 269 号）第 7 条第 1 項の規定に基づき、指定管理者を次のとおり指定するものとする。

1 施設の名称	北秋田市営森吉山阿仁スキー場
2 指定管理者となる団体名	特定非営利活動法人森吉山
3 指定管理者の管理運営期間	令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日

令和 7 年 12 月 2 日提出

北秋田市長 津 谷 永 光

提案理由

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項及び北秋田市営スキー場条例（平成 17 年北秋田市条例第 269 号）第 7 条第 1 項の規定に基づき、北秋田市営森吉山阿仁スキー場の管理運営を行わせる指定管理者を指定するため、同法第 244 条の 2 第 6 項及び北秋田市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成 17 年北秋田市条例第 305 号）第 6 条の規定に基づき、議会の議決を経る必要があるため、提案するものである。

